

観音寺市立地適正化計画（案） 新旧対照表

改正前	改正後
観音寺市立地適正化計画	観音寺市立地適正化計画
令和3年（2021年）6月 策定	<u>令和8年（2026年）月 改定</u>
観音寺市	観音寺市
目 次	目 次
序章 立地適正化計画の策定にあたって ······ 1	序章 立地適正化計画の策定にあたって ······ 1
1. 計画策定の目的と役割 ······ 1	1. 計画策定の目的と役割 ······ 1
1-1 計画策定の背景 ······ 1	1-1 計画策定の背景 ······ 1
1-2 制度の概要 ······ 2	1-2 制度の概要 ······ 2
1-3 本市における計画策定の背景、目的 ······ 5	1-3 本市における計画策定の背景、目的 ······ 5
2. 計画の位置づけ ······ 6	2. 計画の位置づけ ······ 6
2-1 上位計画との整合 ······ 6	2-1 上位計画との整合 ······ 6
2-2 都市計画マスタープランとの関係 ······ 6	2-2 都市計画マスタープランとの関係 ······ 6
2-3 関係計画等との連携 ······ 6	2-3 関係計画等との連携 ······ 6
2-4 公共交通との一体性 ······ 6	2-4 公共交通との一体性 ······ 6
2-5 公的不動産との連携 ······ 6	2-5 公的不動産との連携 ······ 6
2-6 周辺市町との連携 ······ 7	2-6 周辺市町との連携 ······ 7
3. 対象区域と計画期間 ······ 8	3. 対象区域と計画期間 ······ 8
3-1 対象区域 ······ 8	3-1 対象区域 ······ 8
3-2 計画期間 ······ 9	3-2 計画期間 ······ 9
第1章 本市を取り巻く現状 ······ 10	第1章 本市を取り巻く現状 ······ 10
1. 都市の特性と現状 ······ 10	1. 都市の特性と現状 ······ 10
1-1 都市の特性・概況 ······ 10	1-1 都市の特性・概況 ······ 10

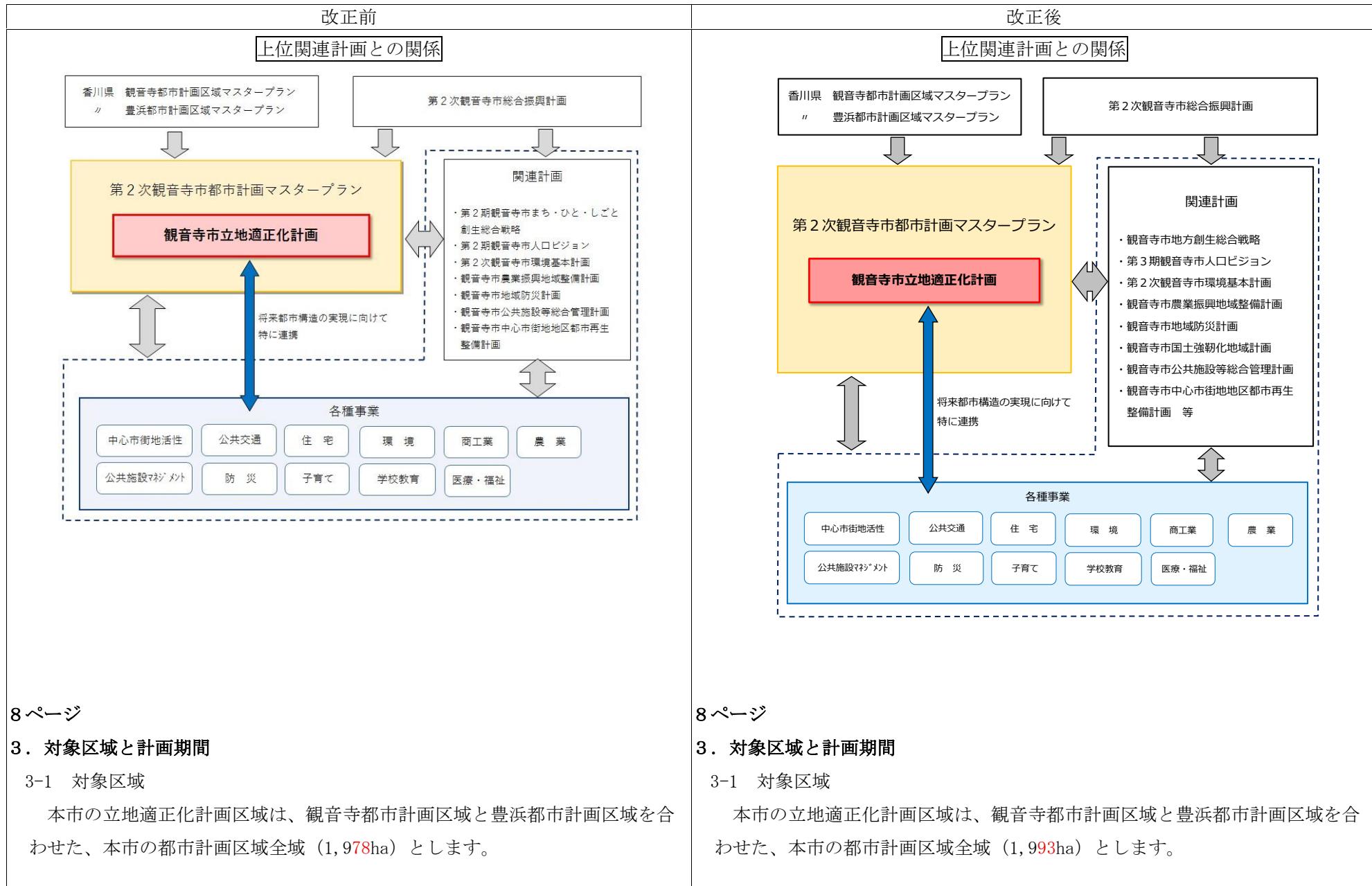
改正前	改正後
1-2都市の現状 ······ 28	1-2都市の現状 ······ 28
1-3市民意識調査 ······ 50	1-3市民意識調査 ······ 47
第2章 都市の課題と対応方針 ······ 56	第2章 都市の課題と対応方針 ······ 53
1. 都市構造上の課題と対応方針 ······ 56	1. 都市構造上の課題と対応方針 ······ 53
2. 立地適正化計画の策定に向けて ······ 58	2. 立地適正化計画の策定に向けて ······ 55
2-1 上位・関連計画との整理 ······ 58	2-1 上位・関連計画との整理 ······ 55
2-2 本市が抱える課題への対応 ······ 65	2-2 本市が抱える課題への対応 ······ 63
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針 ······ 66	第3章 立地の適正化に関する基本的な方針 ······ 64
1. 都市の将来像 ······ 66	1. 都市の将来像 ······ 64
1-1 都市づくりの基本的な考え方 ······ 66	1-1 都市づくりの基本的な考え方 ······ 64
1-2 都市づくりの方向性 ······ 67	1-2 都市づくりの方向性 ······ 65
1-3 計画策定の方向性 ······ 69	1-3 計画策定の方向性 ······ 67
1-4 都市づくりの方針 ······ 71	1-4 都市づくりの方針 ······ 69
1-5 施設の適正立地に関する方針 ······ 72	1-5 施設の適正立地に関する方針 ······ 70
1-6 都市の将来像 ······ 73	1-6 都市の将来像 ······ 71
2. 立地適正化計画に関する基本方針 ······ 75	2. 立地適正化計画に関する基本方針 ······ 73
2-1 基本目標 ······ 75	2-1 基本目標 ······ 73
2-2 基本方針 ······ 75	2-2 基本方針 ······ 73
2-3 目指すべき都市の骨格構 ······ 78	2-3 目指すべき都市の骨格構 ······ 76
3. 計画を実現するための方策 ······ 80	3. 計画を実現するための方策 ······ 78
3-1 計画を実現するための方策 ······ 80	3-1 計画を実現するための方策 ······ 78
第4章 都市機能誘導区域及び誘導施設について ······ 83	第4章 都市機能誘導区域及び誘導施設について ······ 81
1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方 ······ 83	1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方 ······ 81

改正前	改正後
3-1 都市再生特別措置法に基づいて行う誘導 ······ 124	3-1 都市再生特別措置法に基づいて行う誘導 ······ <u>122</u>
3-2 本市が独自に講じる施策 ······ 126	3-2 本市が独自に講じる施策 ······ <u>124</u>
第6章 交通ネットワークの強化 ······ 128	第6章 交通ネットワークの強化 ······ <u>126</u>
1. 交通ネットワークの構築 ······ 128	1. 交通ネットワークの構築 ······ <u>126</u>
2. 公共交通サービスの充実 ······ 128	2. 公共交通サービスの充実 ······ <u>126</u>
 第7章 防災指針 ······ 130	
1. 防災指針の目的等 ······ 130	
1-1 防災指針の目的 ······	<u>130</u>
1-2 防災指針の位置づけ ······	<u>130</u>
1-3 防災指針の考え方 ······	<u>131</u>
1-4 防災指針の検討フロー ······	<u>132</u>
2. 災害リスク分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出 ······ 133	
2-1 洪水のリスク分析 ······	<u>134</u>
2-2 雨水出水(内水)のリスク分析 ······	<u>140</u>
2-3 高潮のリスク分析 ······	<u>142</u>
2-4 ため池のリスク分析 ······	<u>146</u>
2-5 津波のリスク分析 ······	<u>148</u>
2-6 土砂災害のリスク分析 ······	<u>152</u>
2-7 地震のリスク分析 ······	<u>153</u>
3. 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討 ······ 157	
3-1 対象とする災害等 ······	<u>157</u>
3-2 誘導区域等における災害ハザードエリアの取扱いの考え方 ···	<u>157</u>
3-3 防災まちづくりの将来像 ······	<u>158</u>
3-4 取組方針の検討 ······	<u>159</u>

改正前	改正後
	<u>4. 居住誘導区域の精査・変更</u> 160 4-1 災害リスクの分析と居住誘導区域 160 4-2 居住誘導区域の変更の考え方 160 5. 防災指針と具体的な取組、スケジュールの検討 162 6. 防災指針まとめ 163 6-1 対象とする災害規模 163 6-2 災害リスクと課題、その対応(居住誘導区域内) 163 6-3 具体的な取組 164 7. 立地適正化計画によるまちづくりと防災指針について 165
<u>第7章 計画の評価と進行管理</u> 132	<u>第8章 計画の評価と進行管理</u> 167
1. 計画の評価 132	1. 計画の評価 167
1-1 都市機能誘導に関する評価 132	1-1 都市機能誘導に関する評価 167
1-2 居住誘導に関する評価 133	1-2 居住誘導に関する評価 168
1-3 公共交通に関する評価 133	1-3 公共交通に関する評価 168
2. 計画の進行管理 134	2. 計画の進行管理 169
2-1 進行管理 134	2-1 進行管理 169
2-2 計画の推進体制 135	2-2 計画の推進体制 170
<u>第8章 立地適正化計画に関わる施策・事業</u> 136	<u>第9章 立地適正化計画に関わる施策・事業</u> 171
1. 本市の都市機能誘導に関わる施策・事業 136	1. 本市の都市機能誘導に関わる施策・事業 171
2. 本市の居住誘導に関わる施策・事業 137	2. 本市の居住誘導に関わる施策・事業 173
資料 139	資料 176
1. 用語集 139	1. 用語集 176
2. 水災害に対する考え方 144	<u>2. 水災害に対する考え方</u>

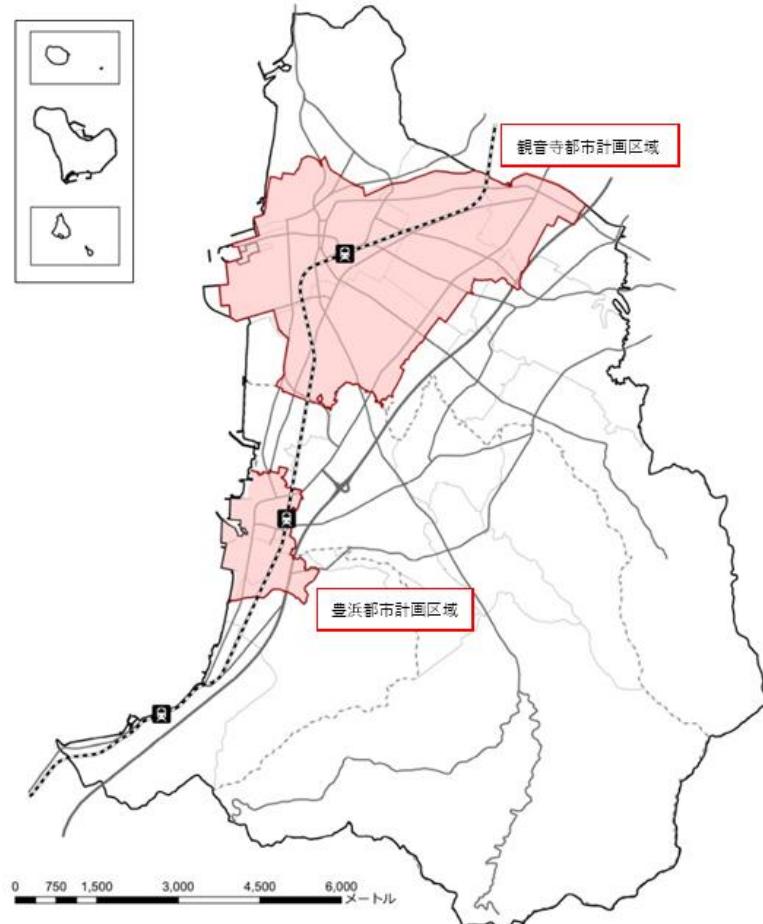
改正前	改正後
<p>6～7ページ</p> <p>序章 立地適正化計画の策定にあたって</p> <p>2. 計画の位置づけ</p> <p>立地適正化計画制度の目的と役割を踏まえ、本計画を以下のとおり位置づけ、策定します。</p> <p>2-1 上位計画との整合</p> <p>本市の基本構想である「第2次観音寺市総合振興計画」（平成30（2018）年3月）を上位計画とし、「第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2（2020）年3月）等に沿った計画とします。</p> <p>また、香川県が策定した広域の都市計画である「観音寺都市計画区域マスタープラン」（平成24（2012）年10月）及び「豊浜都市計画区域マスタープラン」（平成24年10月）に即した内容とします。</p> <p>2-2 都市計画マスタープランとの関係</p> <p>本計画は、本市における都市計画の青写真ともいべき「第2次観音寺市都市計画マスタープラン」に包含され、都市を構成する一部の機能だけではなく、居住や商業・医療等の日常生活サービス、公共交通などさまざまな都市の機能を見渡した市町村都市計画マスタープランの一部と位置づけます。</p> <p>2-3 関係計画等との連携</p> <p>都市全体の観点から、住まいや移動、商業、医療・福祉、農業、中心市街地活性化等の多様な分野の計画との連携を図り、整合性や相乗効果を考慮しつつ、効果的な計画を策定します。</p>	<p>6～7ページ</p> <p>序章 立地適正化計画の策定にあたって</p> <p>2. 計画の位置づけ</p> <p>立地適正化計画制度の目的と役割を踏まえ、本計画を以下のとおり位置づけ、策定します。</p> <p>2-1 上位計画との整合</p> <p>本市の基本構想である「第2次観音寺市総合振興計画」（平成30（2018）年3月）を上位計画とし、「観音寺市地方創生総合戦略」（令和7（2025）年改訂）等に沿った計画とします。</p> <p>また、香川県が策定した広域の都市計画である「観音寺都市計画区域マスタープラン」（令和3（2021）年5月）及び「豊浜都市計画区域マスタープラン」（令和3（2021）年5月）に即した内容とします。</p> <p>2-2 都市計画マスタープランとの関係</p> <p>本計画は、本市における都市計画の青写真ともいべき「第2次観音寺市都市計画マスタープラン」に包含され、都市を構成する一部の機能だけではなく、居住や商業・医療等の日常生活サービス、公共交通などさまざまな都市の機能を見渡した市町村都市計画マスタープランの一部と位置づけます。</p> <p>2-3 関係計画等との連携</p> <p>都市全体の観点から、住まいや移動、商業、医療・福祉、農業、中心市街地活性化等の多様な分野の計画との連携を図り、整合性や相乗効果を考慮しつつ、効果的な計画を策定します。</p>

改正前	改正後
<p>2-4 公共交通との一体性</p> <p>コンパクト・プラス・ネットワークによる多核連携型の都市づくりを進めるためには、拠点と地域をつなぎ、拠点間を結ぶ交通ネットワークの形成は極めて重要な要素であり、都市計画と公共交通との一体的な取組を進めます。</p>	<p>2-4 公共交通との一体性</p> <p>コンパクト・プラス・ネットワークによる多核連携型の都市づくりを進めるためには、拠点と地域をつなぎ、拠点間を結ぶ交通ネットワークの形成は極めて重要な要素であり、「観音寺市地域公共交通計画」（令和6（2024）年3月）と連携を図りながら、都市計画と公共交通との一体的な取組を進めます。</p>
<p>2-5 公的不動産との連携</p> <p>人口減少等による公共施設の余剰やインフラ施設等の老朽化、厳しい財政状況等を背景とした、公的不動産の利活用等の状況を踏まえ、「観音寺市公共施設等総合管理計画」（平成27（2015）年5月）の取組と連携を図ります。</p>	<p>2-5 公的不動産との連携</p> <p>人口減少等による公共施設の余剰やインフラ施設等の老朽化、厳しい財政状況等を背景とした、公的不動産の利活用等の状況を踏まえ、「観音寺市公共施設等総合管理計画」（令和5（2023）年3月）の取組と連携を図ります。</p>
<p>2-6 周辺市町との連携</p> <p>商業や医療などの日常生活圏域や公共交通等のつながりは、観音寺市域のみで完結するものではなく、周辺市町との関連性が高いことから、周辺市町等との連携を図ります。</p>	<p>2-6 周辺市町との連携</p> <p>商業や医療などの日常生活圏域や公共交通等のつながりは、観音寺市域のみで完結するものではなく、周辺市町との関連性が高いことから、周辺市町等との連携を図ります。</p>



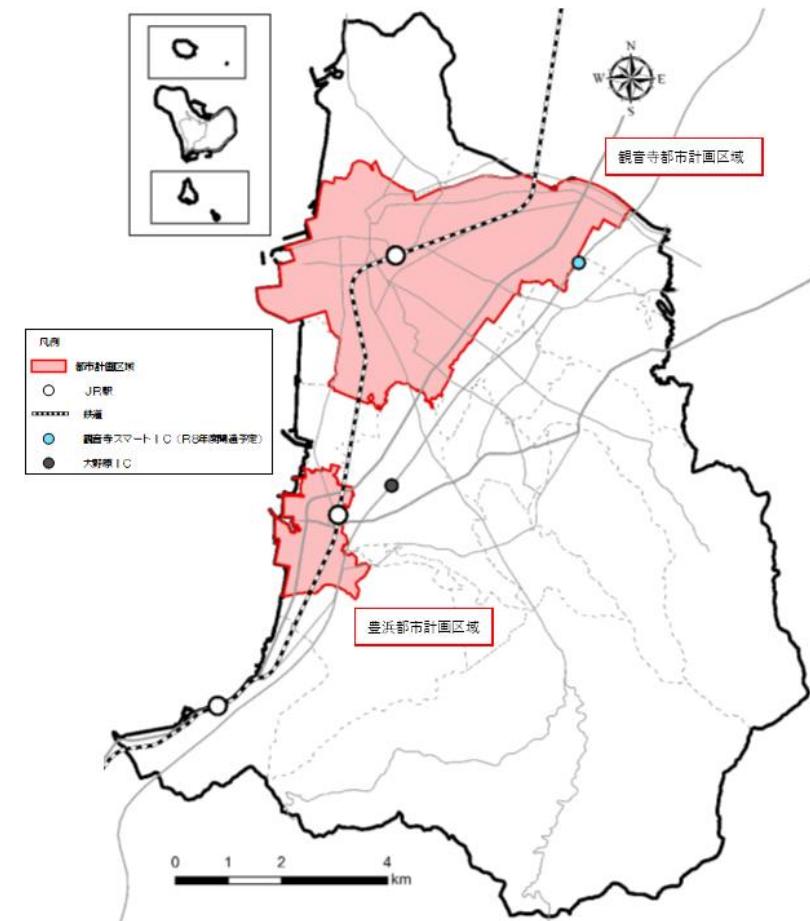
改正前

計画区域図



改正後

計画区域図



改正前									改正後																																																																																																		
9ページ									9ページ																																																																																																		
3-2 計画期間									3-2 計画期間																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2021</th><th>2022</th><th>~2027</th><th>2028</th><th>2029</th><th>2030</th><th>2031</th><th>~2040</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観音寺市</td><td>第2次観音寺市 都市計画マスタープラン</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>観音寺市立地適正化計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>第2次観音寺市総合振興計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										2021	2022	~2027	2028	2029	2030	2031	~2040	観音寺市	第2次観音寺市 都市計画マスタープラン									観音寺市立地適正化計画									第2次観音寺市総合振興計画																	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R3 2021</th><th>R4 2022</th><th>~R9 ~2027</th><th>R10 2028</th><th>R11 2029</th><th>R12 2030</th><th>R13 2031</th><th>~R22 ~2040</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観音寺市</td><td>第2次観音寺市 都市計画マスタープラン</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>観音寺市立地適正化計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>第2次観音寺市総合振興計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										R3 2021	R4 2022	~R9 ~2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	~R22 ~2040	観音寺市	第2次観音寺市 都市計画マスタープラン									観音寺市立地適正化計画									第2次観音寺市総合振興計画																
	2021	2022	~2027	2028	2029	2030	2031	~2040																																																																																																			
観音寺市	第2次観音寺市 都市計画マスタープラン																																																																																																										
	観音寺市立地適正化計画																																																																																																										
	第2次観音寺市総合振興計画																																																																																																										
	R3 2021	R4 2022	~R9 ~2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	~R22 ~2040																																																																																																			
観音寺市	第2次観音寺市 都市計画マスタープラン																																																																																																										
	観音寺市立地適正化計画																																																																																																										
	第2次観音寺市総合振興計画																																																																																																										
11ページ									11ページ																																																																																																		
第1章 本市を取り巻く現状									第1章 本市を取り巻く現状																																																																																																		
1. 都市の特性と現状									1. 都市の特性と現状																																																																																																		
1-1都市の特性・概況									1-1都市の特性・概況																																																																																																		
(2) 土地利用計画									(2) 土地利用計画																																																																																																		
①都市計画区域									①都市計画区域																																																																																																		
本市の都市計画区域は、観音寺都市計画区域 (1,713ha) と豊浜都市計画区域 (265ha) の2つが存在します。									本市の都市計画区域は、観音寺都市計画区域 (1,728ha) と豊浜都市計画区域 (265ha) の2つが存在します。																																																																																																		

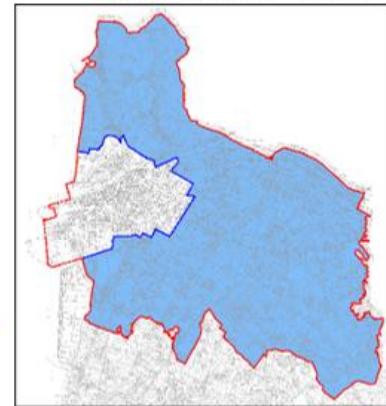
改正前

観音寺都市計画区域図

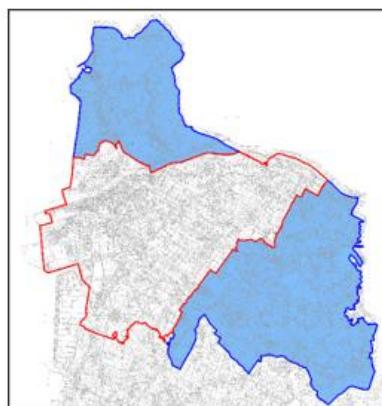
昭和 8(1933)年 12月 9日
(当初区域の指定) : 651ha



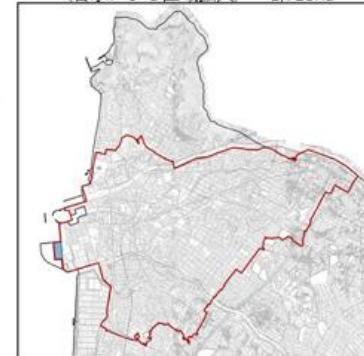
昭和 33(1958)年 7月 4日
(告示による区域拡大) : 4,035ha



昭和 44(1969)年 2月 20日
(告示による区域縮小) : 1,707ha



令和 2(2020)年 7月
(告示による区域拡大) : 1,713ha



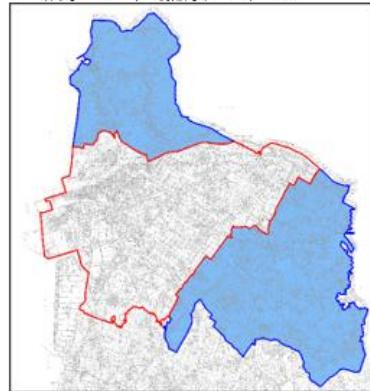
改正後

観音寺都市計画区域図

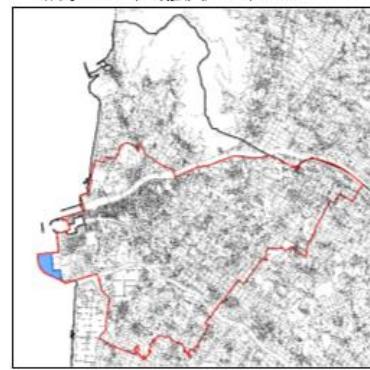
昭和 8(1933)年 12月 9日
(当初区域の指定) : 651ha



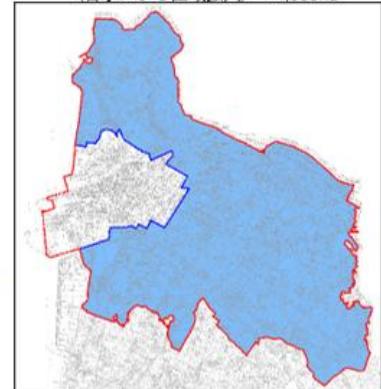
昭和 44(1969)年 2月 20日
(告示による区域縮小) : 1,707ha



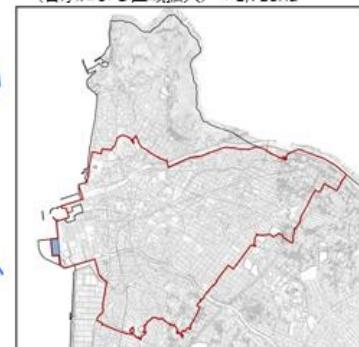
令和 4(2022)年 10月
(告示による区域拡大) : 1,728ha



昭和 33(1958)年 7月 4日
(告示による区域拡大) : 4,035ha



令和 2(2020)年 7月
(告示による区域拡大) : 1,713ha



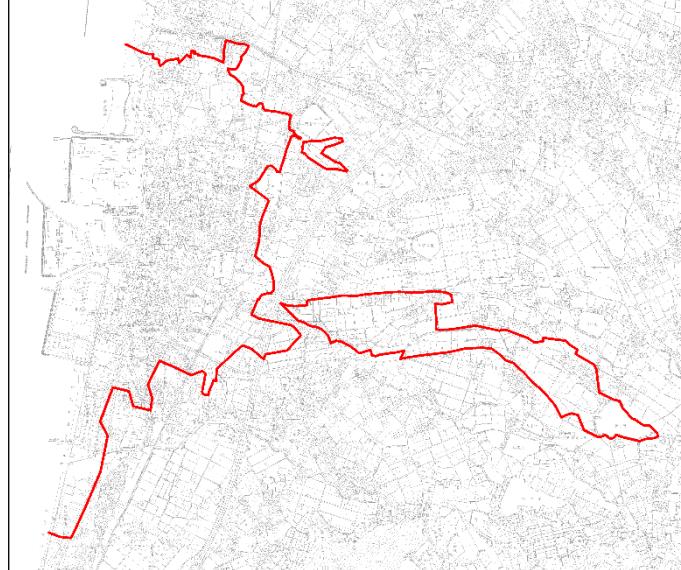
改正前

1 2 ページ

豊浜都市計画区域図

昭和9(1934)年8月15日

(当初区域の指定) : 面積不詳



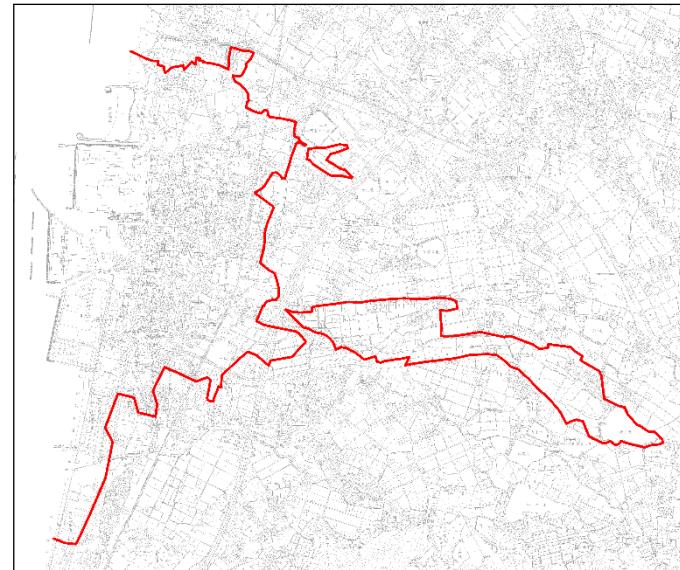
改正後

1 2 ページ

豊浜都市計画区域図

昭和8(1933)年12月9日

(当初区域の指定) : 面積不詳



改正前			改正後		
13ページ			13ページ		
②区域区分（非線引き）			②区域区分（非線引き）		
観音寺都市計画区域等の規模			観音寺都市計画区域等の規模		
		単位：ha			単位：ha
都市計画区域	1,713		都市計画区域	1,728	
用途地域			用途地域		
第一種低層住居専用地域	110		第一種低層住居専用地域	110	
第一種中高層住居専用地域	58		第一種中高層住居専用地域	58	
第二種中高層住居専用地域	13		第二種中高層住居専用地域	13	
第一種住居地域	182		第一種住居地域	182	
第二種住居地域	29		第二種住居地域	29	
近隣商業地域	6.4		近隣商業地域	6.4	
商業地域	45.7		商業地域	46	
準工業地域	123		準工業地域	123	
工業地域	73		工業地域	88	
計	640.1		計	655.4	
風致地区	90.79	琴弾風致地区	風致地区	90.79	琴弾風致地区
臨港地区	12	観音寺港・ 埋立地第一工区	臨港地区	26	観音寺港臨港地区

改正前		
豊浜都市計画区域等の規模		
単位 : h a		
都市計画区域	265	
臨港地区	1.2	豊浜港

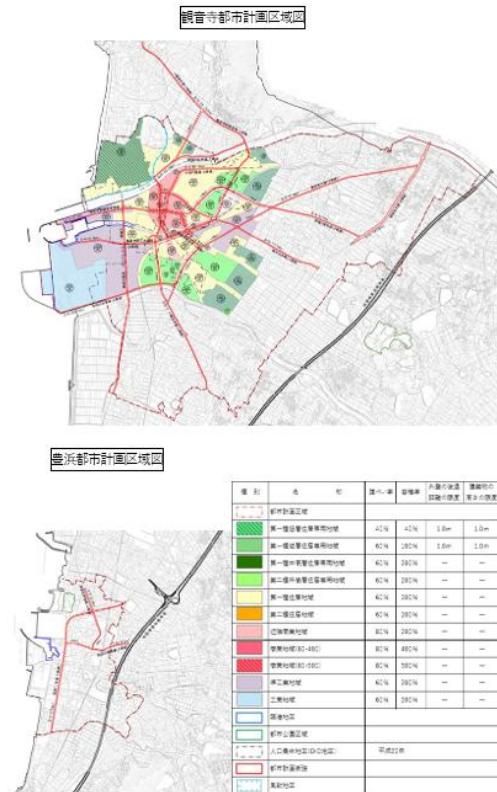
資料：觀音寺市資料

改正後		
豊浜都市計画区域等の規模		
単位：ha		
都市計画区域	265	
臨港地区	2.2	豊浜港臨港地区

出典：觀音寺市資料

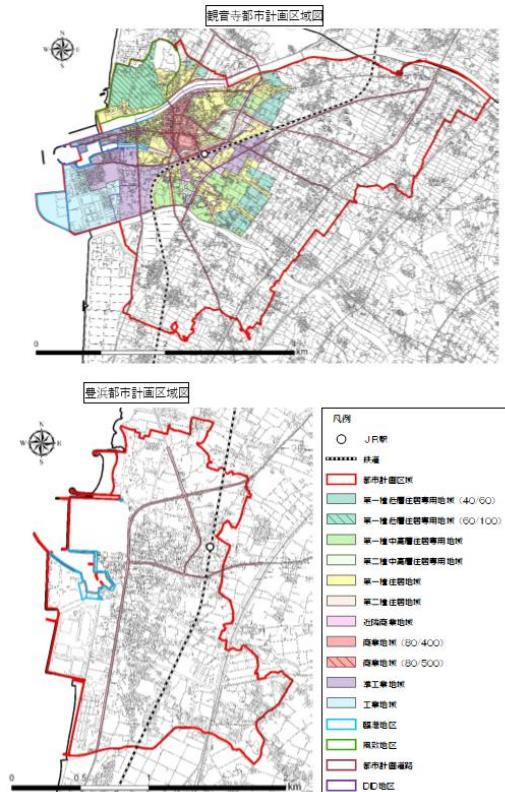
14ページ

③地域地区（用途地域）



14ページ

③地域地区（用途地域）



改正前

15ページ

(3) 産業構造

①就業人口

本市における平成27（2015）年の産業別就業者数及び構成比は、以下のとおりです。

就業者数は減少傾向にあります。第1次産業の就業割合は減少傾向ですが、第3次産業の就業割合は、50%以上の高い割合を占めています。第2次産業の就業割合は、平成7（1995）年以降減少傾向となっていますが、平成27年には僅かに増加しています。

また、本市における就業者の約3割が市外在住となっております。

産業別就業人口



資料：国勢調査

改正後

15ページ

(3) 産業構造

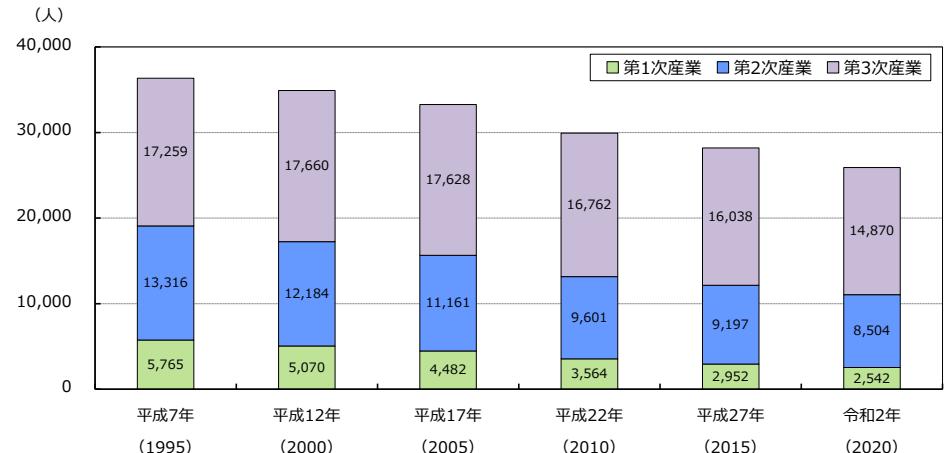
①就業人口

本市における令和2（2020）年の産業別就業者数及び構成比は、以下のとおりです。

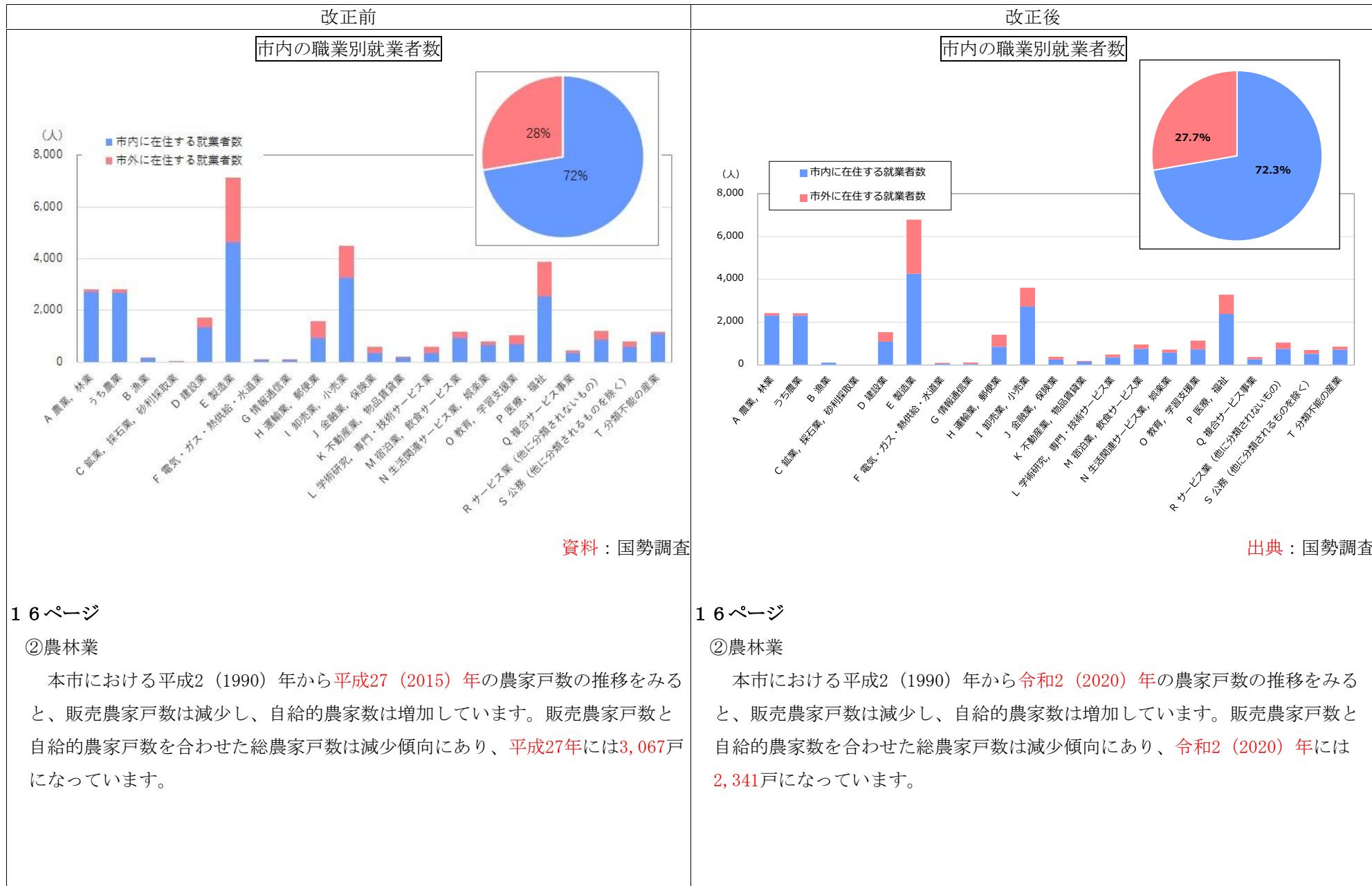
就業者数は減少傾向にあります。第1次産業の就業割合は減少傾向ですが、第3次産業の就業割合は、50%以上の高い割合を占めています。第2次産業の就業割合は、平成7（1995）年以降減少傾向となっていますが、平成27（2015）年以降には僅かに増加しています。

また、本市における就業者の約3割が市外在住となっております。

産業別就業人口



出典：国勢調査



16ページ

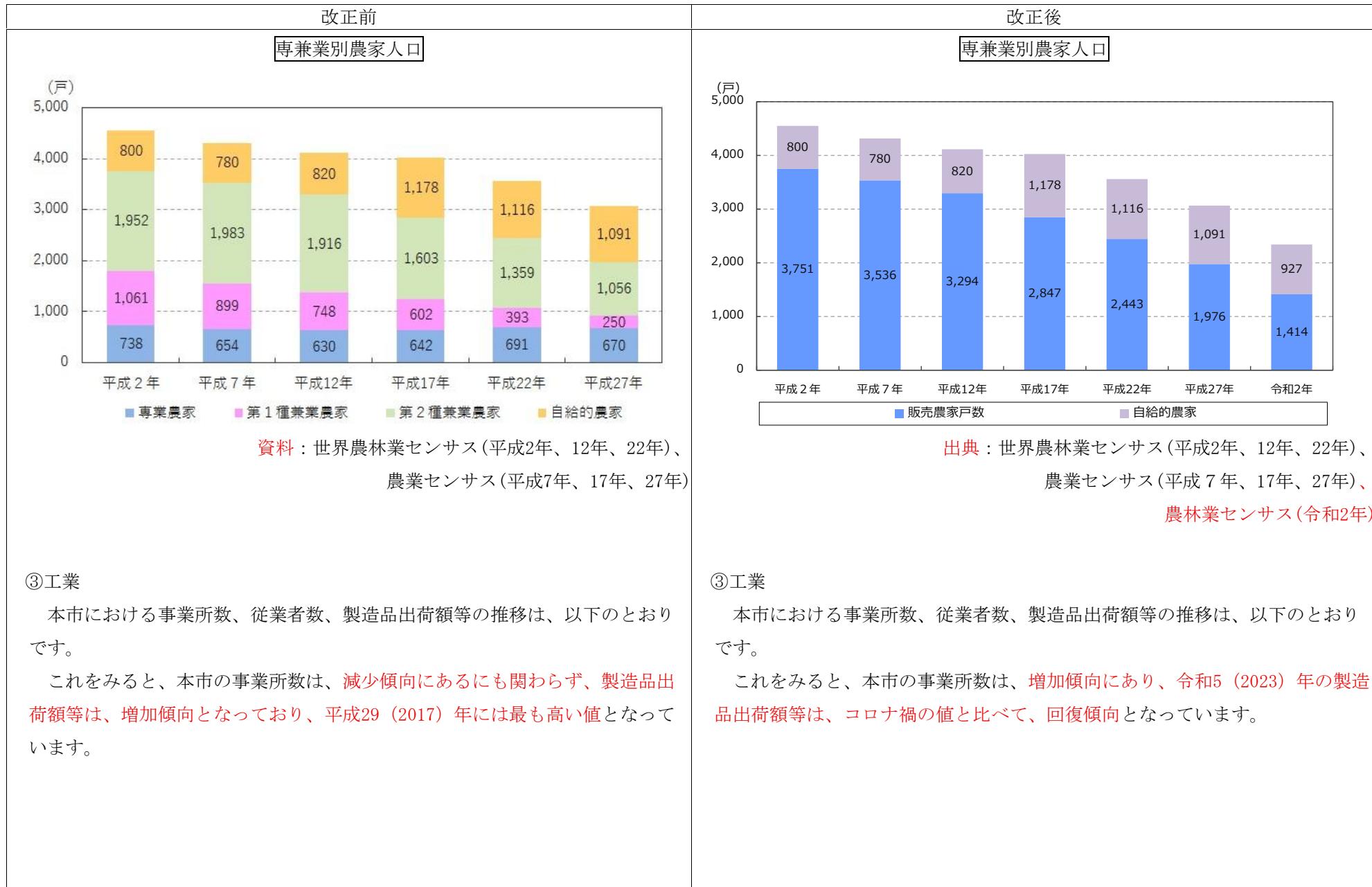
②農林業

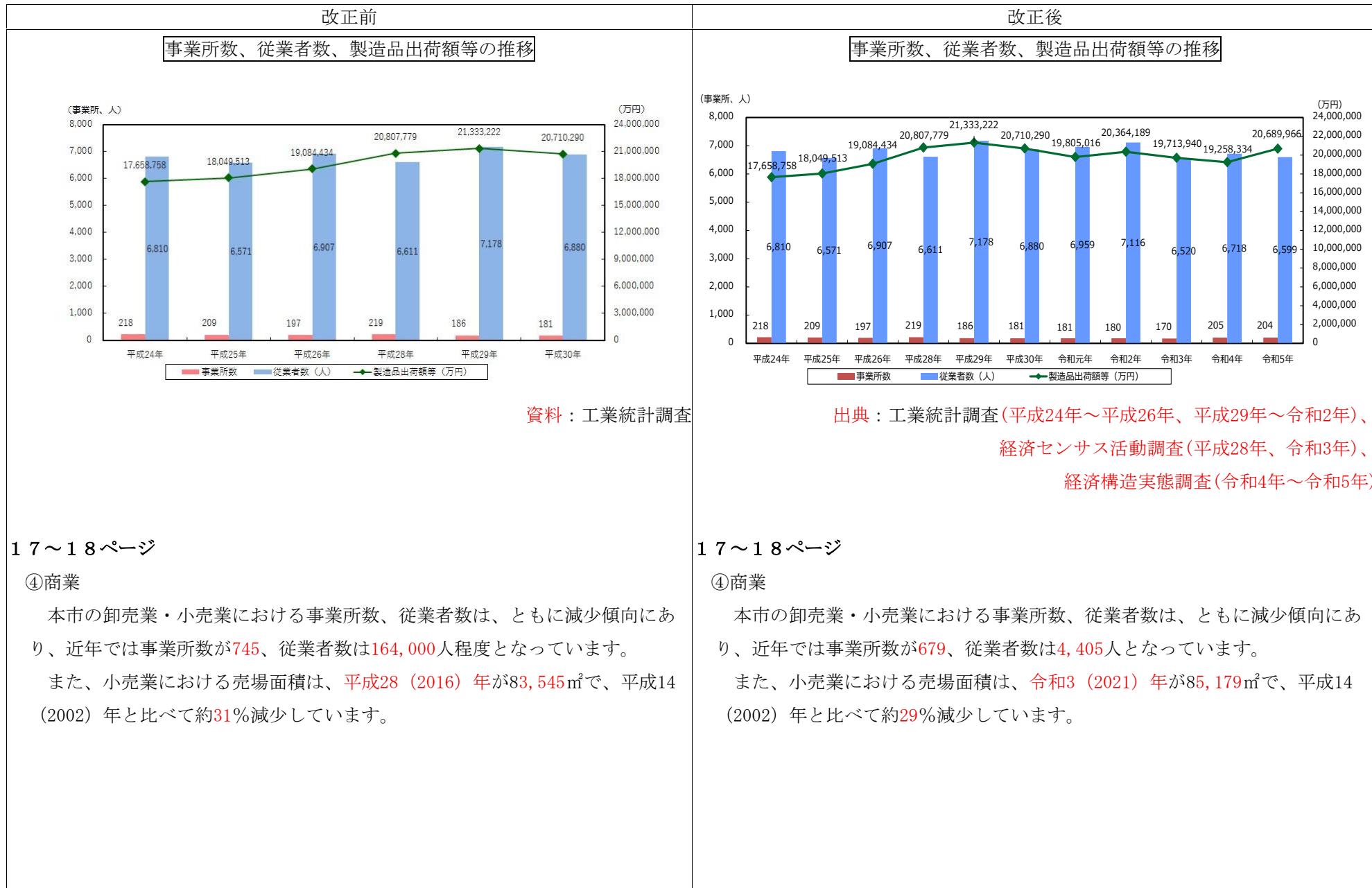
本市における平成2（1990）年から平成27（2015）年の農家戸数の推移をみると、販売農家戸数は減少し、自給的農家数は増加しています。販売農家戸数と自給的農家戸数を合わせた総農家戸数は減少傾向にあり、平成27年には3,067戸になっています。

16ページ

②農林業

本市における平成2（1990）年から令和2（2020）年の農家戸数の推移をみると、販売農家戸数は減少し、自給的農家数は増加しています。販売農家戸数と自給的農家戸数を合わせた総農家戸数は減少傾向にあり、令和2（2020）年には2,341戸になっています。





17～18ページ

④商業

本市の卸売業・小売業における事業所数、従業者数は、ともに減少傾向にあり、近年では事業所数が745、従業者数は164,000人程度となっています。

また、小売業における売場面積は、平成28（2016）年が83,545m²で、平成14（2002）年と比べて約31%減少しています。

17～18ページ

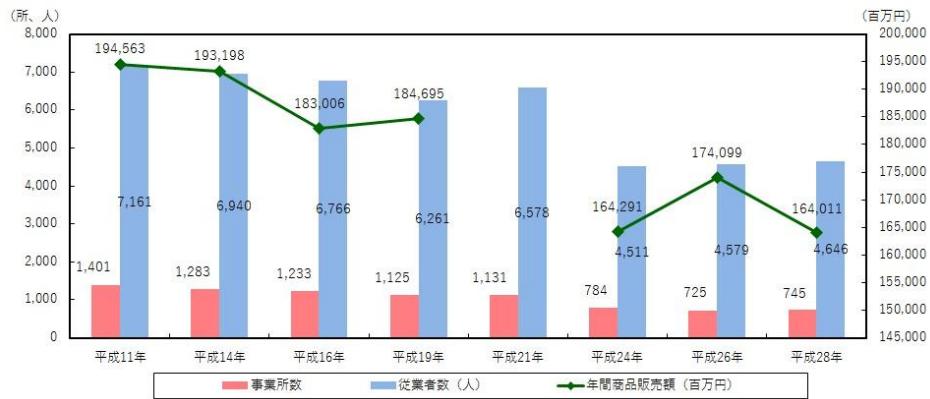
④商業

本市の卸売業・小売業における事業所数、従業者数は、ともに減少傾向にあり、近年では事業所数が679、従業者数は4,405人となっています。

また、小売業における売場面積は、令和3（2021）年が85,179m²で、平成14（2002）年と比べて約29%減少しています。

改正前

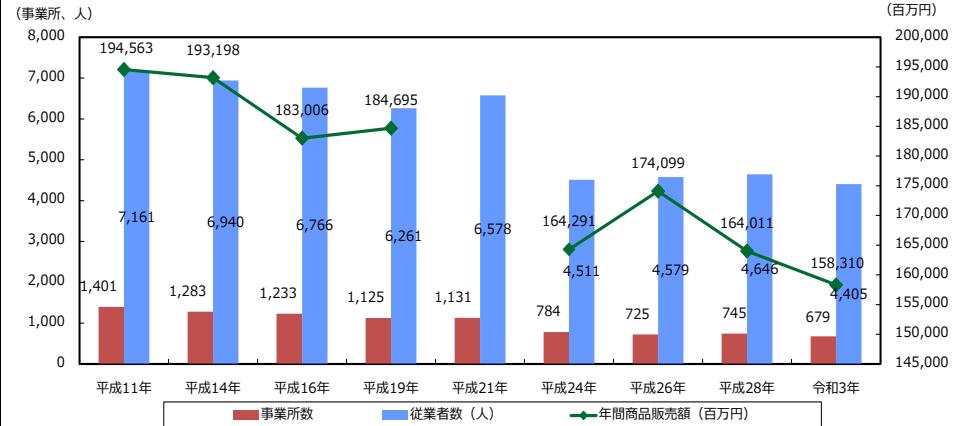
事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移



資料：商業統計（平成11年、14年、16年、19年、26年）
経済センサス（平成21年、24年、28年）

改正後

事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移



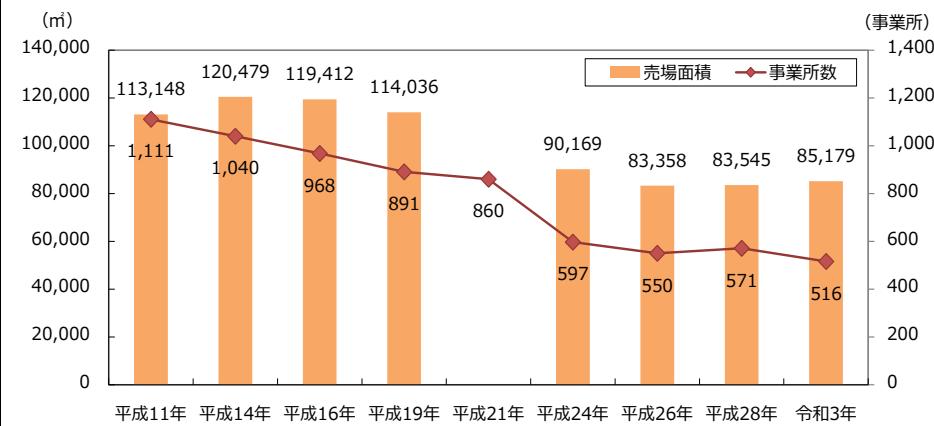
出典：商業統計（平成11年、14年、16年、19年、26年）
経済センサス（平成21年、24年、28年、令和3年）

小売業における売場面積、事業所数の推移



資料：商業統計（平成11年、14年、16年、19年、26年）
経済センサス（平成21年、24年、28年）

小売業における売場面積、事業所数の推移



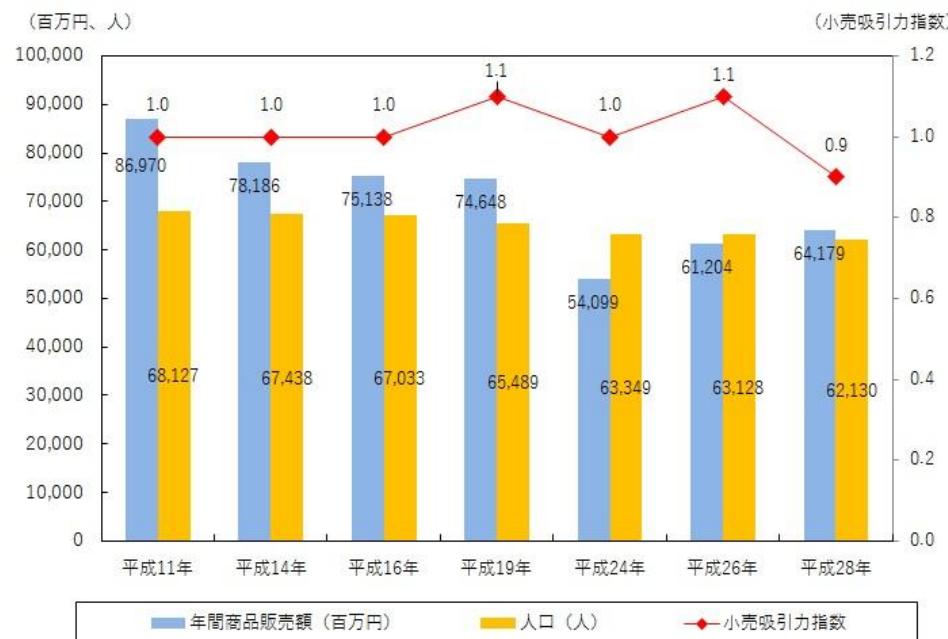
出典：商業統計（平成11年、14年、16年、19年、26年）
経済センサス（平成21年、24年、28年、令和3年）

改正前

本市の小売吸引力指数は、1.0で推移していましたが、平成28（2016）年には1を下回り0.9となりました。このことから、他市町で買い物をする人が多くなっていることを示しています。

なお、平成23（2011）年度までは、大規模小売店舗が毎年、出店していましたが、近年では出店傾向が鈍化しており、平成29（2017）年度の1店舗のみとなっています。このことからも、買い物客が他市町へ流れていく要因になっていると考えられます。

小売吸引力指数の推移



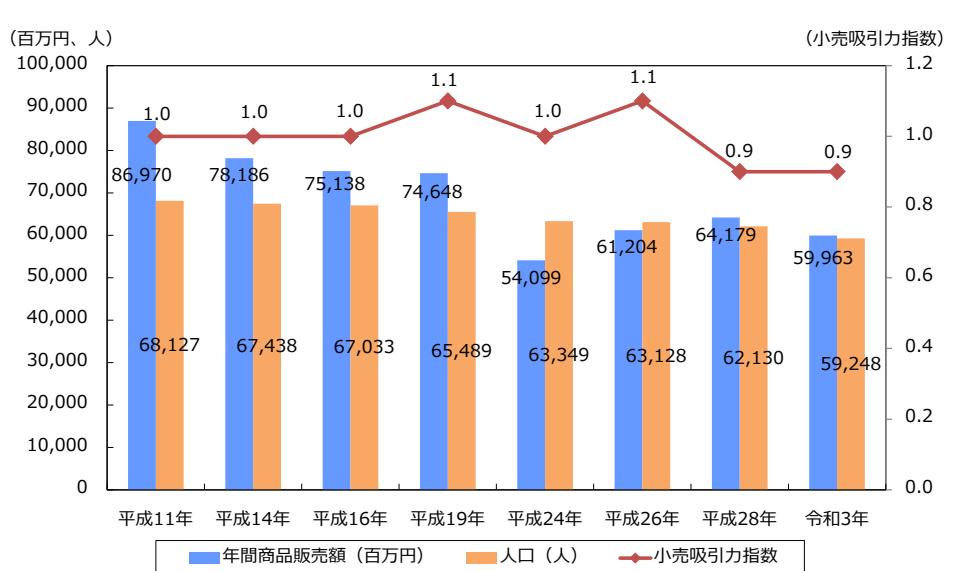
資料：年間商品販売額は、商業統計（平成11年、14年、16年、19年、26年）
経済センサス（平成21年、24年、28年）
人口は住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査による
(平成24年までは3月31日時点、平成26年以降は1月1日時点)

改正後

本市の小売吸引力指数は、1.0で推移していましたが、平成28（2016）年以降には1.0を下回り0.9となりました。このことから、他市町で買い物をする人が多くなっていることを示しています。

なお、平成23（2011）年度までは、大規模小売店舗が毎年、出店していましたが、近年では出店傾向が鈍化しており、平成29（2017）年度の1店舗のみとなっています。このことからも、買い物客が他市町へ流れていく要因になっていると考えられます。

小売吸引力指数の推移



出典：年間商品販売額は、商業統計（平成11年、14年、16年、19年、26年）
経済センサス（平成21年、24年、28年、令和3年）
人口は住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査による
(平成24年までは3月31日時点、平成26年以降は1月1日時点)

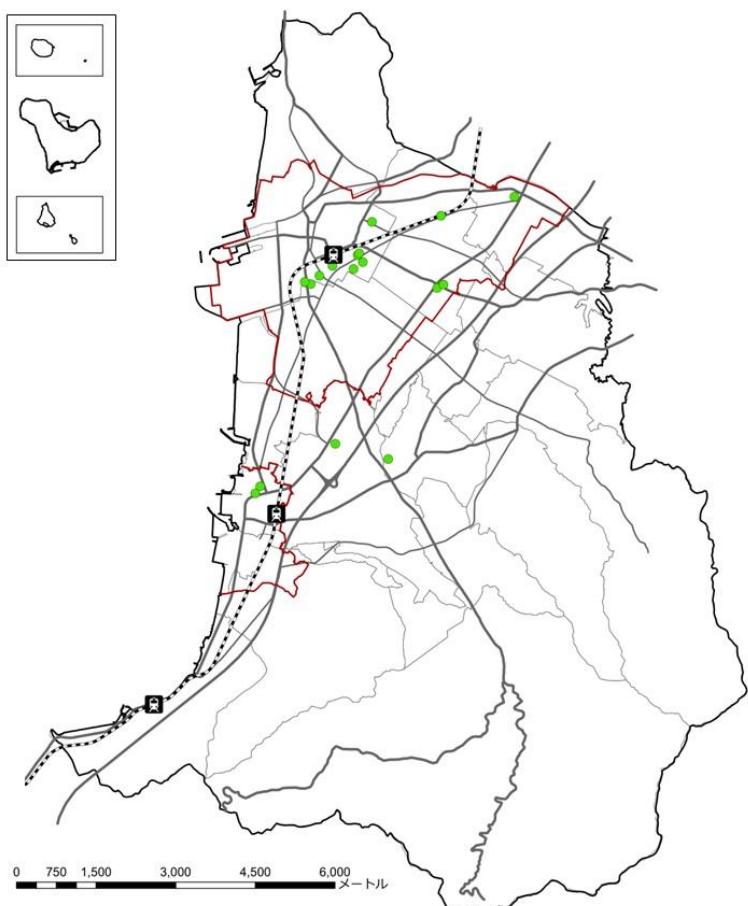
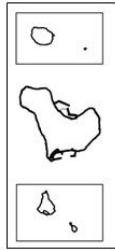
改正前					改正後				
19~20ページ					19~20ページ				
大規模小売店舗整備状況					大規模小売店舗整備状況				
番号	名称	届出年度	立地地域分類	備考	番号	名称	届出年度	立地地域分類	備考
1	コーブ観音寺	—	用途地域(二種住居)		1	コーブ観音寺	—	用途地域(二種住居)	
2	マルナカ観音寺店	—	用途地域(近商)		2	マルナカ観音寺店	—	用途地域(近商)	令和7年7月閉店
3	マルナカ豊浜店	—	用途白地		3	マルナカ豊浜店	—	用途白地	
4	西村ジョイ観音寺店 (Aエリア)	—	用途地域(準工)		4	西村ジョイ観音寺店 (Aエリア)	—	用途地域(準工)	
5	マルヨシセンター観音寺店	—	用途白地		5	マルヨシセンター観音寺店	—	用途白地	
6	スーパードラッグひまわり豊浜店	平成18年度	用途白地	旧メディコ21	6	スーパードラッグひまわり豊浜店	平成18年度	用途白地	旧メディコ21 令和7年5月閉店
7	イオンタウン観音寺ショッピングセンター	平成19年度	用途地域(一種、二種住居)	旧マックスバリュ観音寺ショッピングセンター	7	イオンタウン観音寺ショッピングセンター	平成19年度	用途地域(一種、二種住居)	旧マックスバリュ観音寺ショッピングセンター
8	西村ジョイ観音寺店 (Bエリア)	平成20年度	用途地域(準工)		8	西村ジョイ観音寺店 (Bエリア)	平成20年度	用途地域(準工)	
9	新鮮市場きむら観音寺店	平成20年度	用途地域(一中高、一種住居)		9	新鮮市場きむら観音寺店	平成20年度	用途地域(一中高、一種住居)	
10	スーパードラッグコスモス観音寺店	平成21年度	用途地域(一種住居、一中高)		10	スーパードラッグコスモス観音寺店	平成21年度	用途地域(一種住居、一中高)	
11	ヤマダ電機テックランド観音寺店	平成21年度	用途白地		11	ヤマダ電機テックランド観音寺店	平成21年度	用途白地	
12	マルナカ大野原店	平成21年度	都市計画区域外		12	マルナカ大野原店	平成21年度	都市計画区域外	
13	観音寺モール	平成21年度	用途白地	増床、旧サニータウン	13	観音寺モール	平成21年度	用途白地	増床、旧サニータウン
14	ケーズデンキ観音寺店	平成22年度	用途地域(準工)		14	ケーズデンキ観音寺店	平成22年度	用途地域(準工)	
15	ハローズ大野原店	平成23年度	都市計画区域外		15	ハローズ大野原店	平成23年度	都市計画区域外	
16	ダイレックス観音寺店	平成23年度	用途白地		16	ダイレックス観音寺店	平成23年度	用途白地	
					17	ドラッグコスモス坂本店	平成29年度	用途地域(準工)	
					18	ニトリ観音寺店	令和3年度	用途白地	
					19	観音寺ファッショントモール	令和6年度	用途地域(一低層、二種住居)	
					20	マルナカ観音寺中出店A敷地	令和7年度	用途白地	
					21	マルナカ観音寺中出店B敷地	令和7年度	用途白地	

改正前

22 クスリのアオキ大野原店 令和7年度 都市計画区域外

出典：香川県都市計画基礎調査、香川県ホームページ

大規模小売店舗の立地状況図



凡例

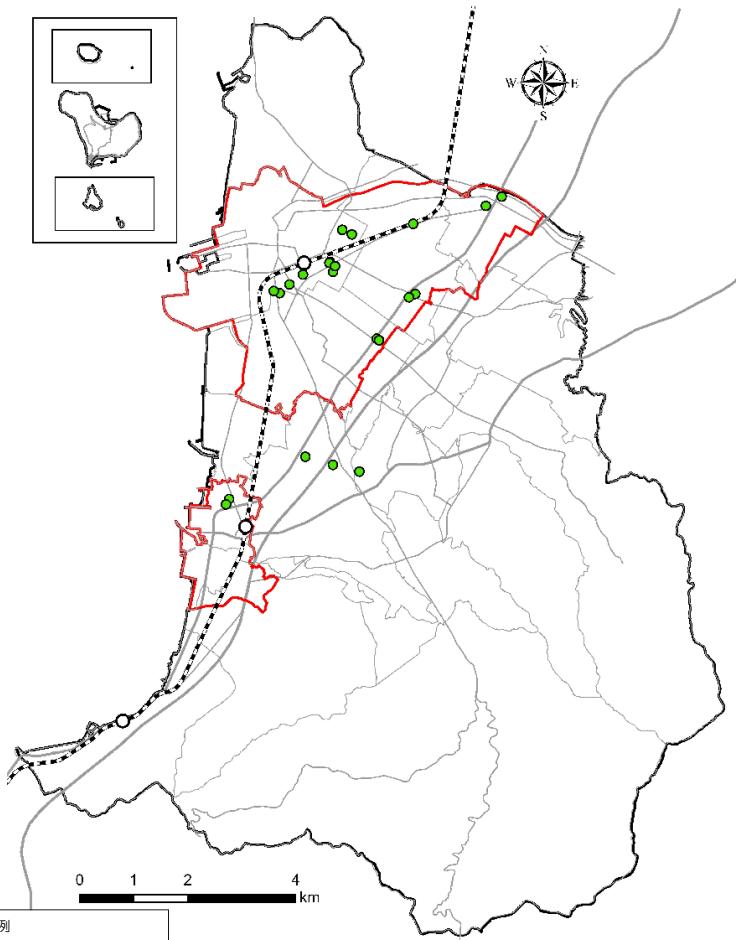
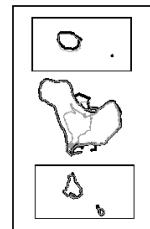
都市計画区域界

大規模小売店舗

改正後

出典：香川県都市計画基礎調査、香川県ホームページ

大規模小売店舗の立地状況図



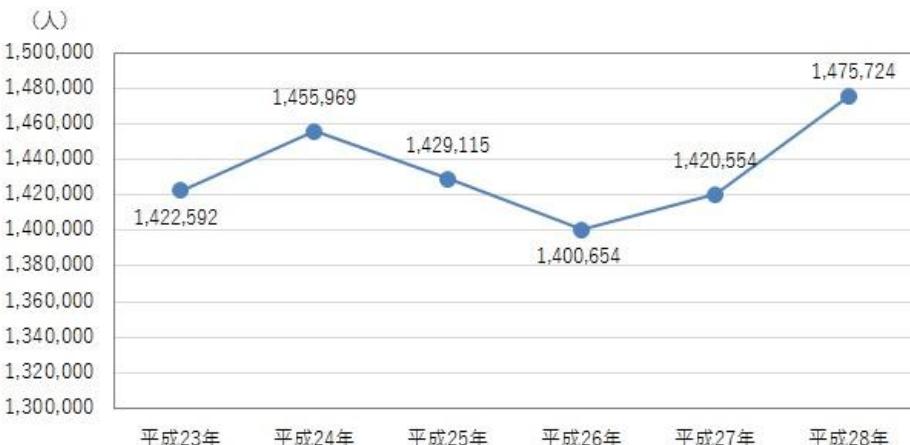
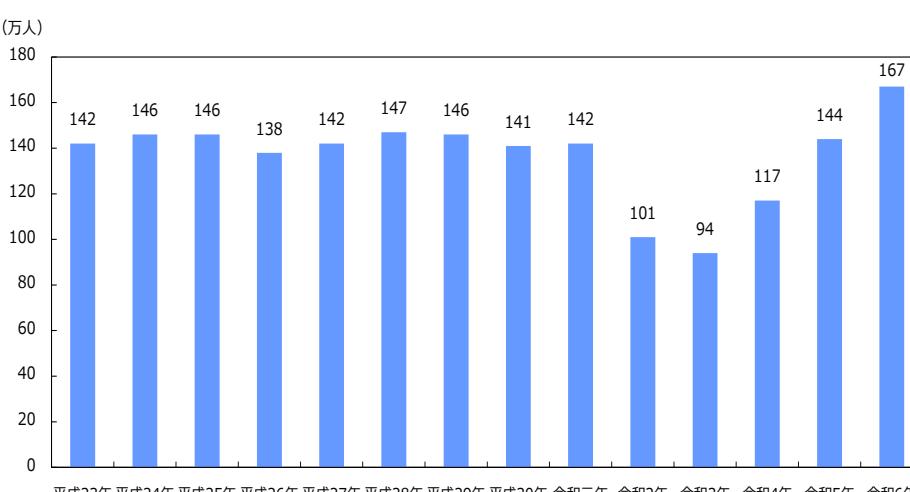
凡例

都市計画区域界

JR駅

鉄道

大規模小売店舗

改正前	改正後																																												
<p>2 1 ページ</p> <p>⑤観光</p> <p>本市の観光客数は、近年140万人程度を推移しており、年ごとで5万人程度の増減を繰り返しています。増減の要因としては、四国遍路のうるう年の逆打ちと瀬戸内国際芸術祭等が考えられます。平成24（2012）年と平成28（2016）年はうるう年の逆打ちのため前年に比べ増加しています。また、平成28年は瀬戸内国際芸術祭2016も開催されたため、近年では最多の観光客数となっています。</p>  <table border="1"> <caption>観光客数（平成23年～平成28年）</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>観光客数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成23年</td><td>1,422,592</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>1,455,969</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>1,429,115</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>1,400,654</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>1,420,554</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>1,475,724</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：観音寺市観光基本計画（平成30年9月）</p>	年	観光客数（人）	平成23年	1,422,592	平成24年	1,455,969	平成25年	1,429,115	平成26年	1,400,654	平成27年	1,420,554	平成28年	1,475,724	<p>2 1 ページ</p> <p>⑤観光</p> <p>本市の観光入込客数は、平成23（2011）年から令和元（2019）年においては、ほぼ横ばい状態となっていましたが、令和2（2020）年から令和3（2021）年にかけてコロナ禍等の影響で減少に転じていましたが、令和4（2022）年以降は増加し、令和6（2024）年は167万人程度となっています。</p>  <table border="1"> <caption>観音寺市への観光入込客数の推移（万人）</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>観光入込客数（万人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成23年</td><td>142</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>146</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>146</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>138</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>142</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>147</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>146</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>141</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>142</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>101</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>94</td></tr> <tr><td>令和4年</td><td>117</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>144</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>167</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：観音寺市観光地（施設）別入込客数</p>	年	観光入込客数（万人）	平成23年	142	平成24年	146	平成25年	146	平成26年	138	平成27年	142	平成28年	147	平成29年	146	平成30年	141	令和元年	142	令和2年	101	令和3年	94	令和4年	117	令和5年	144	令和6年	167
年	観光客数（人）																																												
平成23年	1,422,592																																												
平成24年	1,455,969																																												
平成25年	1,429,115																																												
平成26年	1,400,654																																												
平成27年	1,420,554																																												
平成28年	1,475,724																																												
年	観光入込客数（万人）																																												
平成23年	142																																												
平成24年	146																																												
平成25年	146																																												
平成26年	138																																												
平成27年	142																																												
平成28年	147																																												
平成29年	146																																												
平成30年	141																																												
令和元年	142																																												
令和2年	101																																												
令和3年	94																																												
令和4年	117																																												
令和5年	144																																												
令和6年	167																																												

改正前

22ページ

(4) 財政及び公共施設

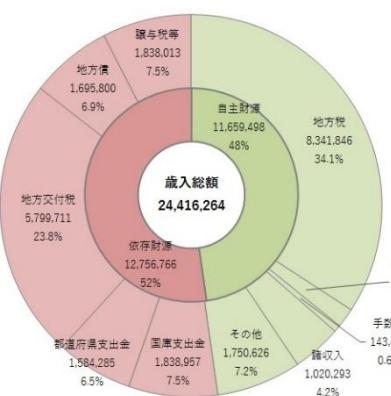
①財政の状況

平成28（2016）年の歳入額は、平成13（2001）年と比べて増加していますが、自主財源の割合は減少しており、地方債、地方交付税等による依存財源に占める割合が増加しています。今後の人ロ減少、特に、生産年齢人口の減少により、自主財源のさらなる減少が懸念されます。

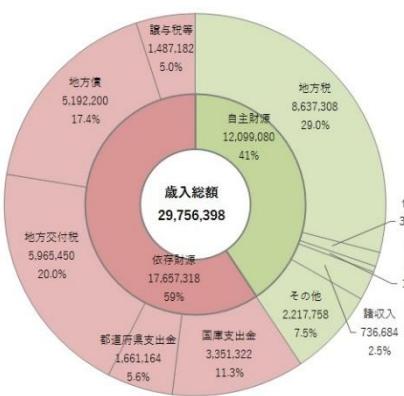
一方、歳出額についても増加しており、特に、総務費、民生費が大幅に増加しています。今後は、高齢化の進行により、さらなる民生費の増加が懸念されます。また、土木費は約5割減少しており、防災への対応や今後増大する都市インフラや公共建築物の維持・更新等の対応に要する費用の捻出が懸念されます。

歳入・歳出の推移

【平成13年】



【平成28年】



改正後

22ページ

(4) 財政及び公共施設

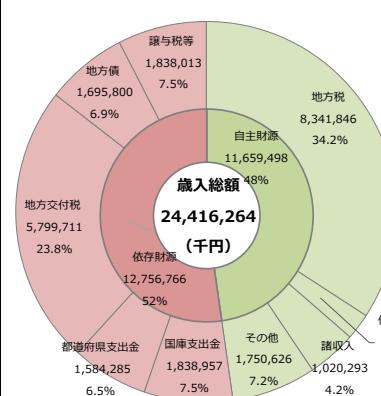
①財政の状況

令和6（2024）年の歳入額は、平成13（2001）年と比べて増加していますが、自主財源の割合は減少しており、地方債、地方交付税等による依存財源に占める割合が増加しています。今後の人ロ減少、特に、生産年齢人口の減少により、自主財源のさらなる減少が懸念されます。

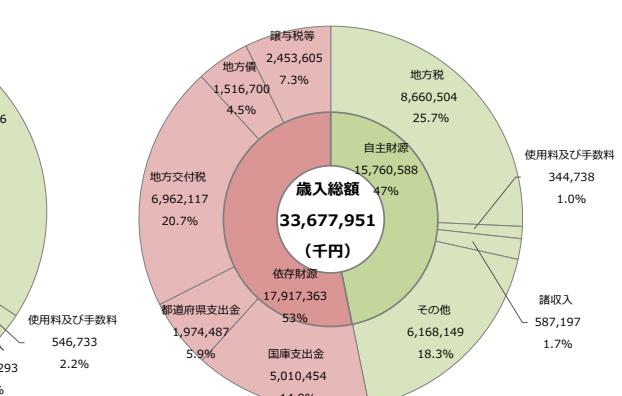
一方、歳出額についても増加しており、特に、総務費、民生費が大幅に増加しています。今後は、高齢化の進行により、さらなる民生費の増加が懸念されます。また、土木費は約2割減少しており、防災への対応や今後増大する都市インフラや公共建築物の維持・更新等の対応に要する費用の捻出が懸念されます。

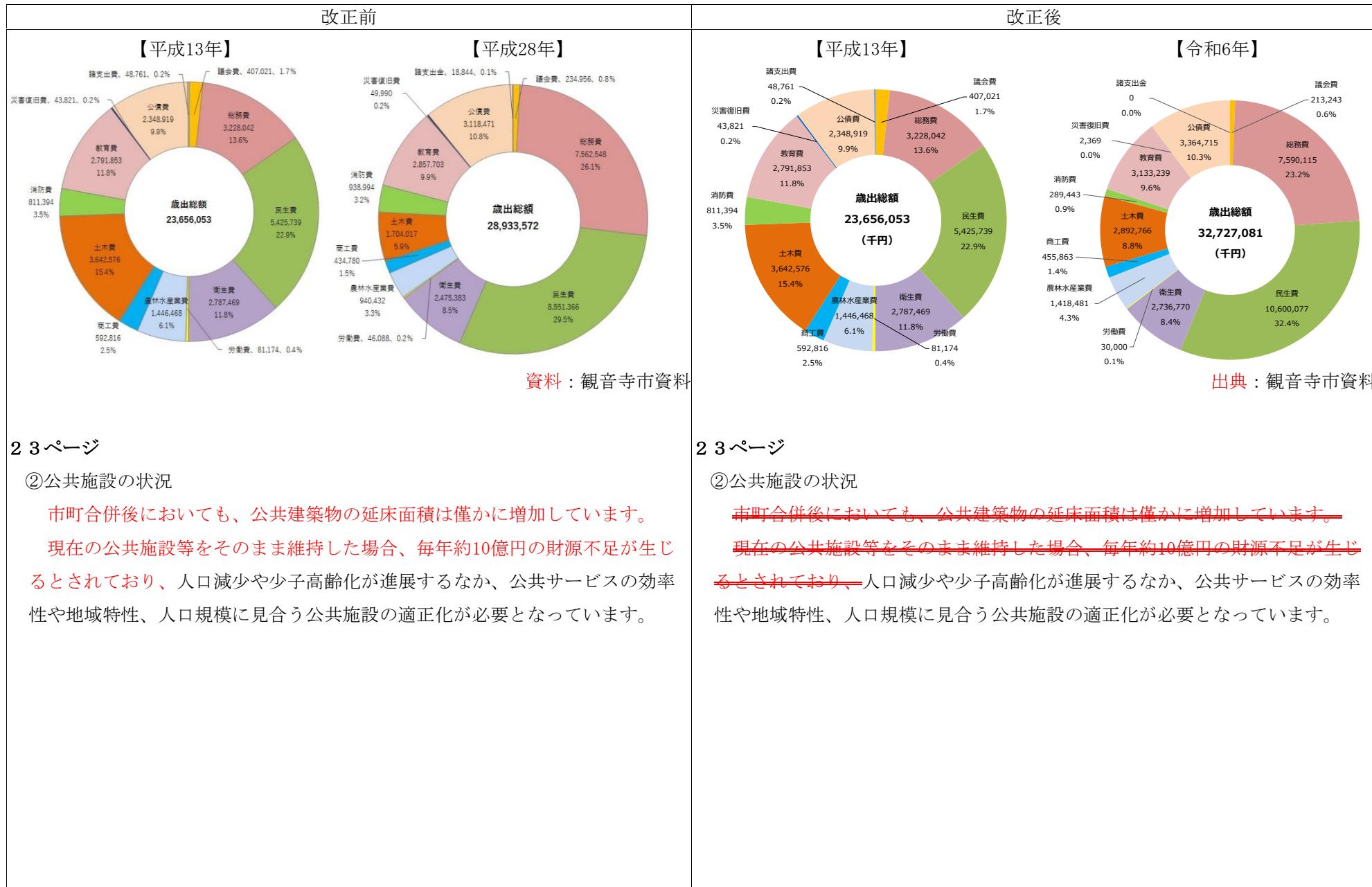
歳入・歳出の推移

【平成13年】



【令和6年】





23ページ

②公共施設の状況

市町合併後においても、公共建築物の延床面積は僅かに増加しています。

現在の公共施設等をそのまま維持した場合、毎年約10億円の財源不足が生じるとされており、人口減少や少子高齢化が進展するなか、公共サービスの効率性や地域特性、人口規模に見合う公共施設の適正化が必要となっています。

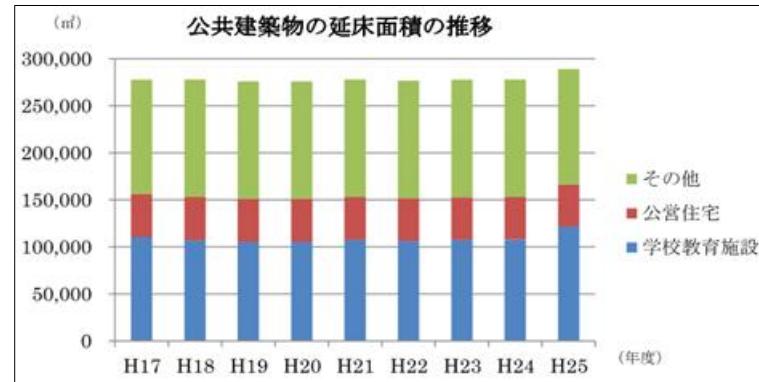
23ページ

②公共施設の状況

~~市町合併後においても、公共建築物の延床面積は僅かに増加しています。~~

~~現在の公共施設等をそのまま維持した場合、毎年約10億円の財源不足が生じるとされており、人口減少や少子高齢化が進展するなか、公共サービスの効率性や地域特性、人口規模に見合う公共施設の適正化が必要となっています。~~

改正前



建築年度別整備状況（延床面積）

合計延床面積: 342,327.71 m²

(n²)

旧耐震基準:
170,434.88 m² (49.8%)
(建築年度不明:
24,092.57 m²)

耐震基準の改正

新耐震基準:
171,892.83 m² (50.2%)

S31 S33 S35 S37 S39 S41 S43 S45 S47 S49 S51 S53 S55 S57 S59 S61 S63 H2 H4 H6 H8 H10 H12 H14 H16 H18 H20 H22 H24

(年度)

■市役所等
■環境衛生施設
■公園等施設
■社会教育施設
■その他施設

■福祉施設
■観光等施設
■消防施設
■スポーツ・レクリエーション施設
■普通財産

■保健医療施設
■公営住宅等施設
■学校教育施設
■上下水道等施設

（億円）

現在までのストック：342,327.71m²

30年間の更新費用総額：1,666.3億円

年平均更新費用：55.5億円（うちインフラ施設除く37.0億円）

直近10か年の普通建設事業費平均：45.2億円（うちインフラ施設除く27.1億円）

（年度）

インフラ施設更新費用

大規模改修

建替え

第61年以上の公共施設の建設費

第31年以上50年未満の公共施設の大規模改修

将来の更新費用の水準（インフラ含む）

将来の更新費用の水準（インフラ除く）

資料：觀音寺市公共施設等総合管理計画（平成27年5月）

改正後

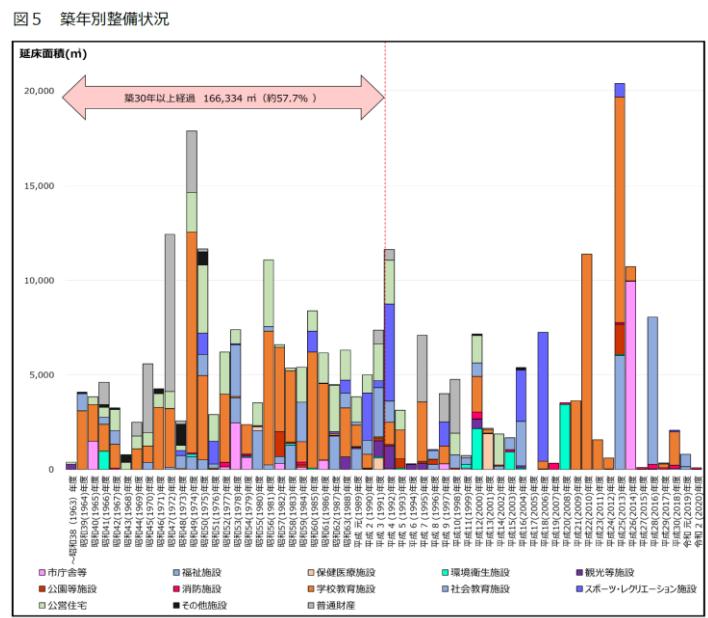
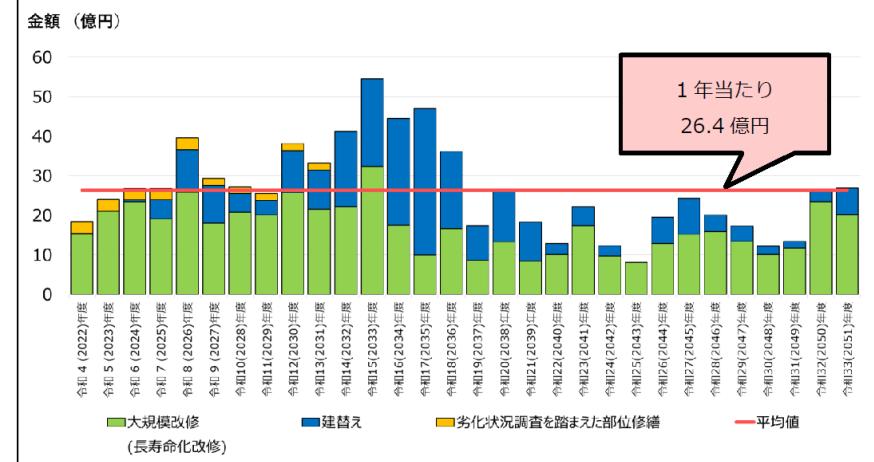


図7 長寿命化型更新費用推計



出典：觀音寺市公共施設等総合管理計画（令和5年3月）

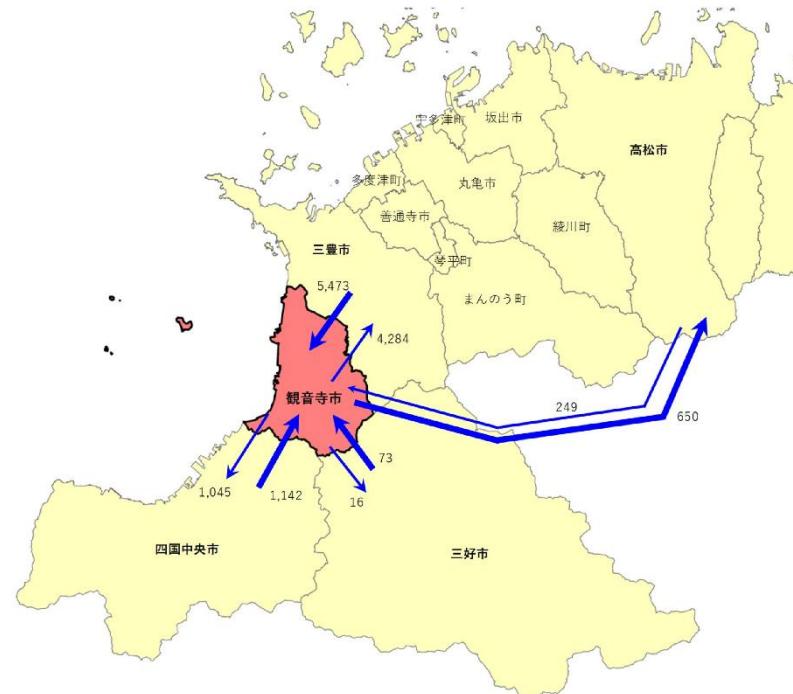
改正前						改正後																																																																																																																																																												
25ページ						25ページ																																																																																																																																																												
③転入・転出人口						③転入・転出人口																																																																																																																																																												
<p>平成30（2018）年の人口移動について転入元の都道府県別の詳細を見てみると、香川県内からの転入が676人と転入者全体の44.2%を占めています。次いで、愛媛県が218人、岡山県が88人、大阪府が85人となっています。</p> <p>また、転出先の都道府県別の詳細を見てみると、香川県内への転出が744人と転出者全体の44.9%を占めています。次いで愛媛県が128人、大阪府が102人、東京都が90人となっています。</p>						<p>令和6（2024）年の人口移動について転入元の都道府県別の詳細を見てみると、香川県内からの転入が529人と転入者全体の41.1%を占めています。次いで、愛媛県が143人、岡山県が94人、大阪府が68人となっています。</p> <p>また、転出先の都道府県別の詳細を見てみると、香川県内への転出が626人と転出者全体の41.5%を占めています。次いで愛媛県が135人、岡山県が117人、大阪府が109人となっています。</p>																																																																																																																																																												
<p style="text-align: center;">本市の転入・転出数</p> <p style="text-align: center;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">転入元（都道府県別）</th> <th colspan="4">性別</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">都道府県名</th> <th colspan="2">総数</th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>1,529</th> <th>割合</th> <th>746</th> <th>割合</th> <th>783</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県</td> <td>676</td> <td>44.2%</td> <td>299</td> <td>40.1%</td> <td>377</td> <td>48.1%</td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>218</td> <td>14.3%</td> <td>106</td> <td>14.2%</td> <td>112</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>岡山県</td> <td>88</td> <td>5.8%</td> <td>35</td> <td>4.7%</td> <td>53</td> <td>6.8%</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>85</td> <td>5.6%</td> <td>55</td> <td>7.4%</td> <td>30</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>58</td> <td>3.8%</td> <td>34</td> <td>4.6%</td> <td>24</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>50</td> <td>3.3%</td> <td>30</td> <td>4.0%</td> <td>20</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>広島県</td> <td>47</td> <td>3.1%</td> <td>29</td> <td>3.9%</td> <td>18</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>その他の県</td> <td>307</td> <td>19.9%</td> <td>158</td> <td>21.1%</td> <td>149</td> <td>19.0%</td> </tr> </tbody> </table>						転入元（都道府県別）		性別				都道府県名	総数		男性		女性		1,529	割合	746	割合	783	割合	香川県	676	44.2%	299	40.1%	377	48.1%	愛媛県	218	14.3%	106	14.2%	112	14.3%	岡山県	88	5.8%	35	4.7%	53	6.8%	大阪府	85	5.6%	55	7.4%	30	3.8%	徳島県	58	3.8%	34	4.6%	24	3.1%	東京都	50	3.3%	30	4.0%	20	2.6%	広島県	47	3.1%	29	3.9%	18	2.3%	その他の県	307	19.9%	158	21.1%	149	19.0%	<p style="text-align: center;">本市の転入・転出数</p> <p style="text-align: center;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">転入元（都道府県別）</th> <th colspan="4">性別</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">都道府県名</th> <th colspan="2">総数</th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>1,287</th> <th>割合</th> <th>661</th> <th>割合</th> <th>626</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県</td> <td>529</td> <td>41.1%</td> <td>268</td> <td>40.5%</td> <td>261</td> <td>41.7%</td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>143</td> <td>11.1%</td> <td>80</td> <td>12.1%</td> <td>63</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>岡山県</td> <td>94</td> <td>7.3%</td> <td>24</td> <td>3.6%</td> <td>70</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>68</td> <td>5.3%</td> <td>40</td> <td>6.1%</td> <td>28</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>55</td> <td>4.3%</td> <td>25</td> <td>3.8%</td> <td>30</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>50</td> <td>3.9%</td> <td>25</td> <td>3.8%</td> <td>25</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>高知県</td> <td>42</td> <td>3.3%</td> <td>26</td> <td>3.9%</td> <td>16</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>その他の県</td> <td>306</td> <td>23.8%</td> <td>173</td> <td>26.2%</td> <td>133</td> <td>21.2%</td> </tr> </tbody> </table>							転入元（都道府県別）		性別				都道府県名	総数		男性		女性		1,287	割合	661	割合	626	割合	香川県	529	41.1%	268	40.5%	261	41.7%	愛媛県	143	11.1%	80	12.1%	63	10.1%	岡山県	94	7.3%	24	3.6%	70	11.2%	大阪府	68	5.3%	40	6.1%	28	4.5%	徳島県	55	4.3%	25	3.8%	30	4.8%	東京都	50	3.9%	25	3.8%	25	4.0%	高知県	42	3.3%	26	3.9%	16	2.6%	その他の県	306	23.8%	173	26.2%	133	21.2%
転入元（都道府県別）		性別																																																																																																																																																																
都道府県名	総数		男性		女性																																																																																																																																																													
	1,529	割合	746	割合	783	割合																																																																																																																																																												
香川県	676	44.2%	299	40.1%	377	48.1%																																																																																																																																																												
愛媛県	218	14.3%	106	14.2%	112	14.3%																																																																																																																																																												
岡山県	88	5.8%	35	4.7%	53	6.8%																																																																																																																																																												
大阪府	85	5.6%	55	7.4%	30	3.8%																																																																																																																																																												
徳島県	58	3.8%	34	4.6%	24	3.1%																																																																																																																																																												
東京都	50	3.3%	30	4.0%	20	2.6%																																																																																																																																																												
広島県	47	3.1%	29	3.9%	18	2.3%																																																																																																																																																												
その他の県	307	19.9%	158	21.1%	149	19.0%																																																																																																																																																												
転入元（都道府県別）		性別																																																																																																																																																																
都道府県名	総数		男性		女性																																																																																																																																																													
	1,287	割合	661	割合	626	割合																																																																																																																																																												
香川県	529	41.1%	268	40.5%	261	41.7%																																																																																																																																																												
愛媛県	143	11.1%	80	12.1%	63	10.1%																																																																																																																																																												
岡山県	94	7.3%	24	3.6%	70	11.2%																																																																																																																																																												
大阪府	68	5.3%	40	6.1%	28	4.5%																																																																																																																																																												
徳島県	55	4.3%	25	3.8%	30	4.8%																																																																																																																																																												
東京都	50	3.9%	25	3.8%	25	4.0%																																																																																																																																																												
高知県	42	3.3%	26	3.9%	16	2.6%																																																																																																																																																												
その他の県	306	23.8%	173	26.2%	133	21.2%																																																																																																																																																												
<p style="text-align: center;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">転出先（都道府県別）</th> <th colspan="4">性別</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">都道府県名</th> <th colspan="2">総数</th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>1,657</th> <th>割合</th> <th>812</th> <th>割合</th> <th>845</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県</td> <td>744</td> <td>44.9%</td> <td>349</td> <td>43.0%</td> <td>395</td> <td>46.7%</td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>128</td> <td>7.7%</td> <td>72</td> <td>8.9%</td> <td>56</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>102</td> <td>6.2%</td> <td>40</td> <td>4.9%</td> <td>62</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>90</td> <td>5.4%</td> <td>52</td> <td>6.4%</td> <td>38</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>87</td> <td>5.3%</td> <td>39</td> <td>4.8%</td> <td>48</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>岡山県</td> <td>78</td> <td>4.7%</td> <td>37</td> <td>4.6%</td> <td>41</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>高知県</td> <td>46</td> <td>2.8%</td> <td>26</td> <td>3.2%</td> <td>20</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>その他の県</td> <td>382</td> <td>23.0%</td> <td>197</td> <td>24.2%</td> <td>185</td> <td>21.9%</td> </tr> </tbody> </table>						転出先（都道府県別）		性別				都道府県名	総数		男性		女性		1,657	割合	812	割合	845	割合	香川県	744	44.9%	349	43.0%	395	46.7%	愛媛県	128	7.7%	72	8.9%	56	6.6%	大阪府	102	6.2%	40	4.9%	62	7.3%	東京都	90	5.4%	52	6.4%	38	4.5%	兵庫県	87	5.3%	39	4.8%	48	5.7%	岡山県	78	4.7%	37	4.6%	41	4.9%	高知県	46	2.8%	26	3.2%	20	2.4%	その他の県	382	23.0%	197	24.2%	185	21.9%	<p style="text-align: center;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">転出先（都道府県別）</th> <th colspan="4">性別</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">都道府県名</th> <th colspan="2">総数</th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>1,510</th> <th>割合</th> <th>783</th> <th>割合</th> <th>727</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県</td> <td>626</td> <td>41.5%</td> <td>318</td> <td>40.6%</td> <td>308</td> <td>42.4%</td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>135</td> <td>8.9%</td> <td>74</td> <td>9.5%</td> <td>61</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>岡山県</td> <td>117</td> <td>7.7%</td> <td>69</td> <td>8.8%</td> <td>48</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>109</td> <td>7.2%</td> <td>54</td> <td>6.9%</td> <td>55</td> <td>7.6%</td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>58</td> <td>3.8%</td> <td>27</td> <td>3.4%</td> <td>31</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>49</td> <td>3.2%</td> <td>22</td> <td>2.8%</td> <td>27</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>高知県</td> <td>41</td> <td>2.7%</td> <td>23</td> <td>2.9%</td> <td>18</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>その他の県</td> <td>375</td> <td>24.8%</td> <td>196</td> <td>25.0%</td> <td>179</td> <td>24.62%</td> </tr> </tbody> </table>							転出先（都道府県別）		性別				都道府県名	総数		男性		女性		1,510	割合	783	割合	727	割合	香川県	626	41.5%	318	40.6%	308	42.4%	愛媛県	135	8.9%	74	9.5%	61	8.4%	岡山県	117	7.7%	69	8.8%	48	6.6%	大阪府	109	7.2%	54	6.9%	55	7.6%	徳島県	58	3.8%	27	3.4%	31	4.3%	東京都	49	3.2%	22	2.8%	27	3.7%	高知県	41	2.7%	23	2.9%	18	2.5%	その他の県	375	24.8%	196	25.0%	179	24.62%
転出先（都道府県別）		性別																																																																																																																																																																
都道府県名	総数		男性		女性																																																																																																																																																													
	1,657	割合	812	割合	845	割合																																																																																																																																																												
香川県	744	44.9%	349	43.0%	395	46.7%																																																																																																																																																												
愛媛県	128	7.7%	72	8.9%	56	6.6%																																																																																																																																																												
大阪府	102	6.2%	40	4.9%	62	7.3%																																																																																																																																																												
東京都	90	5.4%	52	6.4%	38	4.5%																																																																																																																																																												
兵庫県	87	5.3%	39	4.8%	48	5.7%																																																																																																																																																												
岡山県	78	4.7%	37	4.6%	41	4.9%																																																																																																																																																												
高知県	46	2.8%	26	3.2%	20	2.4%																																																																																																																																																												
その他の県	382	23.0%	197	24.2%	185	21.9%																																																																																																																																																												
転出先（都道府県別）		性別																																																																																																																																																																
都道府県名	総数		男性		女性																																																																																																																																																													
	1,510	割合	783	割合	727	割合																																																																																																																																																												
香川県	626	41.5%	318	40.6%	308	42.4%																																																																																																																																																												
愛媛県	135	8.9%	74	9.5%	61	8.4%																																																																																																																																																												
岡山県	117	7.7%	69	8.8%	48	6.6%																																																																																																																																																												
大阪府	109	7.2%	54	6.9%	55	7.6%																																																																																																																																																												
徳島県	58	3.8%	27	3.4%	31	4.3%																																																																																																																																																												
東京都	49	3.2%	22	2.8%	27	3.7%																																																																																																																																																												
高知県	41	2.7%	23	2.9%	18	2.5%																																																																																																																																																												
その他の県	375	24.8%	196	25.0%	179	24.62%																																																																																																																																																												
資料：平成30年住民基本台帳人口移動報告						出典：令和6年住民基本台帳人口移動報告																																																																																																																																																												

改正前

26～27ページ

④従業地・通学地による人口

本市の就業・通学者の流入出状況は、市外流出8,742人、市内流入8,933人となっており、市内流入が多い状況です。流入・流出ともに隣接市との関係が強く、三豊市及び愛媛県の四国中央市とのつながりが深いことがうかがえます。



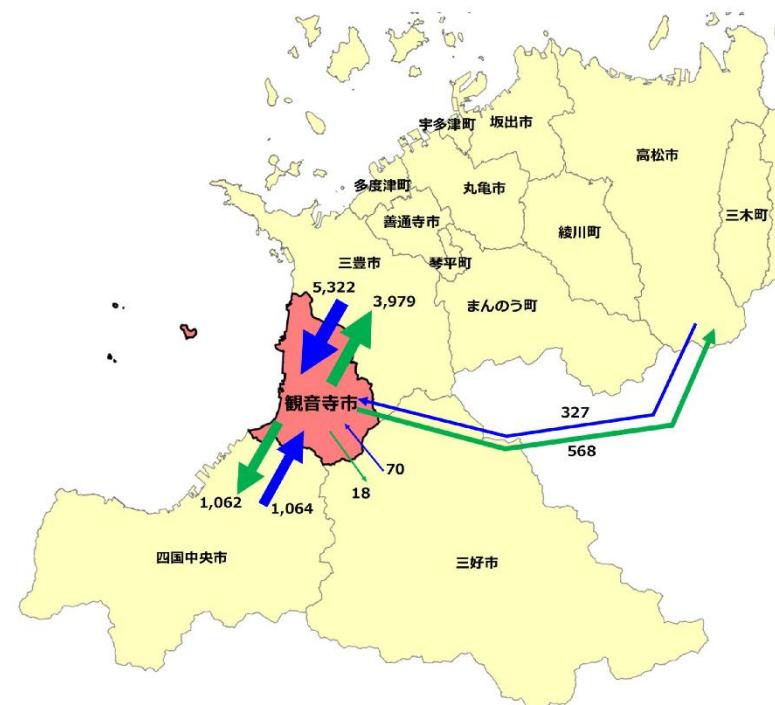
出典：平成27年国勢調査

改正後

26～27ページ

④従業地・通学地による人口

本市の就業・通学者の流入出状況は、市外流出8,105人、市内流入9,028人となっており、市内流入が多い状況です。流入・流出ともに隣接市との関係が強く、三豊市及び愛媛県の四国中央市とのつながりが深いことがうかがえます。



出典：令和2年国勢調査

改正前				改正後			
市外流出状況				市外流出状況			
	総数	15歳以上就業者	15歳以上通学者		総数	15歳以上就業者	15歳以上通学者
観音寺市に常住する就業者・通学	31,709	29,406	2,303	観音寺市に常住する就業者・通学者	29,188	27,327	1,861
自市で従業・通学	22,178	20,899	1,279	自市で従業・通学	19,966	18,989	977
他市町へ従業・通学	8,742	7,780	962	他市町へ従業・通学	8,105	7,281	824
県内	7,219	6,423	796	県内	6,765	6,053	712
高松市	650	540	110	高松市	568	491	77
丸亀市	797	689	108	丸亀市	654	552	102
坂出市	236	222	14	坂出市	174	158	16
善通寺市	402	338	64	善通寺市	380	306	74
三豊市	4,284	3,871	413	三豊市	3,979	3,654	325
宇多津町	143	109	34	宇多津町	104	72	32
琴平町	122	114	8	琴平町	95	89	6
多度津町	383	355	28	多度津町	337	310	27
まんのう町	101	101	—	まんのう町	109	109	—
その他	101	84	17	その他	365	312	53
県外	1,397	1,247	150	県外	1,340	1,228	112
四国中央市	1,045	1,032	13	四国中央市	1,062	1,048	14
三好市	16	16	—	三好市	18	18	—
その他	219	177	42	その他	260	162	98

注) 総数は不詳を含むため、合計が一致しないことがあります。

市内流入状況				市内流入状況			
	総数	15歳以上就業者	15歳以上通学者		総数	15歳以上就業者	15歳以上通学者
観音寺市で就業・通学する者	32,026	30,032	1,994	観音寺市で就業・通学する者	30,392	28,700	1,692
自市で従業・通学	22,178	20,899	1,279	自市で従業・通学	19,966	18,989	977
他市町から従業・通学	8933	8,296	637	他市町から従業・通学	9,028	8,419	609
県内	7374	6,746	628	県内	7,589	6,986	603
高松市	249	248	1	高松市	327	326	1
丸亀市	573	561	12	丸亀市	771	761	10
坂出市	129	129	—	坂出市	122	119	3
善通寺市	329	323	6	善通寺市	353	347	6
三豊市	5,473	4,880	593	三豊市	5,322	4,772	550
宇多津町	86	83	3	宇多津町	92	90	2
琴平町	83	82	1	琴平町	95	92	3
多度津町	213	205	8	多度津町	240	223	17
まんのう町	156	155	1	まんのう町	184	173	11
その他	83	80	—	その他	83	83	0
県外	1,559	1,550	9	県外	1,439	1,433	6
四国中央市	1,142	1,140	2	四国中央市	1,064	1,061	3
三好市	73	73	—	三好市	70	70	—
その他	253	252	1	その他	305	302	3

注) 総数は不詳を含むため、合計が一致しないことがあります。

注) 総数は不詳を含むため、合計が一致しないことがあります。

出典：平成27年国勢調査

出典：令和2年国勢調査

改正前	改正後
<p>28～31ページ</p> <p>1-2都市の現状</p> <p>(1) 人口構造と将来見通し</p> <p>①人口動態</p> <p>本市の人口は、昭和60（1985）年以降減少傾向にあり、平成27（2015）年には6万人を下回りました。</p> <p>本市人口の将来予測では、今後も人口減少が続き、令和27（2045）年には約38,000人まで減少すると想定されています。</p> <p>年齢3区別人口をみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向にあるなか、老人人口は増加傾向にありますが、令和2（2020）年以降は老人人口も減少に転じると想定されており、年齢3区分すべてにおいて減少すると想定されています。</p> <p>都市計画区域の内的一部では、人口が増加する地区も存在しますが、ほとんどの地区において、大幅に減少することが予想されています。高齢者の増加が際立っており、特に、中心部・北東部で著しいことがわかります。</p> <p>また、中心市街地の人口密度に比べ、郊外の密度が高くなり、人口の中心が郊外へ移動するおそれがあります。</p>	<p>28～31ページ</p> <p>1-2都市の現状</p> <p>(1) 人口構造と将来見通し</p> <p>①人口動態</p> <p>本市の人口は、昭和60（1985）年以降減少傾向にあり、平成27（2015）年には6万人を下回りました。</p> <p>本市人口の将来予測では、今後も人口減少が続き、令和32（2050）年には約39,300人まで減少すると想定されています。</p> <p>年齢3区別人口をみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向にあるなか、老人人口は増加傾向にありますが、令和7（2025）年以降は老人人口も減少に転じると想定されており、年齢3区分すべてにおいて減少すると想定されています。</p> <p>都市計画区域の内的一部では、人口が増加する地区も存在しますが、ほとんどの地区において、大幅に減少することが予想されています。高齢者の増加が際立っており、特に、中心部・北東部で著しいことがわかります。</p> <p>また、中心市街地の人口密度に比べ、郊外の密度が高くなり、人口の中心が郊外へ移動するおそれがあります。</p>

改正前



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計(平成30年度)

改正後

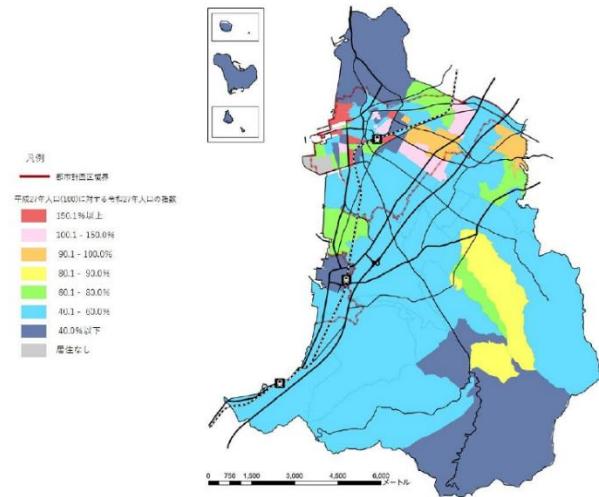


出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計(令和5年)

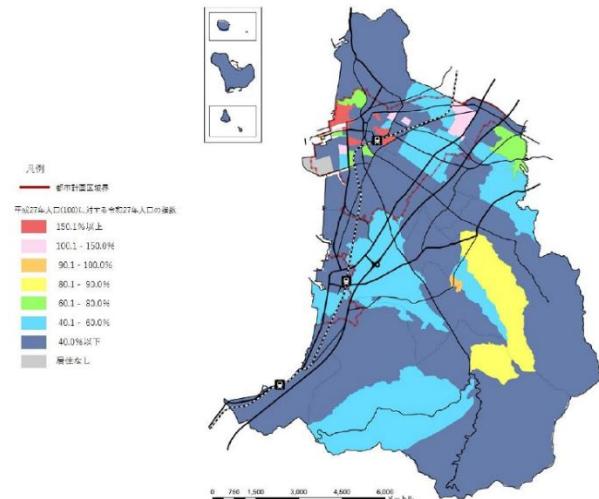
※総人口は、年齢不詳を含めた人口数のため、「年少人口、生産年齢人口、老年人口」の合計と総人口が等しくならない場合がある。

改正前

町丁目別、平成 27 年→令和 27 年の人口増減率：(総人口)



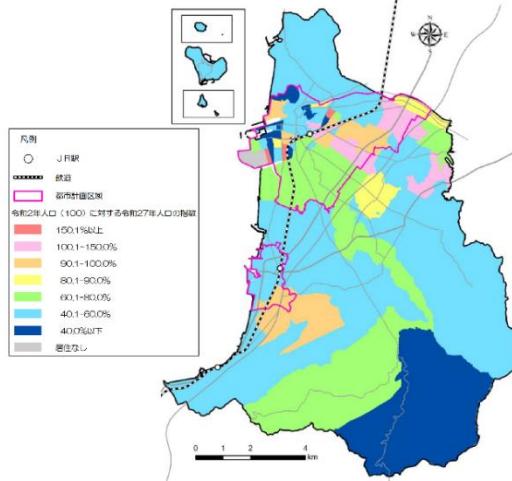
町丁目別、平成 27 年→令和 27 年の 3 歳齢区分別人口増減率（年少人口）



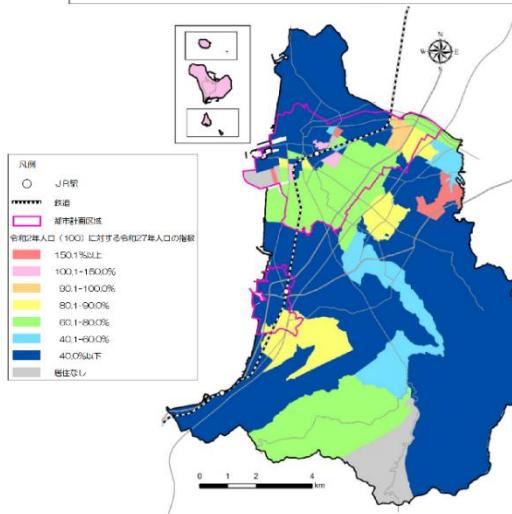
出典：平成27年国勢調査、
国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計(平成30年度)

改正後

町丁目別、令和 2 年→令和 27 年の人口増減率：(総人口)



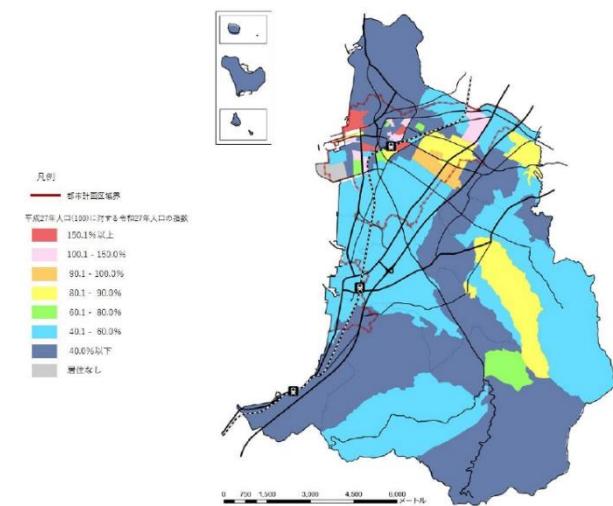
町丁目別、令和 2 年→令和 27 年の 3 歳齢区分別人口増減率（年少人口）



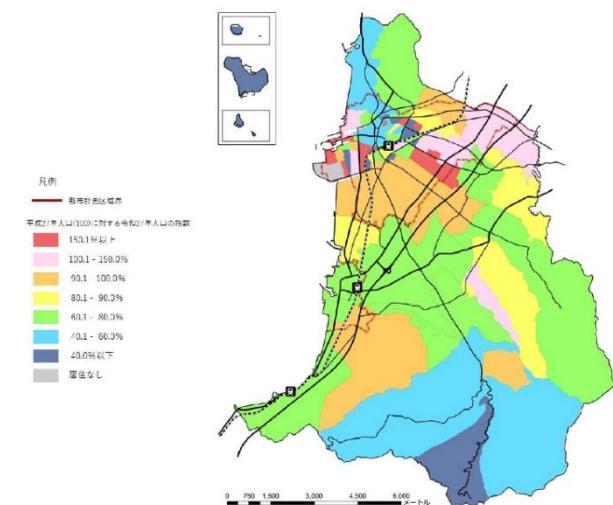
出典：令和 2 年国勢調査、
国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」V3を加工して作成

改正前

町丁目別、平成 27 年→令和 27 年の 3 年齢区分別人口増減率（生産年齢人口）



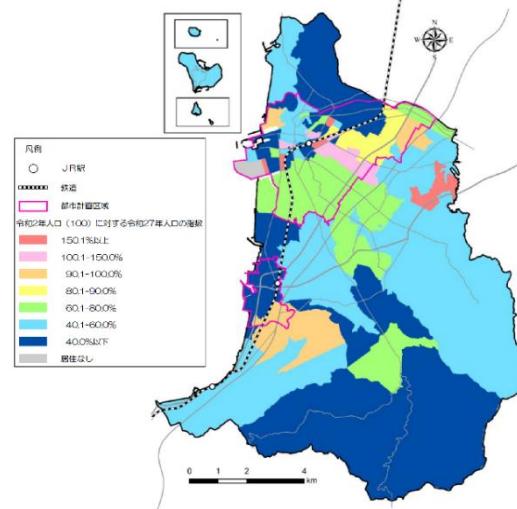
町丁目別、平成 27 年→令和 27 年の 3 年齢区分別人口増減率（老年人口）



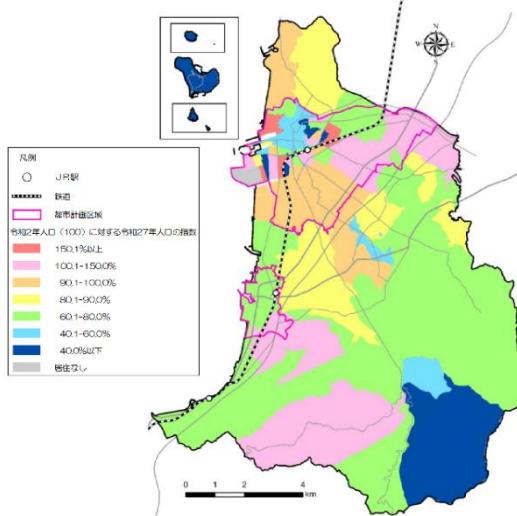
出典：平成27年国勢調査、
国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計(平成30年度)

改正後

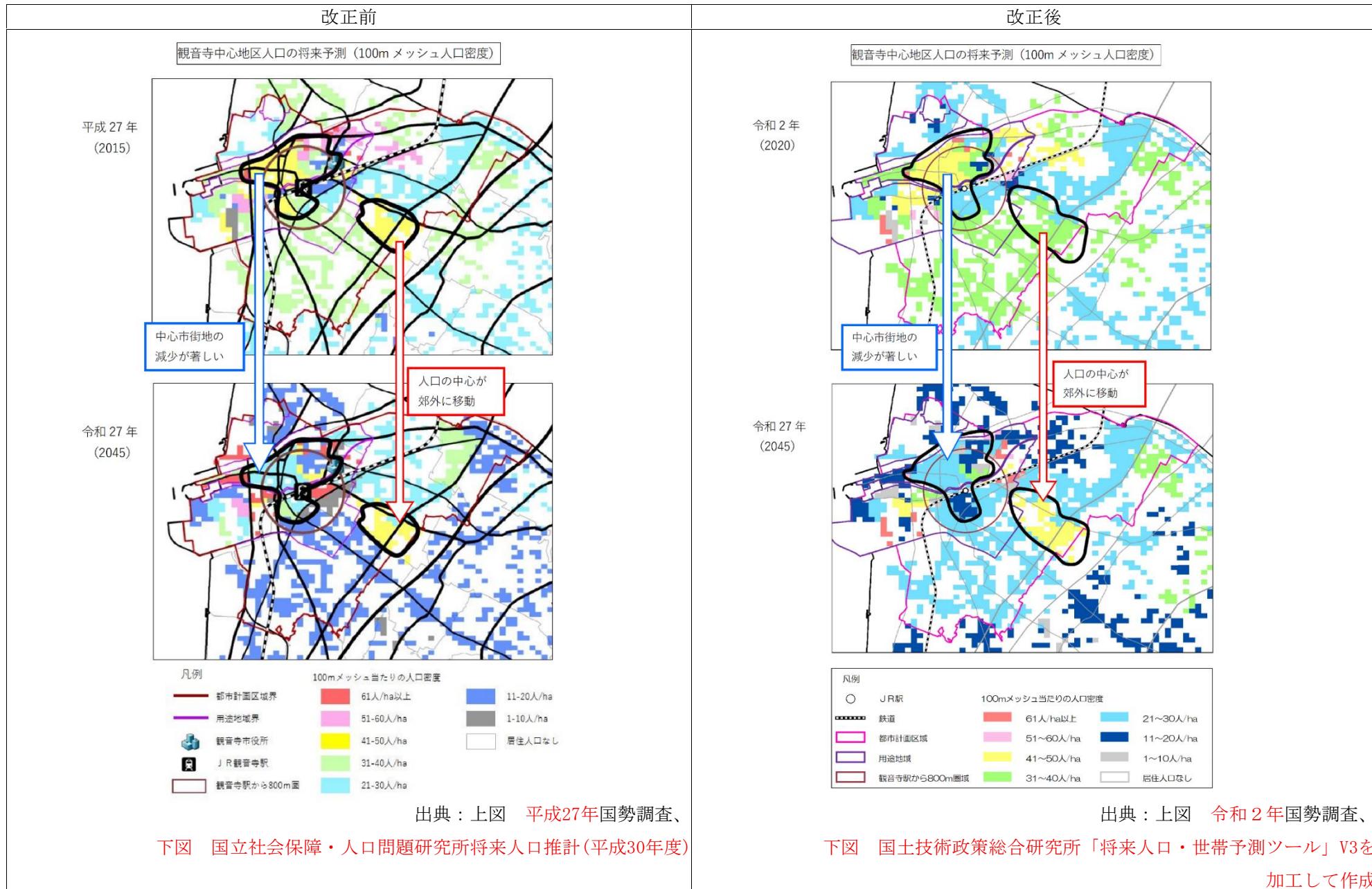
町丁目別、令和 2 年→令和 27 年の 3 年齢区分別人口増減率（生産年齢人口）

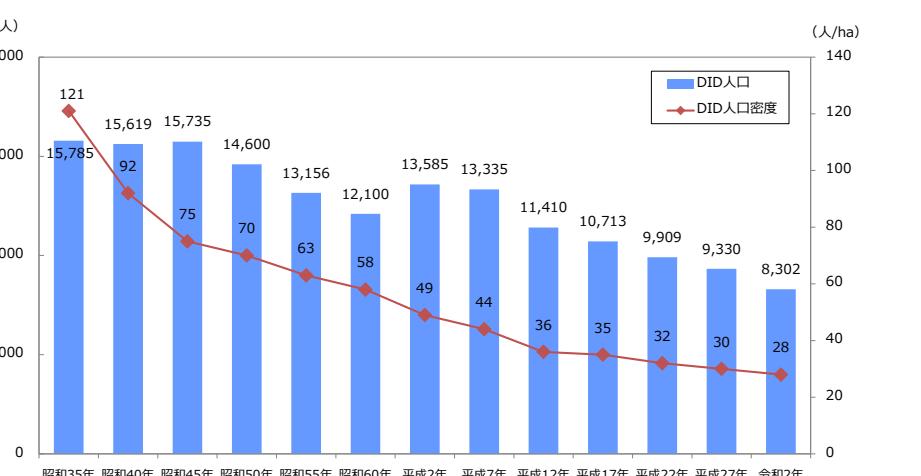


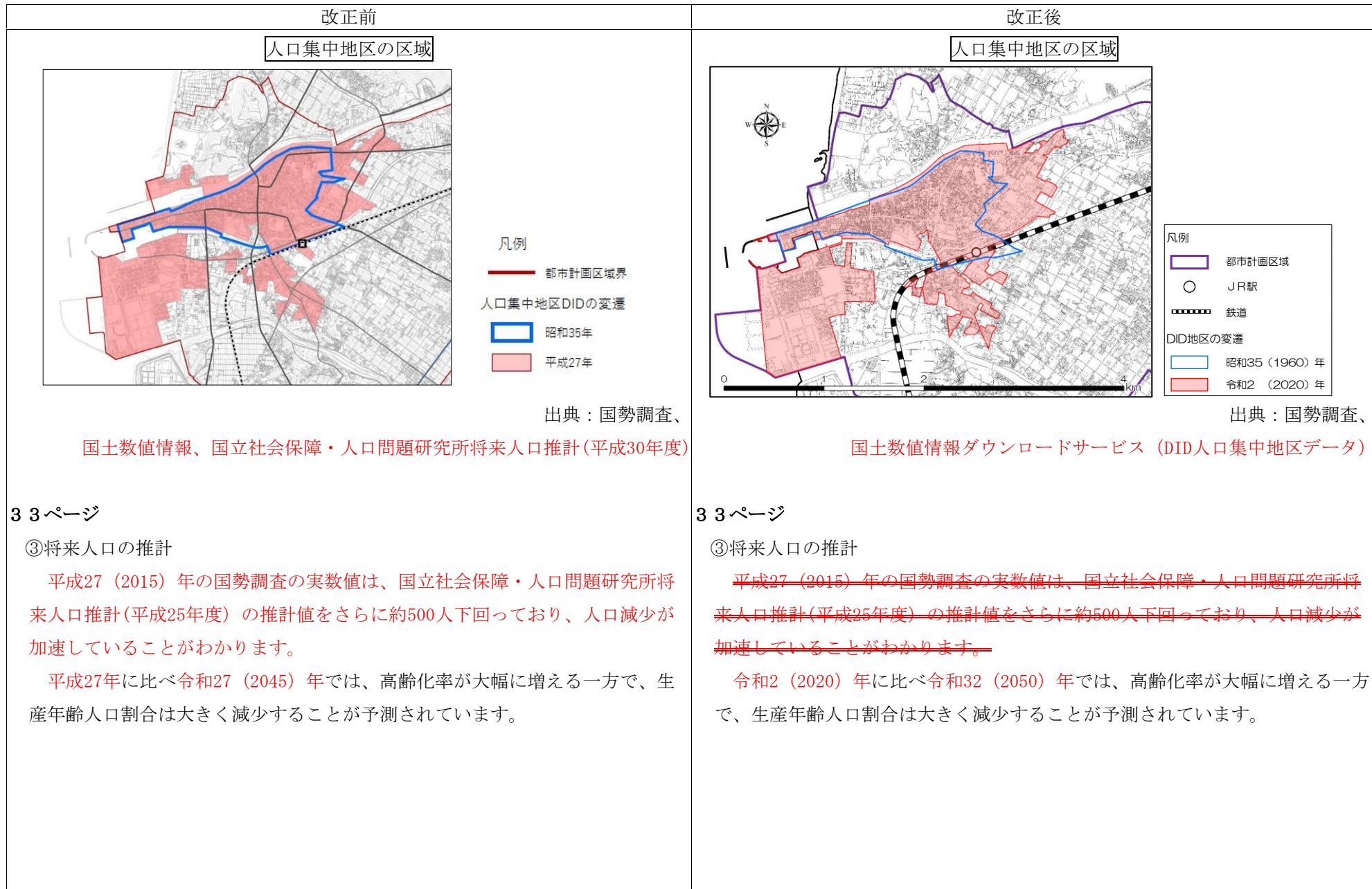
町丁目別、令和 2 年→令和 27 年の 3 年齢区分別人口増減率（老年人口）

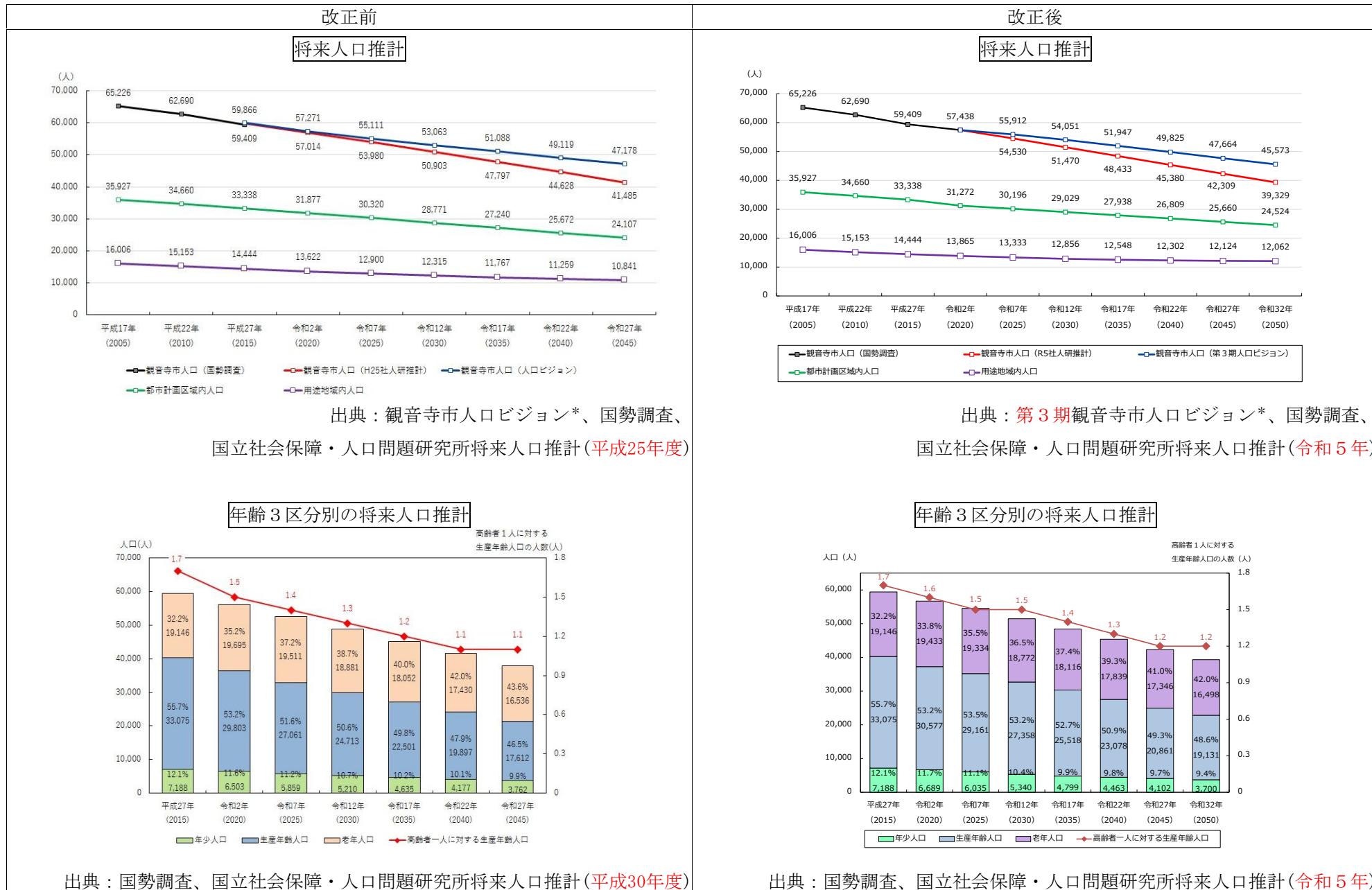


出典：令和 2 年国勢調査、
国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」V3を加工して作成

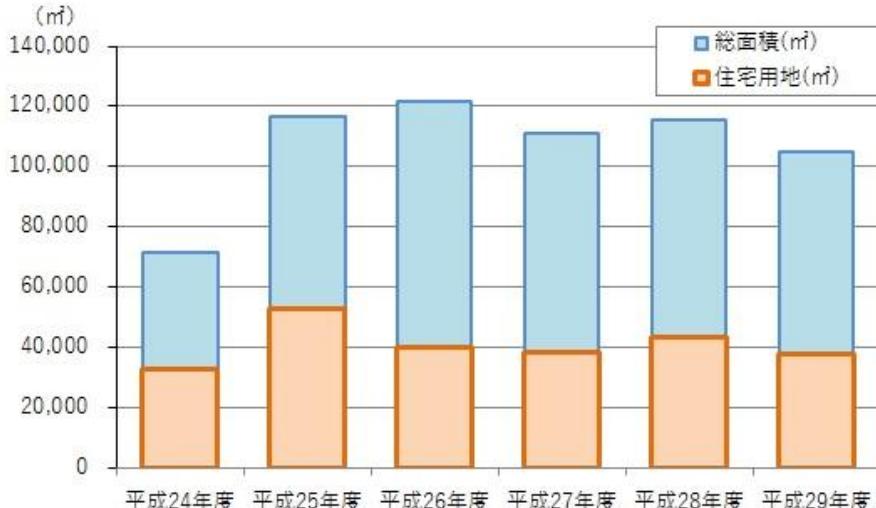
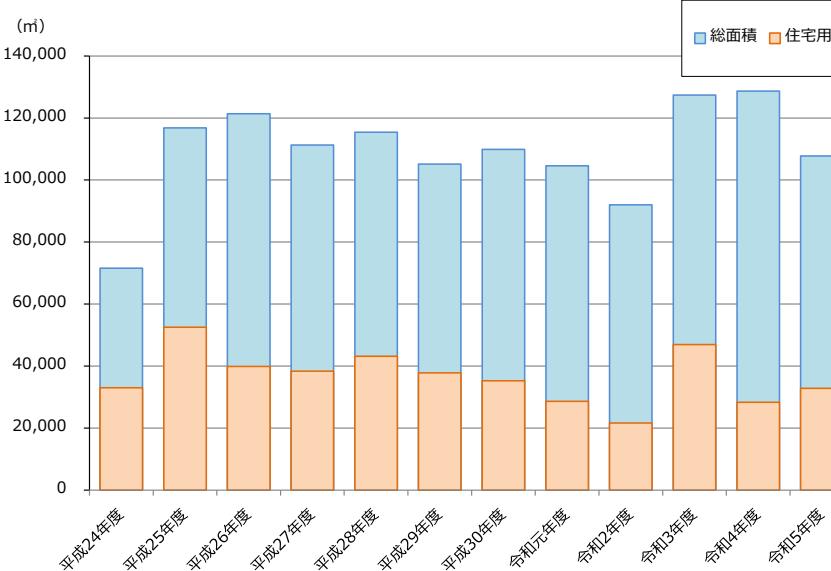


改正前	改正後																																																																																	
<p>3 2 ページ</p> <p>②人口集中地区の推移</p> <p>本市の人口集中地区*（DID）の規模は、昭和35（1960）年には1.3km²、平成12（2000）年には約2.5倍の3.19km²まで拡大しましたが、平成27（2015）年には3.07km²と僅かに減少しました。</p> <p>人口集中地区の人口は、昭和35年に約15,800人でしたが、平成27年には9,330人となり、約41%減少しました。また、人口密度は、昭和35年に121人/haでしたが、平成27年には約75%減少した30人/haとなっており、市街地における低密度化が進行しています。</p> <p>DID人口、DID人口密度の推移</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>DID人口 (人)</th> <th>DID人口密度 (人/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和35年 (1960)</td><td>15,785</td><td>121</td></tr> <tr><td>昭和40年 (1965)</td><td>15,619</td><td>92</td></tr> <tr><td>昭和45年 (1970)</td><td>15,735</td><td>75</td></tr> <tr><td>昭和50年 (1975)</td><td>14,600</td><td>70</td></tr> <tr><td>昭和55年 (1980)</td><td>13,156</td><td>63</td></tr> <tr><td>昭和60年 (1985)</td><td>12,100</td><td>58</td></tr> <tr><td>平成2年 (1990)</td><td>13,585</td><td>49</td></tr> <tr><td>平成7年 (1995)</td><td>13,335</td><td>44</td></tr> <tr><td>平成12年 (2000)</td><td>11,410</td><td>36</td></tr> <tr><td>平成17年 (2005)</td><td>10,713</td><td>35</td></tr> <tr><td>平成22年 (2010)</td><td>9,909</td><td>32</td></tr> <tr><td>平成27年 (2015)</td><td>9,330</td><td>30</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：国土数値情報ダウンロードサービス（DID人口集中地区データ）</p>	年	DID人口 (人)	DID人口密度 (人/ha)	昭和35年 (1960)	15,785	121	昭和40年 (1965)	15,619	92	昭和45年 (1970)	15,735	75	昭和50年 (1975)	14,600	70	昭和55年 (1980)	13,156	63	昭和60年 (1985)	12,100	58	平成2年 (1990)	13,585	49	平成7年 (1995)	13,335	44	平成12年 (2000)	11,410	36	平成17年 (2005)	10,713	35	平成22年 (2010)	9,909	32	平成27年 (2015)	9,330	30	<p>3 2 ページ</p> <p>②人口集中地区の推移</p> <p>本市の人口集中地区*（DID）の規模は、昭和35（1960）年には1.3km²、平成12（2000）年には約2.5倍の3.19km²まで拡大しましたが、令和2（2020）年には2.97km²と僅かに減少しました。</p> <p>人口集中地区の人口は、昭和35（1960）年に15,785人でしたが、令和2（2020）年には8,302人となり、約47%減少しました。また、人口密度は、昭和35（1960）年に121人/haでしたが、令和2（2020）年には約77%減少した28人/haとなっており、市街地における低密度化が進行しています。</p> <p>DID人口、DID人口密度の推移</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>DID人口 (人)</th> <th>DID人口密度 (人/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和35年 (1960)</td><td>15,785</td><td>121</td></tr> <tr><td>昭和40年 (1965)</td><td>15,619</td><td>92</td></tr> <tr><td>昭和45年 (1970)</td><td>15,735</td><td>75</td></tr> <tr><td>昭和50年 (1975)</td><td>14,600</td><td>70</td></tr> <tr><td>昭和55年 (1980)</td><td>13,156</td><td>63</td></tr> <tr><td>昭和60年 (1985)</td><td>12,100</td><td>58</td></tr> <tr><td>平成2年 (1990)</td><td>13,585</td><td>49</td></tr> <tr><td>平成7年 (1995)</td><td>13,335</td><td>44</td></tr> <tr><td>平成12年 (2000)</td><td>11,410</td><td>36</td></tr> <tr><td>平成17年 (2005)</td><td>10,713</td><td>35</td></tr> <tr><td>平成22年 (2010)</td><td>9,909</td><td>32</td></tr> <tr><td>平成27年 (2015)</td><td>9,330</td><td>30</td></tr> <tr><td>令和2年 (2020)</td><td>8,302</td><td>28</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：国土数値情報ダウンロードサービス（DID人口集中地区データ）</p>	年	DID人口 (人)	DID人口密度 (人/ha)	昭和35年 (1960)	15,785	121	昭和40年 (1965)	15,619	92	昭和45年 (1970)	15,735	75	昭和50年 (1975)	14,600	70	昭和55年 (1980)	13,156	63	昭和60年 (1985)	12,100	58	平成2年 (1990)	13,585	49	平成7年 (1995)	13,335	44	平成12年 (2000)	11,410	36	平成17年 (2005)	10,713	35	平成22年 (2010)	9,909	32	平成27年 (2015)	9,330	30	令和2年 (2020)	8,302	28
年	DID人口 (人)	DID人口密度 (人/ha)																																																																																
昭和35年 (1960)	15,785	121																																																																																
昭和40年 (1965)	15,619	92																																																																																
昭和45年 (1970)	15,735	75																																																																																
昭和50年 (1975)	14,600	70																																																																																
昭和55年 (1980)	13,156	63																																																																																
昭和60年 (1985)	12,100	58																																																																																
平成2年 (1990)	13,585	49																																																																																
平成7年 (1995)	13,335	44																																																																																
平成12年 (2000)	11,410	36																																																																																
平成17年 (2005)	10,713	35																																																																																
平成22年 (2010)	9,909	32																																																																																
平成27年 (2015)	9,330	30																																																																																
年	DID人口 (人)	DID人口密度 (人/ha)																																																																																
昭和35年 (1960)	15,785	121																																																																																
昭和40年 (1965)	15,619	92																																																																																
昭和45年 (1970)	15,735	75																																																																																
昭和50年 (1975)	14,600	70																																																																																
昭和55年 (1980)	13,156	63																																																																																
昭和60年 (1985)	12,100	58																																																																																
平成2年 (1990)	13,585	49																																																																																
平成7年 (1995)	13,335	44																																																																																
平成12年 (2000)	11,410	36																																																																																
平成17年 (2005)	10,713	35																																																																																
平成22年 (2010)	9,909	32																																																																																
平成27年 (2015)	9,330	30																																																																																
令和2年 (2020)	8,302	28																																																																																

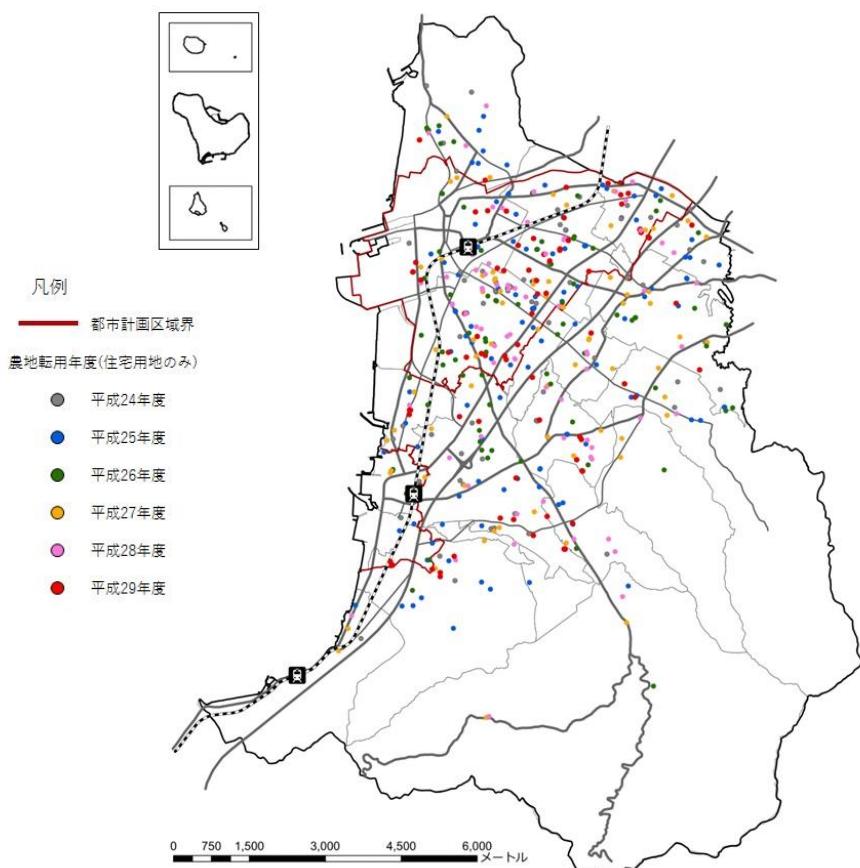




改正前	改正後																																																																		
<p>3 4ページ</p> <p>(2) 土地利用動向</p> <p>①土地利用の推移</p> <p>昭和51（1976）年では、合併前旧市町の中心部や国道11号など主要幹線道路の沿線に市街地が形成されており、建物用地面積は約1,095haとなってています。都市郊外では、大規模な優良農地が維持されています。</p> <p>平成26（2014）年では、農地が蚕食状に開発され都市郊外にスプロールが拡大し、宅地と農地の混在が著しくなっています。建物用地面積は約2,103haとなっており、35年余りで約1.9倍に拡大しています。</p> <p>地目別構成比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>昭和51年 (1976)</th> <th>平成26年 (2014)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>30.8% (3,550ha)</td> <td>22.2% (2,566ha)</td> </tr> <tr> <td>その他農用地</td> <td>12.9% (1,485ha)</td> <td>5.0% (679ha)</td> </tr> <tr> <td>森林</td> <td>38.1% (4,395ha)</td> <td>44.9% (5,184ha)</td> </tr> <tr> <td>荒地</td> <td>9.5% (1,095ha)</td> <td>18.2% (2,103ha)</td> </tr> <tr> <td>建物用地</td> <td>3.8% (442ha)</td> <td>2.1% (248ha)</td> </tr> <tr> <td>道路・鉄道</td> <td>2.7% (307ha)</td> <td>3.9% (446ha)</td> </tr> <tr> <td>その他用地</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>河川地及び湖沼</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>海水域</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>海浜</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>土地利用状況の推移</p> <p>出典：国土数値情報ダウンロードサービス（土地利用細分メッシュデータ）</p>	地目	昭和51年 (1976)	平成26年 (2014)	田	30.8% (3,550ha)	22.2% (2,566ha)	その他農用地	12.9% (1,485ha)	5.0% (679ha)	森林	38.1% (4,395ha)	44.9% (5,184ha)	荒地	9.5% (1,095ha)	18.2% (2,103ha)	建物用地	3.8% (442ha)	2.1% (248ha)	道路・鉄道	2.7% (307ha)	3.9% (446ha)	その他用地	0.0%	0.0%	河川地及び湖沼	0.0%	0.0%	海水域	0.0%	0.0%	海浜	0.0%	0.0%	<p>3 4ページ</p> <p>(2) 土地利用動向</p> <p>①土地利用の推移</p> <p>昭和51（1976）年では、合併前旧市町の中心部や国道11号など主要幹線道路の沿線に市街地が形成されており、建物用地面積は約1,160haとなってています。都市郊外では、大規模な優良農地が維持されています。</p> <p>令和3（2021）年では、農地が蚕食状に開発され都市郊外にスプロールが拡大し、宅地と農地の混在が著しくなっています。建物用地面積は約2,230haとなっており、45年余りで約1.9倍に拡大しています。</p> <p>地目別構成比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>昭和51年 (1976)</th> <th>令和3年 (2021)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>31.8% (3,742ha)</td> <td>22.4% (2,640ha)</td> </tr> <tr> <td>その他農用地</td> <td>13.2% (1,557ha)</td> <td>5.9% (696ha)</td> </tr> <tr> <td>森林</td> <td>38.1% (4,494ha)</td> <td>45.6% (5,374ha)</td> </tr> <tr> <td>荒地</td> <td>9.8% (1,160ha)</td> <td>18.0% (2,230ha)</td> </tr> <tr> <td>建物用地</td> <td>2.1% (248ha)</td> <td>3.5% (380ha)</td> </tr> <tr> <td>道路・鉄道</td> <td>0.8% (1,000ha)</td> <td>0.5% (600ha)</td> </tr> <tr> <td>その他用地</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>河川地及び湖沼</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>海水域</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>海浜</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>土地利用状況の推移</p> <p>出典：国土数値情報ダウンロードサービス（土地利用細分メッシュデータ）</p>	地目	昭和51年 (1976)	令和3年 (2021)	田	31.8% (3,742ha)	22.4% (2,640ha)	その他農用地	13.2% (1,557ha)	5.9% (696ha)	森林	38.1% (4,494ha)	45.6% (5,374ha)	荒地	9.8% (1,160ha)	18.0% (2,230ha)	建物用地	2.1% (248ha)	3.5% (380ha)	道路・鉄道	0.8% (1,000ha)	0.5% (600ha)	その他用地	0.0%	0.0%	河川地及び湖沼	0.0%	0.0%	海水域	0.0%	0.0%	海浜	0.0%	0.0%
地目	昭和51年 (1976)	平成26年 (2014)																																																																	
田	30.8% (3,550ha)	22.2% (2,566ha)																																																																	
その他農用地	12.9% (1,485ha)	5.0% (679ha)																																																																	
森林	38.1% (4,395ha)	44.9% (5,184ha)																																																																	
荒地	9.5% (1,095ha)	18.2% (2,103ha)																																																																	
建物用地	3.8% (442ha)	2.1% (248ha)																																																																	
道路・鉄道	2.7% (307ha)	3.9% (446ha)																																																																	
その他用地	0.0%	0.0%																																																																	
河川地及び湖沼	0.0%	0.0%																																																																	
海水域	0.0%	0.0%																																																																	
海浜	0.0%	0.0%																																																																	
地目	昭和51年 (1976)	令和3年 (2021)																																																																	
田	31.8% (3,742ha)	22.4% (2,640ha)																																																																	
その他農用地	13.2% (1,557ha)	5.9% (696ha)																																																																	
森林	38.1% (4,494ha)	45.6% (5,374ha)																																																																	
荒地	9.8% (1,160ha)	18.0% (2,230ha)																																																																	
建物用地	2.1% (248ha)	3.5% (380ha)																																																																	
道路・鉄道	0.8% (1,000ha)	0.5% (600ha)																																																																	
その他用地	0.0%	0.0%																																																																	
河川地及び湖沼	0.0%	0.0%																																																																	
海水域	0.0%	0.0%																																																																	
海浜	0.0%	0.0%																																																																	

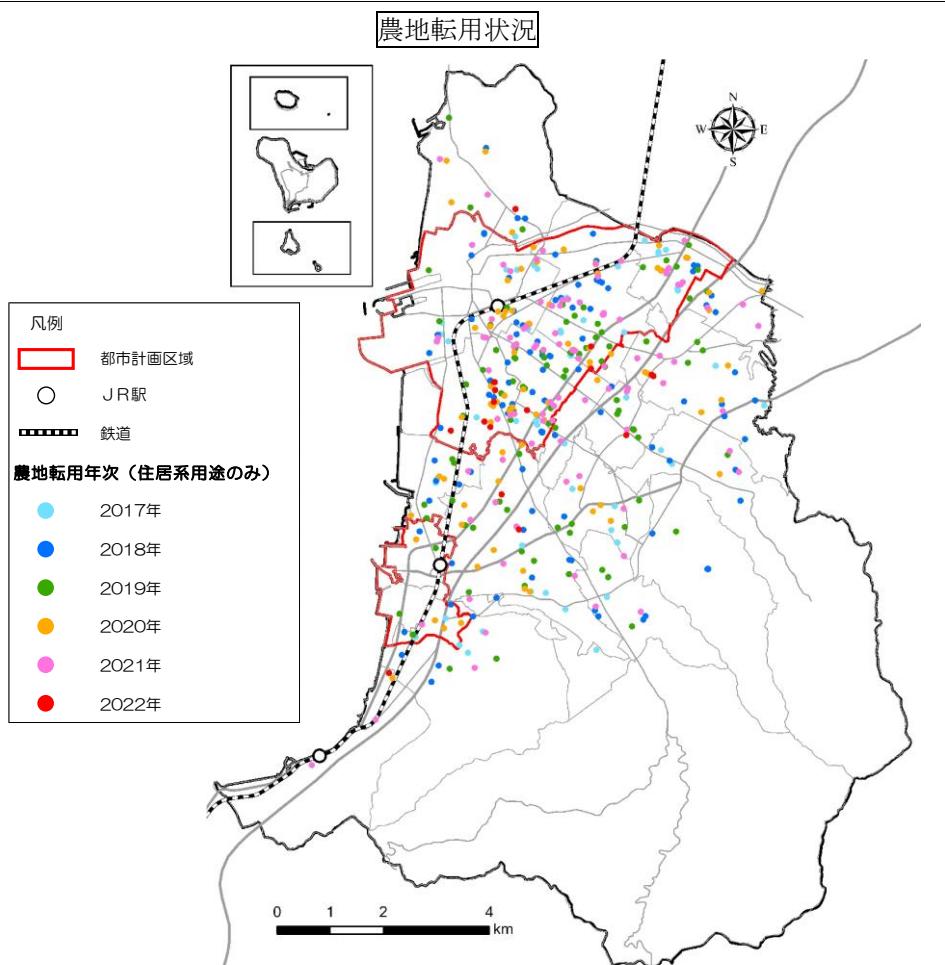
改正前	改正後																																																												
<p>3 5 ページ</p> <p>②開発許可*の動向</p> <p>農地転用面積は平成26（2014）年度にピークとなり、その後は減少傾向にあります。中心市街地近郊部や既存集落周辺での転用が進んでいます。また、住宅用地への転用が続き、市域全体で市街地の拡大が進行しています。</p>  <table border="1"> <caption>農地転用面積の推移 (改正前)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総面積 (m²)</th> <th>住宅用地 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年度</td><td>70,000</td><td>32,000</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>115,000</td><td>52,000</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>120,000</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>110,000</td><td>36,000</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>115,000</td><td>42,000</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>105,000</td><td>36,000</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：観音寺市</p>	年度	総面積 (m ²)	住宅用地 (m ²)	平成24年度	70,000	32,000	平成25年度	115,000	52,000	平成26年度	120,000	40,000	平成27年度	110,000	36,000	平成28年度	115,000	42,000	平成29年度	105,000	36,000	<p>3 5 ページ</p> <p>②開発許可*（農地転用）の動向</p> <p>農地転用面積は令和4（2022）年度がピークとなり、その後は減少傾向にあります 中心市街地近郊部や既存集落周辺での転用が進んでいます。また、住宅用地への転用が続き、市域全体で市街地の拡大が進行しています。</p> <p>農地転用面積の推移</p>  <table border="1"> <caption>農地転用面積の推移 (改正後)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総面積 (m²)</th> <th>住宅用地 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年度</td><td>70,000</td><td>32,000</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>115,000</td><td>52,000</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>120,000</td><td>38,000</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>110,000</td><td>36,000</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>115,000</td><td>44,000</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>105,000</td><td>36,000</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>110,000</td><td>34,000</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>105,000</td><td>28,000</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>92,000</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>130,000</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>132,000</td><td>26,000</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>108,000</td><td>32,000</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：観音寺市資料</p>	年度	総面積 (m ²)	住宅用地 (m ²)	平成24年度	70,000	32,000	平成25年度	115,000	52,000	平成26年度	120,000	38,000	平成27年度	110,000	36,000	平成28年度	115,000	44,000	平成29年度	105,000	36,000	平成30年度	110,000	34,000	令和元年度	105,000	28,000	令和2年度	92,000	20,000	令和3年度	130,000	45,000	令和4年度	132,000	26,000	令和5年度	108,000	32,000
年度	総面積 (m ²)	住宅用地 (m ²)																																																											
平成24年度	70,000	32,000																																																											
平成25年度	115,000	52,000																																																											
平成26年度	120,000	40,000																																																											
平成27年度	110,000	36,000																																																											
平成28年度	115,000	42,000																																																											
平成29年度	105,000	36,000																																																											
年度	総面積 (m ²)	住宅用地 (m ²)																																																											
平成24年度	70,000	32,000																																																											
平成25年度	115,000	52,000																																																											
平成26年度	120,000	38,000																																																											
平成27年度	110,000	36,000																																																											
平成28年度	115,000	44,000																																																											
平成29年度	105,000	36,000																																																											
平成30年度	110,000	34,000																																																											
令和元年度	105,000	28,000																																																											
令和2年度	92,000	20,000																																																											
令和3年度	130,000	45,000																																																											
令和4年度	132,000	26,000																																																											
令和5年度	108,000	32,000																																																											

改正前



出典：平成29年度香川県都市計画基礎調査

改正後



出典：令和5年度香川県都市計画基礎調査

※2022年については1月～3月のみ

改正前

3 6 ページ

③空き家数の動向

毎年、おおむね200戸の一戸建て住宅が建築されており、本市における住宅総数は増加傾向にあります。その一方で、本市における空き家も増加しており、平成25（2013）年には住宅総数26,890戸のうち、空き家が4,370戸となり、住宅総数に占める割合は約16%となっています。

新築住宅の推移



出典：住宅着工統計調査

空き家の推移



出典：住宅着工統計調査

改正後

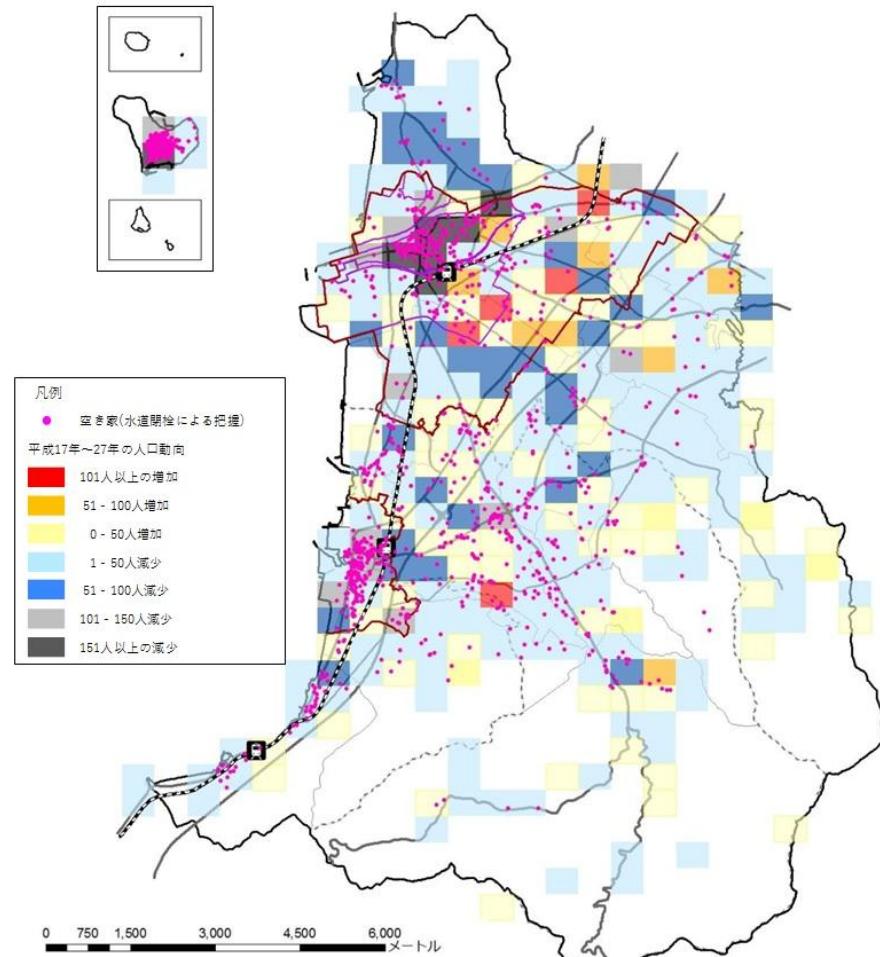
改正後

改正前					改正後																																																																																																																						
3 7 ページ					3 6 ページ																																																																																																																						
平成29（2017）年度に実施した空家等実態調査によると、空家率は市域全体で3.4%となっており、旧観音寺市エリアでは4.3%と市全体より高く、旧大野原町エリアでは2.4%、旧豊浜町エリアでは1.1%と市全体よりも低い空家率となっています。					③空き家数の動向																																																																																																																						
また、水道閉栓状況から空き家の分布をみると、旧市町の中心部に多く、特に、平成17（2005）年から平成27（2015）年の10年で100人以上人口減少した地区に密集しており、中心市街地のスポンジ化が進展しているといえます。					近年、空き家数は増加傾向にあり、令和3年9月末時点における空家数（軒）は、市域全体で1,709となっています。																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧市町エリア</th><th>地区名</th><th>空家数（軒）</th><th>建物数（軒）</th><th>空家率（%）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">旧観音寺市エリア</td><td>観音寺</td><td>567</td><td>8,519</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>高室</td><td>84</td><td>2,870</td><td>2.9</td></tr> <tr><td>常磐</td><td>113</td><td>4,059</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>柞田</td><td>163</td><td>5,036</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>木之郷</td><td>19</td><td>982</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>豊田</td><td>59</td><td>2,844</td><td>2.1</td></tr> <tr><td>栗井</td><td>51</td><td>1,717</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>一ノ谷</td><td>27</td><td>2,973</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>伊吹</td><td>222</td><td>1,098</td><td>20.2</td></tr> <tr><td>旧観音寺市エリア 計</td><td>1,305</td><td>30,098</td><td>4.3</td></tr> <tr> <td rowspan="10">旧大野原町エリア</td><td>五郷</td><td>34</td><td>1,246</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>萩原</td><td>59</td><td>1,653</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>小山</td><td>58</td><td>1,135</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>下組</td><td>21</td><td>2,222</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>上之段</td><td>8</td><td>1,080</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>花畠</td><td>16</td><td>887</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>中姫</td><td>28</td><td>1,131</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>紀伊</td><td>33</td><td>1,512</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>旧大野原町エリア 計</td><td>257</td><td>10,866</td><td>2.4</td></tr> <tr> <td rowspan="5">旧豊浜町エリア</td><td>和田浜</td><td>15</td><td>1,502</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>姫浜</td><td>15</td><td>1,629</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>和田</td><td>16</td><td>2,229</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>箕浦</td><td>26</td><td>1,229</td><td>2.1</td></tr> <tr><td>旧豊浜町エリア 計</td><td>72</td><td>6,589</td><td>1.1</td></tr> <tr> <td colspan="2">観音寺市 合計</td><td>1,634</td><td>47,553</td><td>3.4</td><td colspan="5"></td></tr> </tbody> </table>					旧市町エリア	地区名	空家数（軒）	建物数（軒）	空家率（%）	旧観音寺市エリア	観音寺	567	8,519	6.7	高室	84	2,870	2.9	常磐	113	4,059	2.8	柞田	163	5,036	3.2	木之郷	19	982	1.9	豊田	59	2,844	2.1	栗井	51	1,717	3.0	一ノ谷	27	2,973	0.9	伊吹	222	1,098	20.2	旧観音寺市エリア 計	1,305	30,098	4.3	旧大野原町エリア	五郷	34	1,246	2.7	萩原	59	1,653	3.6	小山	58	1,135	5.1	下組	21	2,222	0.9	上之段	8	1,080	0.7	花畠	16	887	1.8	中姫	28	1,131	2.5	紀伊	33	1,512	2.2	旧大野原町エリア 計	257	10,866	2.4	旧豊浜町エリア	和田浜	15	1,502	1.0	姫浜	15	1,629	0.9	和田	16	2,229	0.7	箕浦	26	1,229	2.1	旧豊浜町エリア 計	72	6,589	1.1	観音寺市 合計		1,634	47,553	3.4										
旧市町エリア	地区名	空家数（軒）	建物数（軒）	空家率（%）																																																																																																																							
旧観音寺市エリア	観音寺	567	8,519	6.7																																																																																																																							
	高室	84	2,870	2.9																																																																																																																							
	常磐	113	4,059	2.8																																																																																																																							
	柞田	163	5,036	3.2																																																																																																																							
	木之郷	19	982	1.9																																																																																																																							
	豊田	59	2,844	2.1																																																																																																																							
	栗井	51	1,717	3.0																																																																																																																							
	一ノ谷	27	2,973	0.9																																																																																																																							
	伊吹	222	1,098	20.2																																																																																																																							
	旧観音寺市エリア 計	1,305	30,098	4.3																																																																																																																							
旧大野原町エリア	五郷	34	1,246	2.7																																																																																																																							
	萩原	59	1,653	3.6																																																																																																																							
	小山	58	1,135	5.1																																																																																																																							
	下組	21	2,222	0.9																																																																																																																							
	上之段	8	1,080	0.7																																																																																																																							
	花畠	16	887	1.8																																																																																																																							
	中姫	28	1,131	2.5																																																																																																																							
	紀伊	33	1,512	2.2																																																																																																																							
	旧大野原町エリア 計	257	10,866	2.4																																																																																																																							
	旧豊浜町エリア	和田浜	15	1,502	1.0																																																																																																																						
姫浜		15	1,629	0.9																																																																																																																							
和田		16	2,229	0.7																																																																																																																							
箕浦		26	1,229	2.1																																																																																																																							
旧豊浜町エリア 計		72	6,589	1.1																																																																																																																							
観音寺市 合計		1,634	47,553	3.4																																																																																																																							
資料：観音寺市空家等対策計画					出典：観音寺市空家等対策計画（改定版）【令和4年4月】																																																																																																																						

改正前

38ページ

水道閉栓にみる空き家の分布

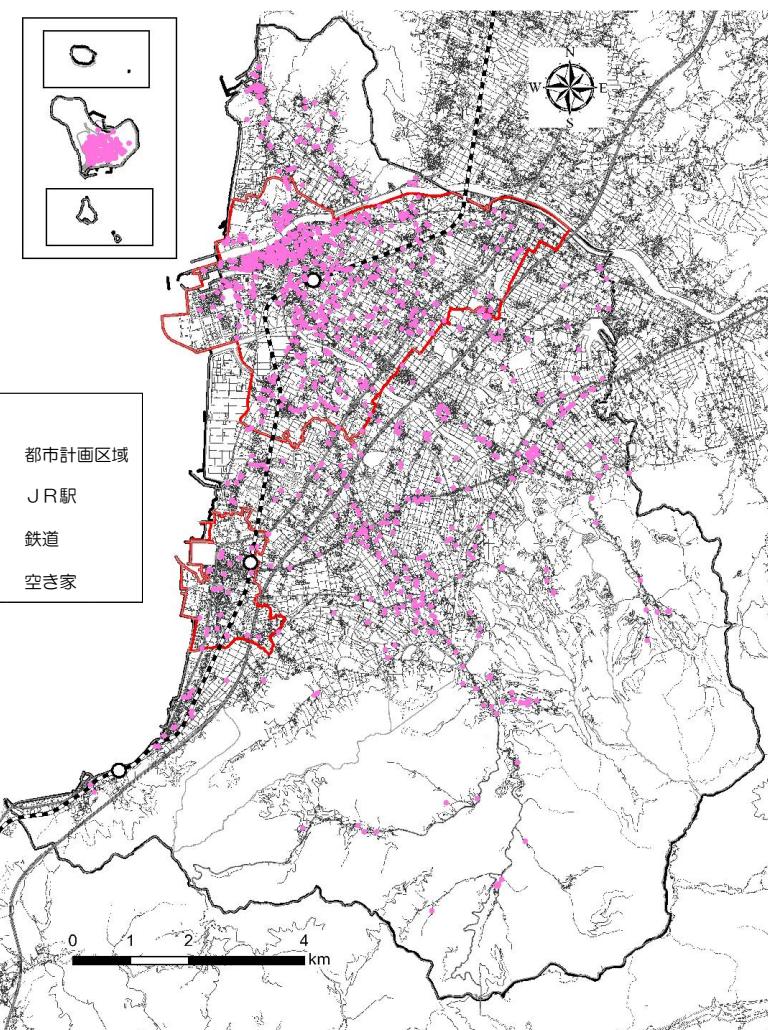


出典：平成29年度香川県都市計画基礎調査

改正後

37ページ

空き家の分布



出典：令和5年度都市計画基礎調査

改正前

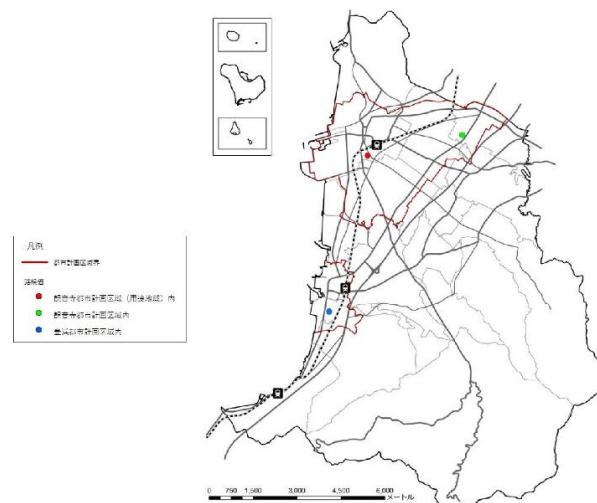
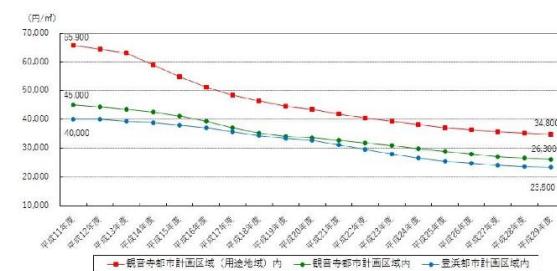
3 9 ページ

④地価の動向

観音寺都市計画区域内、豊浜都市計画区域内における地価については、下落傾向にあります。なかでも用途地域内における**平成29（2017）年度**の地価は、平成11（1999）年度と比べて、約47%の下落となっています。

また、観音寺都市計画区域内が約42%、豊浜都市計画区域内が約41%下落しており、各調査地点における地価の差は小さくなっています。

地価の推移



資料：国土交通省地価公示・都道府県地価調査

改正後

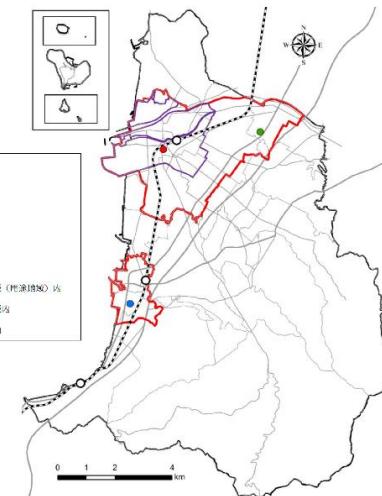
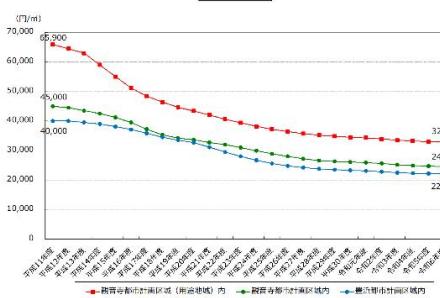
3 8 ページ

④地価の動向

観音寺都市計画区域内、豊浜都市計画区域内における地価については、下落傾向にあります。なかでも用途地域内における**令和6（2024）年度**の地価は、平成11（1999）年度と比べて、約50%の下落となっています。

また、観音寺都市計画区域内が約46%、豊浜都市計画区域内が約45%下落しており、各調査地点における地価の差は小さくなっています。

地価の推移



出典：国土交通省地価公示・都道府県地価調査

改正前

41～42ページ

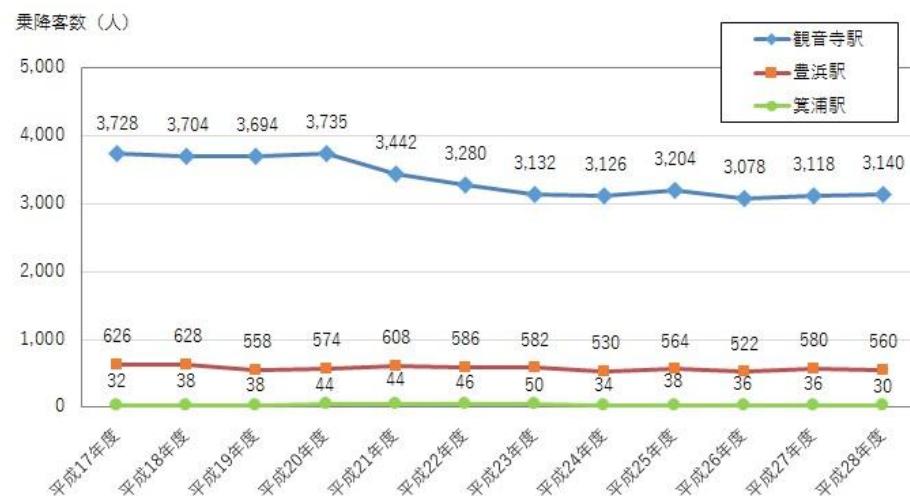
②公共交通の状況

・JRの状況

本市には高松市から愛媛県松山市を経て、愛媛県宇和島市を結ぶJR予讃線が走っており、市内には観音寺、豊浜、箕浦の3つの駅が存在しています。

各駅とも乗降客数は減少傾向にありますが、観音寺駅では平成25（2013）年度に増加し、その後はほぼ横ばい状態となっています。また、箕浦駅は平成23（2011）年度に乗降客数がピークとなり、その後は減少に転じています。

1日平均乗降客数の推移



資料：平成29年度香川県都市計画基礎調査

改正後

40～42ページ

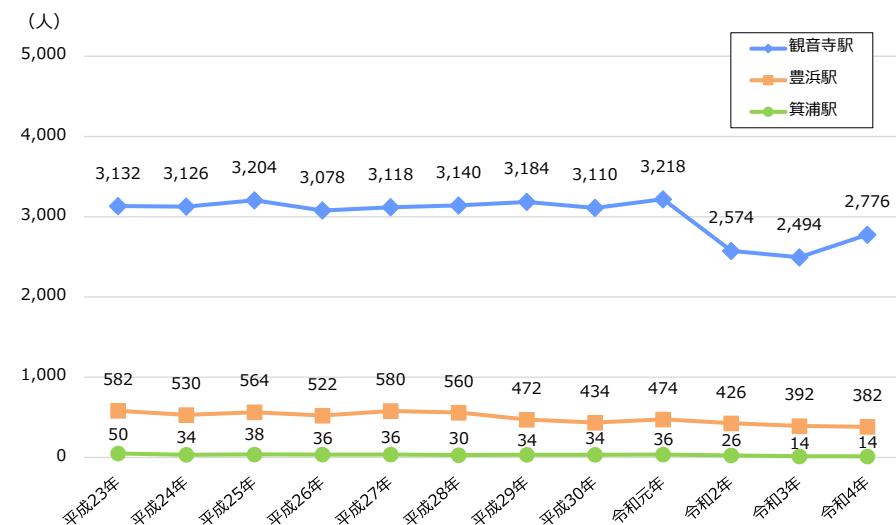
②公共交通の状況

・JRの状況

本市には高松市から愛媛県松山市を経て、愛媛県宇和島市を結ぶ予讃線が走っており、市内には観音寺、豊浜、箕浦の3つの駅が存在しています。

各駅とも乗降客数は減少傾向にありますが、観音寺駅では平成25（2013）年度に増加し、その後はほぼ横ばい状態となっていましたが、令和2（2020）年以降はコロナ禍等の影響で減少に転じています。また、豊浜駅、箕浦駅は平成23（2011）年度に乗降客数がピークとなり、その後は減少に転じています。

1日平均乗降客数の推移

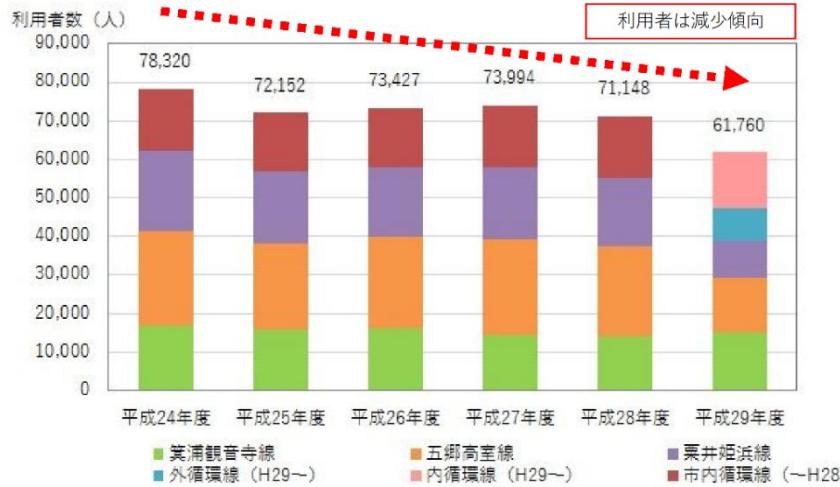


出典：国土数値情報ダウンロードサービス（駅別乗降客数データ）

改正前	改正後
<p>・のりあいバスの状況</p> <p>本市では、平成18（2006）年に市営「のりあいバス」を開業し、全路線・全区間でフリー乗降制度（ただし国道11号を除く）を採用し、4ルート（市内循環線、粟井姫浜線、五郷高室線、箕浦観音寺線）を運行してきました。</p> <p>平成29（2017）年度には、JRや他路線との乗継、1路線における始発から終着までに要する時間の短縮、市外からの乗入れ路線との連携等の課題を改善し、伊吹島を除く市内を5ルート（内循環線、外循環線、粟井姫浜線、五郷高室線、箕浦観音寺線）で運行しています。</p> <p>現在、これらの路線は、内循環線が7便/日、外循環線が5便/日、粟井姫浜線が4便/日、五郷高室線が4便/日、箕浦観音寺線が4便/日で運行しており、観音寺市役所や各支所、JR観音寺駅・豊浜駅、三豊総合病院などを結ぶ市民の日常生活における重要な交通手段となっています。</p> <p>乗降客数は減少傾向にある一方で、市の負担は増加しています。平成29年度には、路線見直しによって、1路線増加したことから運行委託費等が平成28（2016）年度に比べ43%増加しています。</p>	<p>・のりあいバスの状況</p> <p>本市では、平成18（2006）年に市営「のりあいバス」を開業し、全路線・全区間でフリー乗降制度（ただし国道11号を除く）を採用し、4ルート（市内循環線、粟井姫浜線、五郷高室線、箕浦観音寺線）を運行してきました。</p> <p>平成29（2017）年度には、JRや他路線との乗継、1路線における始発から終着までに要する時間の短縮、市外からの乗入れ路線との連携等の課題を改善し、伊吹島を除く市内を5ルート（内循環線、外循環線、粟井姫浜線、五郷高室線、箕浦観音寺線）で運行しています。</p> <p>現在、これらの路線は、内循環線が7便/日、外循環線が5便/日、粟井姫浜線が4便/日、五郷高室線が4便/日、箕浦観音寺線が4便/日で運行しており、観音寺市役所や各支所、JR観音寺駅・豊浜駅、三豊総合病院などを結ぶ市民の日常生活における重要な交通手段となっています。</p> <p>乗降客数をみると、令和2（2020）年以降はコロナ禍等の影響で減少傾向にあり、令和元（2019）年頃の数値まで回復していない状況です。また、市の負担は増加しており、平成29（2017）年度には、路線見直しによって、1路線増加したことから運行委託費等が平成28（2016）年度に比べ43%増加しています。</p>

改正前

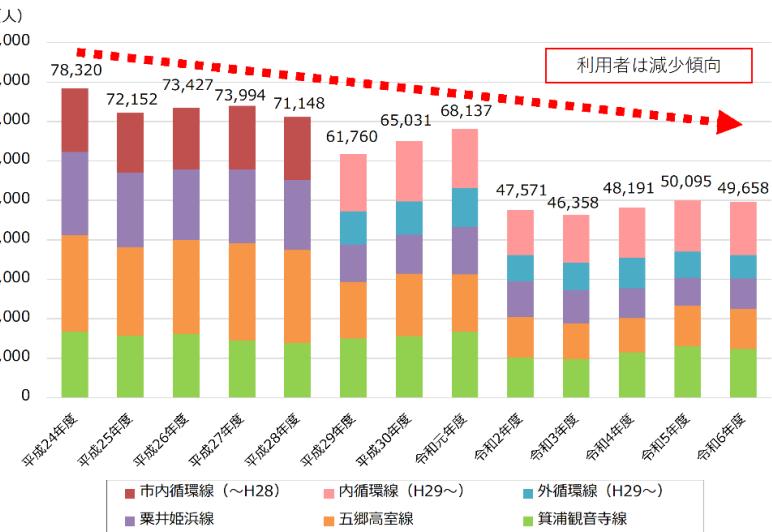
のりあいバスの年間利用者数の推移



資料：観音寺市資料

改正後

のりあいバスの年間利用者数の推移



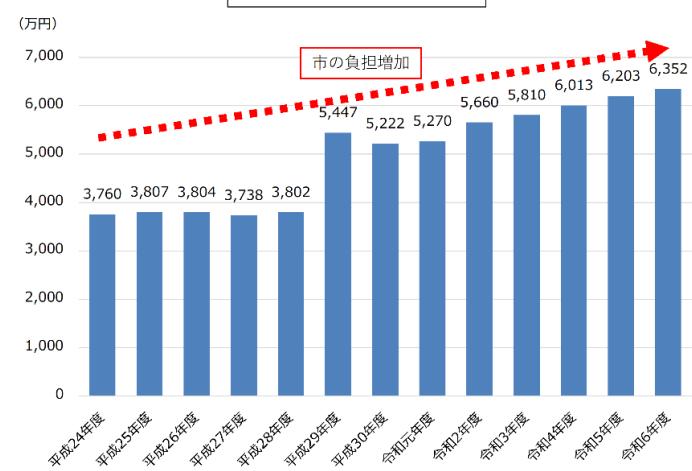
出典：観音寺市資料

のりあいバスの公共負担費の推移



資料：観音寺市資料

のりあいバスの公共負担費の推移



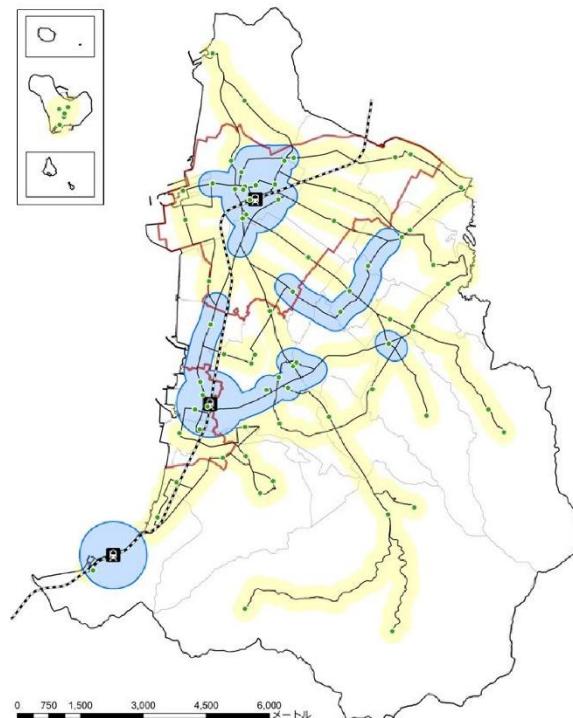
出典：観音寺市資料

改正前

44ページ

公共交通圏域及び圏域内現況人口

公共交通 圏域区分	平成 27 年			
	総人口		うち 65 歳以上人口	
	圏域人口(人)	割合(%)	圏域人口(人)	割合(%)
便利地域	17,291	29.1	6,117	31.9
不便地域	30,458	51.3	9,322	48.7
空白地域	11,661	19.6	3,707	19.4
合 計	59,409	100.0	19,146	100.0

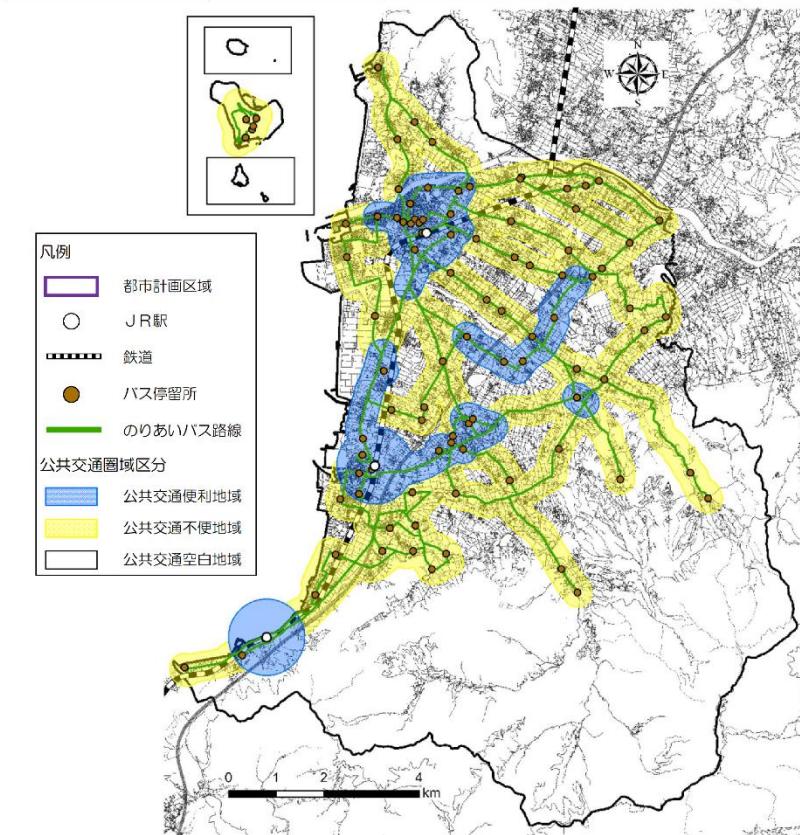


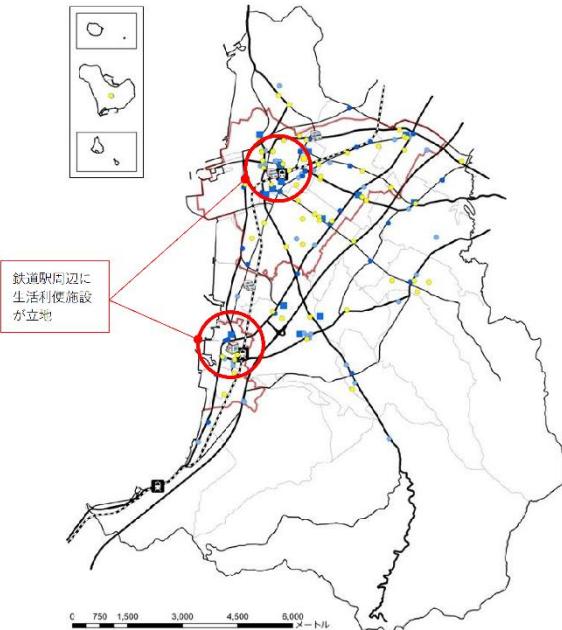
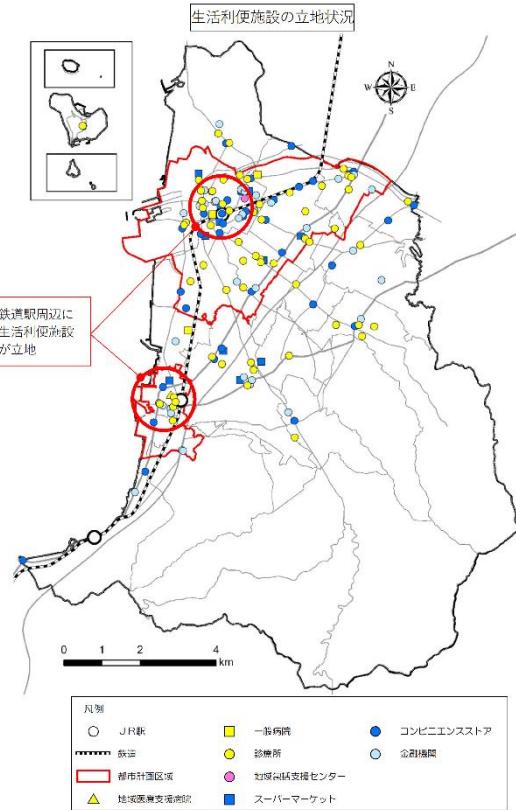
改正後

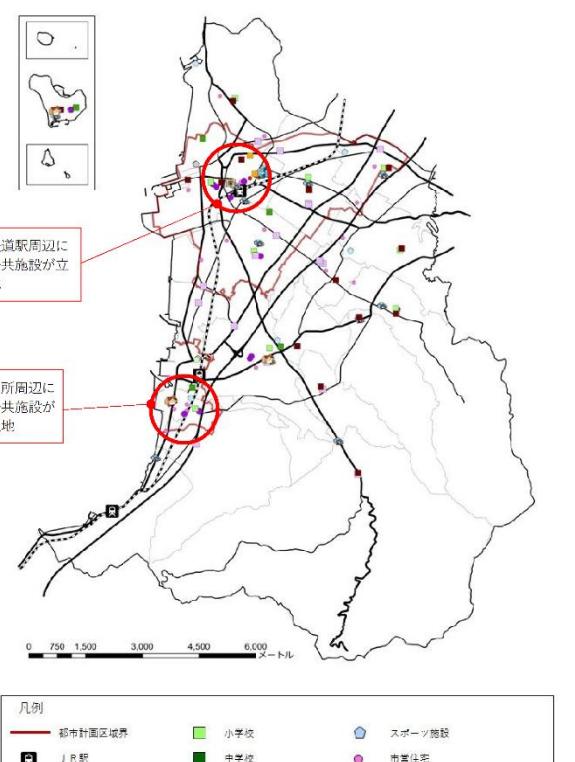
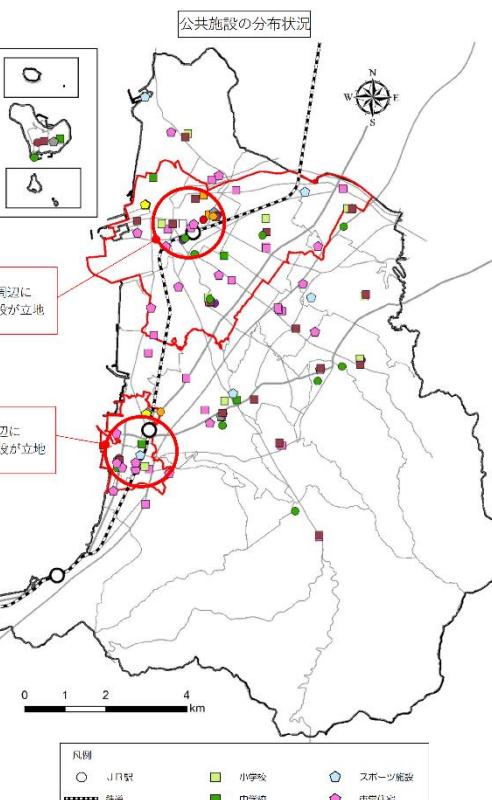
44ページ

公共交通圏域及び圏域内現況人口

公共交通 圏域区分	令和 2 年 (国勢調査)			
	総人口		うち 65 歳以上人口	
	圏域人口(人)	割合(%)	圏域人口(人)	割合(%)
便利地域	16,456	28.6	6,194	31.9
不便地域	31,873	55.5	10,335	53.2
空白地域	9,109	15.9	2,904	14.9
合 計	57,438	100.0	19,433	100.0



改正前	改正後
<p>45ページ</p> <p>(4) 都市機能の現状</p> <p>①生活利便施設の立地状況</p> <p>JR観音寺駅周辺に病院・クリニック、金融機関、スーパー・マーケットなど生活利便施設が集積している一方で、郊外の国道11号沿線にも商業施設や医療施設が立地しています。</p> <p>JR豊浜駅周辺に地域医療支援病院（三豊総合病院）、金融機関、スーパー・マーケット等が立地しています。</p>  <p>鉄道駅周辺に生活利便施設が立地</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域界 JR駅 三豊総合病院 一般病院 診療所 老健 老健包括支援センター スーパー・マーケット コンビニエンスストア 立販機 金融機関 	<p>45ページ</p> <p>(4) 都市機能の現状</p> <p>①生活利便施設の立地状況</p> <p>JR観音寺駅周辺に病院・クリニック、金融機関、スーパー・マーケットなど生活利便施設が集積している一方で、郊外の国道11号沿線にも商業施設や医療施設が立地しています。</p> <p>JR豊浜駅周辺に地域医療支援病院（三豊総合病院）、金融機関、スーパー・マーケット等が立地しています。</p>  <p>鉄道駅周辺に生活利便施設が立地</p> <p>生活利便施設の立地状況</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> JR駅 都市計画区域界 三豊総合病院 一般病院 診療所 老健 老健包括支援センター スーパー・マーケット コンビニエンスストア 立販機 金融機関

改正前	改正後																																				
<p>46ページ</p> <p>②公共施設の分布状況</p> <p>JR観音寺駅周辺に子育て・学校教育施設や図書館、市民会館等の文化施設、国・県の出先機関などの行政施設が集積しています。</p> <p>豊浜支所周辺に子育て・学校教育施設、総合体育館などの公共施設や図書館、資料館等の文化施設が立地しています。</p>  <p>例</p> <table border="1"> <tr> <td>都市計画区域界</td> <td>小学校</td> <td>スポーツ施設</td> </tr> <tr> <td>JR駅</td> <td>中学校</td> <td>市営住宅</td> </tr> <tr> <td>観音寺市役所</td> <td>高等学校</td> <td>公民館</td> </tr> <tr> <td>支所</td> <td>図書館</td> <td>県の行政機関</td> </tr> <tr> <td>幼稚園・保育園</td> <td>市民会館</td> <td>市営公園</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯支援施設</td> <td>防災施設</td> <td>県の行政機関</td> </tr> </table>	都市計画区域界	小学校	スポーツ施設	JR駅	中学校	市営住宅	観音寺市役所	高等学校	公民館	支所	図書館	県の行政機関	幼稚園・保育園	市民会館	市営公園	子育て世帯支援施設	防災施設	県の行政機関	<p>46ページ</p> <p>②公共施設の分布状況</p> <p>JR観音寺駅周辺に子育て・学校教育施設や図書館、市民会館等の文化施設、国・県の出先機関などの行政施設が集積しています。</p> <p>豊浜支所周辺に子育て・学校教育施設、総合体育館などの公共施設や図書館、資料館等の文化施設が立地しています。</p>  <p>例</p> <table border="1"> <tr> <td>JR駅</td> <td>小学校</td> <td>スポーツ施設</td> </tr> <tr> <td>観音寺市役所</td> <td>中学校</td> <td>市営住宅</td> </tr> <tr> <td>支所</td> <td>高等学校</td> <td>公民館</td> </tr> <tr> <td>幼稚園・保育園</td> <td>図書館</td> <td>県の行政機関</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯支援施設</td> <td>市民会館</td> <td>市営公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災施設</td> <td>県の行政機関</td> </tr> </table>	JR駅	小学校	スポーツ施設	観音寺市役所	中学校	市営住宅	支所	高等学校	公民館	幼稚園・保育園	図書館	県の行政機関	子育て世帯支援施設	市民会館	市営公園		防災施設	県の行政機関
都市計画区域界	小学校	スポーツ施設																																			
JR駅	中学校	市営住宅																																			
観音寺市役所	高等学校	公民館																																			
支所	図書館	県の行政機関																																			
幼稚園・保育園	市民会館	市営公園																																			
子育て世帯支援施設	防災施設	県の行政機関																																			
JR駅	小学校	スポーツ施設																																			
観音寺市役所	中学校	市営住宅																																			
支所	高等学校	公民館																																			
幼稚園・保育園	図書館	県の行政機関																																			
子育て世帯支援施設	市民会館	市営公園																																			
	防災施設	県の行政機関																																			

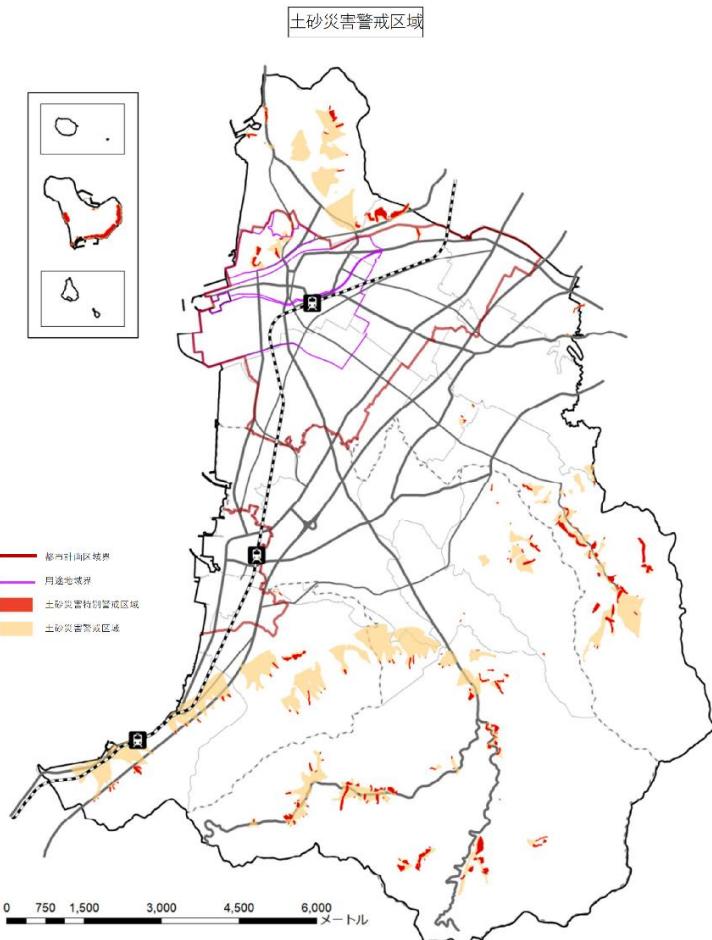
改正前

47ページ

(5) 災害特性

①土砂災害警戒区域

本市の土砂災害特別警戒区域*及び土砂災害警戒区域*の分布を下図に示します。



出典：平成29年度香川県都市計画基礎調査

改正後

改正前

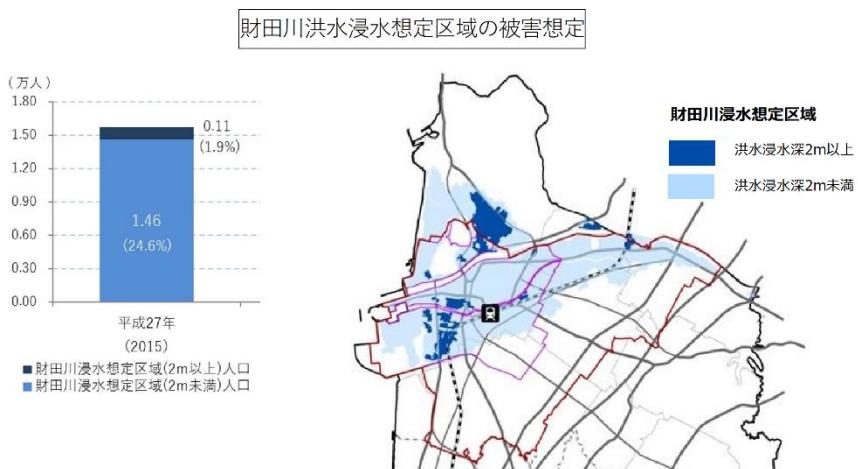
改正後

4 8ページ

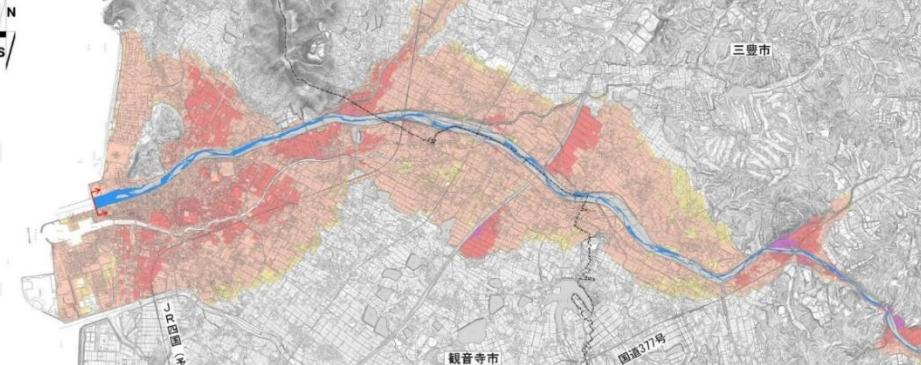
②河川浸水想定区域

本市では、2級河川財田川、一の谷川、柞田川など20の河川を擁し、それぞれの河川に重要水防区域が設定されています。また、財田川において、洪水防衛に関する計画の基本となる降雨であるおおむね70年に1回程度起こる大雨（財田川流域の24時間の総雨量240mmを想定）による財田川洪水浸水想定区域図（平成19（2007）年5月25日香川県指定）に基づき、観音寺市総合防災マップを作成・公表しています。

浸水想定区域内の人口は1.57万人（平成27年国勢調査）となっており、浸水深別にみると「浸水深2.0m未満」で1.46万人、「浸水深2.0m以上」で0.11万人となっています。



出典：平成27年国勢調査、観音寺市資料

改正前	改正後
<p>また、近年、時間雨量50mmを超える短時間強雨や総雨量が数百mmから千mmを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように災害が発生しており、今後も大雨の頻発化、局地化、激甚化に伴う災害の発生が懸念されています。</p> <p>このため、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨（財田川流域の24時間の総雨量690mmを想定）によりシミュレーションを実施した財田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和元（2019）年12月26日香川県指定）を踏まえ、令和3（2021）年度に観音寺市総合防災マップの改定を予定しています。</p>  <p>出典：観音寺市資料</p>	

改正前

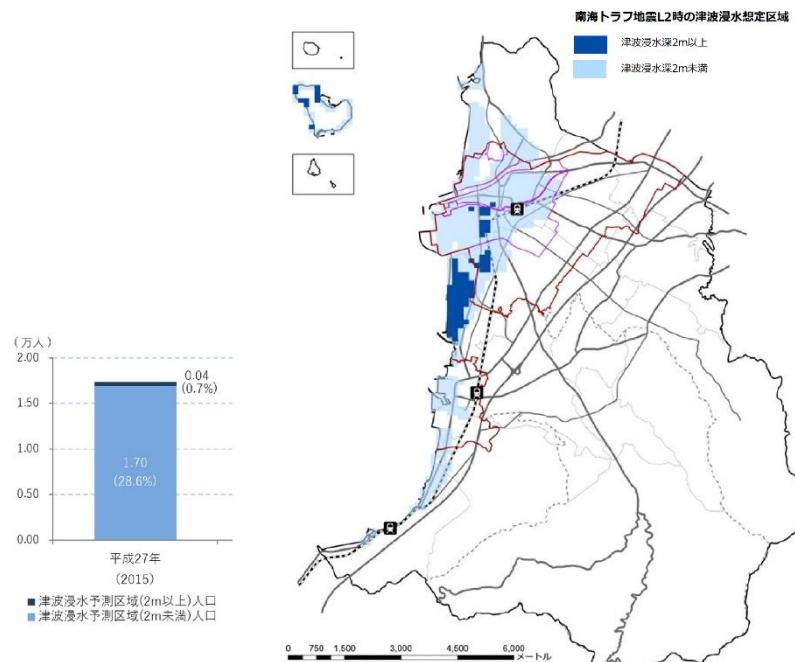
49ページ

③津波浸水危険区域

本市では、南海トラフ地震で津波による浸水が発生すると予想されています。

南海トラフの最大クラスの地震により津波浸水が発生した場合、浸水想定区域内人口は1.74万人（平成27年国勢調査）となっており、浸水深別にみると「津波浸水深2.0m未満」で1.70万人、「津波浸水深2.0m以上」で0.04万人となっています。

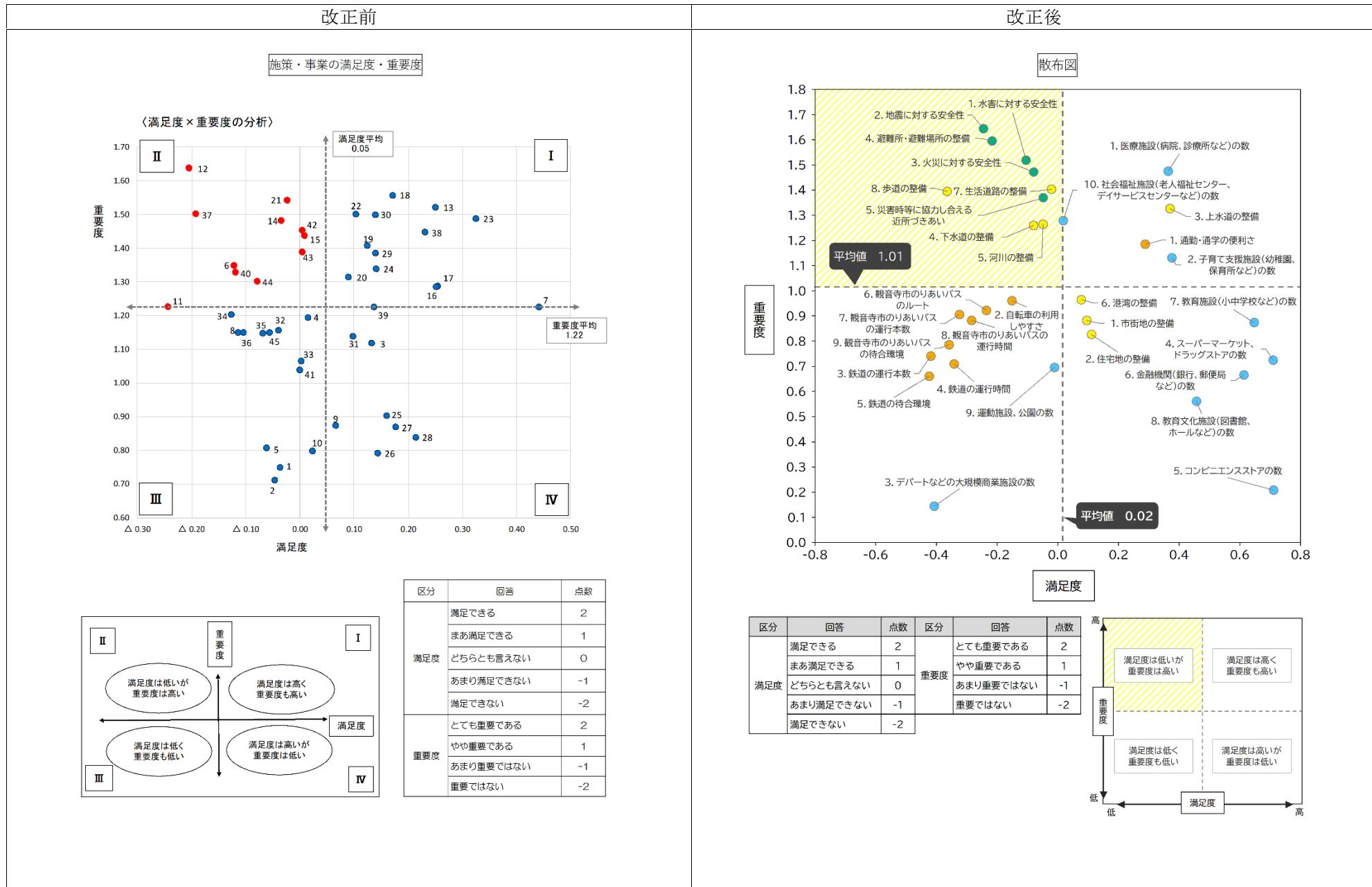
南海トラフ地震L2による津波浸水予測区域の被害想定



出典：平成27年国勢調査、観音寺市資料

改正後

改正前	改正後																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>50～55ページ</p> <p>1-3市民意識調査</p> <p>第2次都市計画マスターplan及び本計画の策定にあたり、平成30（2018）年11月に18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象にアンケート調査を実施しました。（郵送法、有効回収数1,051票、回収率35%）</p> <p>調査結果の概要は、以下のとおりです。</p> <p>（1）施策・事業の評価</p> <p>現行計画に基づき取り組んでいる各種施策・事業に対する、市民の満足度と重要度について、横軸に満足度、縦軸に重要度をとり2次元グラフとして評価しました。</p> <p>評価は、以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">施策・事業に対する評価項目一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">評価項目</th> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市街地の整備</td><td>24</td><td>青少年の健全育成</td></tr> <tr><td>2</td><td>住宅地の整備</td><td>25</td><td>生涯学習の推進</td></tr> <tr><td>3</td><td>基幹道路の整備</td><td>26</td><td>文化・芸術の振興</td></tr> <tr><td>4</td><td>生活道路の整備</td><td>27</td><td>文化財の保存・活用</td></tr> <tr><td>5</td><td>公園・緑地の整備</td><td>28</td><td>スポーツ活動の推進</td></tr> <tr><td>6</td><td>河川の整備</td><td>29</td><td>環境の保全</td></tr> <tr><td>7</td><td>上水道の整備</td><td>30</td><td>ごみの減量・省エネ・リサイクルの推進</td></tr> <tr><td>8</td><td>下水道の整備</td><td>31</td><td>良好な景観の保全と形成</td></tr> <tr><td>9</td><td>人権意識の高揚</td><td>32</td><td>農林業の振興</td></tr> <tr><td>10</td><td>男女共同参画の推進</td><td>33</td><td>水産業の振興</td></tr> <tr><td>11</td><td>公共交通の推進</td><td>34</td><td>商業の振興</td></tr> <tr><td>12</td><td>防災対策（高潮・浸水・土砂災害・地震対策）</td><td>35</td><td>工業の振興</td></tr> <tr><td>13</td><td>消防・緊急体制の整備</td><td>36</td><td>観光の振興</td></tr> <tr><td>14</td><td>防犯体制の整備</td><td>37</td><td>雇用対策</td></tr> <tr><td>15</td><td>交通安全の推進</td><td>38</td><td>個人情報の保護</td></tr> <tr><td>16</td><td>健康づくりの推進</td><td>39</td><td>行政情報の発信</td></tr> <tr><td>17</td><td>母子保健の推進</td><td>40</td><td>市政への住民意見の反映</td></tr> <tr><td>18</td><td>医療体制の整備</td><td>41</td><td>参加と協働のまちづくり</td></tr> <tr><td>19</td><td>保険制度の運営</td><td>42</td><td>健全な財政の運営</td></tr> <tr><td>20</td><td>障がい者福祉の推進</td><td>43</td><td>行政サービスの向上</td></tr> <tr><td>21</td><td>介護・高齢者福祉の推進</td><td>44</td><td>行政改革の取組</td></tr> <tr><td>22</td><td>子育て支援の推進</td><td>45</td><td>住民の自治意識の向上</td></tr> <tr><td>23</td><td>学校教育の充実</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">まちづくりに対する評価項目一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">基本目標</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">主要施策</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">満足度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">重要度</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">得点</th> <th style="text-align: center;">順位</th> <th style="text-align: center;">得点</th> <th style="text-align: center;">順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">「施設整備等によるまちづくり」</td><td>1. 医療施設（病院、診療所など）の数</td><td style="text-align: center;">0.36</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">1.47</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>2. 子弟ぐるみ施設（幼稚園、保育所など）の数</td><td style="text-align: center;">0.38</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">1.13</td><td style="text-align: center;">14</td></tr> <tr><td>3. テバートなどの大規模商業施設の数</td><td style="text-align: center;">-0.41</td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">0.14</td><td style="text-align: center;">32</td></tr> <tr><td>4. スーパーマーケット、ドラッグストアの数</td><td style="text-align: center;">0.71</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">0.72</td><td style="text-align: center;">25</td></tr> <tr><td>5. コンビニエンスストアの数</td><td style="text-align: center;">0.71</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">0.21</td><td style="text-align: center;">31</td></tr> <tr><td>6. 並木道樹・樹木、駅便局などの数</td><td style="text-align: center;">0.61</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">0.67</td><td style="text-align: center;">28</td></tr> <tr><td>7. 教育施設（小学校など）の数</td><td style="text-align: center;">0.65</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">0.87</td><td style="text-align: center;">21</td></tr> <tr><td>8. 教育文化施設（図書館、ホールなど）の数</td><td style="text-align: center;">0.46</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">0.56</td><td style="text-align: center;">30</td></tr> <tr><td>9. 運動施設・公園の数</td><td style="text-align: center;">-0.01</td><td style="text-align: center;">14</td><td style="text-align: center;">0.70</td><td style="text-align: center;">27</td></tr> <tr><td>10. 社会福祉施設（老人福祉センター、デイサービスセンターなど）の数</td><td style="text-align: center;">0.02</td><td style="text-align: center;">13</td><td style="text-align: center;">1.28</td><td style="text-align: center;">10</td></tr> <tr><td rowspan="8" style="vertical-align: top; text-align: center;">「社会福祉等によるまちづくり」</td><td>1. 市街地の整備</td><td style="text-align: center;">0.10</td><td style="text-align: center;">11</td><td style="text-align: center;">0.88</td><td style="text-align: center;">20</td></tr> <tr><td>2. 住宅地の整備</td><td style="text-align: center;">0.11</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">0.83</td><td style="text-align: center;">22</td></tr> <tr><td>3. 上水道の整備</td><td style="text-align: center;">0.37</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">1.33</td><td style="text-align: center;">9</td></tr> <tr><td>4. 下水道の整備</td><td style="text-align: center;">-0.08</td><td style="text-align: center;">19</td><td style="text-align: center;">1.26</td><td style="text-align: center;">12</td></tr> <tr><td>5. 河川の整備</td><td style="text-align: center;">0.05</td><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: center;">1.26</td><td style="text-align: center;">11</td></tr> <tr><td>6. 駐車場の整備</td><td style="text-align: center;">0.08</td><td style="text-align: center;">12</td><td style="text-align: center;">0.96</td><td style="text-align: center;">15</td></tr> <tr><td>7. 生活道路の整備</td><td style="text-align: center;">-0.02</td><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">1.40</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td>8. 歩道の整備</td><td style="text-align: center;">-0.36</td><td style="text-align: center;">29</td><td style="text-align: center;">1.40</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td rowspan="7" style="vertical-align: top; text-align: center;">「利便性によるまちづくり」</td><td>1. 水害に対する安全性</td><td style="text-align: center;">-0.10</td><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: center;">1.52</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>2. 地震に対する安全性</td><td style="text-align: center;">-0.25</td><td style="text-align: center;">24</td><td style="text-align: center;">1.64</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>3. 火災に対する安全性</td><td style="text-align: center;">0.08</td><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: center;">1.47</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>4. 道路・避難地帯の整備</td><td style="text-align: center;">-0.22</td><td style="text-align: center;">22</td><td style="text-align: center;">1.60</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>5. 災害津等に協力し合える組織づかい</td><td style="text-align: center;">-0.05</td><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">1.37</td><td style="text-align: center;">8</td></tr> <tr><td>6. 健康・通学の便利さ</td><td style="text-align: center;">0.29</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">1.18</td><td style="text-align: center;">13</td></tr> <tr><td>7. 自転車の利便性のやすさ</td><td style="text-align: center;">-0.15</td><td style="text-align: center;">21</td><td style="text-align: center;">0.96</td><td style="text-align: center;">16</td></tr> <tr><td rowspan="5" style="vertical-align: top; text-align: center;">「利便性によるまちづくり」</td><td>3. 鉄道の運行本数</td><td style="text-align: center;">-0.42</td><td style="text-align: center;">31</td><td style="text-align: center;">0.74</td><td style="text-align: center;">24</td></tr> <tr><td>4. 飲食の運行時間</td><td style="text-align: center;">-0.34</td><td style="text-align: center;">27</td><td style="text-align: center;">0.71</td><td style="text-align: center;">26</td></tr> <tr><td>5. 鉄道の行き届き度</td><td style="text-align: center;">-0.42</td><td style="text-align: center;">32</td><td style="text-align: center;">0.66</td><td style="text-align: center;">29</td></tr> <tr><td>6. 観音寺市りあいバスのルート</td><td style="text-align: center;">-0.23</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">0.92</td><td style="text-align: center;">17</td></tr> <tr><td>7. 観音寺市りあいバスの運行本数</td><td style="text-align: center;">-0.32</td><td style="text-align: center;">26</td><td style="text-align: center;">0.91</td><td style="text-align: center;">18</td></tr> <tr><td rowspan="2" style="vertical-align: top; text-align: center;">「利便性によるまちづくり」</td><td>8. 観音寺市りあいバスの運行時間</td><td style="text-align: center;">-0.28</td><td style="text-align: center;">25</td><td style="text-align: center;">0.88</td><td style="text-align: center;">19</td></tr> <tr><td>9. 観音寺市りあいバスの待合環境</td><td style="text-align: center;">-0.36</td><td style="text-align: center;">28</td><td style="text-align: center;">0.79</td><td style="text-align: center;">23</td></tr> </tbody> </table>	番号	評価項目	番号	評価項目	1	市街地の整備	24	青少年の健全育成	2	住宅地の整備	25	生涯学習の推進	3	基幹道路の整備	26	文化・芸術の振興	4	生活道路の整備	27	文化財の保存・活用	5	公園・緑地の整備	28	スポーツ活動の推進	6	河川の整備	29	環境の保全	7	上水道の整備	30	ごみの減量・省エネ・リサイクルの推進	8	下水道の整備	31	良好な景観の保全と形成	9	人権意識の高揚	32	農林業の振興	10	男女共同参画の推進	33	水産業の振興	11	公共交通の推進	34	商業の振興	12	防災対策（高潮・浸水・土砂災害・地震対策）	35	工業の振興	13	消防・緊急体制の整備	36	観光の振興	14	防犯体制の整備	37	雇用対策	15	交通安全の推進	38	個人情報の保護	16	健康づくりの推進	39	行政情報の発信	17	母子保健の推進	40	市政への住民意見の反映	18	医療体制の整備	41	参加と協働のまちづくり	19	保険制度の運営	42	健全な財政の運営	20	障がい者福祉の推進	43	行政サービスの向上	21	介護・高齢者福祉の推進	44	行政改革の取組	22	子育て支援の推進	45	住民の自治意識の向上	23	学校教育の充実			基本目標	主要施策	満足度		重要度		得点	順位	得点	順位	「施設整備等によるまちづくり」	1. 医療施設（病院、診療所など）の数	0.36	8	1.47	4	2. 子弟ぐるみ施設（幼稚園、保育所など）の数	0.38	6	1.13	14	3. テバートなどの大規模商業施設の数	-0.41	30	0.14	32	4. スーパーマーケット、ドラッグストアの数	0.71	2	0.72	25	5. コンビニエンスストアの数	0.71	1	0.21	31	6. 並木道樹・樹木、駅便局などの数	0.61	4	0.67	28	7. 教育施設（小学校など）の数	0.65	3	0.87	21	8. 教育文化施設（図書館、ホールなど）の数	0.46	5	0.56	30	9. 運動施設・公園の数	-0.01	14	0.70	27	10. 社会福祉施設（老人福祉センター、デイサービスセンターなど）の数	0.02	13	1.28	10	「社会福祉等によるまちづくり」	1. 市街地の整備	0.10	11	0.88	20	2. 住宅地の整備	0.11	10	0.83	22	3. 上水道の整備	0.37	7	1.33	9	4. 下水道の整備	-0.08	19	1.26	12	5. 河川の整備	0.05	17	1.26	11	6. 駐車場の整備	0.08	12	0.96	15	7. 生活道路の整備	-0.02	15	1.40	6	8. 歩道の整備	-0.36	29	1.40	7	「利便性によるまちづくり」	1. 水害に対する安全性	-0.10	20	1.52	3	2. 地震に対する安全性	-0.25	24	1.64	1	3. 火災に対する安全性	0.08	18	1.47	5	4. 道路・避難地帯の整備	-0.22	22	1.60	2	5. 災害津等に協力し合える組織づかい	-0.05	16	1.37	8	6. 健康・通学の便利さ	0.29	9	1.18	13	7. 自転車の利便性のやすさ	-0.15	21	0.96	16	「利便性によるまちづくり」	3. 鉄道の運行本数	-0.42	31	0.74	24	4. 飲食の運行時間	-0.34	27	0.71	26	5. 鉄道の行き届き度	-0.42	32	0.66	29	6. 観音寺市りあいバスのルート	-0.23	23	0.92	17	7. 観音寺市りあいバスの運行本数	-0.32	26	0.91	18	「利便性によるまちづくり」	8. 観音寺市りあいバスの運行時間	-0.28	25	0.88	19	9. 観音寺市りあいバスの待合環境	-0.36	28	0.79	23
番号	評価項目	番号	評価項目																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	市街地の整備	24	青少年の健全育成																																																																																																																																																																																																																																																																												
2	住宅地の整備	25	生涯学習の推進																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	基幹道路の整備	26	文化・芸術の振興																																																																																																																																																																																																																																																																												
4	生活道路の整備	27	文化財の保存・活用																																																																																																																																																																																																																																																																												
5	公園・緑地の整備	28	スポーツ活動の推進																																																																																																																																																																																																																																																																												
6	河川の整備	29	環境の保全																																																																																																																																																																																																																																																																												
7	上水道の整備	30	ごみの減量・省エネ・リサイクルの推進																																																																																																																																																																																																																																																																												
8	下水道の整備	31	良好な景観の保全と形成																																																																																																																																																																																																																																																																												
9	人権意識の高揚	32	農林業の振興																																																																																																																																																																																																																																																																												
10	男女共同参画の推進	33	水産業の振興																																																																																																																																																																																																																																																																												
11	公共交通の推進	34	商業の振興																																																																																																																																																																																																																																																																												
12	防災対策（高潮・浸水・土砂災害・地震対策）	35	工業の振興																																																																																																																																																																																																																																																																												
13	消防・緊急体制の整備	36	観光の振興																																																																																																																																																																																																																																																																												
14	防犯体制の整備	37	雇用対策																																																																																																																																																																																																																																																																												
15	交通安全の推進	38	個人情報の保護																																																																																																																																																																																																																																																																												
16	健康づくりの推進	39	行政情報の発信																																																																																																																																																																																																																																																																												
17	母子保健の推進	40	市政への住民意見の反映																																																																																																																																																																																																																																																																												
18	医療体制の整備	41	参加と協働のまちづくり																																																																																																																																																																																																																																																																												
19	保険制度の運営	42	健全な財政の運営																																																																																																																																																																																																																																																																												
20	障がい者福祉の推進	43	行政サービスの向上																																																																																																																																																																																																																																																																												
21	介護・高齢者福祉の推進	44	行政改革の取組																																																																																																																																																																																																																																																																												
22	子育て支援の推進	45	住民の自治意識の向上																																																																																																																																																																																																																																																																												
23	学校教育の充実																																																																																																																																																																																																																																																																														
基本目標	主要施策	満足度		重要度																																																																																																																																																																																																																																																																											
		得点	順位	得点	順位																																																																																																																																																																																																																																																																										
「施設整備等によるまちづくり」	1. 医療施設（病院、診療所など）の数	0.36	8	1.47	4																																																																																																																																																																																																																																																																										
	2. 子弟ぐるみ施設（幼稚園、保育所など）の数	0.38	6	1.13	14																																																																																																																																																																																																																																																																										
	3. テバートなどの大規模商業施設の数	-0.41	30	0.14	32																																																																																																																																																																																																																																																																										
	4. スーパーマーケット、ドラッグストアの数	0.71	2	0.72	25																																																																																																																																																																																																																																																																										
	5. コンビニエンスストアの数	0.71	1	0.21	31																																																																																																																																																																																																																																																																										
	6. 並木道樹・樹木、駅便局などの数	0.61	4	0.67	28																																																																																																																																																																																																																																																																										
	7. 教育施設（小学校など）の数	0.65	3	0.87	21																																																																																																																																																																																																																																																																										
	8. 教育文化施設（図書館、ホールなど）の数	0.46	5	0.56	30																																																																																																																																																																																																																																																																										
	9. 運動施設・公園の数	-0.01	14	0.70	27																																																																																																																																																																																																																																																																										
	10. 社会福祉施設（老人福祉センター、デイサービスセンターなど）の数	0.02	13	1.28	10																																																																																																																																																																																																																																																																										
「社会福祉等によるまちづくり」	1. 市街地の整備	0.10	11	0.88	20																																																																																																																																																																																																																																																																										
	2. 住宅地の整備	0.11	10	0.83	22																																																																																																																																																																																																																																																																										
	3. 上水道の整備	0.37	7	1.33	9																																																																																																																																																																																																																																																																										
	4. 下水道の整備	-0.08	19	1.26	12																																																																																																																																																																																																																																																																										
	5. 河川の整備	0.05	17	1.26	11																																																																																																																																																																																																																																																																										
	6. 駐車場の整備	0.08	12	0.96	15																																																																																																																																																																																																																																																																										
	7. 生活道路の整備	-0.02	15	1.40	6																																																																																																																																																																																																																																																																										
	8. 歩道の整備	-0.36	29	1.40	7																																																																																																																																																																																																																																																																										
「利便性によるまちづくり」	1. 水害に対する安全性	-0.10	20	1.52	3																																																																																																																																																																																																																																																																										
	2. 地震に対する安全性	-0.25	24	1.64	1																																																																																																																																																																																																																																																																										
	3. 火災に対する安全性	0.08	18	1.47	5																																																																																																																																																																																																																																																																										
	4. 道路・避難地帯の整備	-0.22	22	1.60	2																																																																																																																																																																																																																																																																										
	5. 災害津等に協力し合える組織づかい	-0.05	16	1.37	8																																																																																																																																																																																																																																																																										
	6. 健康・通学の便利さ	0.29	9	1.18	13																																																																																																																																																																																																																																																																										
	7. 自転車の利便性のやすさ	-0.15	21	0.96	16																																																																																																																																																																																																																																																																										
「利便性によるまちづくり」	3. 鉄道の運行本数	-0.42	31	0.74	24																																																																																																																																																																																																																																																																										
	4. 飲食の運行時間	-0.34	27	0.71	26																																																																																																																																																																																																																																																																										
	5. 鉄道の行き届き度	-0.42	32	0.66	29																																																																																																																																																																																																																																																																										
	6. 観音寺市りあいバスのルート	-0.23	23	0.92	17																																																																																																																																																																																																																																																																										
	7. 観音寺市りあいバスの運行本数	-0.32	26	0.91	18																																																																																																																																																																																																																																																																										
「利便性によるまちづくり」	8. 観音寺市りあいバスの運行時間	-0.28	25	0.88	19																																																																																																																																																																																																																																																																										
	9. 観音寺市りあいバスの待合環境	-0.36	28	0.79	23																																																																																																																																																																																																																																																																										



改正前	改正後
<p>①総合評価</p> <p>上水道の整備状況や学校教育の充実などは満足度が高いですが、公共交通の推進、防災対策（土砂災害、津波・高潮、洪水、地震対策）は満足度が低く、対応が求められていることがわかります。また、医療体制の整備や介護・高齢者福祉などについても重要度が高く、対応が求められていることがわかります。</p> <p>②満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満足度の最も高い項目は、「上水道の整備」です。次いで「学校教育の充実」、「母子健康の推進」、「健康づくりの推進」の順となっています。 ●満足度の最も低い項目は、「公共交通の推進」です。次いで「防災対策（土砂災害、津波・高潮、洪水、地震対策）」、「雇用対策」の順となっています。 <p>③重要度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重要度の最も高い項目は、「防災対策（土砂災害、津波・高潮、洪水、地震対策）」です。次いで「医療体制の整備」、「介護・高齢者福祉の推進」、「消防・緊急体制の整備」の順となっています。 <p>④満足度と重要度の相関</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満足度が低く重要度が高い項目は優先度が高いと考えられ、「防災対策（土砂災害、津波・高潮、洪水、地震対策）」、「雇用対策」、「公共交通の推進」などが該当します。 	<p>①総合評価</p> <p>「コンビニエンスストアの数」や「スーパーマーケット、ドラッグストアの数」などは満足度が高いですが、「鉄道の待合環境」や「鉄道の運行本数」などは満足度が低く、対応が求められていることがわかります。また、「地震に対する安全性」や「避難所・避難場所の整備」などについても重要度が高く、対応が求められていることがわかります。</p> <p>②満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満足度の最も高い項目は、「コンビニエンスストアの数」です。次いで「スーパーマーケット、ドラッグストアの数」、「教育施設（小中学校など）の数」、「金融機関（銀行、郵便局など）の数」の順となっています。 ●満足度の最も低い項目は、「鉄道の待合環境」です。次いで「鉄道の運行本数」、「デパートなどの大規模商業施設の数」、「歩道の整備」の順となっています。 <p>③重要度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重要度の最も高い項目は、「地震に対する安全性」です。次いで「避難所・避難場所の整備」、「水害に対する安全性」、「医療施設（病院、診療所など）の数」の順となっています。 <p>④満足度と重要度の相関</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満足度が低く重要度が高い項目は優先度が高いと考えられ、「社会福祉施設（老人福祉センター、デイサービスセンターなど）の数」、「下水道の整備」、「河川の整備」、「生活道路の整備」、「歩道の整備」、「水害に対する安全性」、「地震に対する安全性」、「火災に対する安全性」、「避難所・避難場所の整備」、「災害時等に協力し合える近所づきあい」が該当します。

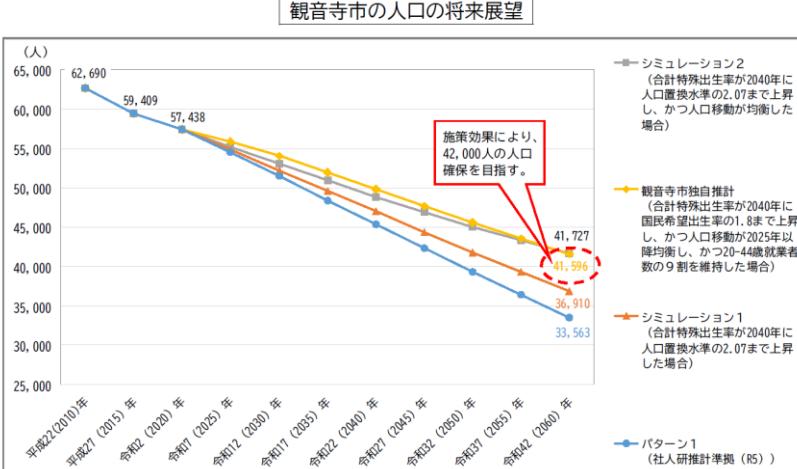
改正前			改正後		
(2) 集約型都市構造の実現に向けて			(2) 集約型都市構造の実現に向けて		
①自宅周辺にあると便利な施設			①自宅周辺にあると便利な施設		
自宅周辺にあれば良いと思う施設については、「医療施設（病院、診療所など）」が最も多く44.6%を占めています。次いで「商店街、スーパーマーケットなど」38.6%、「運動施設、公園」34.8%、「バス停留所、鉄道駅」27.5%となっています。			自宅周辺にあれば良いと思う施設については、「スーパーマーケット、ドラッグストア」が最も多く62.3%を占めています。次いで「医療施設（病院、診療所など）」56.8%、「金融機関（銀行、郵便局など）」32.6%、「運動施設、公園」21.8%となっています。		
回答人数	回数	%	回答人数	回数	%
全体	1051		全体	857	
1 バス停留所、鉄道駅	289	27.5	医療施設(病院、診療所など)	487	56.8%
2 デパートなどの大規模商業施設	229	21.8	子育て支援施設(幼稚園、保育所など)	52	6.1%
3 商店街、スーパーマーケットなど	406	38.6	デパートなどの大規模商業施設	141	16.5%
4 コンビニエンスストア	183	17.4	スーパーマーケット、ドラッグストア	534	62.3%
5 金融機関（銀行、郵便局など）	286	27.2	コンビニエンスストア	127	14.8%
6 医療施設（病院、診療所など）	469	44.6	金融機関(銀行、郵便局など)	279	32.6%
7 社会福祉施設（老人福祉センター、デイサービスセンターなど）	161	15.3	教育施設(小中学校など)	74	8.6%
8 子育て支援施設（幼稚園、保育所など）	104	9.9	教育文化施設(図書館、ホールなど)	75	8.8%
9 教育文化施設（学校、図書館、公民館など）	205	19.5	運動施設、公園	187	21.8%
10 運動施設、公園	366	34.8	バス停留所、鉄道駅	133	15.5%
11 その他	32	3.0	社会福祉施設（老人福祉センター、デイサービスセンターなど）	77	9.0%
無回答	19	1.8	その他	38	4.4%

改正前			改正後																																												
②住みやすい環境			②市街地のあり方																																												
<p>将来、住みたい環境については、「まちの拠点（観音寺市役所、豊浜支所、大野原支所）とその周辺の医療・福祉・商業等が充実した利便性の高いエリア」が最も多く55.7%を占めています。次いで「公共交通機関（バス、鉄道）の沿線など、公共交通の利便性の高いエリア」25.1%、「医療・福祉・商業や公共交通の利用には不便だが、人が少なく閑静な郊外エリア」12.5%となっています。</p> <p>これらの結果より、生活に必要な施設が充実し、公共交通の利便性の高いエリアでの居住が望まれています。一方で、不便であっても郊外での居住を望む意見も少なからずあることがわかります。</p>			<p>「今後、このまま人口減少や超高齢社会が進むと想定した場合、これからの『市街地のあり方』」については、「公共交通を重視し、歩いて暮らせる生活しやすい市街地を目指し、地域の状況に合わせたコンパクトなまち」が最も多く64.6%を占めています。次いで「一人当たりの費用負担などが増加しても現在の市街地規模を維持し、人口減少により発生した空き家・空き地などを有効活用できるまち」18.4%、「財政負担は増加するものの、市街地の規模や構造にこだわらず、郊外部での開発を許容しつつ、集客性の高い施設や定住促進のための新たな住宅地を積極的に整備していくまち」10.9%となっています。</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>回答人数</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>1051</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 まちの拠点（観音寺市役所、豊浜支所、大野原支所）とその周辺の医療・福祉・商業等が充実した利便性の高いエリア</td> <td>585</td> <td>55.7</td> </tr> <tr> <td>2 公共交通機関（バス、鉄道）の沿線など、公共交通の利便性の高いエリア</td> <td>264</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>3 医療・福祉・商業や公共交通の利用には不便だが、人が少なく閑静な郊外エリア</td> <td>131</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>4 その他</td> <td>56</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>15</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table>				回答人数	%	全体	1051		1 まちの拠点（観音寺市役所、豊浜支所、大野原支所）とその周辺の医療・福祉・商業等が充実した利便性の高いエリア	585	55.7	2 公共交通機関（バス、鉄道）の沿線など、公共交通の利便性の高いエリア	264	25.1	3 医療・福祉・商業や公共交通の利用には不便だが、人が少なく閑静な郊外エリア	131	12.5	4 その他	56	5.3	無回答	15	1.4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>n</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ● 公共交通を重視し、歩いて暮らせる生活しやすい市街地を目指し、地域の状況に合わせたコンパクトなまち</td> <td>554</td> <td>64.6</td> </tr> <tr> <td>2 ● 一人当たりの費用負担などが増加しても現在の市街地規模を維持し、人口減少により発生した空き家・空き地などを有効活用できるまち</td> <td>158</td> <td>18.4</td> </tr> <tr> <td>3 ● 財政負担は増加するものの、市街地の規模や構造にこだわらず、郊外部での開発を許容しつつ、集客性の高い施設や定住促進のための新たな住宅地を積極的に整備していくまち</td> <td>93</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>● その他</td> <td>28</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>● 無効・無回答</td> <td>24</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>857</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>			項目	n	%	1 ● 公共交通を重視し、歩いて暮らせる生活しやすい市街地を目指し、地域の状況に合わせたコンパクトなまち	554	64.6	2 ● 一人当たりの費用負担などが増加しても現在の市街地規模を維持し、人口減少により発生した空き家・空き地などを有効活用できるまち	158	18.4	3 ● 財政負担は増加するものの、市街地の規模や構造にこだわらず、郊外部での開発を許容しつつ、集客性の高い施設や定住促進のための新たな住宅地を積極的に整備していくまち	93	10.9	● その他	28	3.3	● 無効・無回答	24	2.8	総計	857	100.0
	回答人数	%																																													
全体	1051																																														
1 まちの拠点（観音寺市役所、豊浜支所、大野原支所）とその周辺の医療・福祉・商業等が充実した利便性の高いエリア	585	55.7																																													
2 公共交通機関（バス、鉄道）の沿線など、公共交通の利便性の高いエリア	264	25.1																																													
3 医療・福祉・商業や公共交通の利用には不便だが、人が少なく閑静な郊外エリア	131	12.5																																													
4 その他	56	5.3																																													
無回答	15	1.4																																													
項目	n	%																																													
1 ● 公共交通を重視し、歩いて暮らせる生活しやすい市街地を目指し、地域の状況に合わせたコンパクトなまち	554	64.6																																													
2 ● 一人当たりの費用負担などが増加しても現在の市街地規模を維持し、人口減少により発生した空き家・空き地などを有効活用できるまち	158	18.4																																													
3 ● 財政負担は増加するものの、市街地の規模や構造にこだわらず、郊外部での開発を許容しつつ、集客性の高い施設や定住促進のための新たな住宅地を積極的に整備していくまち	93	10.9																																													
● その他	28	3.3																																													
● 無効・無回答	24	2.8																																													
総計	857	100.0																																													

改正前			改正後																																																																																																																																																							
<p>③集約型都市構造の実現に必要な取組</p> <p>集約型都市構造の実現に向けて重要な取組については、「都市機能の集積と公共交通の利便性の向上を図り、徒歩や自転車等の利用による歩いて暮らせるまちづくり」が必要との回答が最も多く43.1%を占めています。次いで「公共施設や医療・福祉施設を集約した利便性の高いまちづくり」42.2%、「防災・防犯機能の強化を図り、安全・安心で快適な集約型まちづくり」35.9%となっています。</p> <p>これらの結果から、公共施設や医療・福祉施設などの都市機能の集約と公共交通の利便性の向上、防災・防犯機能の強化による安全・安心で利便性の高いまちづくりが望まれています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>回答人数</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>1051</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 公共施設や医療・福祉施設を集約した利便性の高いまちづくり</td> <td>444</td> <td>42.2</td> </tr> <tr> <td>2 子育て施設や教育機関、身近な商業施設が集積した生活しやすいまちづくり</td> <td>334</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>3 良好な居住環境を有する集合住宅や住宅地などが集積したコミュニティ豊かなまちづくり</td> <td>72</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>4 豊かな公園・緑地など、ゆとりのある環境と良好な景観を有する生活の質の高い集約型まちづくり</td> <td>233</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>5 都市機能の集積と公共交通の利便性の向上を図り、徒歩や自転車等の利用による歩いて暮らせるまちづくり</td> <td>453</td> <td>43.1</td> </tr> <tr> <td>6 防災・防犯機能の強化を図り、安全・安心で快適な集約型まちづくり</td> <td>377</td> <td>35.9</td> </tr> <tr> <td>7 その他</td> <td>17</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>16</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table>				回答人数	%	全体	1051		1 公共施設や医療・福祉施設を集約した利便性の高いまちづくり	444	42.2	2 子育て施設や教育機関、身近な商業施設が集積した生活しやすいまちづくり	334	31.8	3 良好な居住環境を有する集合住宅や住宅地などが集積したコミュニティ豊かなまちづくり	72	6.9	4 豊かな公園・緑地など、ゆとりのある環境と良好な景観を有する生活の質の高い集約型まちづくり	233	22.2	5 都市機能の集積と公共交通の利便性の向上を図り、徒歩や自転車等の利用による歩いて暮らせるまちづくり	453	43.1	6 防災・防犯機能の強化を図り、安全・安心で快適な集約型まちづくり	377	35.9	7 その他	17	1.6	無回答	16	1.5	<p>③安全で安心なまちづくりを進めるために重要な取組</p> <p>安全で安心なまちづくりを進めるために重要な取組については、「避難所や避難路など災害に対応できる施設の整備」が最も多く68.7%を占めています。次いで「河川及び港湾の氾濫を防ぐ堤防や排水施設などの整備」49.2%、「高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難行動支援に向けた取組」42.2%、「市街地での道路冠水を防ぐ側溝や排水路などの整備」42.0%となっています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>n</th> <th>0%</th> <th>20%</th> <th>40%</th> <th>60%</th> <th>80%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>857</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難所や避難路など災害に対応できる施設の整備</td> <td>589</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>68.7%</td> </tr> <tr> <td>河川及び港湾の氾濫を防ぐ堤防や排水施設などの整備</td> <td>422</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>49.2%</td> </tr> <tr> <td>市街地での道路冠水を防ぐ側溝や排水路などの整備</td> <td>360</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>42.0%</td> </tr> <tr> <td>公共建築物や道路・橋梁等の耐震性能の向上</td> <td>349</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>土砂災害の発生する危険箇所の対策</td> <td>345</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>40.3%</td> </tr> <tr> <td>遊水機能を有した農地や緑地等の保全・活用</td> <td>103</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>市街地等の雨水を一時的に貯留し、河川等へ円滑に排水するための対策</td> <td>90</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>新たな開発における雨水流出抑制対策の強化</td> <td>72</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>水門等の自動化・遠隔操作化</td> <td>89</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10.4%</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域における災害リスク情報の提供</td> <td>242</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>28.2%</td> </tr> <tr> <td>地区単位における自主防災体制の強化</td> <td>192</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22.4%</td> </tr> <tr> <td>高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難行動支援に向けた取組</td> <td>362</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>42.2%</td> </tr> <tr> <td>避難所までの看板設置(距離表示)</td> <td>204</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>23.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>無効・無回答</td> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.9%</td> </tr> </tbody> </table>			項目	n	0%	20%	40%	60%	80%	全体	857						避難所や避難路など災害に対応できる施設の整備	589					68.7%	河川及び港湾の氾濫を防ぐ堤防や排水施設などの整備	422					49.2%	市街地での道路冠水を防ぐ側溝や排水路などの整備	360					42.0%	公共建築物や道路・橋梁等の耐震性能の向上	349					40.7%	土砂災害の発生する危険箇所の対策	345					40.3%	遊水機能を有した農地や緑地等の保全・活用	103					12.0%	市街地等の雨水を一時的に貯留し、河川等へ円滑に排水するための対策	90					10.5%	新たな開発における雨水流出抑制対策の強化	72					8.4%	水門等の自動化・遠隔操作化	89					10.4%	災害危険区域における災害リスク情報の提供	242					28.2%	地区単位における自主防災体制の強化	192					22.4%	高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難行動支援に向けた取組	362					42.2%	避難所までの看板設置(距離表示)	204					23.8%	その他	24					2.8%	無効・無回答	16					1.9%
	回答人数	%																																																																																																																																																								
全体	1051																																																																																																																																																									
1 公共施設や医療・福祉施設を集約した利便性の高いまちづくり	444	42.2																																																																																																																																																								
2 子育て施設や教育機関、身近な商業施設が集積した生活しやすいまちづくり	334	31.8																																																																																																																																																								
3 良好な居住環境を有する集合住宅や住宅地などが集積したコミュニティ豊かなまちづくり	72	6.9																																																																																																																																																								
4 豊かな公園・緑地など、ゆとりのある環境と良好な景観を有する生活の質の高い集約型まちづくり	233	22.2																																																																																																																																																								
5 都市機能の集積と公共交通の利便性の向上を図り、徒歩や自転車等の利用による歩いて暮らせるまちづくり	453	43.1																																																																																																																																																								
6 防災・防犯機能の強化を図り、安全・安心で快適な集約型まちづくり	377	35.9																																																																																																																																																								
7 その他	17	1.6																																																																																																																																																								
無回答	16	1.5																																																																																																																																																								
項目	n	0%	20%	40%	60%	80%																																																																																																																																																				
全体	857																																																																																																																																																									
避難所や避難路など災害に対応できる施設の整備	589					68.7%																																																																																																																																																				
河川及び港湾の氾濫を防ぐ堤防や排水施設などの整備	422					49.2%																																																																																																																																																				
市街地での道路冠水を防ぐ側溝や排水路などの整備	360					42.0%																																																																																																																																																				
公共建築物や道路・橋梁等の耐震性能の向上	349					40.7%																																																																																																																																																				
土砂災害の発生する危険箇所の対策	345					40.3%																																																																																																																																																				
遊水機能を有した農地や緑地等の保全・活用	103					12.0%																																																																																																																																																				
市街地等の雨水を一時的に貯留し、河川等へ円滑に排水するための対策	90					10.5%																																																																																																																																																				
新たな開発における雨水流出抑制対策の強化	72					8.4%																																																																																																																																																				
水門等の自動化・遠隔操作化	89					10.4%																																																																																																																																																				
災害危険区域における災害リスク情報の提供	242					28.2%																																																																																																																																																				
地区単位における自主防災体制の強化	192					22.4%																																																																																																																																																				
高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難行動支援に向けた取組	362					42.2%																																																																																																																																																				
避難所までの看板設置(距離表示)	204					23.8%																																																																																																																																																				
その他	24					2.8%																																																																																																																																																				
無効・無回答	16					1.9%																																																																																																																																																				
<p>※複数回答のため合計が100%にならない。</p>																																																																																																																																																										

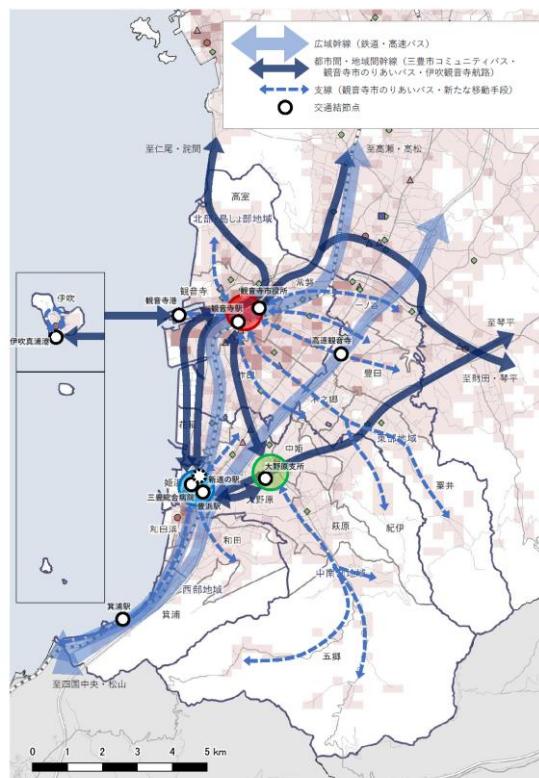
改正前	改正後								
<p>57ページ</p> <p>第2章 都市の課題と対応方針</p> <p>1. 都市構造上の課題と対応方針</p> <p>⑤持続可能なまちづくりへの転換</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th><th>対応方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○財政規模の縮小、社会基盤整備費の減少 ○公共施設の維持管理や更新費用の増大 ○雇用の悪化、地域経済の衰退 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ◇財政規模の縮小を前提とした行政対応の必要性 ◇社会保障費の抑制への取組 ◇将来的な集積と補完のための公共施設の再配置と公的不動産を活用した民間活力の活用 ◇雇用の約6割を支える第3次産業を中心とした地域経済の活性化 </td></tr> </tbody> </table>	課題	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ○財政規模の縮小、社会基盤整備費の減少 ○公共施設の維持管理や更新費用の増大 ○雇用の悪化、地域経済の衰退 	<ul style="list-style-type: none"> ◇財政規模の縮小を前提とした行政対応の必要性 ◇社会保障費の抑制への取組 ◇将来的な集積と補完のための公共施設の再配置と公的不動産を活用した民間活力の活用 ◇雇用の約6割を支える第3次産業を中心とした地域経済の活性化 	<p>54ページ</p> <p>第2章 都市の課題と対応方針</p> <p>1. 都市構造上の課題と対応方針</p> <p>⑤持続可能なまちづくりへの転換</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th><th>対応方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○適正財政の維持 ○公共施設の維持管理や更新費用の増大 ○雇用の悪化、地域経済の衰退 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ◇適正財政を前提とした行政サービスの維持 ◇社会保障費の抑制への取組 ◇将来的な集積と補完のための公共施設の再配置と公的不動産を活用した民間活力の活用 ◇雇用の約6割を支える第3次産業を中心とした地域経済の活性化 </td></tr> </tbody> </table>	課題	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ○適正財政の維持 ○公共施設の維持管理や更新費用の増大 ○雇用の悪化、地域経済の衰退 	<ul style="list-style-type: none"> ◇適正財政を前提とした行政サービスの維持 ◇社会保障費の抑制への取組 ◇将来的な集積と補完のための公共施設の再配置と公的不動産を活用した民間活力の活用 ◇雇用の約6割を支える第3次産業を中心とした地域経済の活性化
課題	対応方針								
<ul style="list-style-type: none"> ○財政規模の縮小、社会基盤整備費の減少 ○公共施設の維持管理や更新費用の増大 ○雇用の悪化、地域経済の衰退 	<ul style="list-style-type: none"> ◇財政規模の縮小を前提とした行政対応の必要性 ◇社会保障費の抑制への取組 ◇将来的な集積と補完のための公共施設の再配置と公的不動産を活用した民間活力の活用 ◇雇用の約6割を支える第3次産業を中心とした地域経済の活性化 								
課題	対応方針								
<ul style="list-style-type: none"> ○適正財政の維持 ○公共施設の維持管理や更新費用の増大 ○雇用の悪化、地域経済の衰退 	<ul style="list-style-type: none"> ◇適正財政を前提とした行政サービスの維持 ◇社会保障費の抑制への取組 ◇将来的な集積と補完のための公共施設の再配置と公的不動産を活用した民間活力の活用 ◇雇用の約6割を支える第3次産業を中心とした地域経済の活性化 								

改正前	改正後
<p>5 8ページ</p> <p>2. 立地適正化計画の策定に向けて</p> <p>2-1 上位・関連計画との整理</p> <p>本市では、今後、さらなる人口減少や少子超高齢社会の進展により、居住環境や交通環境などの「生活利便性の低下」や地域経済の停滞、財政規模の縮小、地域コミュニティの衰退など「地域活力の低下」が予測されます。</p> <p>また、緩やかな土地利用規制により、郊外部の開発に歯止めがかからず、人口減少下にあっても市街地の拡散が続いています。</p> <p>これらの課題は、市街地の拡散防止や低密度化の抑制、農地の保全などの計画的な土地利用によってのみ解消されるものではなく、コンパクトシティ政策として「第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略*」や「観音寺市公共施設等総合管理計画」、「地域福祉計画」などのさまざまな関係施策との連携を図り、総合的に対応する必要があります。</p> <p>このため、上位計画である「第2次観音寺市総合振興計画」等、関連計画である「第2次都市計画マスタープラン」等、連携計画である「観音寺市地域防災計画」等に沿って、本市が抱える課題への対応を整理します。</p>	<p>5 5ページ</p> <p>2. 立地適正化計画の策定に向けて</p> <p>2-1 上位・関連計画との整理</p> <p>本市では、今後、さらなる人口減少や少子超高齢社会の進展により、居住環境や交通環境などの「生活利便性の低下」や地域経済の停滞、税収の減少、地域コミュニティの衰退など「地域活力の低下」が予測されます。</p> <p>また、緩やかな土地利用規制により、郊外部の開発に歯止めがかからず、人口減少下にあっても市街地の拡散が続いています。</p> <p>これらの課題は、市街地の拡散防止や低密度化の抑制、農地の保全などの計画的な土地利用によってのみ解消されるものではなく、コンパクトシティ政策として「観音寺市地方創生総合戦略*」や「観音寺市公共施設等総合管理計画」、「地域福祉計画」などのさまざまな関係施策との連携を図り、総合的に対応する必要があります。</p> <p>このため、上位計画である「第2次観音寺市総合振興計画」等、関連計画である「第2次都市計画マスタープラン」等、連携計画である「観音寺市地域防災計画」等に沿って、本市が抱える課題への対応を整理します。</p>

改正前	改正後																																																																																																																								
<p>5 8～6 1ページ</p> <p>(1) 上位計画</p> <p>②第2期観音寺市人口ビジョン（令和2（2020）～令和42（2060）年度）</p> <p>【人口の将来展望】</p> <p>合計特殊出生率を上昇させるとともに、社会増減の均衡化を図ることによって、令和42（2060）年の本市の目標人口を42,000人とします。</p> <p style="text-align: center;">観音寺市の人口の将来展望</p>  <table border="1"> <caption>観音寺市の人口の将来展望 (2010年～2060年)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>シミュレーション2</th> <th>観音寺市独自推計</th> <th>シミュレーション1</th> <th>パターン1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21(2010年)</td><td>62,690</td><td>62,690</td><td>62,690</td><td>62,690</td></tr> <tr><td>平成27(2015年)</td><td>59,409</td><td>59,409</td><td>59,409</td><td>59,409</td></tr> <tr><td>令和2(2020年)</td><td>57,438</td><td>57,438</td><td>57,438</td><td>57,438</td></tr> <tr><td>令和7(2025年)</td><td>54,567</td><td>54,567</td><td>54,567</td><td>54,567</td></tr> <tr><td>令和12(2030年)</td><td>51,796</td><td>51,796</td><td>51,796</td><td>51,796</td></tr> <tr><td>令和17(2035年)</td><td>49,025</td><td>49,025</td><td>49,025</td><td>49,025</td></tr> <tr><td>令和22(2040年)</td><td>46,254</td><td>46,254</td><td>46,254</td><td>46,254</td></tr> <tr><td>令和27(2045年)</td><td>43,483</td><td>43,483</td><td>43,483</td><td>43,483</td></tr> <tr><td>令和32(2050年)</td><td>40,712</td><td>40,712</td><td>40,712</td><td>40,712</td></tr> <tr><td>令和37(2055年)</td><td>38,941</td><td>38,941</td><td>38,941</td><td>38,941</td></tr> <tr><td>令和42(2060年)</td><td>33,563</td><td>33,563</td><td>36,910</td><td>41,596</td></tr> </tbody> </table>	年	シミュレーション2	観音寺市独自推計	シミュレーション1	パターン1	平成21(2010年)	62,690	62,690	62,690	62,690	平成27(2015年)	59,409	59,409	59,409	59,409	令和2(2020年)	57,438	57,438	57,438	57,438	令和7(2025年)	54,567	54,567	54,567	54,567	令和12(2030年)	51,796	51,796	51,796	51,796	令和17(2035年)	49,025	49,025	49,025	49,025	令和22(2040年)	46,254	46,254	46,254	46,254	令和27(2045年)	43,483	43,483	43,483	43,483	令和32(2050年)	40,712	40,712	40,712	40,712	令和37(2055年)	38,941	38,941	38,941	38,941	令和42(2060年)	33,563	33,563	36,910	41,596	<p>5 5～5 8ページ</p> <p>(1) 上位計画</p> <p>②第3期観音寺市人口ビジョン（令和7（2025）～令和42（2060）年度）</p> <p>【人口の将来展望】</p> <p>合計特殊出生率を上昇させるとともに、社会増減の均衡化、若年層（20～44歳）の就業人口確保を図ることによって、令和42（2060）年の本市の目標人口を42,000人とします。</p> <p style="text-align: center;">観音寺市の人口の将来展望</p>  <table border="1"> <caption>観音寺市の人口の将来展望 (2010年～2060年)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>シミュレーション2</th> <th>観音寺市独自推計</th> <th>シミュレーション1</th> <th>パターン1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21(2010年)</td><td>62,690</td><td>62,690</td><td>62,690</td><td>62,690</td></tr> <tr><td>平成27(2015年)</td><td>59,409</td><td>59,409</td><td>59,409</td><td>59,409</td></tr> <tr><td>令和2(2020年)</td><td>57,438</td><td>57,438</td><td>57,438</td><td>57,438</td></tr> <tr><td>令和7(2025年)</td><td>54,567</td><td>54,567</td><td>54,567</td><td>54,567</td></tr> <tr><td>令和12(2030年)</td><td>51,796</td><td>51,796</td><td>51,796</td><td>51,796</td></tr> <tr><td>令和17(2035年)</td><td>49,025</td><td>49,025</td><td>49,025</td><td>49,025</td></tr> <tr><td>令和22(2040年)</td><td>46,254</td><td>46,254</td><td>46,254</td><td>46,254</td></tr> <tr><td>令和27(2045年)</td><td>43,483</td><td>43,483</td><td>43,483</td><td>43,483</td></tr> <tr><td>令和32(2050年)</td><td>40,712</td><td>40,712</td><td>40,712</td><td>40,712</td></tr> <tr><td>令和37(2055年)</td><td>38,941</td><td>38,941</td><td>38,941</td><td>38,941</td></tr> <tr><td>令和42(2060年)</td><td>31,469</td><td>31,469</td><td>31,469</td><td>41,625</td></tr> </tbody> </table>	年	シミュレーション2	観音寺市独自推計	シミュレーション1	パターン1	平成21(2010年)	62,690	62,690	62,690	62,690	平成27(2015年)	59,409	59,409	59,409	59,409	令和2(2020年)	57,438	57,438	57,438	57,438	令和7(2025年)	54,567	54,567	54,567	54,567	令和12(2030年)	51,796	51,796	51,796	51,796	令和17(2035年)	49,025	49,025	49,025	49,025	令和22(2040年)	46,254	46,254	46,254	46,254	令和27(2045年)	43,483	43,483	43,483	43,483	令和32(2050年)	40,712	40,712	40,712	40,712	令和37(2055年)	38,941	38,941	38,941	38,941	令和42(2060年)	31,469	31,469	31,469	41,625
年	シミュレーション2	観音寺市独自推計	シミュレーション1	パターン1																																																																																																																					
平成21(2010年)	62,690	62,690	62,690	62,690																																																																																																																					
平成27(2015年)	59,409	59,409	59,409	59,409																																																																																																																					
令和2(2020年)	57,438	57,438	57,438	57,438																																																																																																																					
令和7(2025年)	54,567	54,567	54,567	54,567																																																																																																																					
令和12(2030年)	51,796	51,796	51,796	51,796																																																																																																																					
令和17(2035年)	49,025	49,025	49,025	49,025																																																																																																																					
令和22(2040年)	46,254	46,254	46,254	46,254																																																																																																																					
令和27(2045年)	43,483	43,483	43,483	43,483																																																																																																																					
令和32(2050年)	40,712	40,712	40,712	40,712																																																																																																																					
令和37(2055年)	38,941	38,941	38,941	38,941																																																																																																																					
令和42(2060年)	33,563	33,563	36,910	41,596																																																																																																																					
年	シミュレーション2	観音寺市独自推計	シミュレーション1	パターン1																																																																																																																					
平成21(2010年)	62,690	62,690	62,690	62,690																																																																																																																					
平成27(2015年)	59,409	59,409	59,409	59,409																																																																																																																					
令和2(2020年)	57,438	57,438	57,438	57,438																																																																																																																					
令和7(2025年)	54,567	54,567	54,567	54,567																																																																																																																					
令和12(2030年)	51,796	51,796	51,796	51,796																																																																																																																					
令和17(2035年)	49,025	49,025	49,025	49,025																																																																																																																					
令和22(2040年)	46,254	46,254	46,254	46,254																																																																																																																					
令和27(2045年)	43,483	43,483	43,483	43,483																																																																																																																					
令和32(2050年)	40,712	40,712	40,712	40,712																																																																																																																					
令和37(2055年)	38,941	38,941	38,941	38,941																																																																																																																					
令和42(2060年)	31,469	31,469	31,469	41,625																																																																																																																					
<p>③第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2（2020）～令和6（2024）年度）</p> <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 活力と魅力あるしごとづくり 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり 新たな交流を生むまちづくり 持続可能なまちづくり 	<p>③観音寺市地方創生総合戦略（令和6（2024）～令和9（2027）年度）</p> <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 活力と魅力あるしごとづくり 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり 新たな交流を生むまちづくり 持続可能なまちづくり 																																																																																																																								

改正前	改正後
<p>④観音寺都市計画区域マスタープラン（平成24（2012）年10月） 香川県が定める観音寺都市計画区域における都市計画の上位計画</p> <p>○都市づくりの基本理念 豊かな自然と人との繋がりを大切にする交流のまちづくり</p> <p>○都市機能の立地に関する方針 集約拠点内への都市機能の誘導</p> <p>a 商業・業務機能 市街地のにぎわいの核となる商業・業務機能は、集約拠点内に誘導・集積し、中心市街地の活性化を図ります。</p> <p>b 公共公益機能 県、市町が自ら整備できる各種公共公益施設については、施設の更新に合わせて、集約拠点内への立地に努めます。</p> <p>c 居住機能 土地区画整理事業や地区計画*の導入による居住環境の改善、他の都市機能と一体となった中高層住居施設の誘導、優良な賃貸住宅の供給の促進などにより、まちなか居住を推進します。</p>	<p>④観音寺都市計画区域マスタープラン（令和3（2021）年5月） 香川県が定める観音寺都市計画区域における都市計画の上位計画</p> <p>○都市づくりの基本理念 豊かな自然と人との繋がりを大切にする交流のまちづくり</p> <p>○都市の構造と機能の方針 ①集約拠点に関する土地利用の方針</p> <p>a 地域拠点 交通結節点である利便性を活かし、商業・業務、公共公益、居住などの都市機能について、既存機能の更新や新たな集積・誘導を図ります。合わせて、都市機能の受け皿となる都市基盤整備を推進します。</p> <p>②集約拠点内への都市機能の誘導</p> <p>a 商業・業務機能 市街地のにぎわいの核となる商業・業務機能は、集約拠点内に誘導・集積し、中心市街地の活性化を図ります。</p> <p>b 公共公益機能 県、市町が自ら整備できる各種公共公益施設については、施設の更新に合わせて、集約拠点内への立地に努めます。</p> <p>c 居住機能 土地区画整理事業や地区計画*の導入による居住環境の改善や、他の都市機能と一体となった中高層住居施設の誘導、優良な賃貸住宅の供給の促進などにより、まちなか居住を推進します。</p>

改正前	改正後
<p>⑤豊浜都市計画区域マスタープラン（平成24（2012）年10月） 香川県が定める豊浜都市計画区域における都市計画の上位計画</p> <p>○都市づくりの基本理念 　　伝統文化を支える活力にあふれた田園交流都市の形成</p> <p>○都市機能の立地に関する方針 集約拠点内への都市機能の誘導</p> <p>a 商業・業務機能 　　市街地のにぎわいの核となる商業・業務機能は、集約拠点内に誘導・集積し、中心市街地の活性化を図ります。</p> <p>b 公共公益機能 　　県、市町が自ら整備できる各種公共公益施設については、施設の更新に合わせて、集約拠点内への立地に努めます。</p> <p>c 居住機能 　　土地区画整理事業や地区計画の導入による居住環境の改善、他の都市機能と一体となった中高層住居施設の誘導、優良な賃貸住宅の供給の促進などにより、まちなか居住を推進します。</p>	<p>⑤豊浜都市計画区域マスタープラン（令和3（2021）年5月） 香川県が定める豊浜都市計画区域における都市計画の上位計画</p> <p>○都市づくりの基本理念 　　伝統文化を支える活力にあふれた田園交流都市の形成</p> <p>○都市の構造と機能の方針</p> <p>①集約拠点に関する土地利用の方針 a コミュニティ拠点 　　地域コミュニティの拠点として地域に根ざした近隣型商業の集積を図ります。また、居住機能と生活関連サービス機能の向上を図り、生活利便性を確保して、暮らしやすい市街地を形成します。さらにまた、都市機能を適切に配置するために、用途地域が未指定の拠点においては、その指定に努めます。</p> <p>②集約拠点内への都市機能の誘導</p> <p>a 商業・業務機能 　　市街地のにぎわいの核となる商業・業務機能は、集約拠点内に誘導・集積し、中心市街地の活性化を図ります。</p> <p>b 公共公益機能 　　県、市町が自ら整備できる各種公共公益施設については、施設の更新に合わせて、集約拠点内への立地に努めます。</p> <p>c 居住機能 　　土地区画整理事業や地区計画の導入による居住環境の改善、他の都市機能と一体となった中高層住居施設の誘導、優良な賃貸住宅の供給の促進などにより、まちなか居住を推進します。</p>

改正前	改正後
<p>62ページ (2) 関連計画</p>	<p>59～60ページ (2) 関連計画</p> <p>①観音寺市地域公共交通計画（令和6（2024）～令和10（2028）年度）</p> <p>【基本方針】</p> <p>まちをつなぎ 人々の交流を促進する 持続可能な公共交通</p> <p>【計画の目標】</p> <p>1 地域をつなぎ、市民生活と交流を支える公共交通網の構築</p> <p>2 はじめての人でも安心して利用できる環境づくり</p> <p>3 多様な主体によって支える体制づくり</p> 

改正前	改正後
<p>①観音寺市公共施設等総合管理計画（平成27（2015）年5月）</p> <p>【公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針】</p> <p>合併後の公共施設の整備については、斎場の統合整備のほか学校施設の耐震化や大規模改修、更新など施設分類ごとに緊急性の高いものから整備を進めてきました。しかしながら、将来的な人口予測や財政状況、利用状況の変化への対応を考慮した場合には、施設分類ごとの優先度だけを考慮するのではなく、公共施設総量の削減や財政負担の軽減及び平準化を図る必要があり、そのためには市全体の公共施設を網羅した公共施設の総合的な管理に係る基本的な方針が必要になります。</p> <p>公共施設を安全かつ安心して利用できる健全な状態で提供することにより市民サービスの質を確保するとともに、保有する公共施設を自らが維持、更新できる量まで削減することにより将来的な財政負担の軽減を図るため、以下の5つの基本方針を掲げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 量を減らす 2 長く使う 3 上手に使う 4 協働で使う 5 正しく知る 	<p>②観音寺市公共施設等総合管理計画（令和5（2023）年3月）</p> <p>【公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針】</p> <p>◆基本方針◆</p> <p>本計画では、公共施設等を安全かつ安心して利用できる健全な状態で提供することにより市民サービスの質を確保するとともに、保有する公共施設等を自らが維持、更新できる量まで縮減することにより将来的な財政負担の軽減を図るため、以下の5つの基本方針を掲げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 量を減らす 2 長く使う 3 上手に使う 4 協働で使う 5 正しく知る

改正前	改正後
<p>6 2～6 4ページ</p> <p>(3) 連携計画</p> <p>①観音寺市地域福祉計画（平成30（2018）～令和4（2022）年度）</p> <p>【基本理念】 地域が生き 人が輝く 協働の地域社会</p> <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉活動に取り組む「人づくり」 2 地域課題を共有し、ともに解決する「地域づくり」 3 誰もが安心して暮らせる、包括的な「支援づくり」 <p>②観音寺市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30（2018）～令和2（2020）年度）</p> <p>【基本理念】 ともに支え合い、健康・生きがい・安心の長寿社会を確立するまち・観音寺</p> <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 はつらつとして、暮らしを楽しめるまちに ～地域共生社会の実現に向けた取組の推進～ 2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちに ～地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 安心して介護保険サービスを受けられるまちに ～介護保険サービスの適正な提供と基盤整備～ 	<p>6 0～6 2ページ</p> <p>(3) 連携計画</p> <p>①観音寺市地域福祉計画（令和5（2023）～令和9（2027）年度）</p> <p>【基本理念】 地域が生き 人が輝く 協働の地域社会</p> <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域でつながり、支え合う 2 必要な支援を届ける 3 包括的に支え合う仕組みをつくる <p>②観音寺市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6（2024）～令和8（2026）年度）</p> <p>【基本理念】 「あきらめんでえんで 望むくらしを最後まで」 ～つながる・支える・地域とともに～</p> <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 あきらめずに自分のくらしを楽しめるまちに 2 人や地域とつながり支え合い助け合いのあるまちに 3 安心して介護保険サービスを受けられるまちに

改正前	改正後
<p>③第2期観音寺市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）～令和6（2024）年度）</p>	<p>③観音寺市こども計画（令和7（2025）～令和11（2029）年度）</p>
<p>【基本理念】</p> <p>次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち</p>	<p>【基本理念】</p> <p>こども・若者の幸せを支え育てるまち</p>
<p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安心とゆとりを持って子どもを生み育てることのできるまちづくり 2 すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできるまちづくり 3 地域全体で子どもと子育て家庭を支援することのできるまちづくり 	<p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 こどもが健やかに成長できるまちづくり 2 こども・若者の育ちを支えるまちづくり 3 地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり
<p>④観音寺市地域防災計画</p> <p>●都市防災対策計画</p>	<p>④観音寺市地域防災計画</p> <p>●都市防災対策計画</p>
<p>第1 主旨</p> <p>社会環境の変化に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。</p> <p>この計画では、このような状況から災害を防除し、被害を最小限に止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより、都市の防災化対策を推進することについて定める。</p>	<p>第1 主旨</p> <p>社会環境の変化に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。</p> <p>この計画では、このような状況から災害を防除し、被害を最小限に止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災化対策を推進することについて定める。</p>
<p>第2 防災空間の整備</p> <p>災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建設に関する制限を行い、被害の未然防止を図る。</p> <p>また、災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用を図り整備の推進を検討する。</p>	<p>第2 防災空間の整備</p> <p>災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建設に関する制限を行い、被害の未然防止を図る。</p> <p>また、災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用を図り整備の推進を検討する。</p>
<p>第3 公園、オープンスペース等の整備</p> <p>1 公園の整備</p>	<p>第3 公園、オープンスペース等の整備</p> <p>1 公園の整備</p>

改正前	改正後
<p>市は、飲料水兼用耐震性貯水槽、ヘリポート、かまどベンチ、マンホールトイレ等防災機能向上に配慮し、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。</p>	<p>市は、飲料水兼用耐震性貯水槽、ヘリポート、かまどベンチ、マンホールトイレ等防災機能向上に配慮し、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。</p>
<p>2 オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備</p>	<p>2 オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備</p>
<p>道路、公園、河川、港湾、漁港等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。</p>	<p>道路、公園、河川、港湾、漁港等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。</p>
<p>第4 公的住宅の不燃化促進</p>	<p>第4 公的住宅の不燃化促進</p>
<p>公営住宅等については、不燃化を促進及び周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地づくりを推進する。</p>	<p>公営住宅等については、不燃化を促進及び周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地づくりを推進する。</p>
<p>第5 民間住宅の不燃化促進</p>	<p>第5 民間住宅の不燃化促進</p>
<p>不燃化が進んでいる一方で、民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、火災の同時多発により避難を困難にすることがある。特に、市街地で木造家屋が密集していることに危険性が内在するものであり、建物の不燃構造に対する指導を進めるほか、民間住宅の不燃化を推進する。</p>	<p>不燃化が進んでいる一方で、民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、火災の同時多発により避難を困難にすることがある。特に、市街地で木造家屋が密集していることに危険性が内在するものであり、建物の不燃構造に対する指導を進めるほか、民間住宅の不燃化を推進する。</p>
<p>第6 市街地再開発事業の推進</p>	<p>第6 市街地再開発事業の推進</p>
<p>木造家屋が密集している地域等大規模災害に対し構造的にもろい地域については、再開発を通じ、耐震耐火建築物の建設及び道路、公園、緑地等の公共施設の整備を図り、都市機能の整備と防災機能を充実し、災害に強いまちづくりを推進する。</p>	<p>木造家屋が密集している地域等大規模災害に対し構造的にもろい地域については、再開発を通じ、耐震耐火建築物の建設及び道路、公園、緑地等の公共施設の整備を図り、都市機能の整備と防災機能を充実し、災害に強いまちづくりを推進する。</p>
<p>第7 宅地開発の防災対策</p>	<p>第7 宅地開発の防災対策</p>
<p>開発行為の指導にあたっては、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努め、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。</p>	<p>開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努め、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。</p>
<p>第8 空き家対策</p>	<p>第8 空き家対策</p>

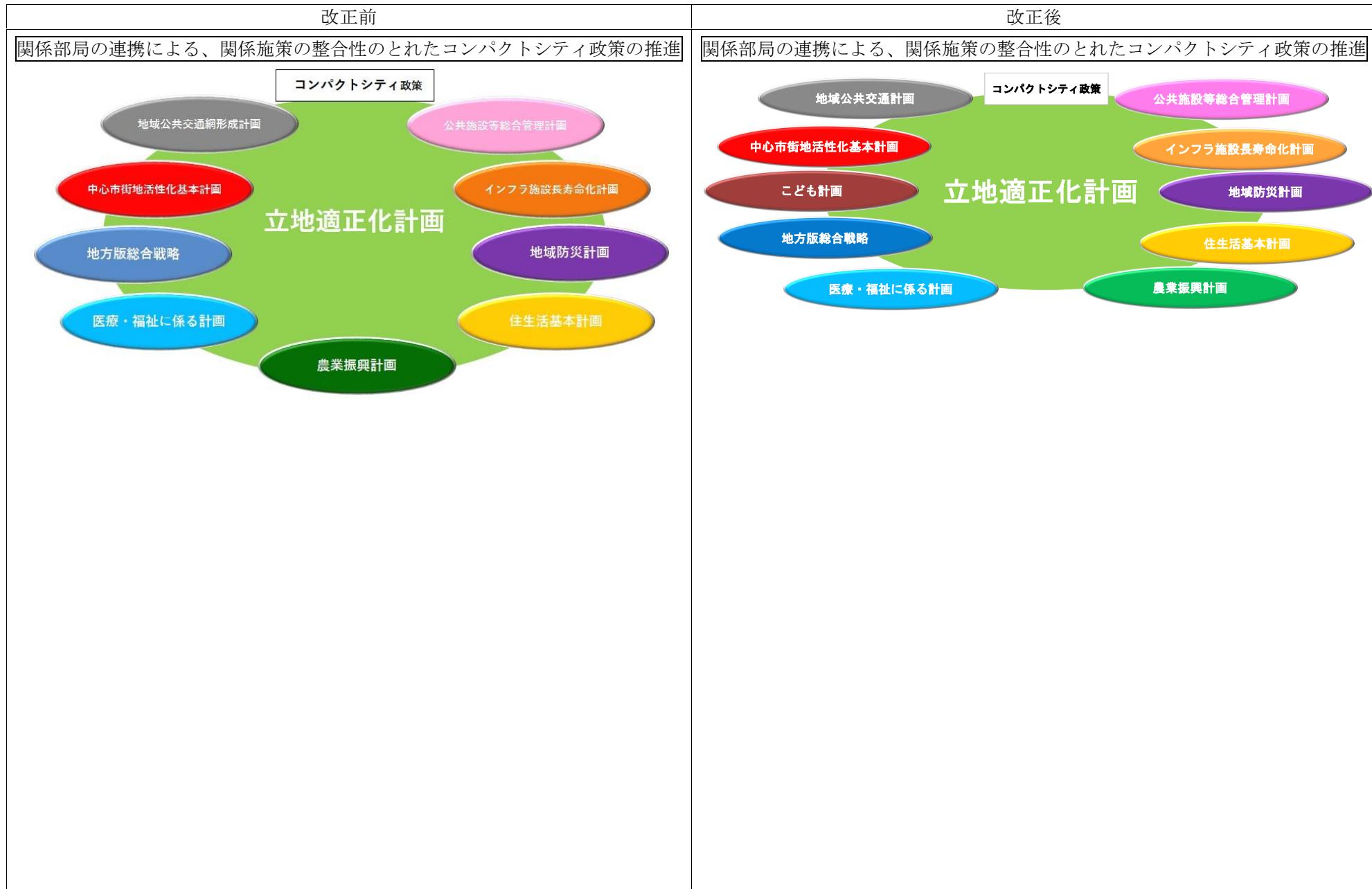
改正前	改正後
<p>市民と地域の安心・安全の確保と生活環境の保全を図るため、市民や関係機関の協力を得ながら、管理不全な空き家等については、所有者等に適正な管理を行うよう促し、災害が発生した場合は、空き家等に対して必要な措置を講じる。</p>	<p>市民と地域の安心・安全の確保と生活環境の保全を図るため、市民や関係機関の協力を得ながら、管理不全な空き家等については、所有者等に適正な管理を行うよう促し、災害が発生した場合は、空き家等に対して必要な措置を講じる。</p>
<p>6 8ページ</p>	
<p>第3章 立地の適正化に関する基本的な方針</p>	
<p>1. 都市の将来像</p>	
<p>1-2 都市づくりの方向性</p>	
<p>(2) 上位計画における都市づくりの方針（観音寺及び豊浜都市計画区域マスターープラン）</p>	
<p>方針1 持続可能な都市の形成に向けた集約型都市構造の実現</p>	
<p>■都市構造の変化や都市整備状況の差異など、都市の実情を踏まえた集約型都市構造を実現する。</p>	
<p>■土地利用規制や誘導により、市街地の拡大・拡散を防止し、コンパクトな都市を形成する。</p>	
<p>■地域の実情に応じた都市基盤施設の集積を誘導する。</p>	
<p>■既存ストック*の有効活用による維持更新コストの低減を図る。</p>	
<p>■公共交通を軸とし、集約拠点間や都市圏域内を結ぶ交通ネットワークを形成する。</p>	
<p>方針2 安全・安心で快適な都市の形成</p>	
<p>■暮らしやすい環境づくりを行い、地域コミュニティの維持を図る。</p>	
<p>■誰もが移動しやすい交通環境の整備を図る。</p>	
<p>方針2 安全・安心で住み続けられる快適な都市づくり</p>	
<p>■暮らしやすい環境づくりを行い、地域コミュニティの維持を図る。</p>	
<p>■誰もが移動しやすい交通環境の整備を図る。</p>	

改正前	改正後
<p>■災害へのハード及びソフト対策による都市防災力の向上に向けた取組を推進する。</p> <p>方針3 地域振興によるまちの賑わいの創出</p> <p>■既存ストックの有効活用や都市機能の集積によって、まちなか居住を促進し、中心市街地において「まちの顔」としての賑わいと活力を創出する。</p> <p>■地域特有の歴史文化や景観などを活用し、地域の魅力を向上させることにより、地域振興や定住化を促進する。</p>	<p>■ハード・ソフトの両面から防災・減災・国土強靭化の取組を推進</p> <p>方針3 地域の個性を活かした賑わいのある都市づくり</p> <p>■既存ストックの有効活用や都市機能の集積によって、まちなか居住を促進し、中心市街地において「まちの顔」としての賑わいと活力を創出する。</p> <p>■地域特有の歴史文化や景観などを活用し、地域の魅力を向上させることにより、地域振興や定住化を促進する。</p> <p>■官民が連携し地域の魅力を発信するエリアマネジメント（民間主体の地域経営）や観光まちづくりの推進</p> <p>方針4 環境と共生する都市づくり</p> <p>■都市機能の集約や公共交通の利用促進により、都市活動におけるエネルギー消費の効率化を進め、低炭素型の都市づくりを推進</p> <p>■公共施設の緑化やグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活用した地域づくり）の活用など自然と共生する都市づくりを推進</p>

改正前	改正後
<p>(3) 第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略</p> <p>基本目標4 持続可能なまちづくり</p> <p>持続可能なまちをつくるため、人と人とのネットワークを強化することにより、豊かなコミュニティの形成を図ります。また、都市・集落・コミュニティの機能を高めるとともに、集約拠点の機能強化や集約拠点間の連携強化、他市との広域連携の推進を図ることで効率的な市民サービスの提供に努めます。</p> <p>【施策の基本的な方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺市町との連携 (2) 地域コミュニティの活性化 (3) 住民の住みやすさ向上 (4) 情報提供と広聴広報活動の強化 	<p>(3) 観音寺市地方創生総合戦略</p> <p>基本目標4 持続可能なまちづくり</p> <p>持続可能なまちをつくるため、人と人とのネットワークを強化することにより、豊かなコミュニティの形成を図ります。また、都市・集落・コミュニティの機能を高めるとともに、集約拠点の機能強化や集約拠点間の連携強化、他市との広域連携の推進を図ることで効率的な市民サービスの提供に努めます。</p> <p>【施策の基本的な方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺市町との連携 (2) 地域コミュニティの活性化 (3) 住民の住みやすさ向上 (4) 情報提供と広聴広報活動の強化 (5) デジタル行政の推進

改正前	改正後
<p>75ページ</p> <p>2. 立地適正化計画に関する基本方針</p> <p>2-1 基本目標</p> <p>本市の都市づくりは、「第2次観音寺市都市計画マスタープラン」において、将来都市構造を「観音寺式多核連携型コンパクトシティ」とし、本市はもとより西讃地域全体の発展を担うとともに、愛媛県等との交流を促進するため、中枢的な都市機能が立地し、さらなる多様な都市機能の集積を目指す観音寺中心拠点、個性ある歴史、文化が育まれ、文化施設、生活関連施設などの都市機能が立地する豊浜地域拠点、歴史的に形成されてきた地域の生活拠点となる大野原生活拠点を定め、それらの拠点間が交通や情報通信等のネットワークで結ばれた利便性の高いコンパクトで周辺環境と調和した都市の形成を目指しています。</p> <p>本市の人口は、今後さらなる減少が進むと予測されていますが、「第2期観音寺市人口ビジョン」、「第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、雇用の場を確保し、人口の自然減・社会減を抑制するための「人口減少抑制戦略」、人口減少に対応し、持続可能なまちを目指す「人口減少社会適応戦略」の2つの戦略を推進し、令和42（2060）年に人口42,000人の人口の確保を目指すこととしています。</p> <p>このようなことから、本市の現状及び課題等を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように定めます。</p>	<p>73ページ</p> <p>2. 立地適正化計画に関する基本方針</p> <p>2-1 基本目標</p> <p>本市の都市づくりは、「第2次観音寺市都市計画マスタープラン」において、将来都市構造を「観音寺式多核連携型コンパクトシティ」とし、本市はもとより西讃地域全体の発展を担うとともに、愛媛県等との交流を促進するため、中枢的な都市機能が立地し、さらなる多様な都市機能の集積を目指す観音寺中心拠点、個性ある歴史、文化が育まれ、文化施設、生活関連施設などの都市機能が立地する豊浜地域拠点、歴史的に形成されてきた地域の生活拠点となる大野原生活拠点を定め、それらの拠点間が交通や情報通信等のネットワークで結ばれた利便性の高いコンパクトで周辺環境と調和した都市の形成を目指しています。</p> <p>本市の人口は、今後さらなる減少が進むと予測されていますが、「第3期観音寺市人口ビジョン」、「観音寺市地方創生総合戦略」では、雇用の場を確保し、人口の自然減・社会減を抑制するための「人口減少抑制戦略」、人口減少に対応し、持続可能なまちを目指す「人口減少社会適応戦略」の2つの戦略を推進し、令和42（2060）年に人口42,000人の人口の確保を目指すこととしています。</p> <p>このようなことから、本市の現状及び課題等を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように定めます。</p>

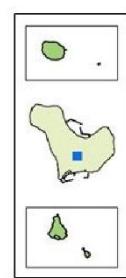
改正前	改正後
<p>2-2 基本方針</p> <p>本市は、JR観音寺駅周辺の中心市街地を有する旧観音寺市、JR豊浜駅周辺に都市機能が集積する旧豊浜町、内陸部の生活拠点を形成する旧大野原町を核とした都市構造を有しています。それぞれの地域特性を生かした多様な暮らし方が持続するよう、個性あるまちづくりの推進、さらに利便性の高い公共交通ネットワークの強化を図ります。</p> <p>人口減少や高齢化の進行等を前提に、本市において市民が安心で快適に暮らし続けていくうえでは、過度な自動車利用に依存することなく、徒歩や自転車、公共交通等の移動により、さまざまな都市サービスを効率的に享受できるまちづくりが重要と考えています。</p> <p>このため本計画においては、現在の土地利用の状況やこれまで整備してきた都市基盤等、既存ストックの有効活用を基本に、公共交通ネットワークを主体としつつ、市民の多様なライフスタイルに応じた暮らし方が選択できる環境を提供しながら、長期的な視点で地域に合った居住機能や医療、福祉、商業等の都市機能の集積を図ります。</p> <p>立地適正化計画は、生活サービスの維持、区域内投資や消費の持続的確保、生産性向上、健康増進、財政健全化、環境保全、国土強靭化など、さまざまな分野の政策の推進基盤となるものであり、関連する計画や政策分野（医療・福祉・公共交通・住宅・健康）との連携を強化し、コンパクトシティの実現を図ることとします。</p>	<p>2-2 基本方針</p> <p>本市は、JR観音寺駅周辺の中心市街地を有する旧観音寺市、JR豊浜駅周辺に都市機能が集積する旧豊浜町、内陸部の生活拠点を形成する旧大野原町を核とした都市構造を有しています。それぞれの地域特性を生かした多様な暮らし方が持続するよう、個性あるまちづくりの推進、さらに利便性の高い公共交通ネットワークの強化を図ります。</p> <p>人口減少や高齢化の進行等を前提に、本市において市民が安心で快適に暮らし続けていくうえでは、過度な自動車利用に依存することなく、徒歩や自転車、公共交通等の移動により、さまざまな都市サービスを効率的に享受できるまちづくりが重要と考えています。</p> <p>このため本計画においては、現在の土地利用の状況やこれまで整備してきた都市基盤等、既存ストックの有効活用を基本に、公共交通ネットワークを主体としつつ、市民の多様なライフスタイルに応じた暮らし方が選択できる環境を提供しながら、長期的な視点で地域に合った居住機能や医療、福祉、商業等の都市機能の集積を図ります。</p> <p>立地適正化計画は、生活サービスの維持、区域内投資や消費の持続的確保、生産性向上、健康増進、財政健全化、環境保全、国土強靭化など、さまざまな分野の政策の推進基盤となるものであり、関連する計画や政策分野（医療・福祉・公共交通・住宅・健康）との連携を強化し、コンパクトシティの実現を図ることとします。</p>



改正前			改正後		
78~79ページ			76~77ページ		
2-3 目指すべき都市の骨格構造			2-3 目指すべき都市の骨格構造		
拠 点	拠点との連携	計画対象	拠 点	拠点との連携	計画対象
観音寺中心拠点	<p>□地域基幹連携軸 拠点間を結ぶ鉄道、バス等の地域交通 (中心拠点～地域拠点)</p> <p>□地域連携軸 拠点間を結ぶバス等の地域交通 (中心拠点～生活拠点)</p> <p>□生活連携軸 拠点と地域間を結ぶバス等の地域交通</p>	◎●	観音寺中心拠点	<p>□地域基幹連携軸 拠点間を結ぶ鉄道、バス等の地域交通 (中心拠点～地域拠点)</p> <p>□地域連携軸 拠点間を結ぶバス等の地域交通 (中心拠点～生活拠点)</p> <p>□生活連携軸 拠点と地域間を結ぶバス等の地域交通</p>	◎●
豊浜地域拠点	<p>□地域基幹連携軸 拠点間を結ぶ鉄道、バス等の地域交通 (地域拠点～中心拠点)</p> <p>□地域連携軸 拠点間を結ぶバス等の地域交通 (地域拠点～生活拠点)</p> <p>□生活連携軸 拠点と地域間を結ぶバス等の地域交通</p>	◎●	豊浜地域拠点	<p>□地域基幹連携軸 拠点間を結ぶ鉄道、バス等の地域交通 (地域拠点～中心拠点)</p> <p>□地域連携軸 拠点間を結ぶバス等の地域交通 (地域拠点～生活拠点)</p> <p>□生活連携軸 拠点と地域間を結ぶバス等の地域交通</p>	◎●
大野原生活拠点	<p>□地域連携軸 拠点間を結ぶバス等の地域交通 (生活拠点～中心拠点・地域拠点)</p> <p>□生活連携軸 拠点と地域間を結ぶバス等の地域交通</p>	◎	大野原生活拠点	<p>□地域連携軸 拠点間を結ぶバス等の地域交通 (生活拠点～中心拠点・地域拠点)</p> <p>□生活連携軸 拠点と地域間を結ぶバス等の地域交通</p>	◎
コミュニティ拠点	<p>□生活連携軸 拠点と地域間を結ぶバス等の地域交通</p>	◎	コミュニティ拠点	<p>□生活連携軸 拠点と地域間を結ぶバス等の地域交通</p>	◎

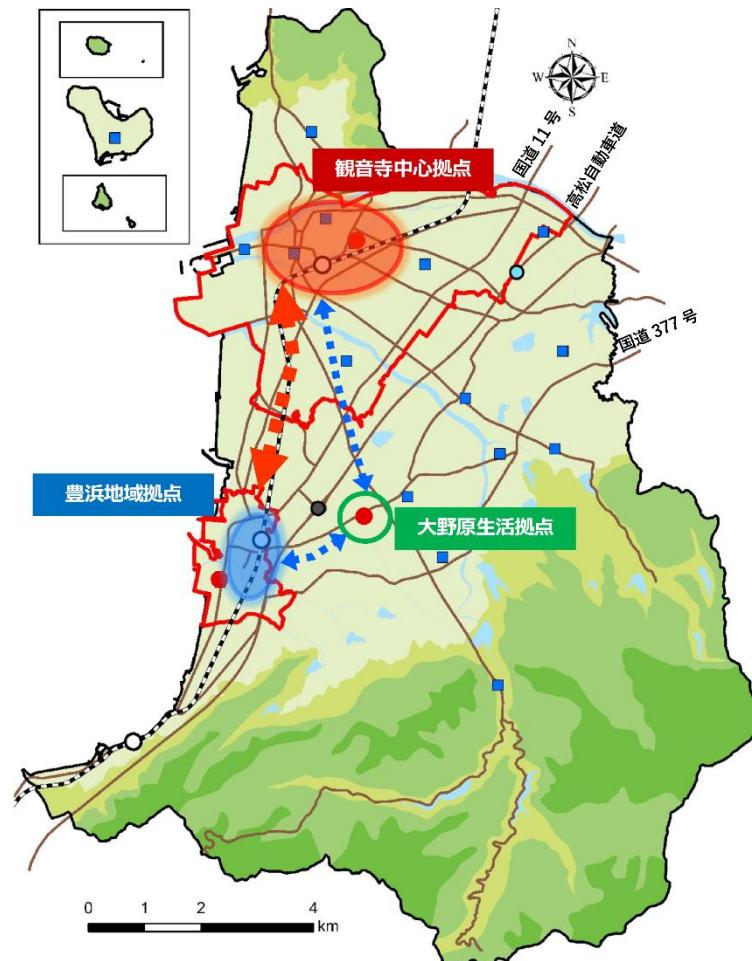
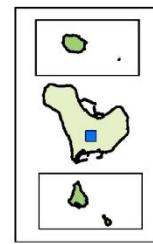
改正前

拠点と地域連携軸



改正後

拠点と地域連携軸



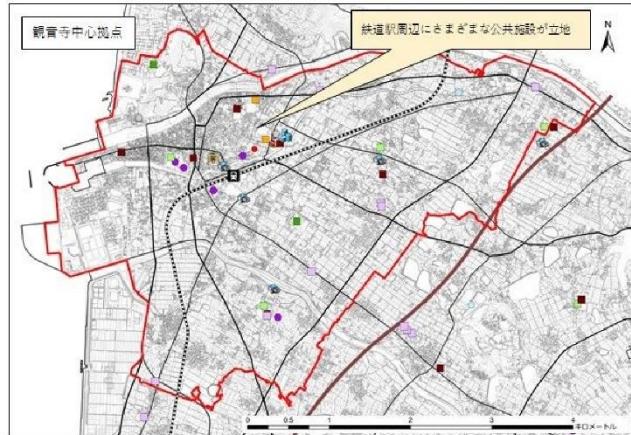
改正前	改正後
<p>8 6 ページ</p> <p>第4章 都市機能誘導区域及び誘導施設について</p> <p>2. 都市機能誘導区域の設定</p> <p>(2) 都市機能誘導区域の具体的な設定方法</p> <p>(ア) 区域設定の検討フロー</p> <pre> graph TD 1[1. 都市の現状 ● 人口分布・将来人口推計 ● 都市機能の集積 ● 公共交通の利便性 等] --> 3[3. 都市機能誘導区域の検討 人口集積や都市機能の立地状況、上位・関連計画の位置づけ等より、都市機能誘導区域を設定 【設定要件】 ①公共交通の利便性が高く、都市機能が充実している区域 ②歴史的に地域の拠点性を有する区域 ③上位計画における拠点や市の政策等における重点的まちづくり推進地区] 2[2. 上位・関連計画 ● 県都市計画区域マスターplan ● 市都市計画マスターplan ● 総合計画・地方創生総合戦略 等] --> 3 3 --> 4[4. 除外する区域 ● 災害リスクの高い区域 ※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 ※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 ● 用途地域外 ※ただし、市街地連担区域は用途地域と同等とみなす。] 4 --> 5[都市機能誘導区域の決定] </pre> <p>8 4 ページ</p> <p>第4章 都市機能誘導区域及び誘導施設について</p> <p>2. 都市機能誘導区域の設定</p> <p>(2) 都市機能誘導区域の具体的な設定方法</p> <p>(ア) 区域設定の検討フロー</p> <pre> graph TD 1[1. 都市の現状 ● 人口分布・将来人口推計 ● 都市機能の集積 ● 公共交通の利便性 等] --> 3[3. 都市機能誘導区域の検討 人口集積や都市機能の立地状況、上位・関連計画の位置づけ等より、都市機能誘導区域を設定 【設定要件】 ①公共交通の利便性が高く、都市機能が充実している区域 ②歴史的に地域の拠点性を有する区域 ③上位計画における拠点や市の政策等における重点的まちづくり推進地区] 2[2. 上位・関連計画 ● 県都市計画区域マスターplan ● 市都市計画マスターplan ● 総合計画・地方創生総合戦略 等] --> 3 3 --> 4[4. 除外する区域 ● 災害リスクの高い区域 ※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 ※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 ● 用途地域外 ※ただし、市街地連担区域は用途地域と同等とみなす。] 4 --> 5[都市機能誘導区域の決定] </pre>	

改正前

87ページ

(イ)客観的な指標による区域抽出

■公共施設



◇観音寺中心拠点

- ・JR観音寺駅周辺に子育て・学校教育施設、国・県の出先機関などの行政施設等、公共施設が立地しています。
- ・図書館、市民会館等文化施設も立地しています。

◇豊浜地域拠点

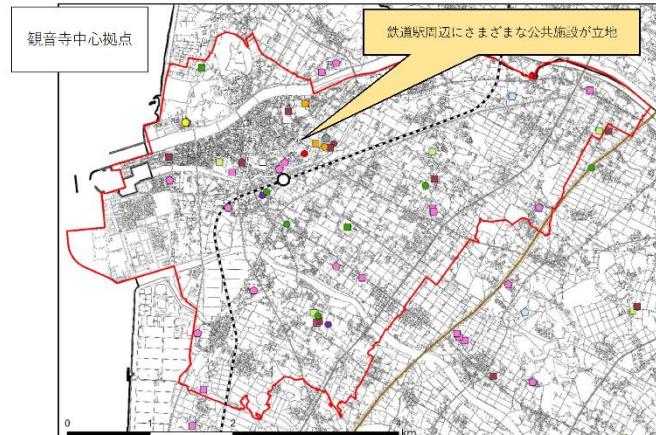
- ・豊浜支所周辺に子育て・学校教育施設、図書館、豊浜総合体育館などが立地しています。
- ・図書館、資料館等文化施設も立地しています。

改正後

85ページ

(イ)客観的な指標による区域抽出

■公共施設



◇観音寺中心拠点

- ・JR観音寺駅周辺に子育て・学校教育施設、市庁舎や国・県の出先機関などの行政施設等、公共施設が立地しています。
- ・図書館、市民会館等文化施設も立地しています。

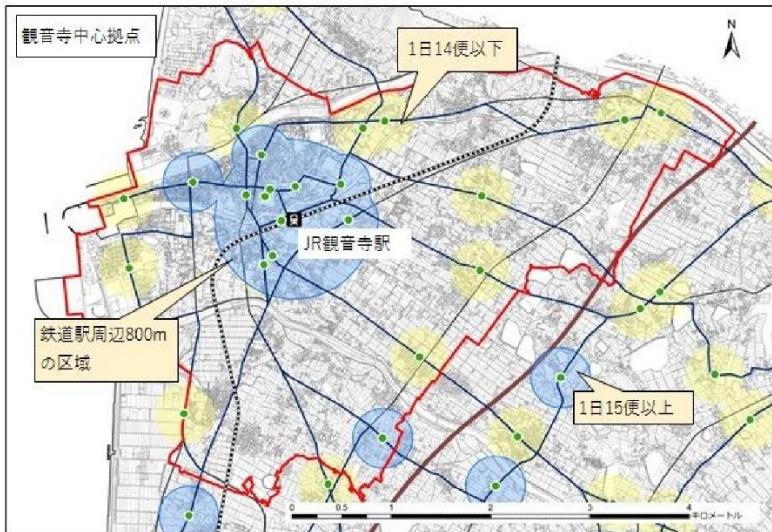
◇豊浜地域拠点

- ・豊浜支所周辺に子育て・学校教育施設、図書館、豊浜総合体育館などが立地しています。
- ・図書館、資料館等文化施設も立地しています。

改正前

88ページ

■公共交通



◇觀音寺中心拠点

- JR觀音寺駅周辺が公共交通利便地区となっています。

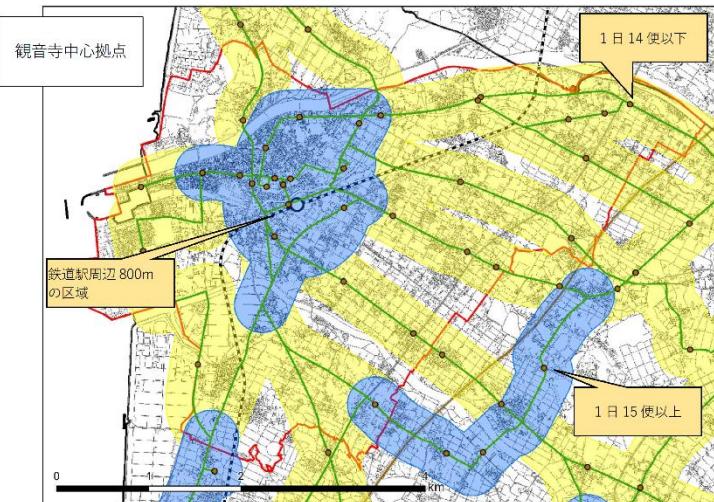
◇豊浜地域拠点

- J R豊浜駅周辺が公共交通利便地区となっています。

改正後

86ページ

■公共交通



◇觀音寺中心拠点

- J R觀音寺駅周辺が公共交通便利地区となっています。

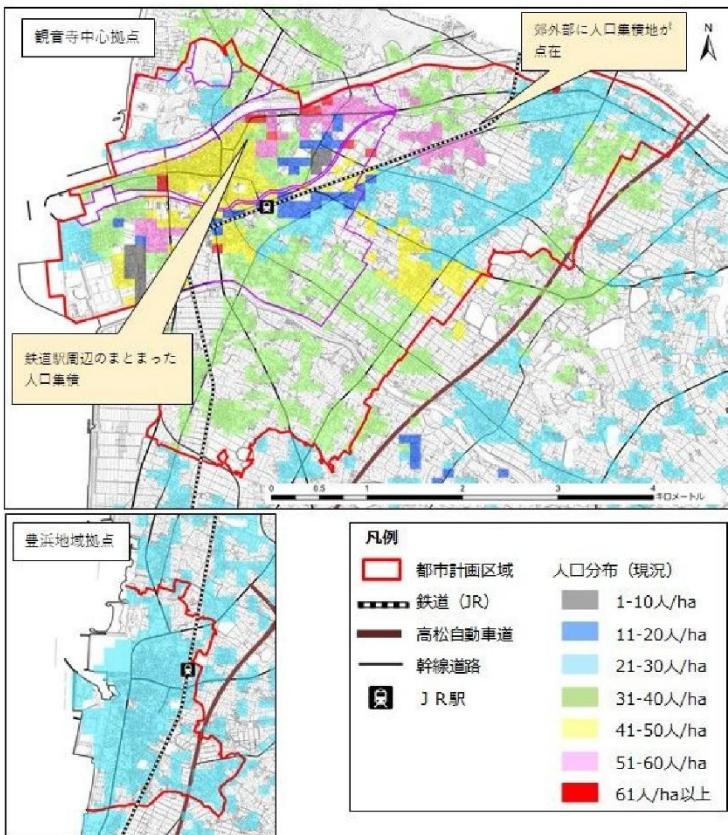
◇豊浜地域拠点

- J R豊浜駅周辺が公共交通便利地区となっています。

改正前

89ページ

■人口集積



◇観音寺中心拠点

- JR観音寺駅北西部に40人/ha以上のまとまった区域が存在します。また、県道観音寺池田線と県道丸亀詫間豊浜線の交差点付近等において、40人/ha以上の区域が存在します。
- 国道11号と県道込野観音寺線の交差点付近等に40人/ha以上の区域が存在します。

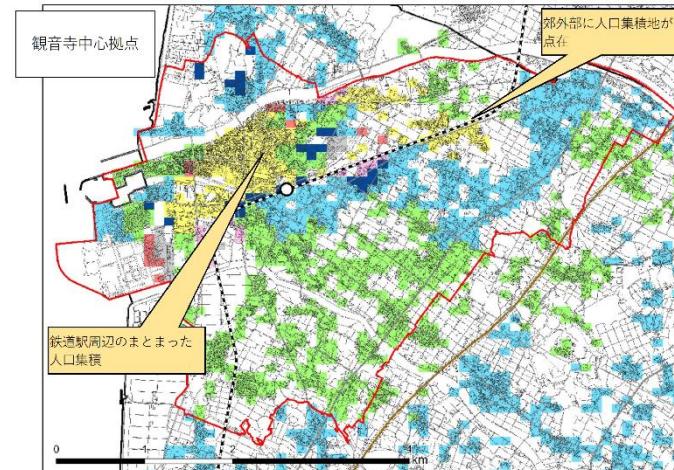
◇豊浜地域拠点

- 都市計画区域全体に21~30人/haの区域が広がっています。

改正後

87ページ

■人口集積



◇観音寺中心拠点

- JR観音寺駅北西部に40人/ha以上のまとまった区域が存在します。また、県道観音寺池田線と県道丸亀詫間豊浜線の交差点付近等において、40人/ha以上の区域が存在します。
- ~~国道11号と県道込野観音寺線の交差点付近等に40人/ha以上の区域が存在します。~~

◇豊浜地域拠点

- 都市計画区域全体に21~30人/haの区域が広がっています。

改正前

90~91ページ

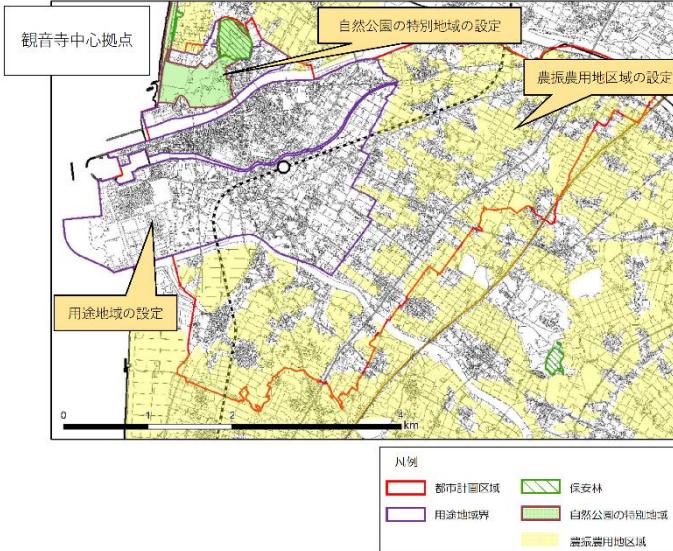
■ 土地利用（計画）



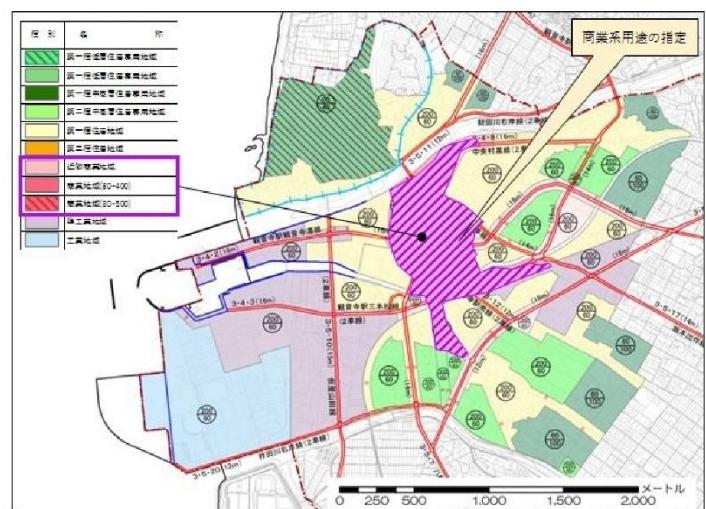
改正後

88~89ページ

■ 土地利用（計画）



■用途地域の拡大図



改正前



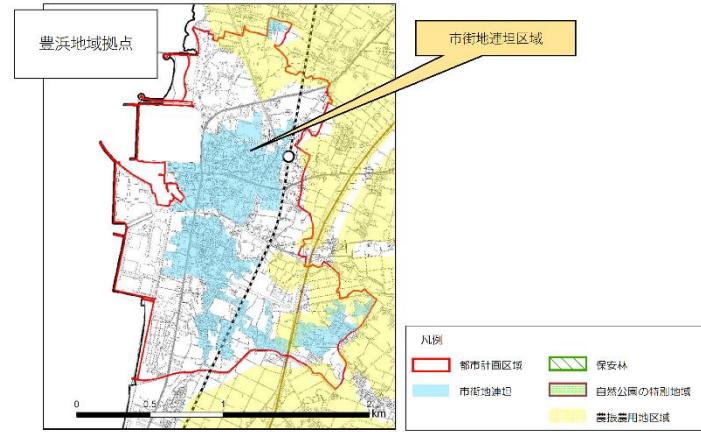
◇観音寺中心拠点

- JR観音寺駅周辺には634haの用途地域が設定されており、中心部の52.4haには商業系用途が指定されています。
- 平野部は、用途地域以外、ほぼ全域が農業地域として農振地域が設定されており、優良な農業生産基盤を保全する農用地が指定されています。
- 有明浜及び琴弾公園周辺は自然公園の特別地域が指定されています。

◇豊浜地域拠点

- 豊浜中心部では、市街地連担区域があり、住宅用地等として農振農用地から除外されています。

改正後



◇観音寺中心拠点

- JR観音寺駅周辺には655.4haの用途地域が設定されており、中心部の52.4haには商業系用途が指定されています。
- 平野部は、用途地域以外、ほぼ全域が農業地域として農振地域が設定されており、優良な農業生産基盤を保全する農用地が指定されています。
- 有明浜及び琴弾公園周辺は自然公園の特別地域が指定されています。

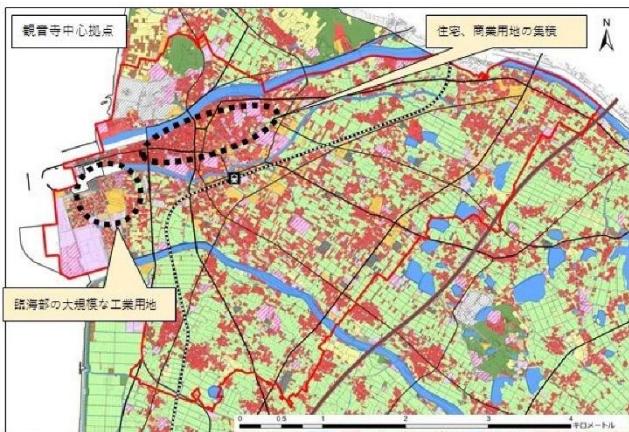
◇豊浜地域拠点

- 豊浜中心部では、市街地連担区域があり、住宅用地等として農振農用地から除外されています。

改正前

92ページ

■土地利用（現況）



◇観音寺中心拠点

- JR観音寺駅周辺から観音寺港方面において、住宅、商業用地などが集積しています。一方、郊外部の国道11号と県道込野観音寺線の交差点付近においても、まとまった住宅地がみられます。
- 臨海部に大規模な工業用地がみられます。
- 都市計画区域内の用途地域外は、農地と住宅地が混在しています。

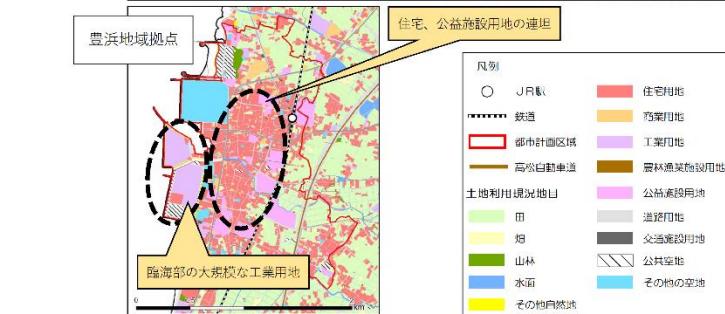
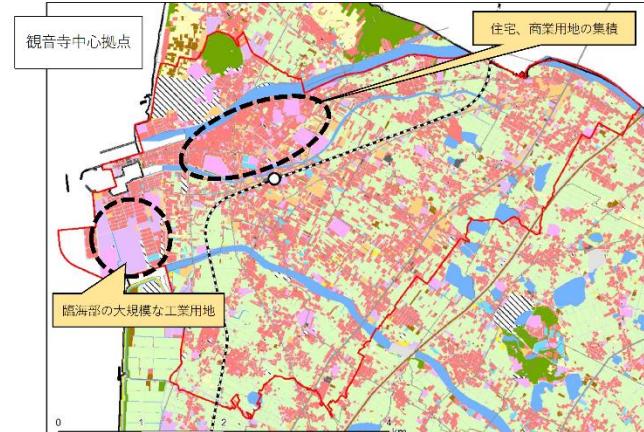
◇豊浜地域拠点

- JR豊浜駅周辺において、鉄道から西の国道11号にかけて、住宅地、公益施設用地が連担しています。
- 臨海部に大規模な工業用地がみられます。

改正後

90ページ

■土地利用（現況）



◇観音寺中心拠点

- JR観音寺駅周辺から観音寺港方面において、住宅、商業用地などが集積しています。一方、郊外部の国道11号と県道込野観音寺線の交差点付近においても、まとまった住宅地がみられます。

- 臨海部に大規模な工業用地がみられます。

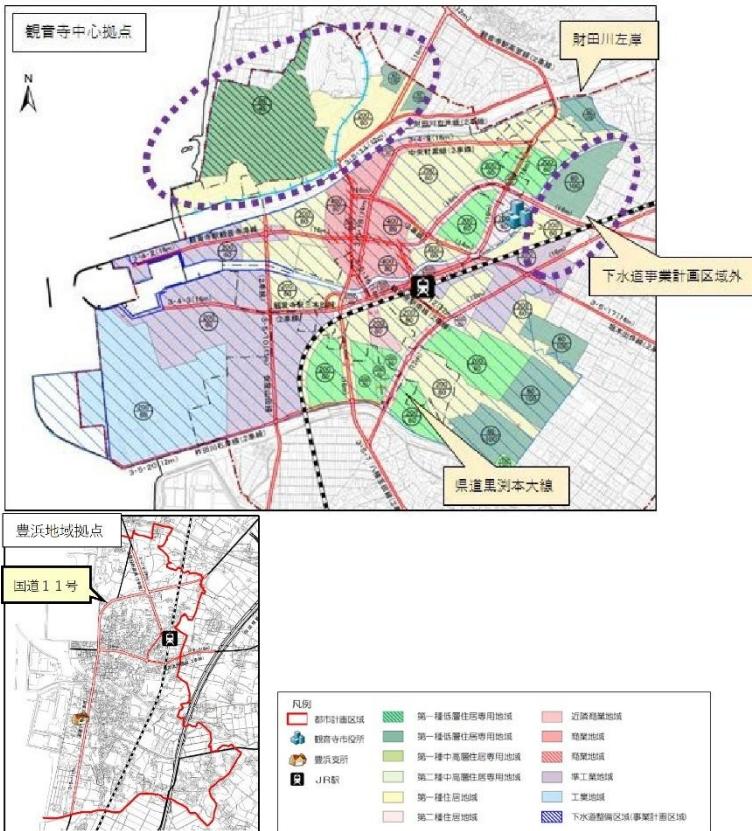
◇豊浜地域拠点

- JR豊浜駅周辺において、鉄道から西の国道11号にかけて、住宅地、公益施設用地が連担しています。
- 臨海部に大規模な工業用地がみられます。

改正前

93ページ

■ インフラ施設



◇觀音寺中心拋點

- ・主に、県道黒渕本大線以北から財田川左岸の間において、計画的に街路整備が進められています。
 - ・公共下水道*は、用途地域内の財田川右岸北側、東側の一部を除き整備済みまたは今後の整備が予定されています。

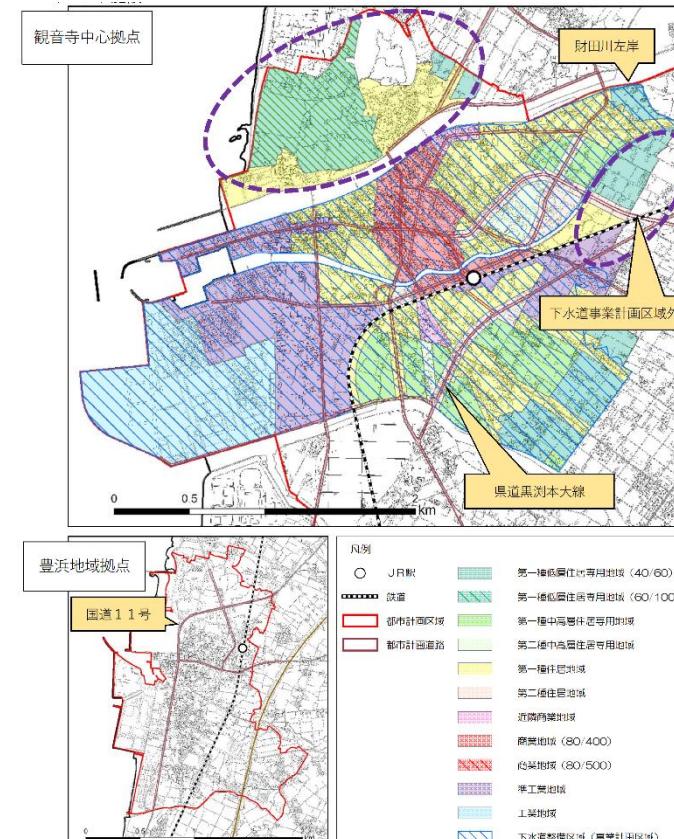
◆豊浜地域拠点

- ・幹線の国道11号が整備されていますが、中心部は細い街路が多くなっています。

改正後

91ページ

■ インフラ施設



◇觀音寺中心拋點

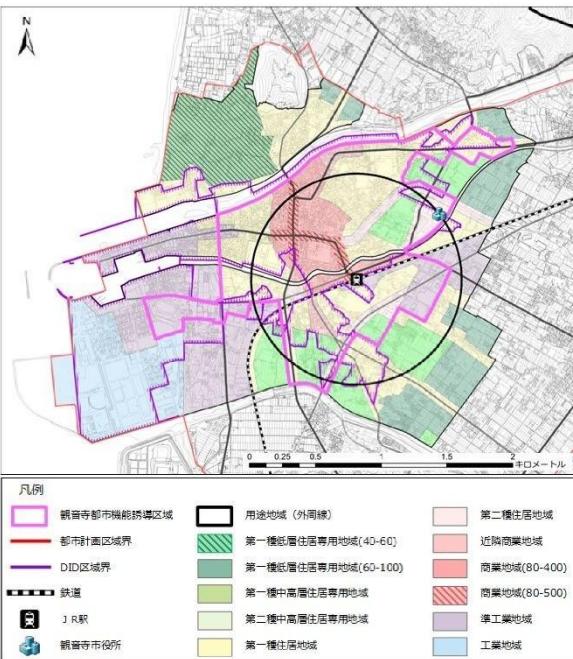
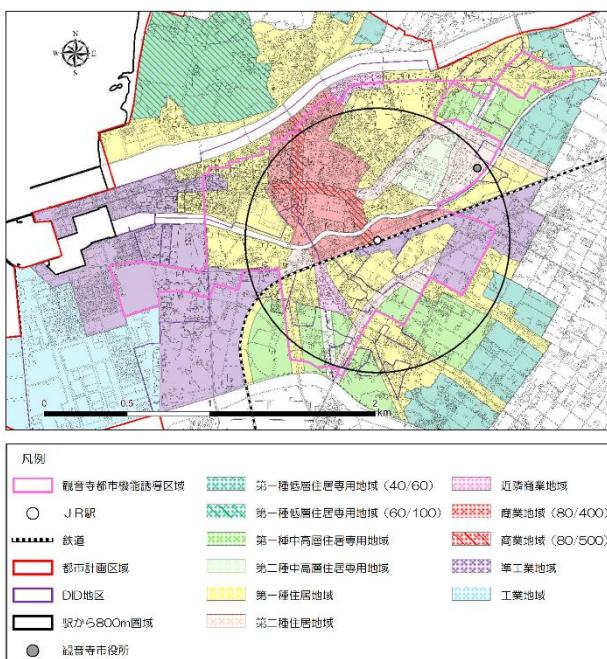
- ・主に、県道黒渕本大線以北から財田川左岸の間において、計画的に街路整備が進められています。
 - ・公共下水道*は、用途地域内の財田川右岸北側、東側の一部を除き整備済みまたは今後の整備が予定されています。

◆豊浜地域拠点

- ・幹線の国道11号が整備されていますが、中心部は細い街路が多くなっています。

改正前	改正後
<p>9 4 ページ</p> <p>(ウ) 災害リスクの高い区域</p> <p>本市における「災害リスクの高い区域」とは、都市計画運用指針及び本市の地域特性や防災の状況を踏まえ、下記に該当する区域とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 ◇地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域 ◇急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域 </div>	<p>9 2 ページ</p> <p>(ウ) 災害リスクの高い区域</p> <p>本市における「災害リスクの高い区域」とは、都市計画運用指針及び本市の地域特性や防災の状況を踏まえ、下記に該当する区域とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 ◇地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域 ◇急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域 ◇家屋倒壊等氾濫想定区域 </div>

改正前		改正後																																																																			
95ページ		93ページ																																																																			
②都市機能誘導区域の検討		②都市機能誘導区域の検討																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設定要件</th> <th>具体的な区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象地域</td><td>上位計画等に位置づけられた都市機能を維持する拠点の区域</td><td>都市計画区域マスター・プランの位置づけ 都市計画マスター・プランの位置づけ</td></tr> <tr> <td rowspan="4">基本区域</td><td>中心市街地活性化基本計画で位置づけた範囲、都市再生整備計画事業における対象区域、連担市街地</td><td>中活法の中心市街地区域 都市再生整備計画区域 市街地連担区域（豊浜地区）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">追加区域</td><td>鉄道駅・バス停留所からの徒歩圏域 徒歩・自転車で抵抗を感じずに移動可能な範囲</td><td>鉄道駅から半径800m 主要バス停留所から半径300mの範囲</td></tr> <tr> <td rowspan="4">除外区域</td><td>基本区域の周辺部にあり、都市機能増進施設が立地または立地（機能併設を含む）の可能性がある区域</td><td>生活利便施設 公共施設（学校教育・子育て支援施設等） 基本区域に近接する幹線道路沿線 まとまった空き地や駐車場</td></tr> <tr> <td rowspan="4">その他の要素</td><td>災害危険性の高い区域</td><td>土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域</td></tr> <tr> <td rowspan="3">工業の利便の増進を主な目的とする区域</td><td>工業地域</td><td>工業地域 準工業地域（まとまった工業系の土地利用区域）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">保全すべき土地の区域</td><td>農振農用地区域</td><td>農振農用地区域 自然公園の特別地域 保安林</td></tr> <tr> <td>インフラ施設未整備または整備計画区域外</td><td>公共下水道</td></tr> <tr> <td>良好な住宅地として土地利用を図る区域の除外</td><td>第1種低層住居専用地域</td></tr> <tr> <td>現況土地利用による判断</td><td>自然的土地利用</td></tr> <tr> <td>政策方針による判断</td><td>都市機能の維持・充実に寄与する施設整備等の構想や計画のある区域</td></tr> <tr> <td>明確で、かつ長期間継続して存在する要素で設定</td><td>原則として、道路や河川等の地形地物、用途地域界により設定する区域</td></tr> </tbody> </table>	設定要件		具体的な区域	対象地域	上位計画等に位置づけられた都市機能を維持する拠点の区域	都市計画区域マスター・プランの位置づけ 都市計画マスター・プランの位置づけ	基本区域	中心市街地活性化基本計画で位置づけた範囲、都市再生整備計画事業における対象区域、連担市街地	中活法の中心市街地区域 都市再生整備計画区域 市街地連担区域（豊浜地区）	追加区域	鉄道駅・バス停留所からの徒歩圏域 徒歩・自転車で抵抗を感じずに移動可能な範囲	鉄道駅から半径800m 主要バス停留所から半径300mの範囲	除外区域	基本区域の周辺部にあり、都市機能増進施設が立地または立地（機能併設を含む）の可能性がある区域	生活利便施設 公共施設（学校教育・子育て支援施設等） 基本区域に近接する幹線道路沿線 まとまった空き地や駐車場	その他の要素	災害危険性の高い区域	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	工業の利便の増進を主な目的とする区域	工業地域	工業地域 準工業地域（まとまった工業系の土地利用区域）	保全すべき土地の区域	農振農用地区域	農振農用地区域 自然公園の特別地域 保安林	インフラ施設未整備または整備計画区域外	公共下水道	良好な住宅地として土地利用を図る区域の除外	第1種低層住居専用地域	現況土地利用による判断	自然的土地利用	政策方針による判断	都市機能の維持・充実に寄与する施設整備等の構想や計画のある区域	明確で、かつ長期間継続して存在する要素で設定	原則として、道路や河川等の地形地物、用途地域界により設定する区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設定要件</th> <th>具体的な区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象地域</td><td>上位計画等に位置づけられた都市機能を維持する拠点の区域</td><td>都市計画区域マスター・プランの位置づけ 都市計画マスター・プランの位置づけ</td></tr> <tr> <td rowspan="4">基本区域</td><td>中心市街地活性化基本計画で位置づけた範囲、都市再生整備計画事業における対象区域、連担市街地</td><td>中活法の中心市街地区域 都市再生整備計画区域 市街地連担区域（豊浜地区）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">追加区域</td><td>鉄道駅・バス停留所からの徒歩圏域 徒歩・自転車で抵抗を感じずに移動可能な範囲</td><td>鉄道駅から半径800m 主要バス停留所から半径300mの範囲</td></tr> <tr> <td rowspan="4">除外区域</td><td>基本区域の周辺部にあり、都市機能増進施設が立地または立地（機能併設を含む）の可能性がある区域</td><td>生活利便施設 公共施設（学校教育・子育て支援施設等） 基本区域に近接する幹線道路沿線 まとまった空き地や駐車場</td></tr> <tr> <td rowspan="4">その他の要素</td><td>災害危険性の高い区域</td><td>土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域*</td></tr> <tr> <td rowspan="3">工業の利便の増進を主な目的とする区域</td><td>工業地域</td><td>工業地域 準工業地域（まとまった工業系の土地利用区域）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">保全すべき土地の区域</td><td>農振農用地区域</td><td>農振農用地区域 自然公園の特別地域 保安林</td></tr> <tr> <td>インフラ施設未整備または整備計画区域外</td><td>公共下水道</td></tr> <tr> <td>良好な住宅地として土地利用を図る区域の除外</td><td>第1種低層住居専用地域</td></tr> <tr> <td>現況土地利用による判断</td><td>自然的土地利用</td></tr> <tr> <td>政策方針による判断</td><td>都市機能の維持・充実に寄与する施設整備等の構想や計画のある区域</td></tr> <tr> <td>明確で、かつ長期間継続して存在する要素で設定</td><td>原則として、道路や河川等の地形地物、用途地域界により設定する区域</td></tr> </tbody> </table>	設定要件		具体的な区域	対象地域	上位計画等に位置づけられた都市機能を維持する拠点の区域	都市計画区域マスター・プランの位置づけ 都市計画マスター・プランの位置づけ	基本区域	中心市街地活性化基本計画で位置づけた範囲、都市再生整備計画事業における対象区域、連担市街地	中活法の中心市街地区域 都市再生整備計画区域 市街地連担区域（豊浜地区）	追加区域	鉄道駅・バス停留所からの徒歩圏域 徒歩・自転車で抵抗を感じずに移動可能な範囲	鉄道駅から半径800m 主要バス停留所から半径300mの範囲	除外区域	基本区域の周辺部にあり、都市機能増進施設が立地または立地（機能併設を含む）の可能性がある区域	生活利便施設 公共施設（学校教育・子育て支援施設等） 基本区域に近接する幹線道路沿線 まとまった空き地や駐車場	その他の要素	災害危険性の高い区域	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域*	工業の利便の増進を主な目的とする区域	工業地域	工業地域 準工業地域（まとまった工業系の土地利用区域）	保全すべき土地の区域	農振農用地区域	農振農用地区域 自然公園の特別地域 保安林	インフラ施設未整備または整備計画区域外	公共下水道	良好な住宅地として土地利用を図る区域の除外	第1種低層住居専用地域	現況土地利用による判断	自然的土地利用	政策方針による判断	都市機能の維持・充実に寄与する施設整備等の構想や計画のある区域	明確で、かつ長期間継続して存在する要素で設定	原則として、道路や河川等の地形地物、用途地域界により設定する区域
設定要件		具体的な区域																																																																			
対象地域	上位計画等に位置づけられた都市機能を維持する拠点の区域	都市計画区域マスター・プランの位置づけ 都市計画マスター・プランの位置づけ																																																																			
	基本区域	中心市街地活性化基本計画で位置づけた範囲、都市再生整備計画事業における対象区域、連担市街地	中活法の中心市街地区域 都市再生整備計画区域 市街地連担区域（豊浜地区）																																																																		
追加区域		鉄道駅・バス停留所からの徒歩圏域 徒歩・自転車で抵抗を感じずに移動可能な範囲	鉄道駅から半径800m 主要バス停留所から半径300mの範囲																																																																		
		除外区域	基本区域の周辺部にあり、都市機能増進施設が立地または立地（機能併設を含む）の可能性がある区域	生活利便施設 公共施設（学校教育・子育て支援施設等） 基本区域に近接する幹線道路沿線 まとまった空き地や駐車場																																																																	
その他の要素			災害危険性の高い区域	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域																																																																	
	工業の利便の増進を主な目的とする区域		工業地域	工業地域 準工業地域（まとまった工業系の土地利用区域）																																																																	
			保全すべき土地の区域	農振農用地区域	農振農用地区域 自然公園の特別地域 保安林																																																																
		インフラ施設未整備または整備計画区域外		公共下水道																																																																	
良好な住宅地として土地利用を図る区域の除外	第1種低層住居専用地域																																																																				
現況土地利用による判断	自然的土地利用																																																																				
政策方針による判断	都市機能の維持・充実に寄与する施設整備等の構想や計画のある区域																																																																				
明確で、かつ長期間継続して存在する要素で設定	原則として、道路や河川等の地形地物、用途地域界により設定する区域																																																																				
設定要件		具体的な区域																																																																			
対象地域	上位計画等に位置づけられた都市機能を維持する拠点の区域	都市計画区域マスター・プランの位置づけ 都市計画マスター・プランの位置づけ																																																																			
	基本区域	中心市街地活性化基本計画で位置づけた範囲、都市再生整備計画事業における対象区域、連担市街地	中活法の中心市街地区域 都市再生整備計画区域 市街地連担区域（豊浜地区）																																																																		
追加区域		鉄道駅・バス停留所からの徒歩圏域 徒歩・自転車で抵抗を感じずに移動可能な範囲	鉄道駅から半径800m 主要バス停留所から半径300mの範囲																																																																		
		除外区域	基本区域の周辺部にあり、都市機能増進施設が立地または立地（機能併設を含む）の可能性がある区域	生活利便施設 公共施設（学校教育・子育て支援施設等） 基本区域に近接する幹線道路沿線 まとまった空き地や駐車場																																																																	
その他の要素			災害危険性の高い区域	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域*																																																																	
	工業の利便の増進を主な目的とする区域		工業地域	工業地域 準工業地域（まとまった工業系の土地利用区域）																																																																	
			保全すべき土地の区域	農振農用地区域	農振農用地区域 自然公園の特別地域 保安林																																																																
		インフラ施設未整備または整備計画区域外		公共下水道																																																																	
良好な住宅地として土地利用を図る区域の除外	第1種低層住居専用地域																																																																				
現況土地利用による判断	自然的土地利用																																																																				
政策方針による判断	都市機能の維持・充実に寄与する施設整備等の構想や計画のある区域																																																																				
明確で、かつ長期間継続して存在する要素で設定	原則として、道路や河川等の地形地物、用途地域界により設定する区域																																																																				

改正前	改正後
<p>9 6 ページ</p> <p>(3) 都市機能誘導区域の設定</p> <p>①観音寺都市機能誘導区域</p> <p>観音寺都市機能誘導区域は、中心市街地活性化基本計画における中心市街地区域を基に、観音寺駅を中心に半径800m程度の範囲で設定する、面積にして231haの区域です。</p> <p>当該区域は、市内中心部に位置し、行政、文化施設、学校、医療機関などが集積しています。既成中心市街地の一定の機能集積を生かして、それらの区域外への拡散を防ぐとともに、より高次で、生活利便性や魅力を高める機能の集積を狙い、市の中心と呼ぶにふさわしい暮らしやすく、訪れたくなるエリアの形成を目指します。</p> <p>■観音寺都市機能誘導区域図</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 観音寺都市機能誘導区域 用途地域（外周線） 都市計画区域界 DID区域界 鉄道 JR駅 観音寺市役所 第一種低層住居専用地域(40-60) 第一種低層住居専用地域(60-100) 第一種中高層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種低層住居専用地域(60-100) 第二種低層住居専用地域(80-400) 第二種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域 準工業地域 工業地域 	<p>9 4 ページ</p> <p>(3) 都市機能誘導区域の設定</p> <p>①観音寺都市機能誘導区域</p> <p>観音寺都市機能誘導区域は、中心市街地活性化基本計画における中心市街地区域を基に、観音寺駅を中心に半径800m程度の範囲で設定する、面積にして216haの区域です。</p> <p>当該区域は、市内中心部に位置し、行政、文化施設、学校、医療機関などが集積しています。既成中心市街地の一定の機能集積を生かして、それらの区域外への拡散を防ぐとともに、より高次で、生活利便性や魅力を高める機能の集積を狙い、市の中心と呼ぶにふさわしい暮らしやすく、訪れたくなるエリアの形成を目指します。</p> <p>■観音寺都市機能誘導区域図</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 観音寺都市機能誘導区域 JR駅 鉄道 都市計画区域界 DID地区 駅から800m圏域 観音寺市役所 第一種低層住居専用地域 (40/60) 第一種低層住居専用地域 (60/100) 第一種中高層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 準工業地域 商業地域 (80/400) 商業地域 (80/500) 商業地域 準工業地域 工業地域 近隣商業地域 商業池塘 (80/400) 商業池塘 (80/500) 近隣商業地域

改正前

97ページ

■観音寺都市機能誘導区域の町別一覧

◇町全体が誘導区域に含まれる

観音寺町	琴浪町二丁目	昭和町一丁目	昭和町三丁目
坂本町一丁目	坂本町六丁目	坂本町七丁目	天神町一丁目
天神町二丁目	天神町三丁目	茂木町四丁目	南町一丁目
栄町一丁目	栄町三丁目	茂西町一丁目	茂西町二丁目
幸町			

◇町域の一部が誘導区域に含まれる

三本松町一丁目	三本松町二丁目	三本松町四丁目	瀬戸町一丁目
昭和町二丁目	坂本町二丁目	坂本町五丁目	茂木町二丁目
茂木町三丁目	茂木町五丁目	南町二丁目	南町五丁目
栄町二丁目	西本町一丁目	西本町二丁目	流岡町
村黒町	柞田町		

改正後

95ページ

■観音寺都市機能誘導区域の町別一覧

◇町全体が誘導区域に含まれる

琴浪町二丁目	昭和町一丁目	昭和町三丁目	坂本町一丁目
坂本町六丁目	坂本町七丁目	天神町一丁目	天神町二丁目
天神町三丁目	南町一丁目	栄町一丁目	栄町三丁目
幸町			

◇町域の一部が誘導区域に含まれる

観音寺町	三本松町一丁目	三本松町二丁目	三本松町四丁目
瀬戸町一丁目	昭和町二丁目	坂本町二丁目	坂本町五丁目
茂木町二丁目	茂木町三丁目	茂木町四丁目	茂木町五丁目
南町二丁目	南町五丁目	栄町二丁目	茂西町一丁目
茂西町二丁目	西本町一丁目	西本町二丁目	流岡町
村黒町	柞田町		

改正前

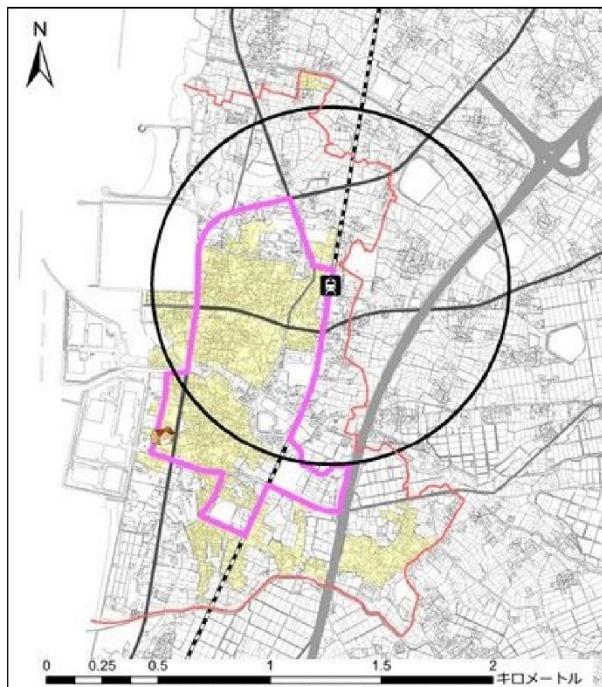
98ページ

②豊浜都市機能誘導区域

豊浜都市機能誘導区域は、JR豊浜駅を中心に、JR予讃線と国道11号に囲まれた連担区域で設定する範囲で、面積にして77haの区域です。

当該区域は、旧豊浜町の中心地区であり、香川県西部の基幹病院である三豊総合病院が立地し、国道11号沿道には商業が集積しています。

■豊浜都市機能誘導区域図



改正後

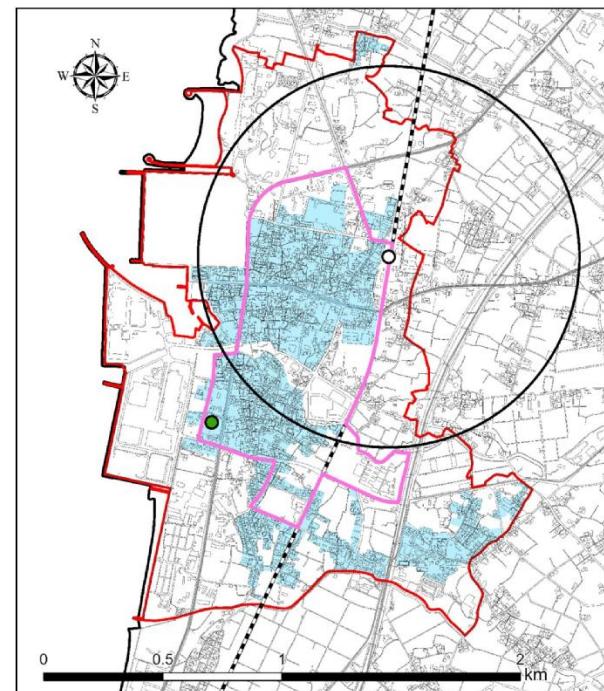
96ページ

②豊浜都市機能誘導区域

豊浜都市機能誘導区域は、JR豊浜駅を中心に、JR予讃線と国道11号に囲まれた連担区域で設定する範囲で、面積にして77haの区域です。

当該区域は、旧豊浜町の中心地区であり、香川県西部の基幹病院である三豊総合病院が立地し、国道11号沿道には商業が集積しています。

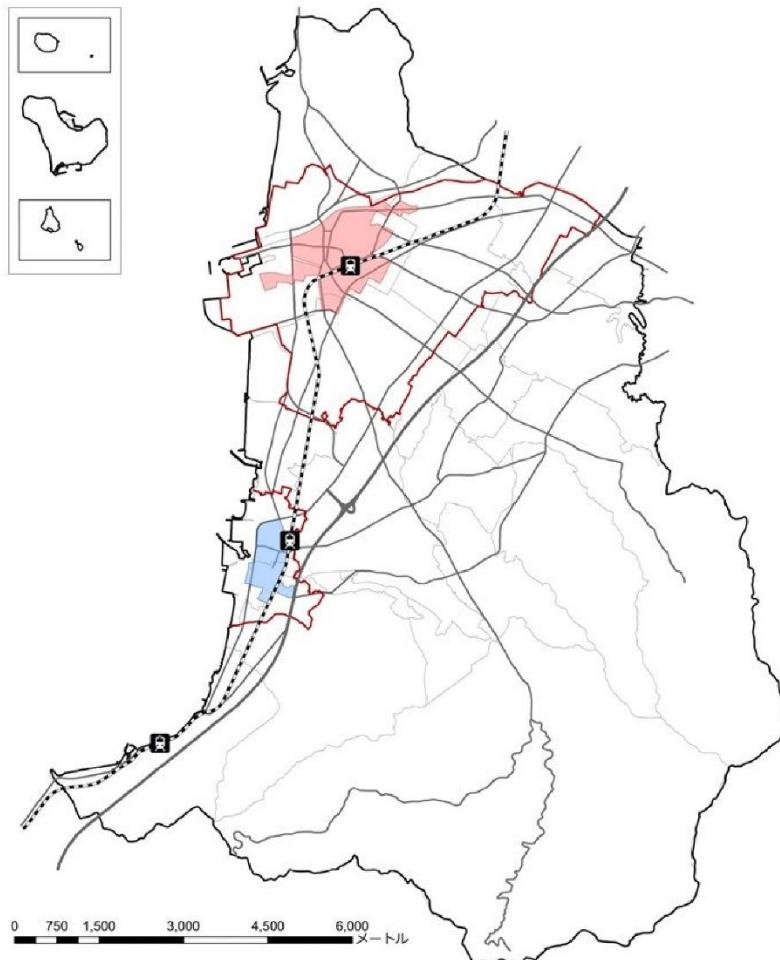
■豊浜都市機能誘導区域図



改正前

99ページ

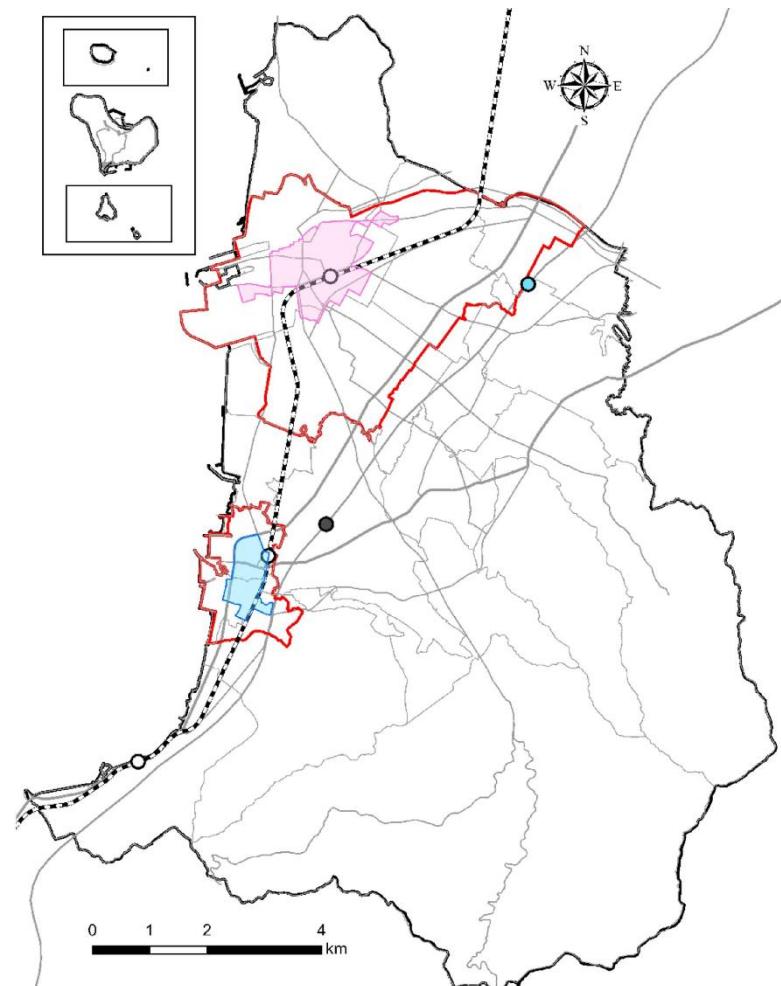
③都市機能誘導区域全体図



改正後

97ページ

③都市機能誘導区域全体図



改正前													改正後															
104ページ													102ページ															
3. 誘導施設													3. 誘導施設															
3-3 誘導施設の整理													3-3 誘導施設の整理															
(2) 誘導施設に設定する生活利便施設の検討													(2) 誘導施設に設定する生活利便施設の検討															
①生活利便施設の立地状況と充足状況													①生活利便施設の立地状況と充足状況															
都市機能誘導区域を設定した地区における圏域内（小学校区単位の地区内）の施設の立地状況等について検証し、都市機能誘導区域で維持する施設と誘導する施設に分けて、誘導施設の設定を行います。													都市機能誘導区域を設定した地区における圏域内（小学校区単位の地区内）の施設の立地状況等について検証し、都市機能誘導区域で維持する施設と誘導する施設に分けて、誘導施設の設定を行います。															
都市機能誘導区域が存在する区域内人口で、区域内の生活利便施設を利用すると仮定して、それぞれの施設の立地状況と充足状況を算定します。													都市機能誘導区域が存在する区域内人口で、区域内の生活利便施設を利用すると仮定して、それぞれの施設の立地状況と充足状況を算定します。															
(観音寺都市機能誘導区域)													(観音寺都市機能誘導区域)															
地域名	圏域人口		施設分類	生活利便施設												生活利便施設												
	現況人口 (平成27年)	将来人口 (令和22年)		商業	地域医療 支援病院	一般病院	診療所	(一般病院・診療所) 診療科別				福祉	子育て支援	現況人口 (令和2年)	将来人口 (令和22年)	施設分類	商業	地域医療 支援病院	一般病院	診療所	(一般病院・診療所) 診療科別				福祉	子育て支援		
総人口 [国勢調査]	総人口 [社人研]	観音寺地区の位置づけ	スーパー・マーケット	金融機関	内科	外科・整形外科	小児科	歯科	地域包括支援 センター				子育て世帯 支援	総人口 [国勢調査]	総人口 [社人研]	観音寺地区の位置づけ	スーパー・マーケット	金融機関	内科	外科・整形外科	小児科	歯科	地域包括支援 センター				子育て世帯 支援	子育て世帯 支援施設
			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●			
市全域	59,409	41,505	市全域施設数	14	47	1	3	60	28	16	11	31	1	17	57,438	45,380	観音寺地区の位置づけ	12	40	1	3	60	30	15	9	29	1	23
			市全域での1施設あたり必要人口(人)	4,244	1,265	59,409	19,803	991	2,122	3,714	5,401	1,917	59,409	3,495				4,787	1,436	57,438	19,146	957	1,915	3,829	6,382	1,981	57,438	2,497
観音寺 都市機能 誘導区域	7,105	5,395	都市機能誘導区域内施設数	5	14	0	2	14	9	5	4	7	1	1	6,168	4,357	観音寺地区の位置づけ	4	12	0	2	11	8	5	2	5	1	2
			都市機能誘導区域内必要施設数	2	6	1	1	8	4	2	2	4	1	3				2	5	1	1	7	4	2	1	4	1	3
			不足施設数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2				0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
			圏域内施設数	1	2	0	0	3	1	0	0	2	0	0				1	5	0	0	5	3	0	2	2	0	0
			誘導する施設数 ※施設設定が●で、施設が不足している場合	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2				0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

改正前

(豊浜都市機能誘導区域)

地域名	圏域人口		生活利便施設											
	現人口 (平成27年)	将来人口 (令和2年)	施設分類	商業		医療				福祉		子育て支援		
				スーパー・マーケット	金融機関	地域医療支援病院	一般病院	診療所	内科	外科・整形外科	小児科	歯科	地域包括支援センター	子育て世帯支援
			豊浜地区の位置づけ	●	●	●	—	●	●	—	—	●	—	●
市全域	59,409	41,505	市全域施設数	14	47	1	3	60	28	16	11	31	1	17
			市全域での1施設あたり必要人口(人)	4,244	1,265	59,409	19,803	991	2,122	3,714	5,401	1,917	59,409	3,495
豊浜 都市機能 誘導区域	1,517	948	都市機能誘導区域内施設数	0	4	1	0	5	3	0	0	2	0	0
			都市機能誘導区域内必要施設数	1	2	1	—	2	1	—	—	1	—	1
			不足施設数	1	0	0	—	0	0	—	—	0	—	1
			圏域内施設数	1	7	0	—	6	3	—	—	3	—	1
			誘導する施設数 ※施設設定が●で、施設が不足している場合	0	0	0	—	0	0	—	—	0	—	0

※1施設あたり必要人口とは、「本市の総人口／本市全域に立地している施設数」より得られた数値。

※必要数とは、「拠点が担うべき対象とする地域人口／1施設あたり必要人口」より算出した圏域内の必要施設数とします。

※圏域内施設数とは、対象とする圏域内に既に立地している施設数とします。

圏域は、小学校の通学区または徒歩通学区域（小学校から約2km以内）を対象とします。

改正後

(豊浜都市機能誘導区域)

地域名	圏域人口		生活利便施設											
	現人口 (令和2年)	将来人口 (令和2年)	施設分類	商業		医療				福祉		子育て支援		
				スーパー・マーケット	金融機関	地域医療支援病院	一般病院	診療所	内科	外科・整形外科	小児科	歯科	地域包括支援センター	子育て世帯支援
			豊浜地区の位置づけ	●	●	●	—	●	●	—	—	●	—	●
市全域	57,438	45,380	市全域施設数	12	40	1	3	60	30	15	9	29	1	23
			市全域での1施設あたり必要人口(人)	4,787	1,436	57,438	19,146	957	1,915	3,829	6,382	1,981	57,438	2,497
豊浜 都市機能 誘導区域	1,546	915	都市機能誘導区域内施設数	0	4	1	0	5	4	1	1	2	0	1
			都市機能誘導区域内必要施設数	1	2	1	—	2	1	—	—	1	—	1
			不足施設数	1	0	0	—	0	0	—	—	0	—	0
			圏域内施設数	1	2	0	—	0	0	—	—	0	—	1
			誘導する施設数 ※施設設定が●で、施設が不足している場合	0	0	0	—	0	0	—	—	0	—	0

※市全域の1施設あたり必要人口とは、令和2（2020）年の「本市の総人口／本市全域に立地している施設数」より得られた数値。

※必要数とは、「拠点が担うべき対象とする地域人口／1施設あたり必要人口」より算出した圏域内の必要施設数とします。

※圏域内施設数とは、対象とする圏域内に既に立地している施設数とします。

圏域は、小学校の通学区または徒歩通学区域（小学校から約2km以内）を対象とします。

改正前												改正後												
105ページ												103ページ												
③都市機能誘導区域の誘導施設の設定												③都市機能誘導区域の誘導施設の設定												
都市機能誘導区域において誘導施設として「維持」する生活利便施設は下表に示す施設となります。												都市機能誘導区域において誘導施設として「維持」する生活利便施設は下表に示す施設となります。												
施設分類 誘導区域	生活利便施設											施設分類 誘導区域	生活利便施設											
	商業		医療						(一般病院・診療所) 診療科別		福祉	子育て支援		商業		医療						福祉	子育て支援	
誘導区域	スーパー・マーケット	金融機関	地域医療支援病院	一般病院	診療所	内科	外科・整形外科	小児科	歯科	地域包括支援センター	子育て世帯支援	誘導区域	スーパー・マーケット	金融機関	地域医療支援病院	一般病院	診療所	内科	外科・整形外科	小児科	歯科	地域包括支援センター	子育て世帯支援施設	
	観音寺都市機能誘導区域	維持	維持	—	維持	維持	維持	維持	維持	維持	—		観音寺都市機能誘導区域	維持	維持	—	維持	維持	維持	維持	維持	維持	—	
	豊浜都市機能誘導区域	—	維持	維持	—	維持	維持	—	—	維持	—		豊浜都市機能誘導区域	—	維持	維持	—	維持	維持	—	—	維持	—	維持
④小学校通学区内の補完施設の立地												④小学校通学区内の補完施設の立地												
区域内に施設が立地しない（または不足する）ものの、圏域内に立地し、区域内の機能を「補完」する生活利便施設は、下表に示す施設となります。												区域内に施設が立地しない（または不足する）ものの、圏域内に立地し、区域内の機能を「補完」する生活利便施設は、下表に示す施設となります。												
施設分類 誘導区域	生活利便施設											施設分類 誘導区域	生活利便施設											
	商業		医療						(一般病院・診療所) 診療科別		福祉	子育て支援		商業		医療						福祉	子育て支援	
	スーパー・マーケット	金融機関	地域医療支援病院	一般病院	診療所	内科	外科・整形外科	小児科	歯科	地域包括支援センター	子育て世帯支援	スーパー・マーケット	金融機関	地域医療支援病院	一般病院	診療所	内科	外科・整形外科	小児科	歯科	地域包括支援センター	子育て世帯支援施設		
誘導区域	観音寺都市機能誘導区域	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	誘導区域	観音寺都市機能誘導区域	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	豊浜都市機能誘導区域	補完	—	—	—	—	—	—	—	—	補完		豊浜都市機能誘導区域	補完	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

改正前				改正後							
107ページ				105ページ							
3-4 生活利便施設の設定				3-4 生活利便施設の設定							
(1) 誘導施設のまとめ				(1) 誘導施設のまとめ							
<u>生活利便施設(通所型)</u>				<u>生活利便施設(通所型)</u>							
生活利便施設 (通所型)	都市機能増進施設		誘導の考え方		都市機能増進施設		誘導の考え方				
			観音寺				観音寺				
	■商業施設		豊浜				豊浜				
	スーパー・マーケット	維持(5)	補完(1)								
	金融機関	維持(14)	維持(4)								
	■医療施設										
	地域医療支援病院	誘導(1)	維持(1)								
	一般病院	維持(2)	—								
	診療所	維持(14)	維持(5)								
	(診療科別) 一般病院・診療所				(診療科別) 一般病院・診療所						
	内科	維持(9)	維持(3)								
	外科・整形外科	維持(5)	—								
	小児科	維持(4)	—								
	歯科	維持(7)	維持(3)								
	■福祉施設										
	地域包括支援センター	維持(1)	—								
	■子育て施設										
	子育て世帯支援	誘導(2)	補完(1)								
※表中の()内数字は施設数を示す。				※表中の()内数字は施設数を示す。							
<u>まちの魅力づくりに資する施設</u>											
まちの魅力づくりに資する施設	都市機能増進施設		誘導の考え方		都市機能増進施設		誘導の考え方				
			観音寺				観音寺				
	高等教育機関	高等学校	維持(2)	—	高等教育機関	高等学校	維持(2)	—			
	社会教育施設	図書館・博物館	維持(1)	維持(1)	社会教育施設	図書館・博物館	維持(1)	維持(1)			
	市民会館		維持(1)		市民会館		維持(1)				
	公共施設	市本庁・支所	維持(1)	維持(1)	公共施設	市本庁・支所	維持(1)	維持(1)			
	公民館		維持(3)		公民館		維持(3)				
※表中の()内数字は施設数を示す。				※表中の()内数字は施設数を示す。							

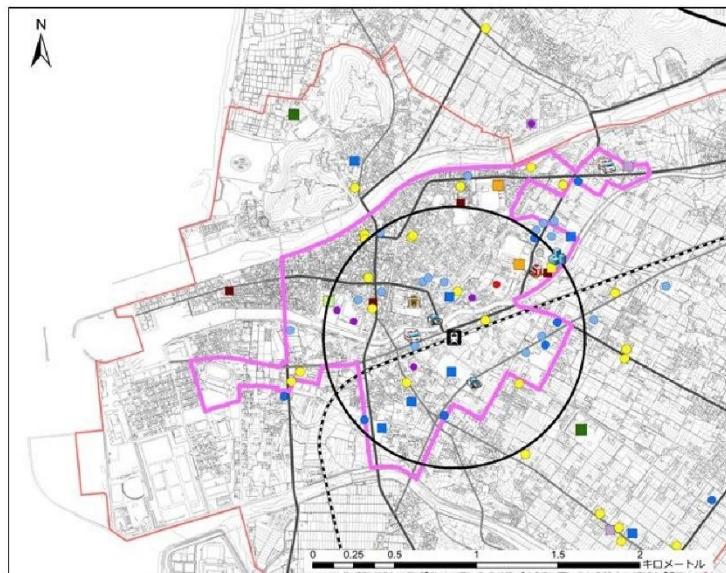
改正前

108ページ

(2) 誘導方針

①観音寺都市機能誘導区域

観音寺都市機能誘導区域においては、本市の中心拠点にふさわしい生活利便施設を確保するため、区域内の施設の維持及び圏域内での補完施設だけでは充足できていない「地域医療支援病院」及び「子育て世帯支援施設」の誘導を図ります。



凡例

観音寺都市機能誘導区域	都市機能増進施設
都市計画区域界	観音寺市役所
JR駅	幼稚園・保育園
鉄道	スポーツ施設
JR駅	スーパー・マーケット
	子育て世帯支援施設
	市営住宅
	コンビニエンスストア
	小学校
	中学校
	公民館
	県の行政機関
	金融機関
	地域医療支援病院
	一般病院
	診療所
	警察機関
	消防機関
	一般病院
	診療所
	地域包括支援センター
	図書館
	市民会館
	郷土資料館

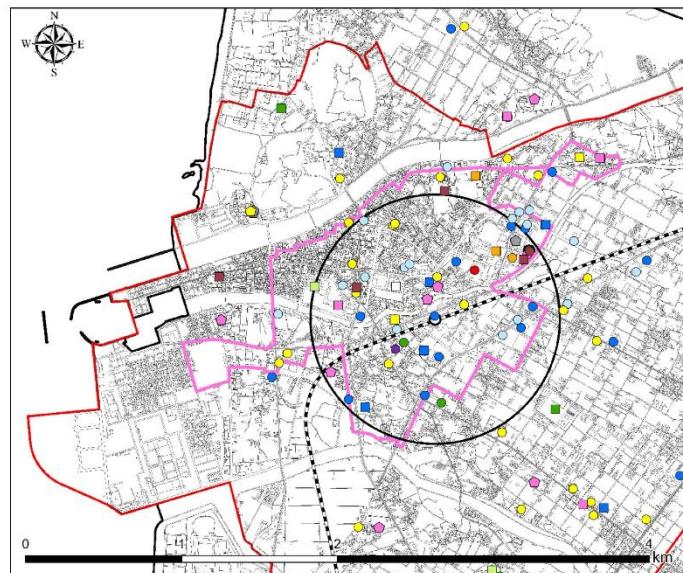
改正後

106ページ

(2) 誘導方針

①観音寺都市機能誘導区域

観音寺都市機能誘導区域においては、本市の中心拠点にふさわしい生活利便施設を確保するため、区域内の施設の維持及び圏域内での補完施設だけでは充足できていない「地域医療支援病院」及び「子育て世帯支援施設」の誘導を図ります。



凡例

観音寺都市機能誘導区域	都市機能増進施設
JR駅	地域医療支援病院
JR駅	一般病院
JR駅	診療所
JR駅	地域包括支援センター
JR駅	スーパー・マーケット
JR駅	コンビニエンスストア
JR駅	金融機関
JR駅	図書館・博物館
JR駅	市民会館
JR駅	郷土資料館
JR駅	スポーツ施設
JR駅	市営住宅
JR駅	公民館
JR駅	県の行政機関
JR駅	警察機関
JR駅	消防機関
JR駅	幼稚園・保育園
JR駅	小学校
JR駅	中学校
JR駅	高等学校
JR駅	図書館・博物館
JR駅	市役所・支所
JR駅	郷土資料館
JR駅	スポーツ施設
JR駅	市営住宅
JR駅	公民館
JR駅	県の行政機関
JR駅	警察機関
JR駅	消防機関

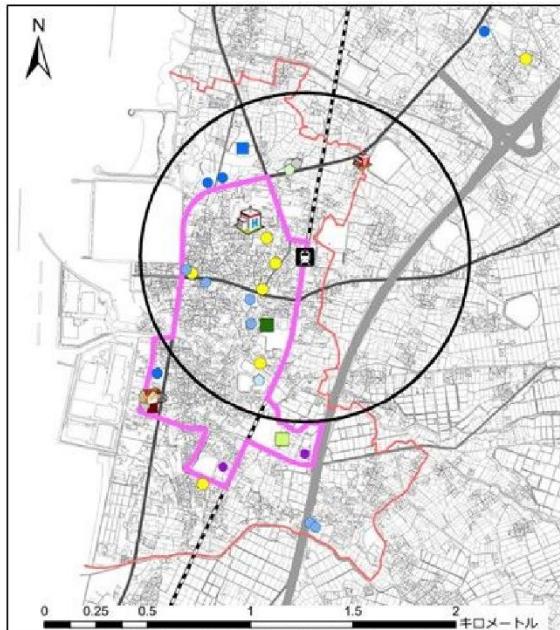
改正前

109ページ

②豊浜都市機能誘導区域

豊浜都市機能誘導区域においては、現在、区域内の施設の維持及び圏域内の補完施設により、当該区域に必要な生活利便施設は充足しています。

現時点では、新たに誘導を必要とする施設はありません。



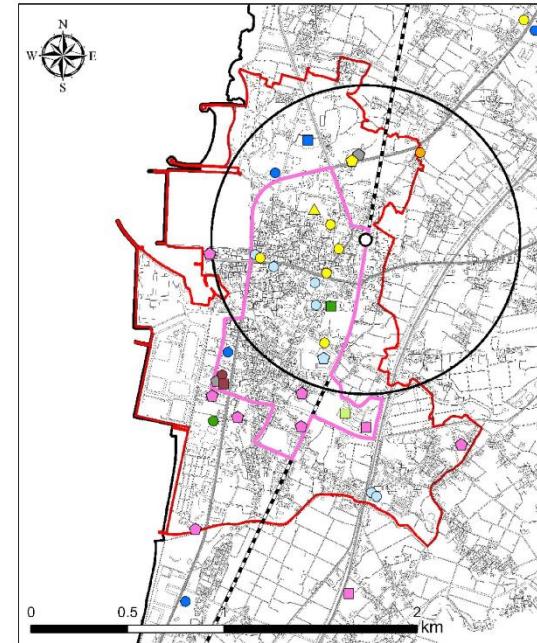
改正後

107ページ

②豊浜都市機能誘導区域

豊浜都市機能誘導区域においては、現在、区域内の施設の維持及び圏域内の補完施設により、当該区域に必要な生活利便施設は充足しています。

現時点では、新たに誘導を必要とする施設はありません。



改正前	改正後
<p>110～111ページ</p> <p>4. 誘導施設の立地を誘導するために講すべき施策に関する事項</p> <p>4-4 本市が独自に講じる施策</p> <p>立地適正化計画を市が進めるさまざまな分野の政策の推進基盤として、関連する計画や医療・福祉・公共交通・住宅・健康などの政策分野との連携を強化し、都市機能の誘導を図ります。</p> <p>(1) 都市計画制度の運用</p> <p>①立地適正化計画に即した都市計画の見直し 本計画に即して都市計画の見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域等の地域地区の変更 ・都市施設（道路や駐車場等）の変更 ・その他、必要に応じた都市計画の見直し <p>②都市計画による誘導支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定用途制限地域の設定による誘導区域外の都市機能立地の抑制 <p>(2) 既存施策等の活用</p> <p>現在進めている施策や、今後新たに取り組む施策については、その制度や要綱の活用・見直しを検討するなどして、誘導施設の誘導に資する支援策を段階的に充実させます。</p> <p>①誘導施設の整備</p> <p>都市再構築戦略事業等の活用により、本計画に位置づけた誘導施設を都市機能誘導区域内へ維持・誘導し、充実を図ります。</p> <p>具体的な事業としては、商店街等活性化促進事業等があり、都市機能誘導区域内の商店街の振興を通じて、誘導施設の立地を促進します。</p> <p>②交通政策の見直し</p> <p>今後、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの強化や歩行者や自転車利用等を優先する施策による回遊性の向上等に取り組みます。</p>	<p>110～111ページ</p> <p>4. 誘導施設の立地を誘導するために講すべき施策に関する事項</p> <p>4-4 本市が独自に講じる施策</p> <p>立地適正化計画を市が進めるさまざまな分野の政策の推進基盤として、関連する計画や医療・福祉・公共交通・住宅・健康などの政策分野との連携を強化し、都市機能の誘導を図ります。</p> <p>(1) 都市計画制度の運用</p> <p>①立地適正化計画に即した都市計画の見直し 本計画に即して都市計画の見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域等の地域地区の変更 ・都市施設（道路や駐車場等）の変更 ・その他、必要に応じた都市計画の見直し <p>②都市計画による誘導支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定用途制限地域の設定による誘導区域外の都市機能立地の抑制 <p>(2) 既存施策等の活用</p> <p>現在進めている施策や、今後新たに取り組む施策については、その制度や要綱の活用・見直しを検討するなどして、誘導施設の誘導に資する支援策を段階的に充実させます。</p> <p>①誘導施設の整備</p> <p>都市再構築戦略事業等の活用により、本計画に位置づけた誘導施設を都市機能誘導区域内へ維持・誘導し、充実を図ります。</p> <p>具体的な事業としては、商店街等活性化促進事業等があり、都市機能誘導区域内の商店街の振興を通じて、誘導施設の立地を促進します。</p> <p>②交通政策の見直し</p> <p>今後、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの強化や歩行者や自転車利用等を優先する施策による回遊性の向上等に取り組みます。</p>

改正前	改正後
<p>③公有地や公共施設の活用検討</p> <p>観音寺競輪場跡地など都市機能誘導区域内にある公有地については、その土地を活用した誘導施設等の誘導について検討します。</p> <p>また、観音寺市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編等にあたっては、施設の用途に応じて誘導区域内への立地を検討するとともに、再編等によって生み出された空き地や空き施設の有効活用を検討します。</p> <p>④空き地や空き家などの低・未利用地の活用検討</p> <p>空家等対策施策等と連携して、空き地や空き家などの低・未利用地を活用した誘導施設の立地や、空家等*の利用促進を検討します。</p> <p>具体的な事業としては、空き店舗等活用事業や空き家活用促進事業があり、都市機能誘導区域内の空き店舗等や空き家バンク制度を活用し、誘導施設の立地を促進します。</p> <p>⑤既存制度等の見直し検討</p> <p>本市においては、商業支援や施設整備等に関わるさまざまな補助制度や支援策があります。これら既存制度等について、本計画に配慮した採択要件や評価基準等を検討し、関係部局が連携して都市機能誘導区域内への誘導に取り組みます。</p> <p>具体的な事業としては、企業誘致推進事業、中小企業振興事業があり、都市機能誘導区域内に誘導施設を整備する事業者等を支援することで都市機能の誘導を促進します。</p> <p>(3) 駅及び周辺地域の整備</p> <p>①観音寺駅及び周辺地域</p> <p>観音寺駅が「中心拠点にふさわしい玄関口」となり、「まちの再発展の起點」になることを目指します。</p> <p>具体的な事業としては、「観音寺駅を中心としたまちづくりプロジェクト」等があり、駅舎の改築や駅前利便性向上再整備等を実施しながら、駅北側及び</p>	<p>③公有地や公共施設の活用検討</p> <p>観音寺競輪場跡地など都市機能誘導区域内にある公有地については、その土地を活用した誘導施設等の誘導について検討します。</p> <p>また、観音寺市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編等にあたっては、施設の用途に応じて誘導区域内への立地を検討するとともに、再編等によって生み出された空き地や空き施設の有効活用を検討します。</p> <p>④空き地や空き家などの低・未利用地の活用検討</p> <p>空家等対策施策等と連携して、空き地や空き家などの低・未利用地を活用した誘導施設の立地や、空家等*の利用促進を検討します。</p> <p>具体的な事業としては、空き店舗等活用事業や空き家活用促進事業があり、都市機能誘導区域内の空き店舗等や空き家バンク制度を活用し、誘導施設の立地を促進します。</p> <p>⑤既存制度等の見直し検討</p> <p>本市においては、商業支援や施設整備等に関わるさまざまな補助制度や支援策があります。これら既存制度等について、本計画に配慮した採択要件や評価基準等を検討し、関係部局が連携して都市機能誘導区域内への誘導に取り組みます。</p> <p>具体的な事業としては、企業誘致推進事業、中小企業振興事業があり、都市機能誘導区域内に誘導施設を整備する事業者等を支援することで都市機能の誘導を促進します。</p> <p>(3) 駅及び周辺地域の整備</p> <p>①観音寺駅及び周辺地域</p> <p>観音寺駅が「中心拠点にふさわしい玄関口」となり、「まちの再発展の起點」になることを目指します。</p> <p>具体的な事業としては、「観音寺駅を中心としたまちづくりプロジェクト」等があり、駅舎の改築や駅前利便性向上再整備等を実施しながら、駅北側及び</p>

改正前	改正後				
<p>115ページ</p> <p>第5章 居住誘導区域について</p> <p>1. 居住誘導区域の基本的な考え方</p> <p>1-1 居住誘導区域とは</p> <p>居住誘導区域に含まないとされている区域等</p> <table border="1" data-bbox="168 754 1089 1135"> <tr> <td data-bbox="168 754 348 1135">適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないとすべき区域</td><td data-bbox="348 754 1089 1135"> <ul style="list-style-type: none"> ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域 ◇津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域 ◇水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域* ◇特定都市河川浸水被害対策法第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び同条第2項に規定する都市浸水想定区域 ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 </td></tr> </table> <p>出典：都市計画運用指針</p>	適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないとすべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域 ◇津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域 ◇水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域* ◇特定都市河川浸水被害対策法第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び同条第2項に規定する都市浸水想定区域 ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 	<p>南側も含めた「まちの活性化」施策を並行して行い、市全体の活性化を図ります。</p> <p>②豊浜駅及び周辺地域</p> <p>のりあいバス等の交通ネットワークの再編成や他の交通手段との接続改善、また、交通結節点である豊浜駅も含めた交通施設の充実を図ることで、地域交通の利便性向上を目指します。</p> <p>113ページ</p> <p>第5章 居住誘導区域について</p> <p>1. 居住誘導区域の基本的な考え方</p> <p>1-1 居住誘導区域とは</p> <p>居住誘導区域に含まないとされている区域等</p> <table border="1" data-bbox="1156 754 2077 1262"> <tr> <td data-bbox="1156 754 1336 1262">適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないとすべき区域</td><td data-bbox="1336 754 2077 1262"> <ul style="list-style-type: none"> ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域 ◇津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域 ◇水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域* ◇特定都市河川浸水被害対策法第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び同条第2項に規定する都市浸水想定区域 ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 <p>*浸水想定区域については、浸水深が大きく浸水継続時間が長期に及ぶ地区、氾濫により家屋倒壊等のおそれがある地区、居室の浸水被害が高頻度で発生し得る地区など特にリスクが大きな地区が存在しうることに留意すべきである。</p> </td></tr> </table> <p>出典：都市計画運用指針</p>	適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないとすべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域 ◇津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域 ◇水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域* ◇特定都市河川浸水被害対策法第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び同条第2項に規定する都市浸水想定区域 ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 <p>*浸水想定区域については、浸水深が大きく浸水継続時間が長期に及ぶ地区、氾濫により家屋倒壊等のおそれがある地区、居室の浸水被害が高頻度で発生し得る地区など特にリスクが大きな地区が存在しうることに留意すべきである。</p>
適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないとすべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域 ◇津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域 ◇水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域* ◇特定都市河川浸水被害対策法第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び同条第2項に規定する都市浸水想定区域 ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 				
適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないとすべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域 ◇津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域 ◇水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域* ◇特定都市河川浸水被害対策法第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び同条第2項に規定する都市浸水想定区域 ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 <p>*浸水想定区域については、浸水深が大きく浸水継続時間が長期に及ぶ地区、氾濫により家屋倒壊等のおそれがある地区、居室の浸水被害が高頻度で発生し得る地区など特にリスクが大きな地区が存在しうることに留意すべきである。</p>				

改正前	改正後
<p>117ページ</p> <p>2. 居住誘導区域の設定</p> <p>2-3 居住誘導区域</p> <p>(1) 居住誘導区域の具体的な設定方法</p> <p>①手順</p> <p>(ア) 区域設定の検討フロー</p> <pre> graph TD 1[1. 基本とする対象区域] --> 2[2. 居住誘導区域に含まないこととする区域] 2 --> 3[3. 一定の人口密度を有する区域] 3 --> 4[居住誘導区域の決定] </pre> <p>1. 基本とする対象区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 用途地域 <ul style="list-style-type: none"> - 豊浜地域拠点は、用途地域未設定のため市街地連携区域を対象とする。 ● 公共交通利用圏 <ul style="list-style-type: none"> - 鉄道駅の半径800m圏 - バス停留所の半径300m圏 ● 都市機能の利用圏として一体的な区域 <p>2. 居住誘導区域に含まないこととする区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害リスクの高い区域 <ul style="list-style-type: none"> - 土砂災害特別警戒区域、 土砂災害警戒区域 - 地すべり防止区域、 急傾斜地崩壊危険区域 ● 保全すべき土地の区域 <ul style="list-style-type: none"> - 自然公園の特別地域や保安林、 農振農用地区域 ● 用途地域のうち、工業系用途地域 <ul style="list-style-type: none"> - 工業地域、 準工業地域のうち工業系の土地利用区域 ● 臨港地区 ● 現時点で人口密度が低く、将来も集積が見込めない地域 <p>3. 一定の人口密度を有する区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現況の用途地域内の人口密度等を参考に、目標とする将来人口密度を定め、適切な区域を検討する。 <p>居住誘導区域の決定</p>	<p>115ページ</p> <p>2. 居住誘導区域の設定</p> <p>2-3 居住誘導区域</p> <p>(1) 居住誘導区域の具体的な設定方法</p> <p>①手順</p> <p>(ア) 区域設定の検討フロー</p> <pre> graph TD 1[1. 基本とする対象区域] --> 2[2. 居住誘導区域に含まないこととする区域] 2 --> 3[3. 一定の人口密度を有する区域] 3 --> 4[居住誘導区域の決定] </pre> <p>1. 基本とする対象区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 用途地域 <ul style="list-style-type: none"> - 豊浜地域拠点は、用途地域未設定のため市街地連携区域を対象とする。 ● 公共交通利用圏 <ul style="list-style-type: none"> - 鉄道駅の半径800m圏 - バス停留所の半径300m圏 ● 都市機能の利用圏として一体的な区域 <p>2. 居住誘導区域に含まないこととする区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害リスクの高い区域 <ul style="list-style-type: none"> - 土砂災害特別警戒区域、 土砂災害警戒区域 - 地すべり防止区域、 急傾斜地崩壊危険区域 - 家屋倒壊等氾濫想定区域 ● 保全すべき土地の区域 <ul style="list-style-type: none"> - 自然公園の特別地域や保安林、 農振農用地区域 ● 用途地域のうち、工業系用途地域 <ul style="list-style-type: none"> - 工業地域、 準工業地域のうち工業系の土地利用区域 ● 臨港地区 ● 現時点で人口密度が低く、将来も集積が見込めない地域 <p>3. 一定の人口密度を有する区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現況の用途地域内の人口密度等を参考に、目標とする将来人口密度を定め、適切な区域を検討する。 <p>居住誘導区域の決定</p>

改正前	改正後
<p>118ページ</p> <p>(ウ)災害リスクの高い区域</p> <p>本市における「災害リスクの高い区域」とは、都市計画運用指針及び本市の地域特性や防災の状況を踏まえ、下記に該当する区域とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域</p> <p>◇地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域</p> <p>◇急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域</p> </div> <p>■水災害に対する考え方</p> <p>本計画における水災害リスクのある区域の取り扱いについては、令和3(2021)年3月に「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会が「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（案）」を提言し、水災害リスク評価に基づく防災指針の検討など、防災にも配慮したまちづくりの方向性が示されました。</p> <p>香川県においても、令和元（2019）年12月に「財田川水系財田川 洪水浸水想定区域図」が公表され、今後、柞田川浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図など新たなハザード情報の公表が予定されています。</p> <p>本計画における居住誘導区域及び都市機能誘導区域への反映手法については、防災指針を作成し、地域の安全確保を図る防災・減災対策と連動したリスクの低減・回避に取り組むとともに、区域設定に大きな変更がある場合は、必要に応じて、区域の見直しを行います。</p>	<p>116ページ</p> <p>(ウ)災害リスクの高い区域</p> <p>本市における「災害リスクの高い区域」とは、都市計画運用指針及び本市の地域特性や防災の状況を踏まえ、下記に該当する区域とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域</p> <p>◇地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域</p> <p>◇急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>◇家屋倒壊等氾濫想定区域</p> </div> <p>■水災害に対する考え方</p> <p>本計画における水災害リスクのある区域の取り扱いについては、令和3(2021)年3月に「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会が「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（案）」を提言し、水災害リスク評価に基づく防災指針の検討など、防災にも配慮したまちづくりの方向性が示されました。</p> <p>香川県においても、令和元（2019）年12月に「財田川水系財田川 洪水浸水想定区域図」が公表され、今後、柞田川浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図など新たなハザード情報の公表が予定されています。</p> <p>本計画における居住誘導区域及び都市機能誘導区域への反映手法については、防災指針を作成し、地域の安全確保を図る防災・減災対策と連動したリスクの低減・回避に取り組むとともに、区域設定に大きな変更がある場合は、必要に応じて、区域の見直しを行います。</p>

改正前

119ページ

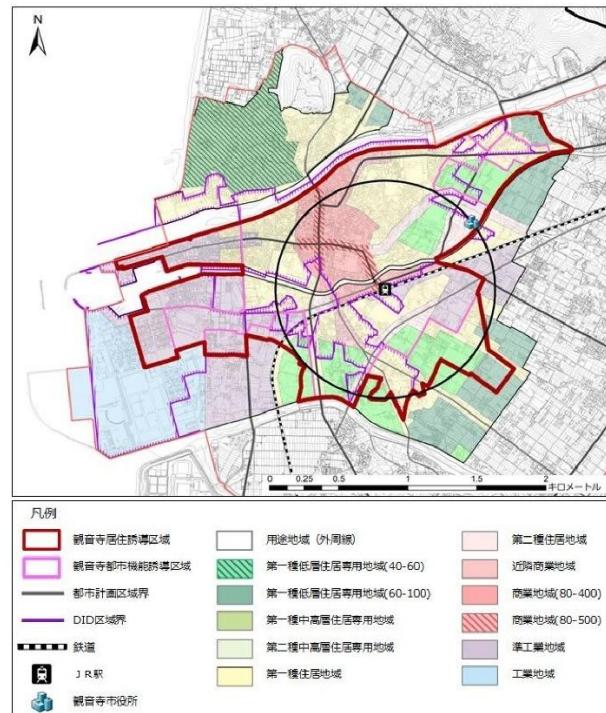
(2) 居住誘導区域の設定

①観音寺居住誘導区域

観音寺居住誘導区域は、中心市街地活性化基本計画における中心市街地区域を基に、JR観音寺駅を中心に半径800m程度、のりあいバスが1日15便以上停車するバス停留所から半径300m程度の範囲で設定する、面積にして349haの区域です。

当該区域は、市内中心部に位置し、さまざまな都市機能が集約する都市機能誘導区域周辺のメリットを活かして、子育てや就業の問題を解消でき、車に頼らなくても安全・安心で豊かに暮らせるエリアの形成を目指します。

■観音寺居住誘導区域図



改正後

117ページ

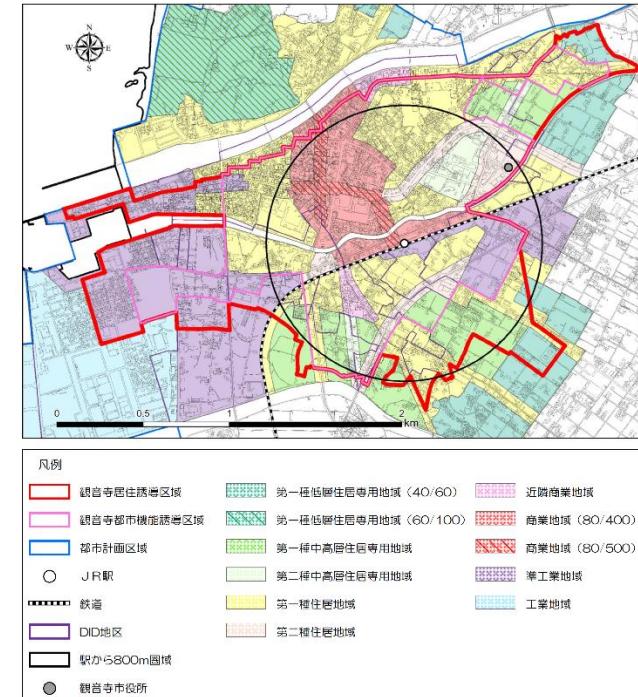
(2) 居住誘導区域の設定

①観音寺居住誘導区域

観音寺居住誘導区域は、中心市街地活性化基本計画における中心市街地区域を基に、JR観音寺駅を中心に半径800m程度、のりあいバスが1日15便以上停車するバス停留所から半径300m程度の範囲で設定する、面積にして322haの区域です。

当該区域は、市内中心部に位置し、さまざまな都市機能が集約する都市機能誘導区域周辺のメリットを活かして、子育てや就業の問題を解消でき、車に頼らなくても安全・安心で豊かに暮らせるエリアの形成を目指します。

■観音寺居住誘導区域図



改正前

120ページ

■観音寺居住誘導区域の町別一覧

◇町全体が誘導区域に含まれる

観音寺町	三本松町一丁目	三本松町二丁目	琴浪町一丁目
琴浪町二丁目	瀬戸町一丁目	昭和町一丁目	昭和町二丁目
昭和町三丁目	坂本町一丁目	坂本町六丁目	坂本町七丁目
天神町一丁目	天神町二丁目	天神町三丁目	茂木町二丁目
茂木町三丁目	茂木町四丁目	茂木町五丁目	南町一丁目
南町二丁目	南町五丁目	栄町一丁目	栄町二丁目
栄町三丁目	茂西町一丁目	茂西町二丁目	幸町
西本町一丁目	西本町二丁目	港町一丁目	

◇町域の一部が誘導区域に含まれる

三本松町四丁目	瀬戸町三丁目	瀬戸町四丁目	坂本町二丁目
坂本町五丁目	南町三丁目	南町四丁目	港町二丁目
流岡町	村黒町	出作町	柞田町

改正後

118ページ

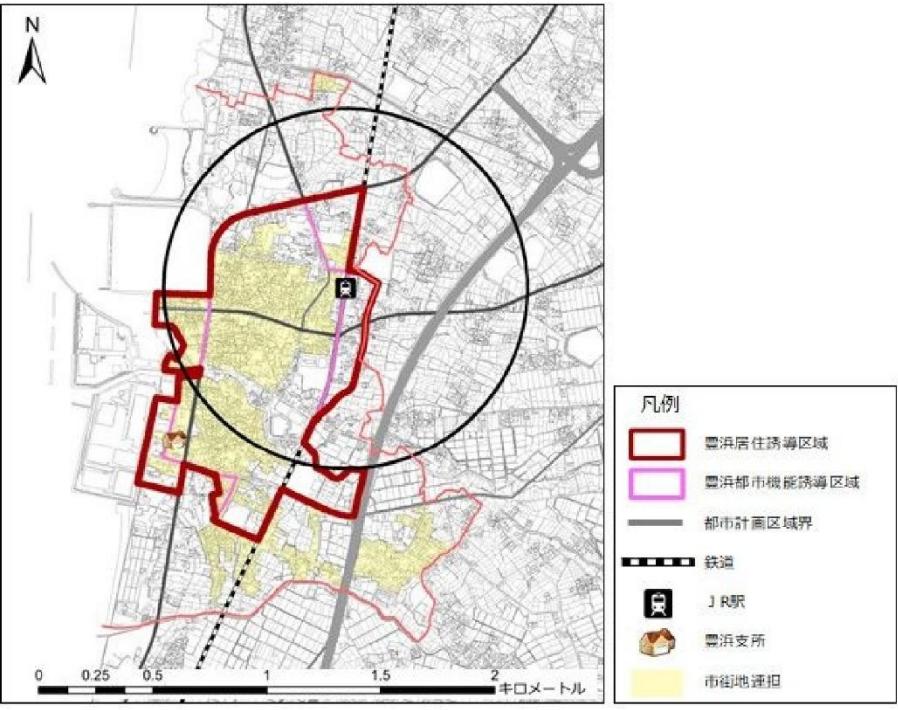
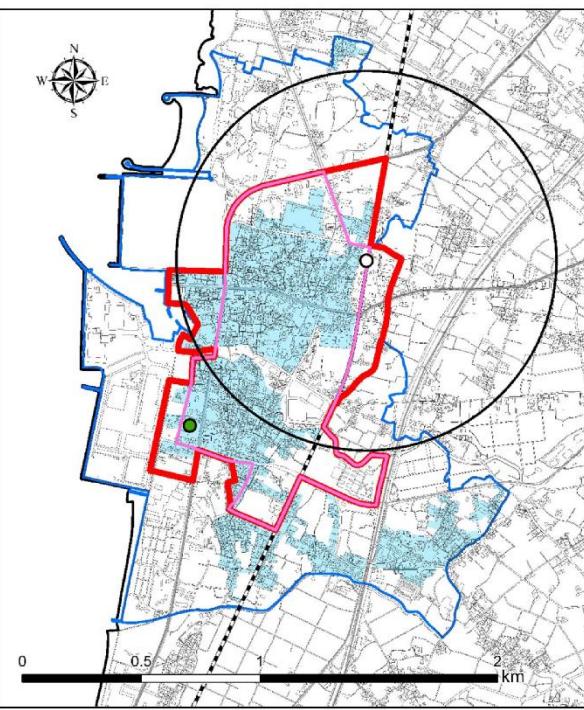
■観音寺居住誘導区域の町別一覧

◇町全体が誘導区域に含まれる

三本松町一丁目	三本松町二丁目	琴浪町一丁目	琴浪町二丁目
瀬戸町一丁目	昭和町一丁目	昭和町二丁目	昭和町三丁目
坂本町一丁目	坂本町六丁目	坂本町七丁目	天神町一丁目
天神町二丁目	天神町三丁目	茂木町二丁目	南町一丁目
南町二丁目	南町五丁目	栄町一丁目	栄町二丁目
栄町三丁目	幸町	西本町二丁目	

◇町域の一部が誘導区域に含まれる

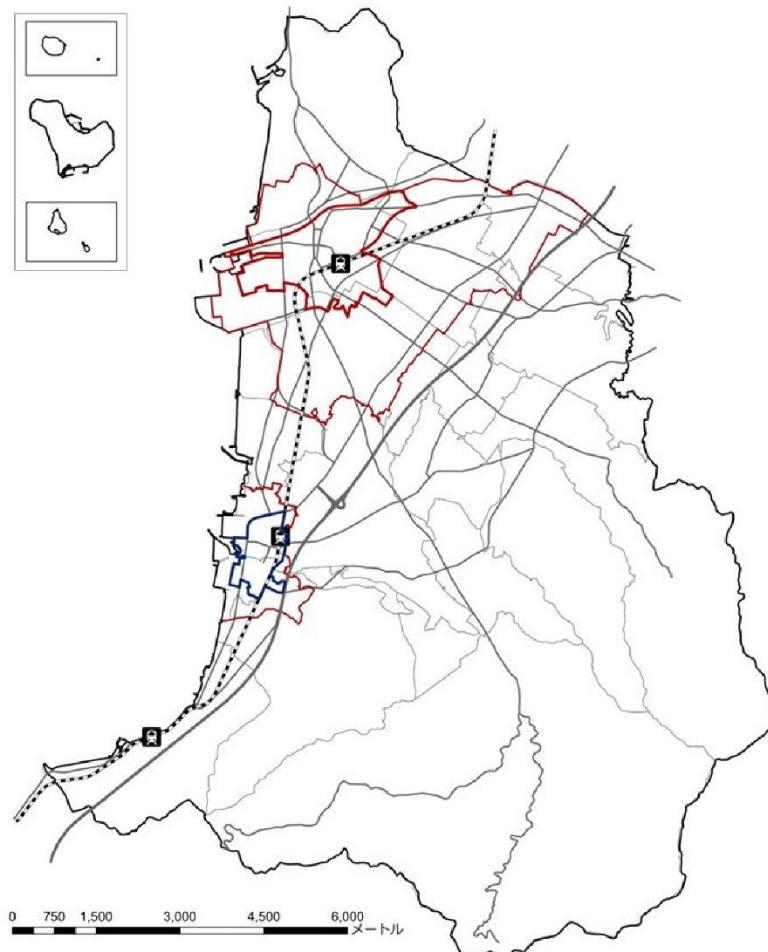
観音寺町	三本松町四丁目	瀬戸町三丁目	瀬戸町四丁目
坂本町二丁目	坂本町五丁目	茂木町三丁目	茂木町四丁目
茂木町五丁目	南町三丁目	南町四丁目	茂西町一丁目
茂西町二丁目	西本町一丁目	港町一丁目	港町二丁目
流岡町	村黒町	出作町	柞田町

改正前	改正後
<p>121ページ</p> <p>②豊浜居住誘導区域</p> <p>豊浜居住誘導区域は、JR豊浜駅を中心に半径800m程度、JR予讃線と国道11号に囲まれた連担区域、のりあいバスが1日15便以上停車するバス停留所から半径300m程度の範囲で設定する、面積にして101haの区域です。</p> <p>当該区域は、都市機能が集約する都市機能誘導区域周辺のメリットを活かして、車に頼らなくても安全・安心で豊かに暮らせるエリアの形成を目指します。</p> <p>■豊浜居住誘導区域図</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊浜居住誘導区域 豊浜都市機能誘導区域 都市計画区域 JR駅 豊浜支所 市街地連担 	<p>119ページ</p> <p>②豊浜居住誘導区域</p> <p>豊浜居住誘導区域は、JR豊浜駅を中心に半径800m程度、JR予讃線と国道11号に囲まれた連担区域、のりあいバスが1日15便以上停車するバス停留所から半径300m程度の範囲で設定する、面積にして101haの区域です。</p> <p>当該区域は、都市機能が集約する都市機能誘導区域周辺のメリットを活かして、車に頼らなくても安全・安心で豊かに暮らせるエリアの形成を目指します。</p> <p>■豊浜居住誘導区域図</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊浜居住誘導区域 豊浜都市機能誘導区域 都市計画区域 JR駅 豊浜支所 市街地連担

改正前

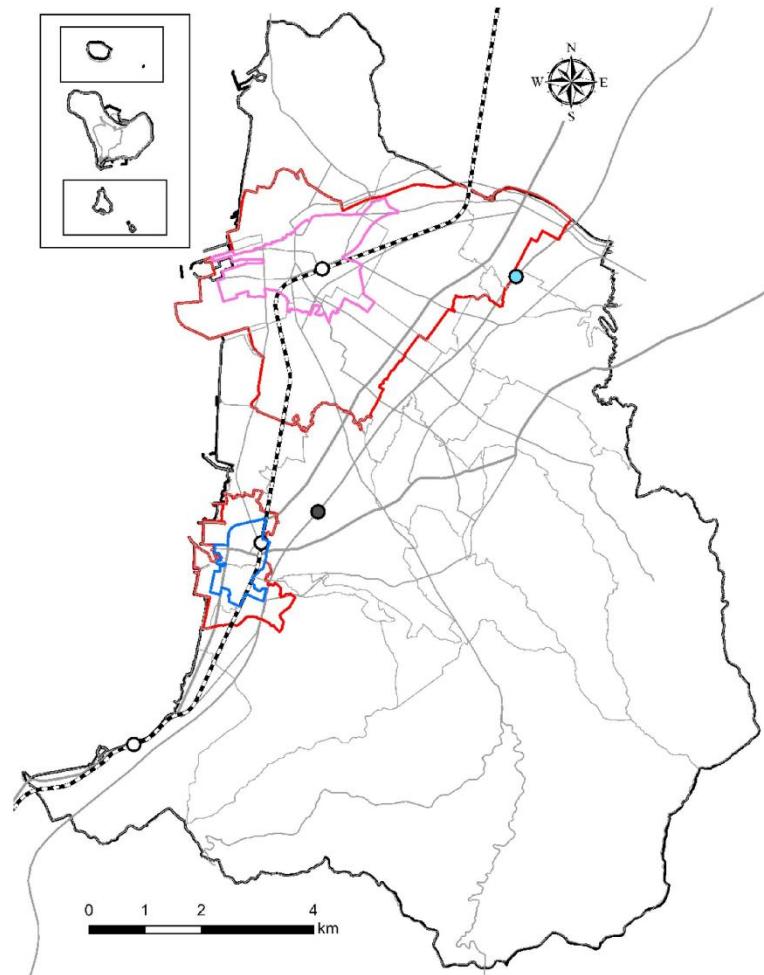
122ページ

③居住誘導区域全体図



120ページ

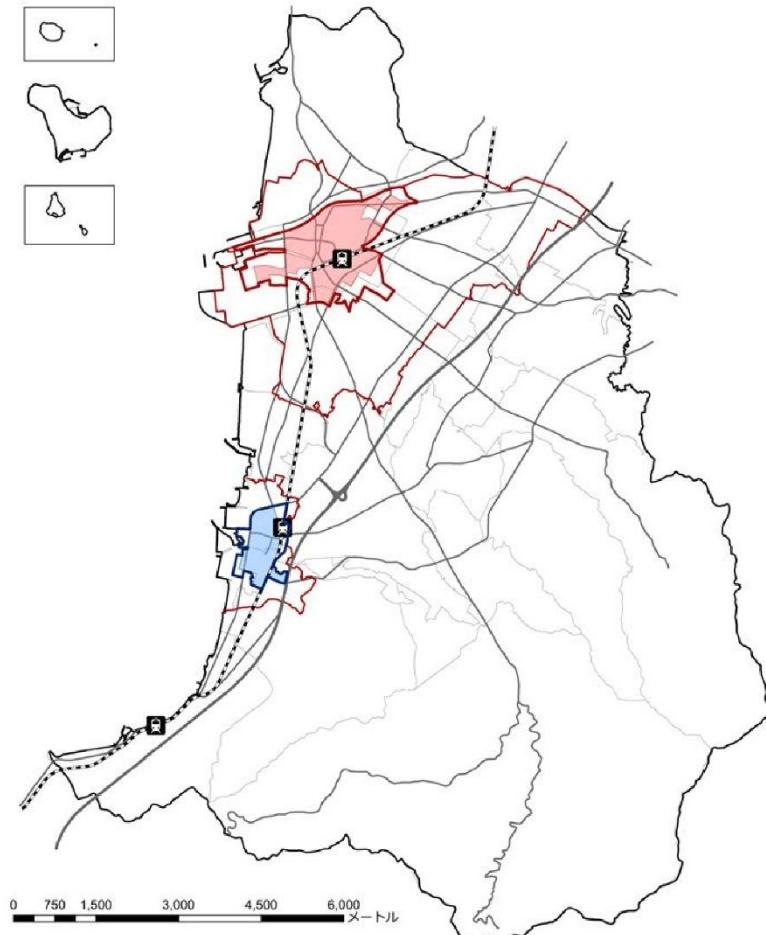
③居住誘導区域全体図



改正前

1 2 3 ページ

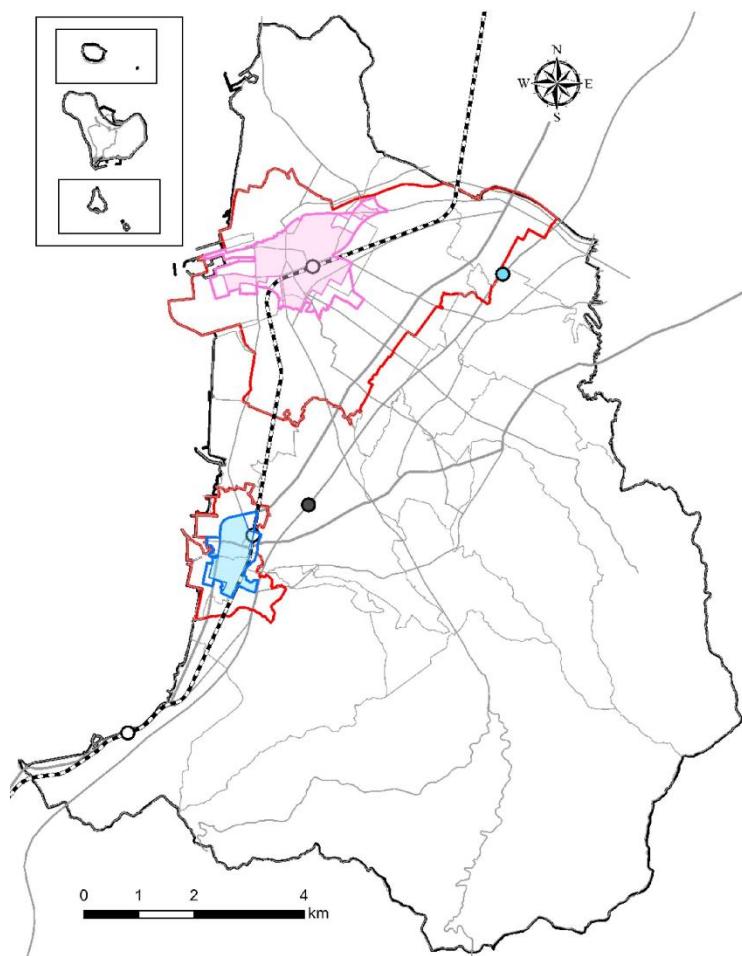
④誘導区域全体図（都市機能誘導区域・居住誘導区域）



改正後

1 2 1 ページ

④誘導区域全体図（都市機能誘導区域・居住誘導区域）



改正前	改正後
<p>126～127ページ</p> <p>3. 居住を誘導するために講すべき施策に関する事項</p> <p>3-2 本市が独自に講じる施策</p> <p>関連する事業等の整合を図りながら、居住の誘導に向けた支援策を検討します。</p> <p>(1) 第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携</p> <p>第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）の推進にあたっては、居住や都市機能を誘導する区域に新しい人の流れを作り、雇用の場（都市施設）を集積させることで、安心で快適な生活環境を実現し、経済活動の効率化との相乗効果により居住誘導を促進します。</p> <p>具体的な事業としては、移住定住促進事業や東京圏UJターン移住支援事業等があり、居住誘導区域内における支援の強化を検討することで、居住誘導を促進します。</p> <p>(2) 空き地・空家等対策</p> <p>空家等対策施策と連携し、空き地や空き家などの低・未利用地を活用した居住の誘導、空家等の利用促進を検討します。</p> <p>具体的な事業としては、空家等対策事業や空き家活用促進事業などがあり、居住誘導区域内における良好な居住環境の保全や、空き家バンクの充実と活用促進によって、居住誘導を促進します。</p> <p>(3) 都市施設の整備</p> <p>中央児童公園など、都市公園については、居住誘導区域内において公園施設等の機能の維持向上を図るとともに、身近なポケットパークの整備などにより、区域の優位性を高めます。</p> <p>中央七間橋線など、都市計画道路をはじめとする道路整備については、居住誘導区域内の歩行空間の整備や狭あい部の解消、道路の美装化等を重点化し、快適性の向上や利便性・安全性の確保により、区域の優位性を高めます。</p>	<p>124～125ページ</p> <p>3. 居住を誘導するために講すべき施策に関する事項</p> <p>3-2 本市が独自に講じる施策</p> <p>関連する事業等の整合を図りながら、居住の誘導に向けた支援策を検討します。</p> <p>(1) 観音寺市地方創生総合戦略との連携</p> <p>観音寺市地方創生総合戦略（令和7（2025）年改訂）の推進にあたっては、居住や都市機能を誘導する区域に新しい人の流れを作り、雇用の場（都市施設）を集積させることで、安心で快適な生活環境を実現し、経済活動の効率化との相乗効果により居住誘導を促進します。</p> <p>具体的な事業としては、移住定住促進事業や東京圏UJターン移住支援事業等があり、居住誘導区域内における支援の強化を検討することで、居住誘導を促進します。</p> <p>(2) 空き地・空家等対策</p> <p>空家等対策施策と連携し、空き地や空き家などの低・未利用地を活用した居住の誘導、空家等の利用促進を検討します。</p> <p>具体的な事業としては、空家等対策事業や空き家活用促進事業などがあり、居住誘導区域内における良好な居住環境の保全や、空き家バンク制度の充実と活用促進によって、居住誘導を促進します。</p> <p>(3) 都市施設の整備</p> <p>中央児童公園など、都市公園については、居住誘導区域内において公園施設等の機能の維持向上を図るとともに、身近なポケットパークの整備などにより、区域の優位性を高めます。</p> <p>中央七間橋線など、都市計画道路をはじめとする道路整備については、居住誘導区域内の歩行空間の整備や狭あい部の解消、道路の美装化等を重点化し、快適性の向上や利便性・安全性の確保により、区域の優位性を高めます。</p>

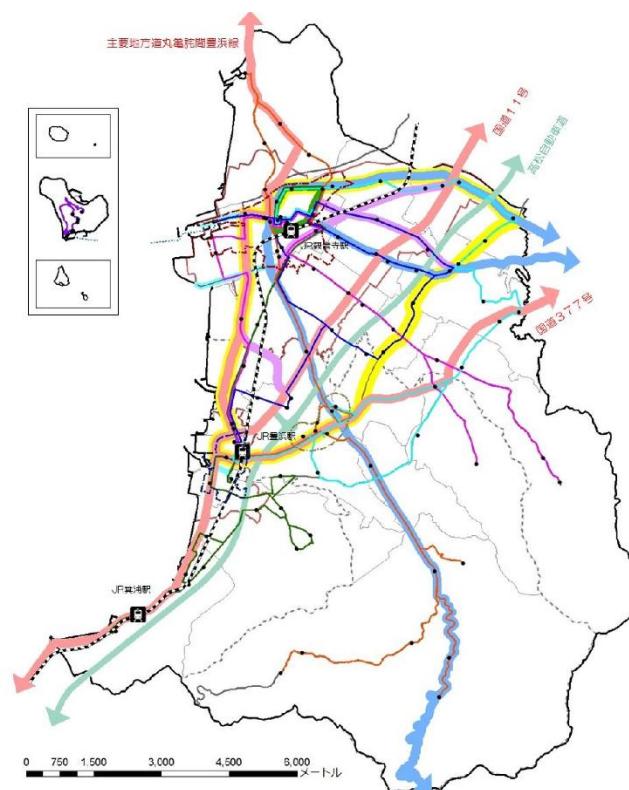
改正前	改正後
<p>具体的な事業としては、中央七間橋線改築事業、県営公共事業（街路）、地方創生道整備推進交付金事業、道路改築事業（社会資本）、交通安全施設整備事業等があり、居住誘導区域内における幹線道路等の重点的な整備により、円滑な交通と良好な都市空間を確保するとともに、交通安全施設の重点的な整備により、安全な生活環境を形成し、居住誘導を促進します。</p>	<p>具体的な事業としては、中央七間橋線改築事業、県営公共事業（街路）、地方創生道整備推進交付金事業、道路改築事業（社会資本）、交通安全施設整備事業等があり、居住誘導区域内における幹線道路等の重点的な整備により、円滑な交通と良好な都市空間を確保するとともに、交通安全施設の重点的な整備により、安全な生活環境を形成し、居住誘導を促進します。</p>
<p>公共下水道については、現在の公共下水道整備区域の誘導区域において計画的な整備を推進します。</p>	<p>公共下水道については、現在の公共下水道整備区域の誘導区域において計画的な整備を推進します。</p>
<p>具体的な事業としては、公共下水道事業（補助）があり、居住誘導区域内における公共下水道事業や排水処理施設の重点的な整備により、快適で安全な生活環境を形成し、居住誘導を促進します。</p>	<p>具体的な事業としては、公共下水道事業（補助）があり、居住誘導区域内における公共下水道事業や排水処理施設の重点的な整備により、快適で安全な生活環境を形成し、居住誘導を促進します。</p>
<p>（4）災害に対する安全性の確保</p>	<p>（4）災害に対する安全性の確保</p>
<p>各種ハザードマップの更新を行うとともに、避難場所や避難経路の確保に努めます。</p>	<p>各種ハザードマップの更新を行うとともに、避難場所や避難経路の確保に努めます。</p>
<p>具体的な事業としては、総合防災マップ作成事業があり、災害に強いまちづくりを行うことで、居住誘導を促進します。</p>	<p>具体的な事業としては、各種ハザードマップを整理した総合防災マップ作成事業や観音寺市感震ブレーカー設置促進事業があり、災害に強いまちづくりを行うことで、居住誘導を促進します。</p>
<p>（5）公共交通の充実</p>	<p>（5）公共交通の充実</p>
<p>鉄道やのりあいバスなど公共交通の利便性の向上、交通結節点や拠点間での交通アクセス性の強化を図り、公共交通の利用を促進することで居住誘導を促進します。</p>	<p>鉄道やのりあいバスなど公共交通の利便性の向上、交通結節点や拠点間での交通アクセス性の強化を図り、公共交通の利用を促進することで居住誘導を促進します。また、地域公共交通利便増進実施計画の策定による路線網の見直し、新たな移動手段の導入の検討を行います。</p>

改正前

129ページ

第6章 交通ネットワークの強化

交通ネットワーク図



凡例

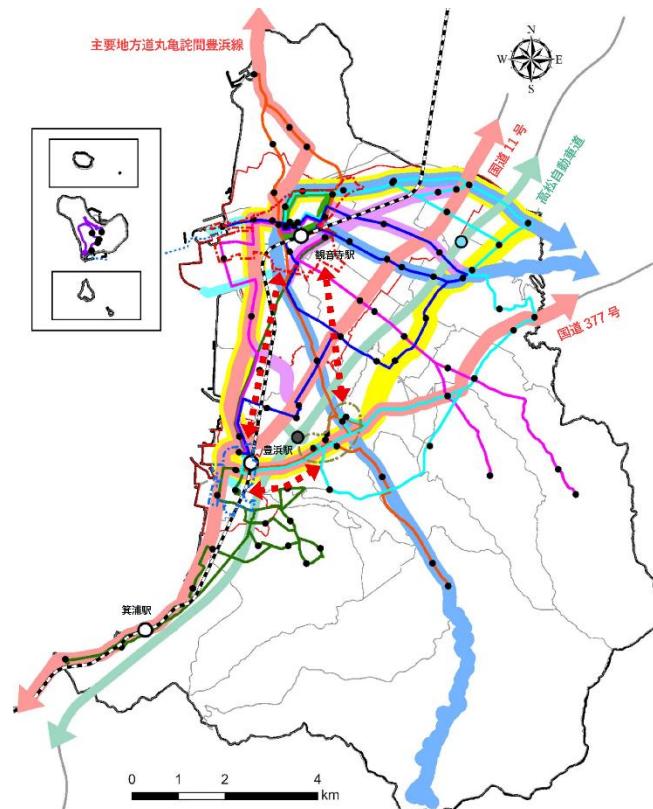
都市計画区域界	広域連携ネットワーク	のりあいバス (内循環線)
観音寺中心拠点 (居住賃貸区域)	広域連携ネットワーク (高松自動車道)	のりあいバス (外循環線)
豊浜地域拠点 (居住賃貸区域)	都市内連携交通 (放射型) ネットワーク	のりあいバス (栗井淀浜線)
大野原生活拠点 (地域中心住宅地域)	都市内連携交通 (外環状道路) ネットワーク	のりあいバス (五郷富吉線)
● バス停留所	都市内連携交通 (内環状道路) ネットワーク	のりあいバス (豊浜鏡音線)
JR駅	市域内交通ネットワーク	のりあいバス (伊吹線)
	地区内道路	フェリー (伊吹航路)

改正後

127ページ

第6章 交通ネットワークの強化

交通ネットワーク図



凡例

観音寺中心拠点 (居住賃貸区域)	のりあいバス (内循環線)	のりあいバス (外循環線)
豊浜地域拠点 (居住賃貸区域)	広域連携交通ネットワーク (高松自動車道)	のりあいバス (外循環線)
大野原生活拠点 (地域中心住宅地域)	広域連携交通ネットワーク (五郷富吉線)	のりあいバス (栗井淀浜線)
● バス停留所	都市内連携交通 (放射型) ネットワーク	のりあいバス (豊浜鏡音線)
JR駅	都市内連携交通 (外環状道路) ネットワーク	のりあいバス (伊吹線)
	市域内交通ネットワーク	のりあいバス (内環状)
インターチェンジ	地区内道路	のりあいバス (内環状)
○ 駐客専用スマートIC (JR8号豊浜鏡音線)	● JR駅	● バス停留所
● 大野原IC	***** 駐停	***** 駐停
○ JR駅	***** 駐停	***** 駐停

改正前

130ページ

のりあいバス路線とネットワークイメージ図

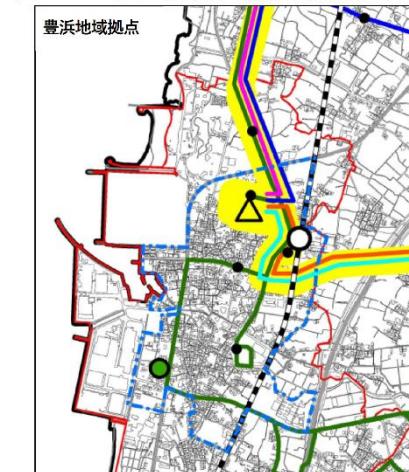


凡例	
■ 都市計画区域界	のりあいバス（内循環線）
■ 観音寺中心拠点（居住誘導区域）	のりあいバス（外循環線）
■ 豊浜地域拠点（居住誘導区域）	のりあいバス（糸井姫浜線）
■ 大野原生活拠点（地域中心住宅地域）	のりあいバス（五郷高室線）
● バス停留所	のりあいバス（箕浦観音寺線）
J R 駅	のりあいバス（伊吹線）
観音寺市役所	----- フェリー（伊吹航路）
豊浜支所・大野原支所・伊吹支所	公共交通利便地域
三豊総合病院	1日15便以上通過する区間

改正後

128ページ

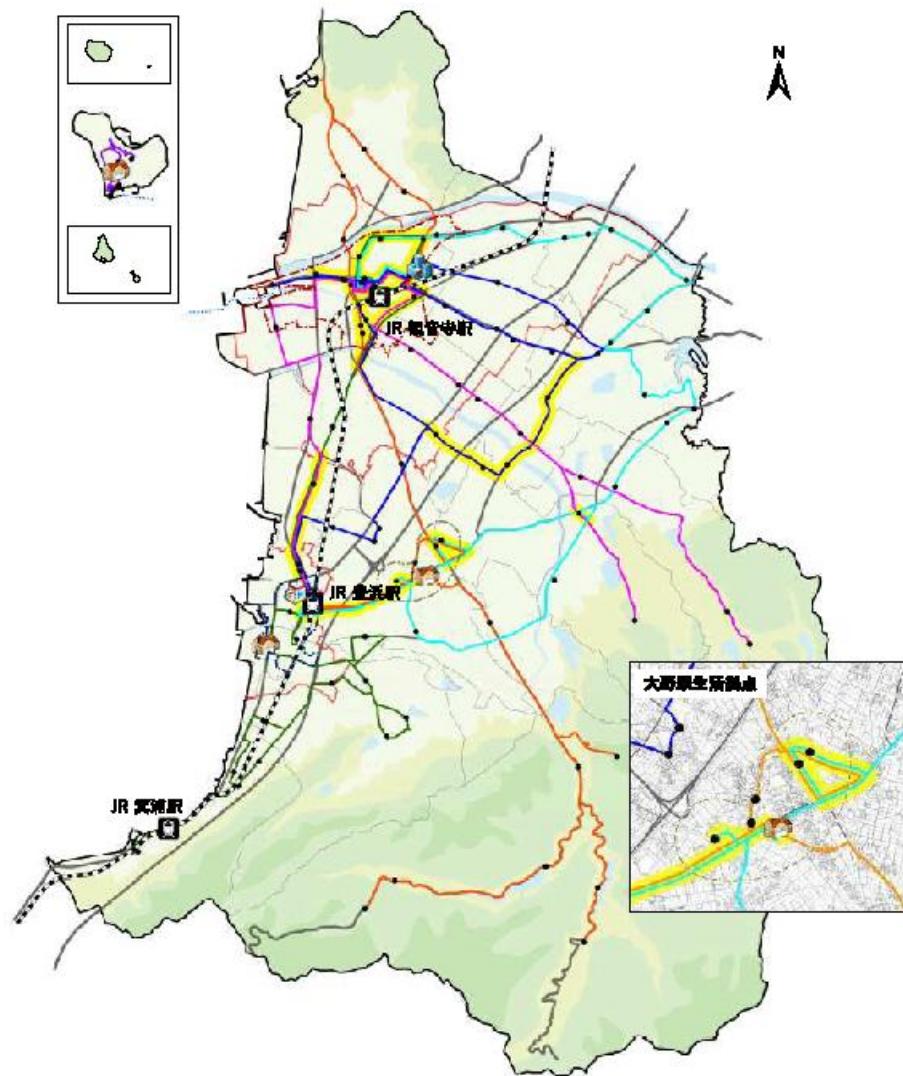
のりあいバス路線とネットワークイメージ図



凡例	
■ 都市計画区域界	公共交通利便
■ 観音寺中心拠点（居住誘導区域）	のりあいバス（内循環線）
■ 豊浜地域拠点（居住誘導区域）	のりあいバス（外循環線）
■ 大野原生活拠点（地域中心住宅地域）	のりあいバス（糸井姫浜線）
■ 豊浜支所（地域計画区域）	のりあいバス（東が浜浜東）
● 観音寺市役所	のりあいバス（五郷高室線）
● 豊浜支所・大野原支所・伊吹支所	のりあいバス（箕浦観音寺線）
△ 三豊総合病院	のりあいバス（伊吹線）
○ インターチェンジ	のりあいバス（伊吹観音寺航路）
■ 観音寺スマート IC (R/B線を開通予定)	----- フェリー（伊吹観音寺航路）
■ 大野原 IC	○ J R 駅
■ 駐道	公共交通利便地帯
	1日15便以上通過する区間

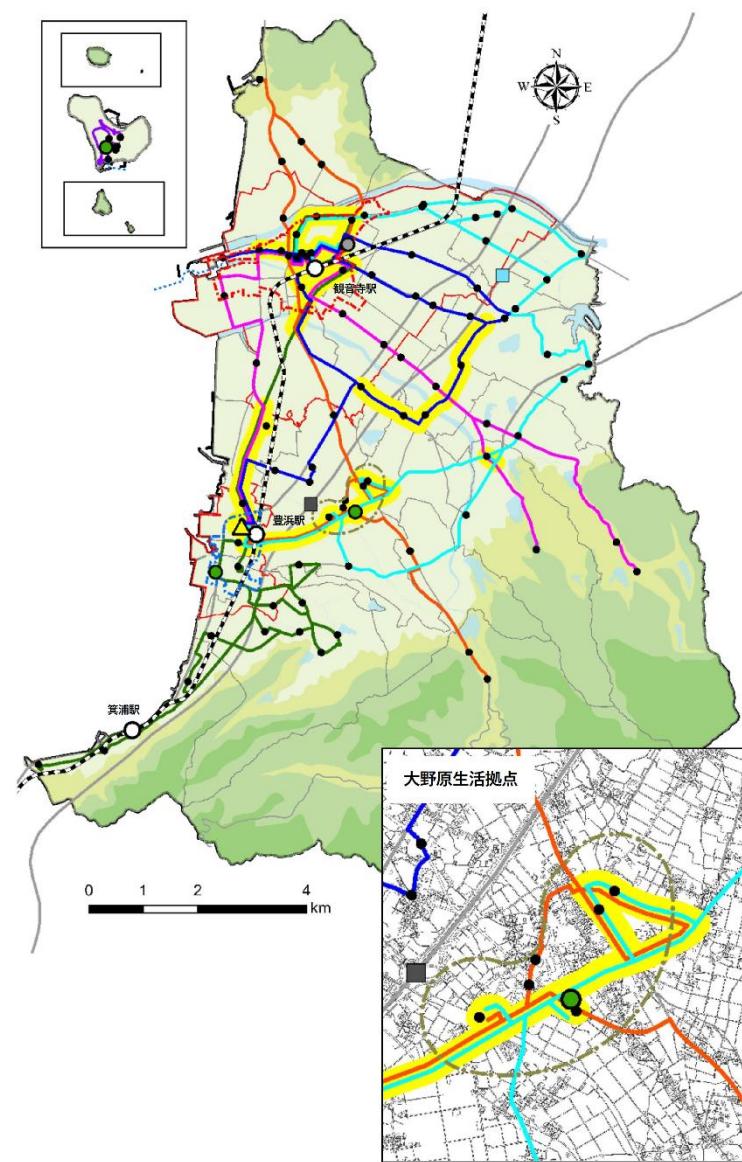
改正前

131ページ

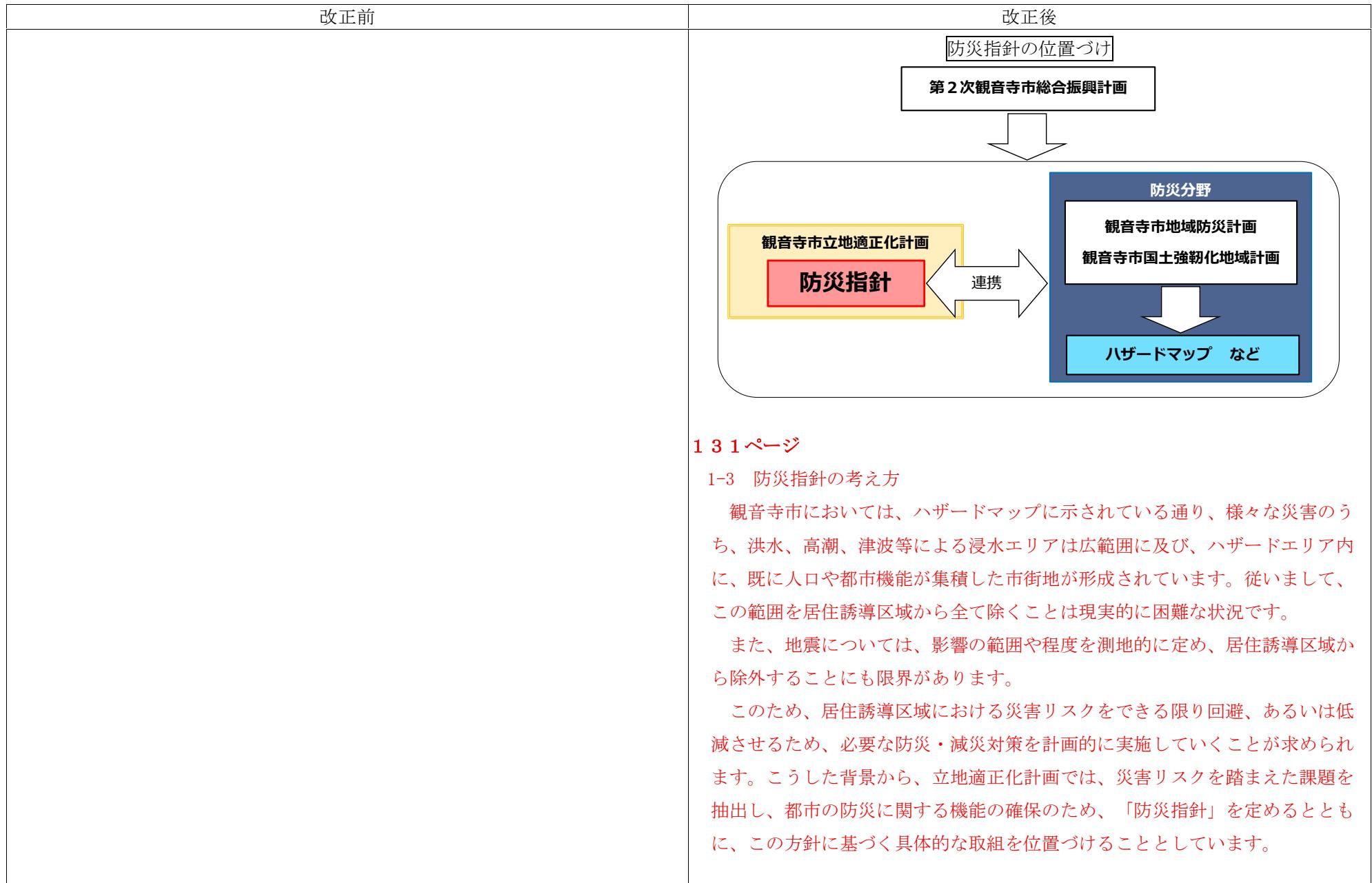


改正後

129ページ



改正前	改正後
<p>130ページ</p> <p>第7章 防災指針</p> <p>1. 防災指針の目的等</p> <p>1-1 防災指針の目的</p> <p>気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（令和2年6月10日法律第43号）が施行され、立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策などを定める「防災指針」の作成が新たに追加されました。</p> <p>このことを受け、災害リスクの分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出を行い、防災対策の取組方針及び具体的な対策を検討し、誘導区域等における都市の防災に関する機能の確保により、居住や都市機能の誘導を促進し、災害に強く、安全で持続可能なコンパクトシティの形成をより一層推進するための指針として「防災指針」を作成するものです。</p> <p>なお、改正された都市再生特別措置法では、防災まちづくりの推進とともに、コンパクトで魅力的なまちづくりも併せて進めることとしています。</p> <p>1-2 防災指針の位置づけ</p> <p>都市再生特別措置法に基づく、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針です。</p> <p>また、防災指針は、「第2次観音寺市総合振興計画」の「基本目標2安全・安心で快適に暮らせるまち」を実現するための「基本施策2-6 防災・減災対策の充実」に即した指針として、基本目標の実現に貢献するものです。</p> <p>都市計画分野の「観音寺市立地適正化計画」における防災指針は、防災分野の「観音寺市地域防災計画」、「観音寺市国土強靭化地域計画」との連携を図ります。</p>	



改正前	改正後																																																	
<p>133ページ</p> <p>2. 災害リスク分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出</p> <p>各種ハザード情報（洪水、高潮、津波等）と都市の情報（避難所、医療機関、アンダーパス等）を重ね合わせ、市全域における災害リスクを把握とともに、観音寺居住誘導区域及び豊浜居住誘導区域については、家屋の情報を加えて、ミクロ分析により課題を抽出します。</p>	<p>各種ハザード情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>規模など</th> <th>区域名など</th> <th>災害ハザード情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">洪水</td> <td rowspan="10">L2^{※2}</td> <td>財田川浸水想定区域</td> <td>浸水想定区域、浸水深 浸水継続時間 家屋倒壊等氾濫想定区域</td> </tr> <tr> <td>柞田川浸水想定区域</td> <td>浸水想定区域、浸水深 浸水継続時間 家屋倒壊等氾濫想定区域</td> </tr> <tr> <td>一の谷川浸水想定区域</td> <td>浸水想定区域、浸水深</td> </tr> <tr> <td>芋汲川浸水想定区域</td> <td>浸水想定区域、浸水深</td> </tr> <tr> <td>唐井手川浸水想定区域</td> <td>浸水想定区域、浸水深</td> </tr> <tr> <td>白坂川浸水想定区域</td> <td>浸水想定区域、浸水深</td> </tr> <tr> <td>吉田川浸水想定区域</td> <td>浸水想定区域、浸水深</td> </tr> <tr> <td>四方堂川浸水想定区域</td> <td>浸水想定区域、浸水深</td> </tr> <tr> <td>内水</td> <td>実績< L1^{※1}</td> <td>浸水区域</td> <td>浸水実績範囲</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>L2^{※2}</td> <td>高潮浸水想定区域</td> <td>浸水想定区域、浸水深、浸水継続時間</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>L2^{※2}</td> <td>津波浸水想定区域</td> <td>浸水想定区域、浸水深、浸水継続時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土砂災害</td> <td>イエロー ゾーン L1^{※1}</td> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり</td> </tr> <tr> <td>レッド ゾーン L1^{※1}</td> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>急傾斜地の崩壊・土石流</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>L2^{※2}</td> <td>ため池氾濫浸水想定区域</td> <td>浸水想定区域、浸水深</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>L2^{※2}</td> <td>震度分布図、液状化予測図</td> <td>震度、液状化危険度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：L1(計画規模)とは、数十年に1度発生する氾濫を防ぐための河川整備の目標を定めた計画の基準として想定した降雨規模であり、河川ごとに定めている。将来的にはハード対策のみで災害ゼロを目指す規模である。</p> <p>※2：L2(想定最大規模)とは、洪水の場合は、水防法14条第1項に規定する、想定しうる最大規模の降雨規模であり、千年に1度程度を想定している。洪水以外の場合は、例えば、津波では、南海トラフを震源として発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定したモデルを指す。将来的にはL1規模を超える災害リスクに対してはソフト対策のみで人命を守る規模である。</p>	災害種別	規模など	区域名など	災害ハザード情報	洪水	L2 ^{※2}	財田川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深 浸水継続時間 家屋倒壊等氾濫想定区域	柞田川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深 浸水継続時間 家屋倒壊等氾濫想定区域	一の谷川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深	芋汲川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深	唐井手川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深	白坂川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深	吉田川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深	四方堂川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深	内水	実績< L1 ^{※1}	浸水区域	浸水実績範囲	高潮	L2 ^{※2}	高潮浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深、浸水継続時間	津波	L2 ^{※2}	津波浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深、浸水継続時間	土砂災害	イエロー ゾーン L1 ^{※1}	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり	レッド ゾーン L1 ^{※1}	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊・土石流	ため池	L2 ^{※2}	ため池氾濫浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深	地震	L2 ^{※2}	震度分布図、液状化予測図	震度、液状化危険度
災害種別	規模など	区域名など	災害ハザード情報																																															
洪水	L2 ^{※2}	財田川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深 浸水継続時間 家屋倒壊等氾濫想定区域																																															
		柞田川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深 浸水継続時間 家屋倒壊等氾濫想定区域																																															
		一の谷川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深																																															
		芋汲川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深																																															
		唐井手川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深																																															
		白坂川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深																																															
		吉田川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深																																															
		四方堂川浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深																																															
		内水	実績< L1 ^{※1}	浸水区域	浸水実績範囲																																													
		高潮	L2 ^{※2}	高潮浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深、浸水継続時間																																													
津波	L2 ^{※2}	津波浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深、浸水継続時間																																															
土砂災害	イエロー ゾーン L1 ^{※1}	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり																																															
	レッド ゾーン L1 ^{※1}	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊・土石流																																															
ため池	L2 ^{※2}	ため池氾濫浸水想定区域	浸水想定区域、浸水深																																															
地震	L2 ^{※2}	震度分布図、液状化予測図	震度、液状化危険度																																															

改正前

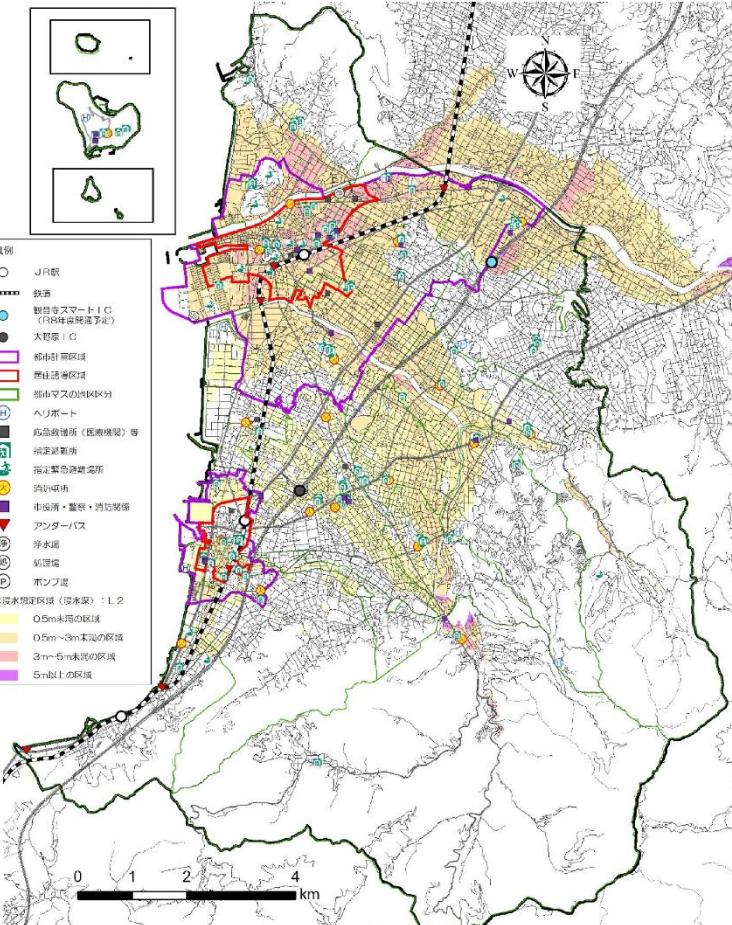
改正後

1 3 4ページ

2-1 洪水のリスク分析

(1) 洪水浸水想定区域(浸水深) + 誘導区域等【市全域】

【市全域】洪水浸水想定区域(浸水深)8 河川重ね図: L.2



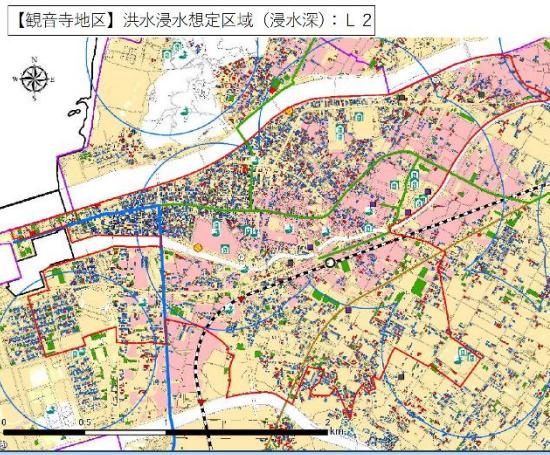
- ・平野部のほぼ全域に、浸水想定区域が拡がっています。
- ・浸水深5m以上のエリアが、井関池～萩原付近に点在しています(大半が農地等)。
- ・浸水深3m以上5m未満のエリアが、観音寺北部の平野低地部に拡がっています。

改正前

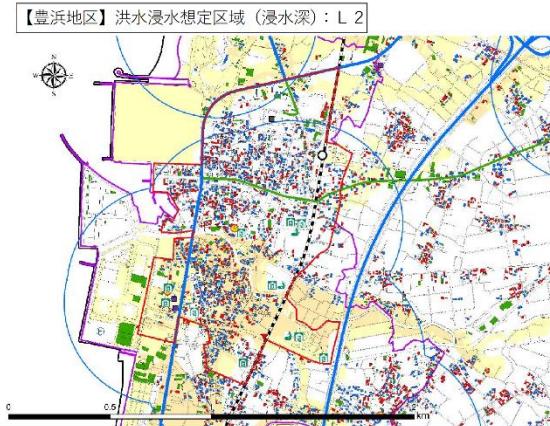
改正後

135ページ

(2) 洪水浸水想定区域（浸水深）+誘導区域+建物+避難所+輸送確保路線



- ・浸水想定区域は、居住誘導区域の全域に拡がっています。
- ・木造家屋全壊の目安となる浸水深3m以上のエリアが、居住誘導区域内で広範囲(約1/2)に拡がっています。そのエリア内に多数の避難所、医療機関、輸送確保路線が立地しています。
- ・居住誘導区域内に垂直避難が困難な平屋(赤、緑の家屋)の住宅が数多く立地しています。
- ・避難所空白地(500m圏外)が、港町、西本町、南町、昭和町、流岡町に存在します。



- ・浸水想定区域は、居住誘導区域の約1/3のエリアに拡がり、そのほとんどが浸水深0.5~3.0mとなっています。
- ・居住誘導区域内に垂直避難が困難な平屋(赤、緑の家屋)の住宅が数多く立地しています。
- ・避難所空白地(500m圏外)が、豊浜町姫浜に存在します。

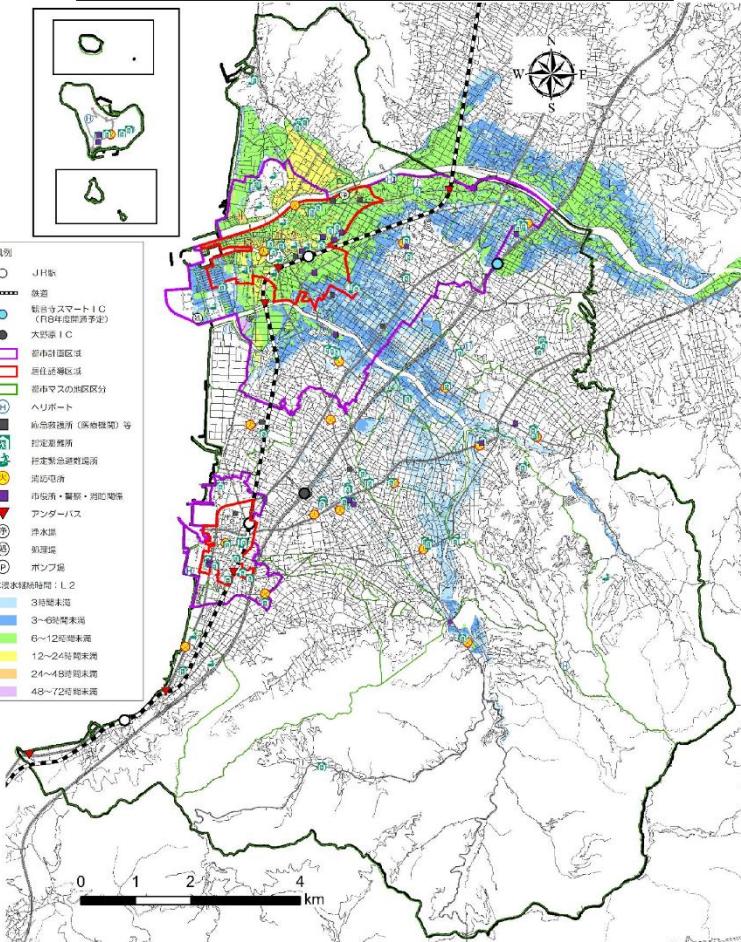
改正前

改正後

136ページ

(3) 洪水浸水継続時間*+誘導区域等【市全域】

【市全域】洪水浸水想定区域（浸水継続時間）財田川及び杵田川の重ね図：L 2





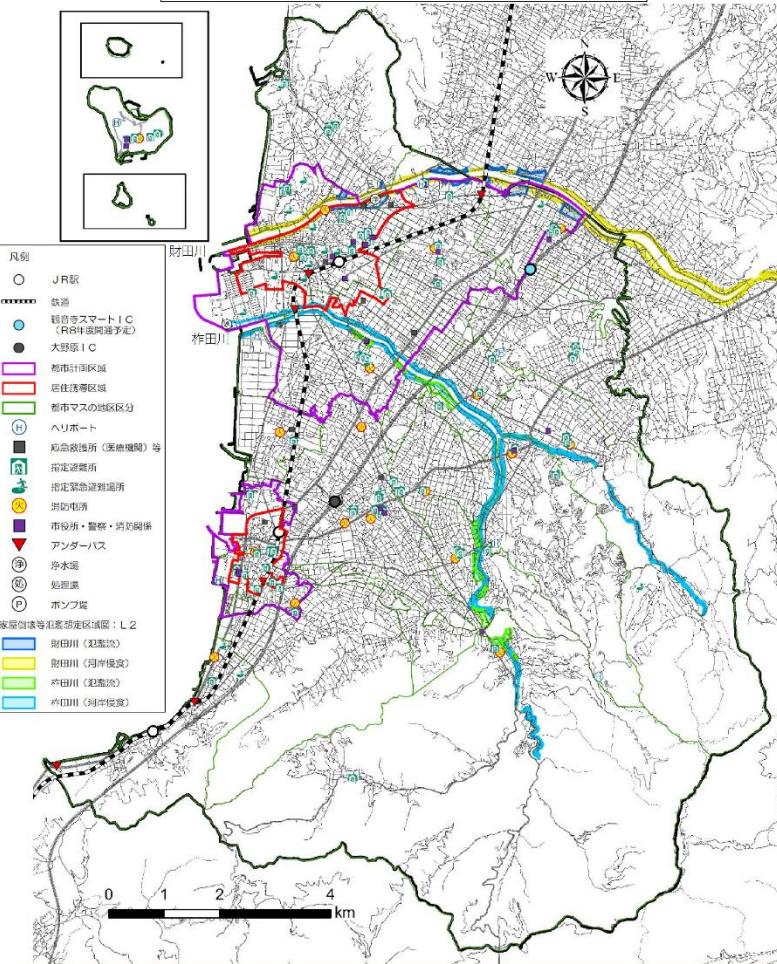
改正前

改正後

138ページ

（5）家屋倒壊等氾濫想定区域+誘導区域等【市全域】

【市全域】家屋倒壊等氾濫想定区域図(財田川及び柞田川): L 2



- ・財田川及び祚田川において、両河川とも両岸で全川に亘り、河岸侵食に伴う家屋倒壊等氾濫想定区域が存在します。
 - ・氾濫流に伴う家屋倒壊等氾濫想定区域の想定は、堤防近傍のエリアに点在しています。

改正前

改正後

139ページ

(6) 家屋倒壊等氾濫想定区域+誘導区域+建物+避難所+輸送確保路線



- ・居住誘導区域内の財田川(左岸)及び柞田川(右岸)において、河岸侵食に伴う家屋倒壊等氾濫想定区域が存在します。
- ・氾濫流に伴う家屋倒壊等氾濫想定区域は、財田川(左岸)の堤防近傍の茂木町エリアに存在します。

【豊浜地区】家屋倒壊等氾濫想定区域図：L 2

◆該当なし

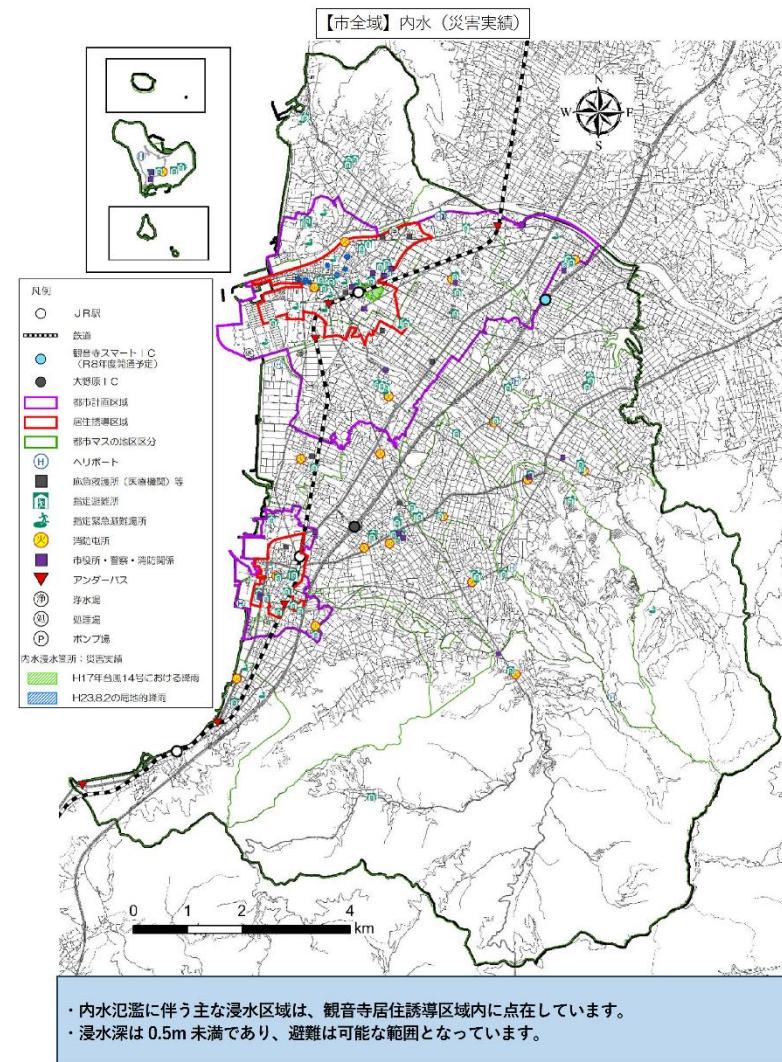
改正前

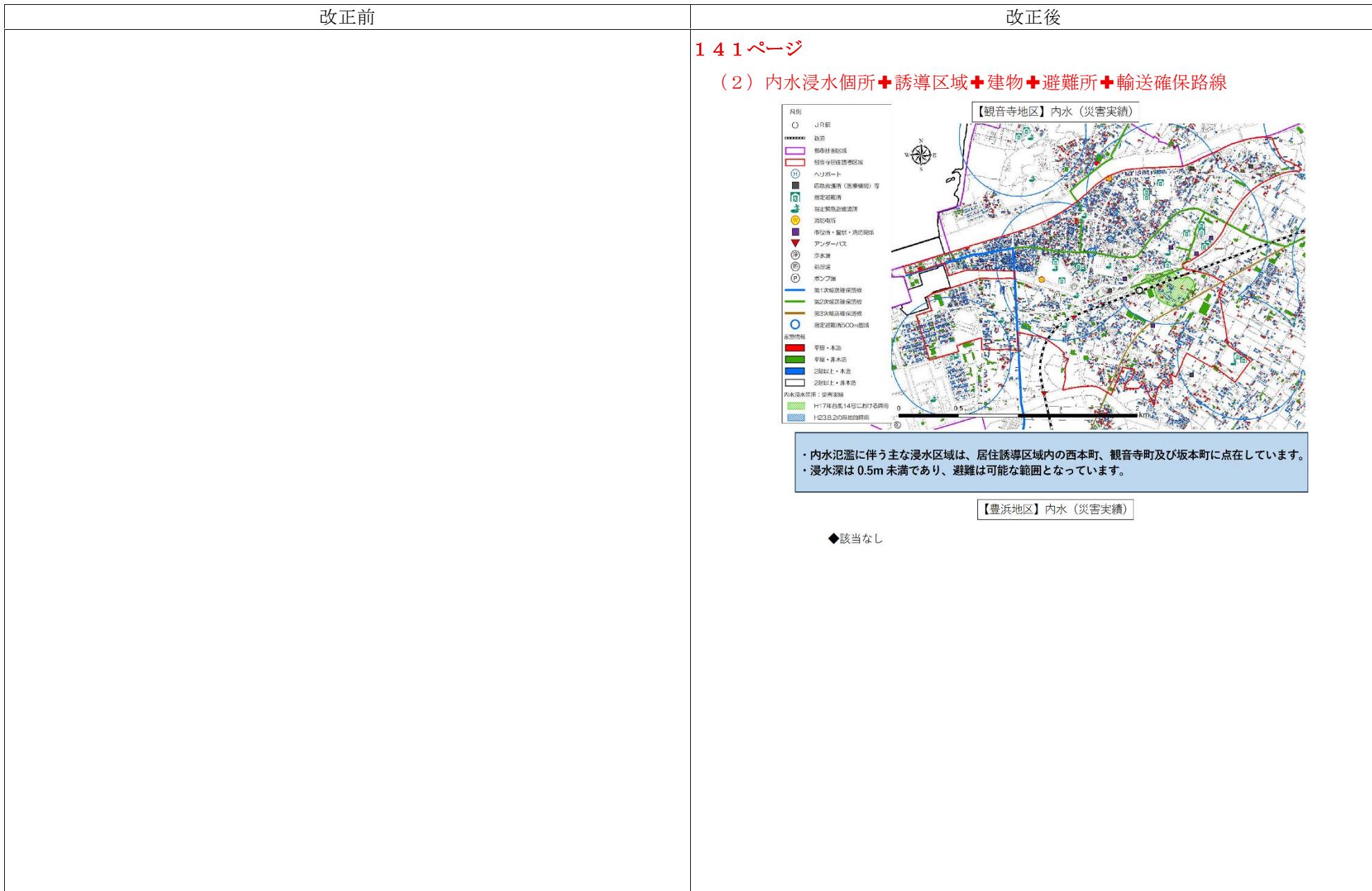
改正後

140ページ

2-2 雨水出水(内水)のリスク分析

(1) 内水浸水個所+誘導区域等【市全域】





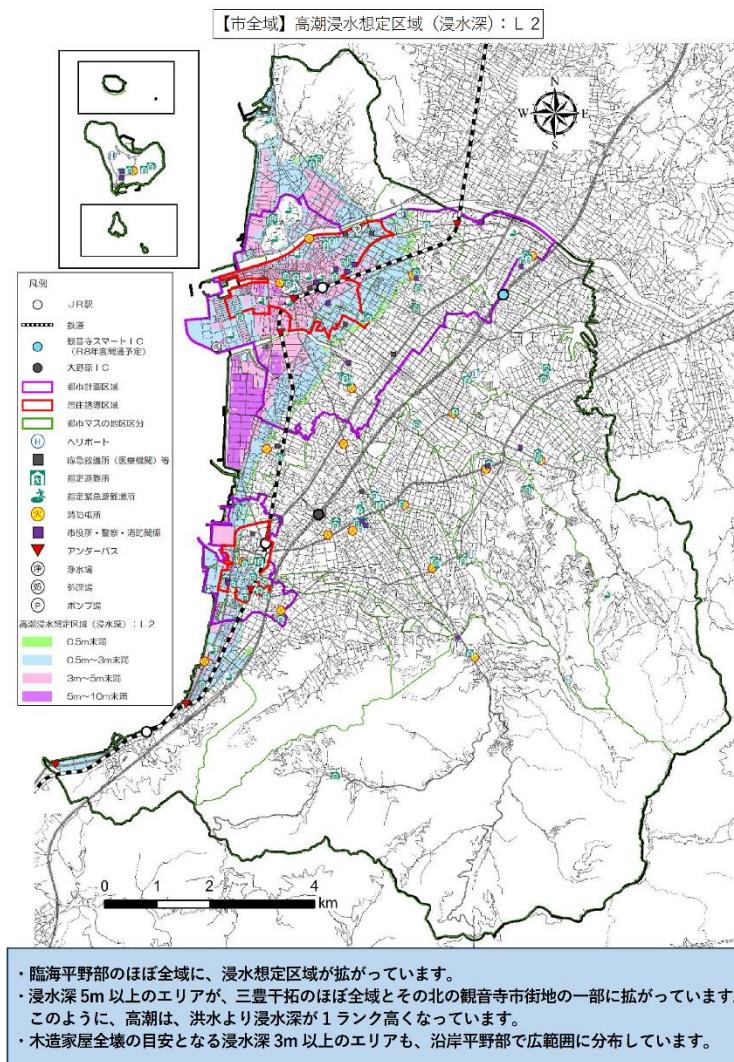
改正前

改正後

142ページ

2-3 高潮のリスク分析

(1) 高潮浸水想定区域+誘導区域等【市全域】



改正前

改正後

143ページ

(2) 高潮浸水想定区域（浸水深）+誘導区域+建物+避難所+輸送確保路線



- 木造家屋全壊の目安となる浸水深3m以上のエリアが、居住誘導区域内で広範囲(約2/3)に拡がっています。そのエリア内に多数の避難所、医療機関、輸送確保路線が立地しています。さらに、浸水深が5mを超えるエリアが南西部に拡がっています。
- 居住誘導区域内に垂直避難が困難な平屋(赤、緑の家屋)の住宅が数多く立地しています。
- 避難所空白地(500m圏内)が、港町、西本町、南町、昭和町、流岡町に存在します。



- 木造家屋全壊の目安となる浸水深3m以上のエリアが、居住誘導区域内の一部(豊浜港沿い及び白坂川下流の川沿い)に拡がっています。
- 居住誘導区域内に垂直避難が困難な平屋(赤、緑の家屋)の住宅が数多く立地しています。
- 避難所空白地(500m圏内)が、東浜及び北原に存在します。

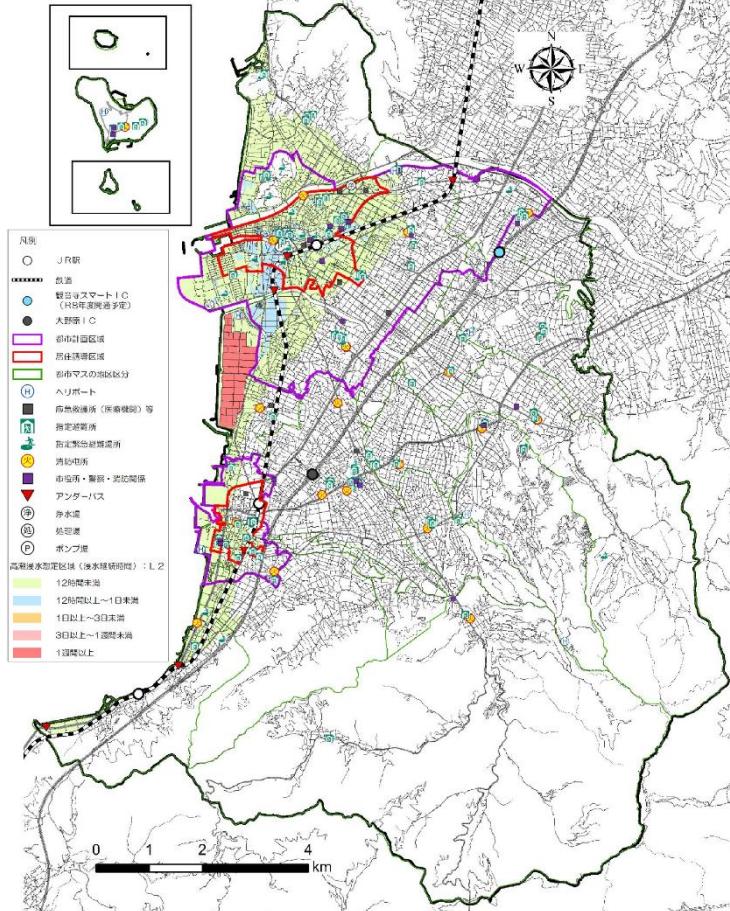
改正前

改正後

144ページ

(3) 高潮浸水継続時間+誘導区域等【市全域】

【市全域】高潮浸水想定区域（浸水継続時間）：L 2



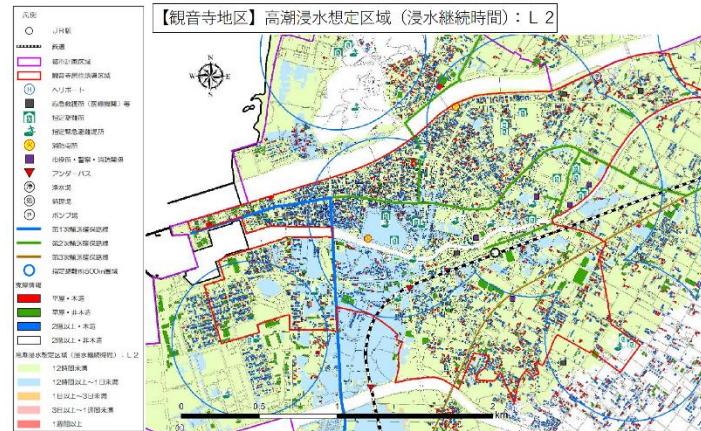
- ・三豊干拓では、浸水継続時間が1週間以上となっています。現在は、ほとんどが農地であることから、気象情報に留意することにより、人命への影響は回避可能と考えられます。
- ・その北方の一部において、浸水継続時間が12時間～1日とやや長くなっていますが、災害リスクは一時的な影響となっています。その他のエリアでは、浸水継続時間が12時間未満となっており、災害リスクはさらに一時的な影響となっています。
- ・浸水継続時間が1日(24時間)以上になると、生活に支障が出る恐れがあると考えられています。

改正前

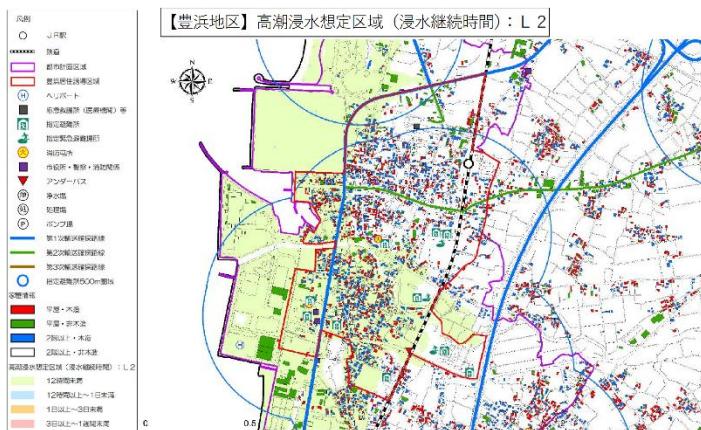
改正後

145ページ

(4) 高潮浸水継続時間+誘導区域+建物+避難所+輸送確保路線



- ・居住誘導区域の一部において、浸水継続時間が 12 時間～1 日とやや長くなっていますが、災害リスクは一時的な影響となっています。
- ・その他のエリアでは、浸水継続時間が 12 時間未満とやや短くなっていますが、災害リスクはさらに一時的な影響となっています。



- ・居住誘導区域の浸水エリアの全てにおいて、浸水継続時間が 12 時間未満とやや短くなっていますが、災害リスクは一時的な影響となっています。

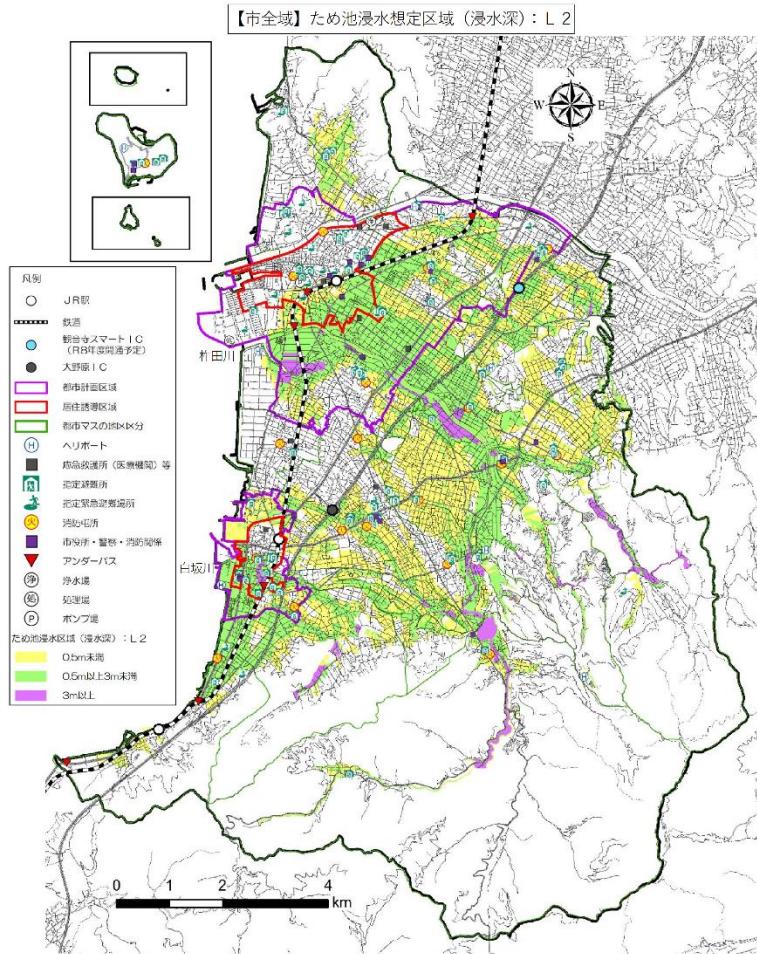
改正前

改正後

146ページ

2-4 ため池のリスク分析

(1) ため池浸水想定区域+誘導区域等【市全域】

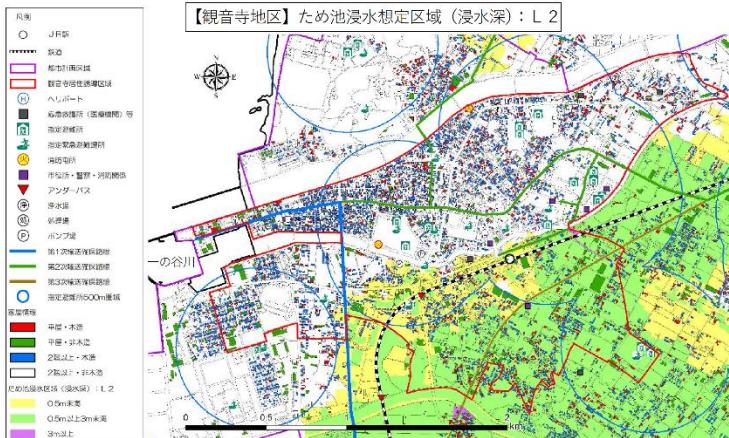


改正前

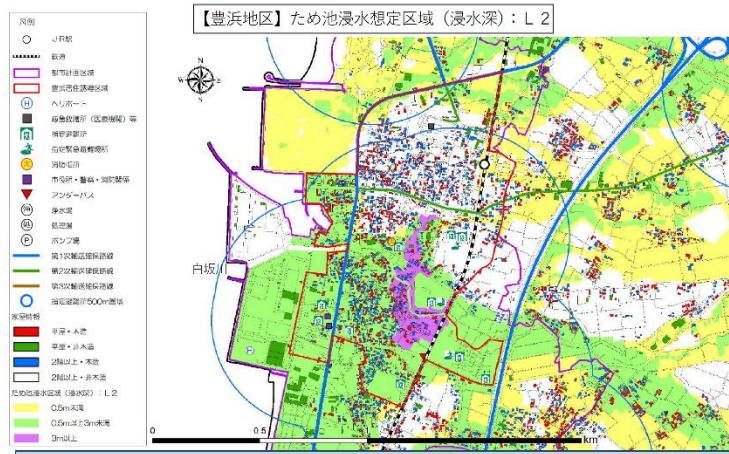
改正後

147ページ

(2) ため池浸水想定区域+誘導区域+建物+避難所+輸送確保路線



- ・ため池浸水想定区域は居住誘導区域のほぼ 1/3 で、特に、一の谷川左岸の南側(南東部)の範囲に広く拡がっています。
- ・浸水深は、最大で 0.5~3.0m で、そのエリアに避難所空白地が広く存在します。
- ・居住誘導区域内に垂直避難が困難な平屋(赤、緑の家屋)の住宅が数多く立地しています。



- ・浸水区域が居住誘導区域の約 1/2 の範囲に拡がっています。
- ・木造家屋倒壊の恐れのある浸水深 3.0m 以上のエリアが、白坂川・支川の流路沿いの低地に拡がっています。
- ・居住誘導区域内に垂直避難が困難な平屋(赤、緑の家屋)の住宅が数多く立地しています。

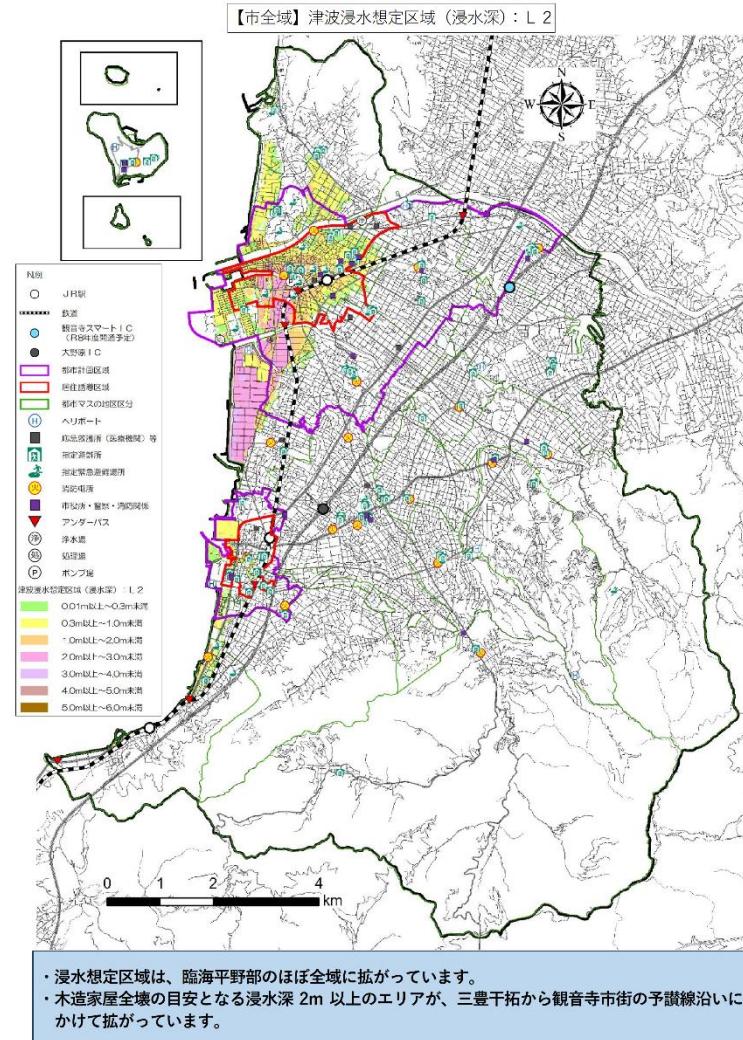
改正前

改正後

148ページ

2-5 津波のリスク分析

(1) 津波浸水想定区域(浸水深) + 誘導区域等【市全域】



改正前

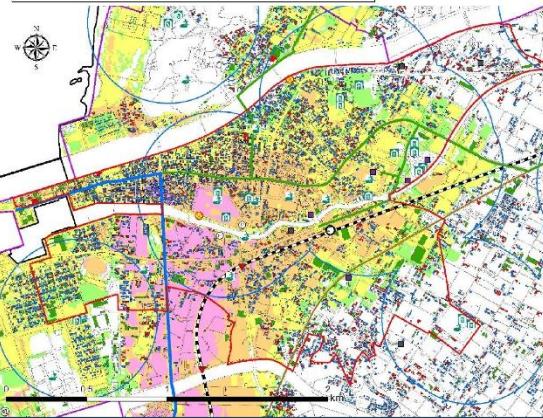
改正後

149ページ

(2) 津波浸水想定区域（浸水深）+誘導区域等+建物+避難所+輸送確保路線



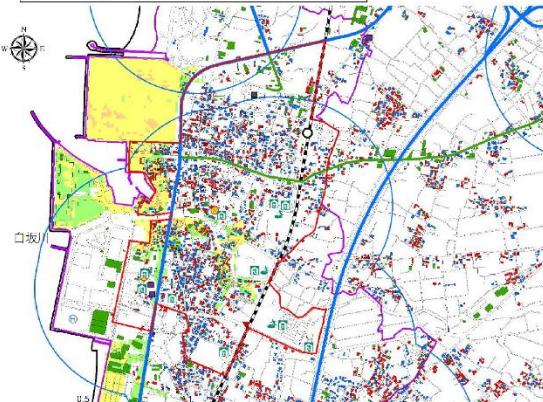
【観音寺地区】津波浸水想定区域（浸水深）: L2



- ・浸水想定区域は、居住誘導区域のほぼ全域に拡がっています。
- ・木造家屋全壊の目安となる浸水深2m以上のエリアが、居住誘導区域内の約1/5に拡がっています(港町、西本町、観音寺町、三本松町、南町、昭和町)。
- ・居住誘導区域内に、垂直避難が困難な平屋(赤、緑の家屋)の住宅が数多く立地しています。このエリアには、羽崎病院(応急救護所)が立地しています。
- ・避難所空白地(500m圏外)が、港町、西本町、南町、昭和町に存在します。



【豊浜地区】津波浸水想定区域（浸水深）: L2



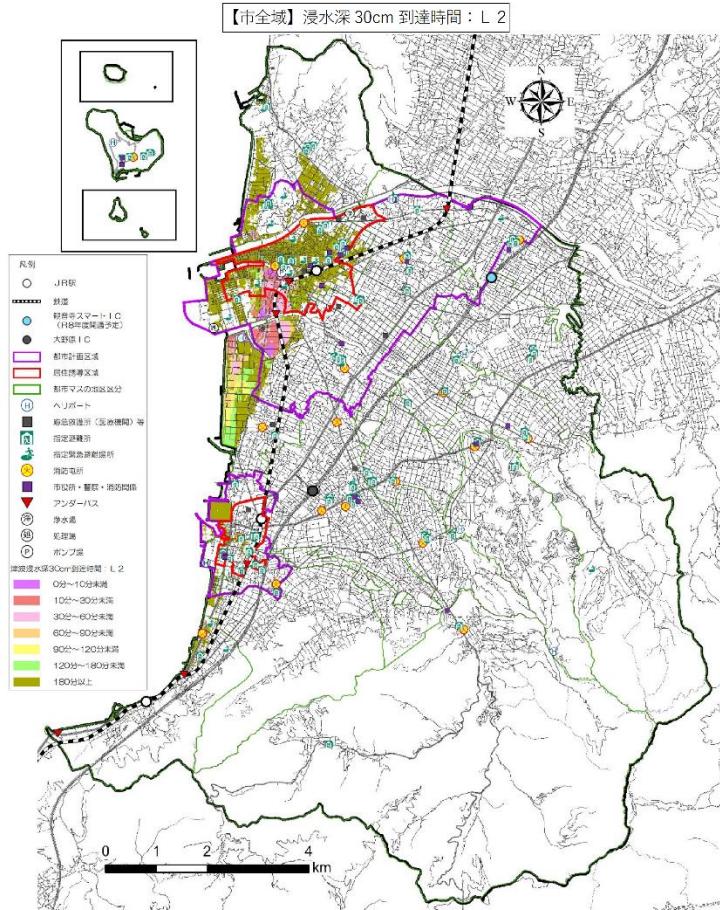
- ・浸水想定区域は、居住誘導区域の一部(豊浜港沿い及び白坂川下流の川沿い)に拡がっています。
- ・浸水深は最大1.0m未満となっています。

改正前

改正後

150ページ

(3) 地震・津波に伴う浸水到達時間+誘導区域等【市全域】



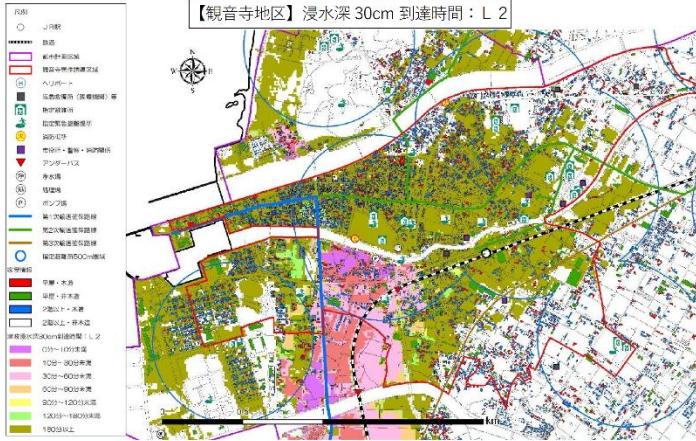
- ・避難できなくなる恐れのある浸水深 30cm の到達時間を示しています。この到達時間は、地震の揺れにより地盤の沈降及び海岸堤防などが壊れた場合、海面や河川の水位より標高が低いエリアでは、津波が到達する前に浸水が開始する時間であり、早期避難する必要があります。
- ・浸水深 30cm の到達時間が「0～10分」と非常に短い場所と「10分～30分」、「30分～60分」と比較的短時間の場所が、主に南町、柞田町北部の鉄道沿線付近に分布しています。
- ・一方、最高津波水位の到達時間は 6.6 時間と推計されており、津波の最高波高は 0.7m、地震の揺れによる海底地盤の沈降は 0.8m となっています(香川県地震・津波被害想定[公表資料] 2025.7)。

改正前

改正後

151ページ

(4) 地震・津波に伴う浸水到達時間+誘導区域+建物+避難所+輸送確保路線



- ・居住誘導区域内の南町、昭和町、三本松町では、浸水深 30cm 到達時間が「0~10 分」、「10 分~30 分」、「30 分~60 分」と非常に短時間な場所が存在します。
- ・その他のエリアは、一部の低地(三本松町)で「120 分~180 分」の場所が存在するもののほとんどが「180 分以上」となっています。



- ・居住誘導区域内は全て、浸水深 30cm 到達時間が「180 分以上」となっています。

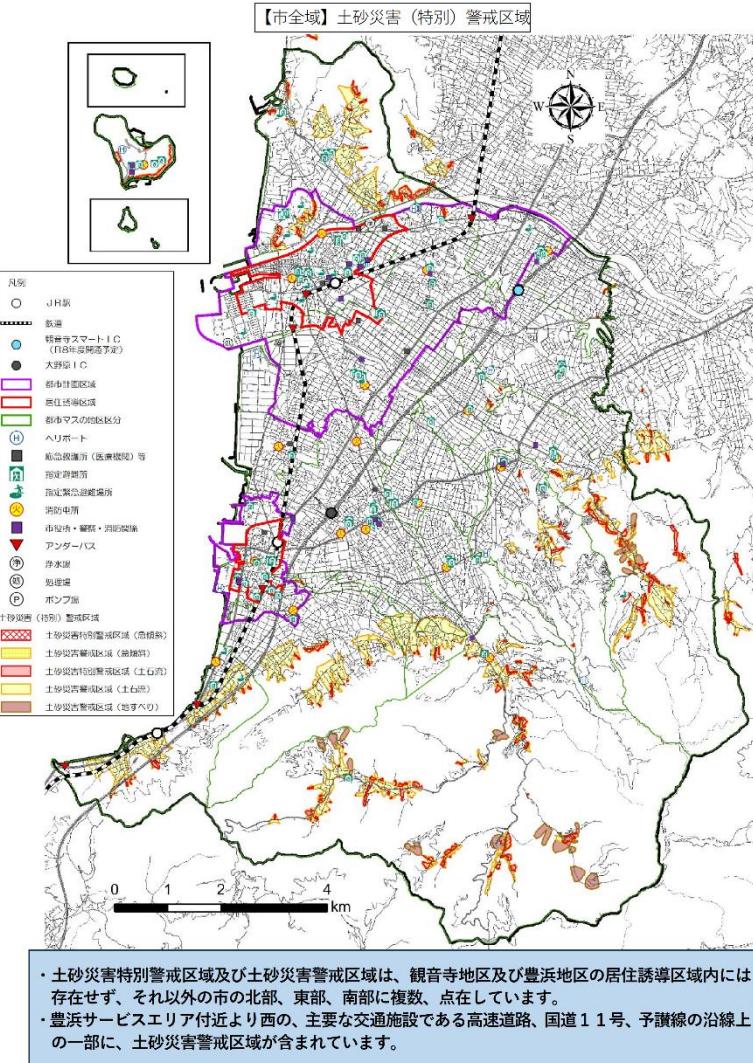
改正前

改正後

152ページ

2-6 土砂災害のリスク分析

(1) 土砂災害+誘導区域等【市全域】



改正前

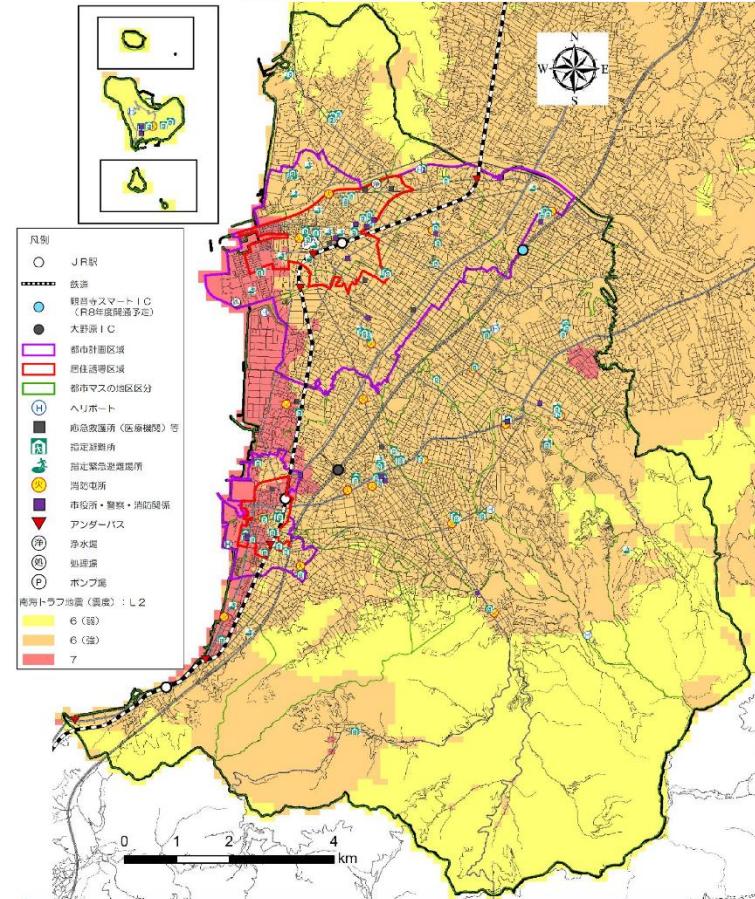
改正後

153ページ

2-7 地震のリスク分析

(1) 地震（震度）+誘導区域等【市全域】

【市全域】南海トラフ地震（震度）：L2



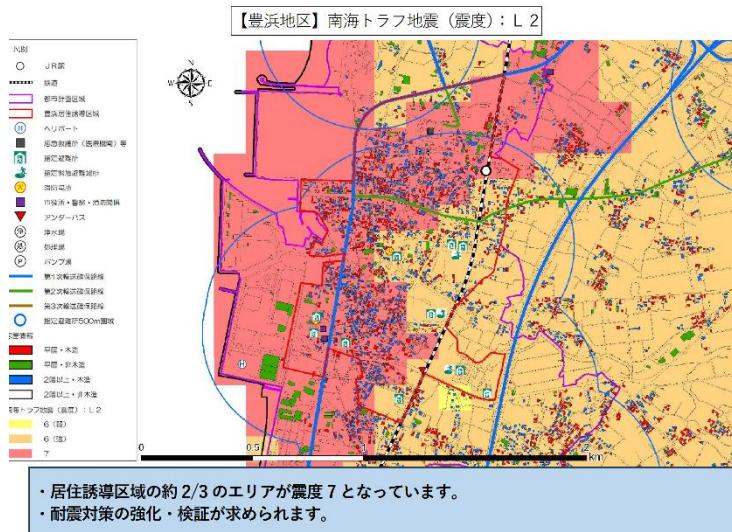
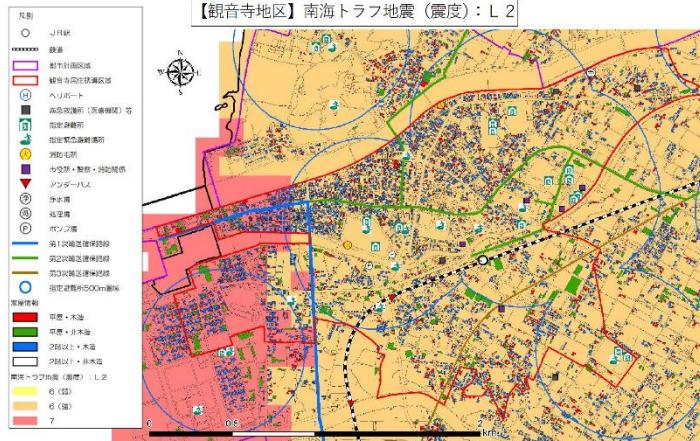
- ・最大震度7が、臨海平野部のほとんどのエリア及び新田町の一部に拡がっています。それ以外は、ほとんどの震度6強で、市の北部と南部の一部は震度6弱となっています。
- ・なお、能登半島地震の経験から、震度6弱で木造家屋の全壊・半壊が発生し、震度6強では山崩れが発生しています。したがって、震度6強に位置する土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)やため池は、崩壊・決壊に備える必要があります。

改正前

改正後

154ページ

(2) 地震(震度) + 誘導区域 + 建物 + 避難所 + 輸送確保路線



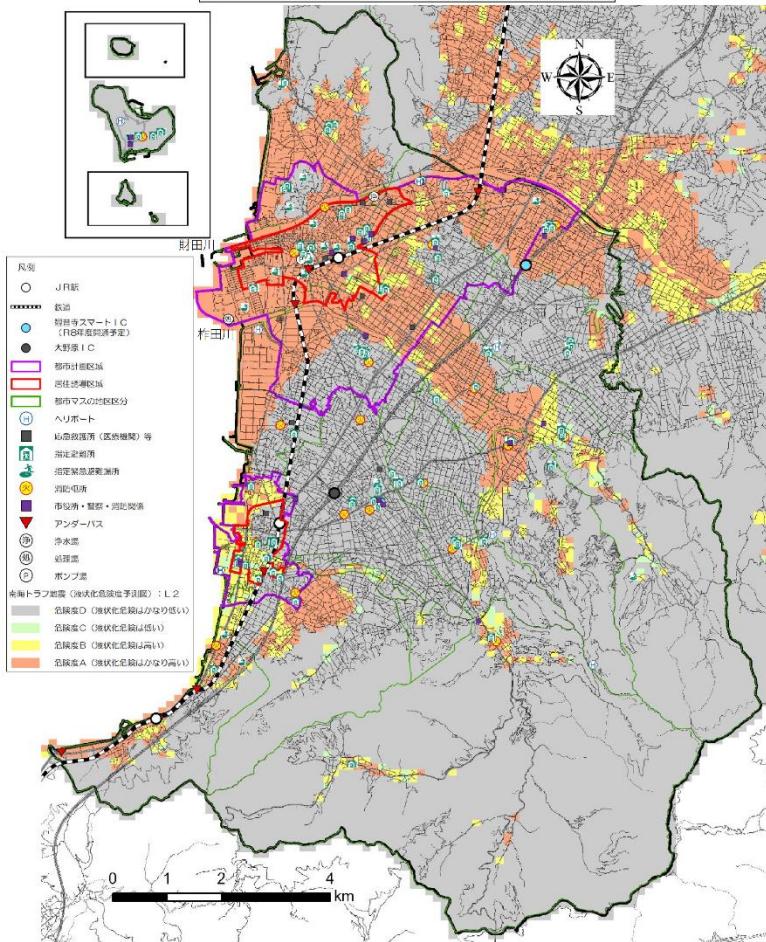
改正前

改正後

155ページ

(3) 地震（液状化危険度*）+誘導区域等【市全域】

【市全域】南海トラフ地震（液状化危険度予測図）：L2

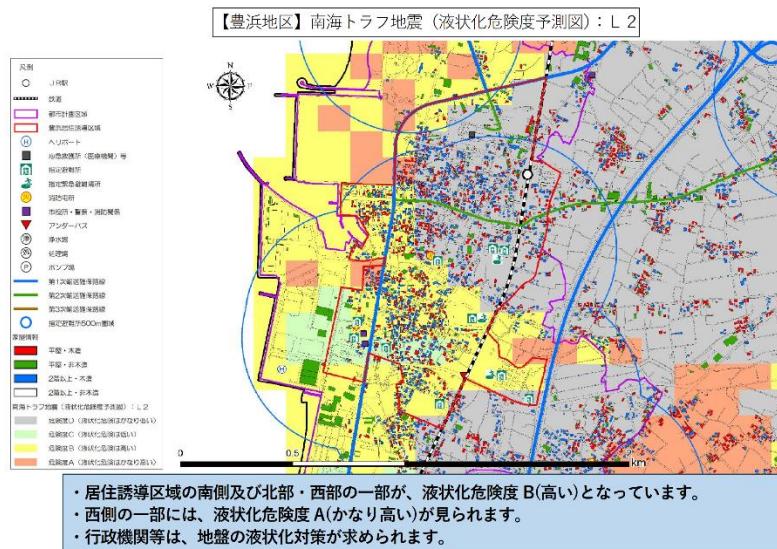
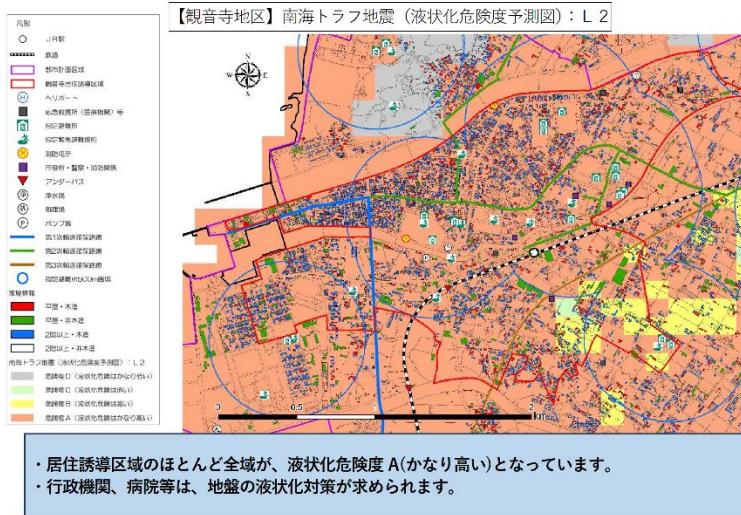


改正前

改正後

156ページ

(4) 地震 (液状化危険度) + 誘導区域 + 建物 + 避難所 + 輸送確保路線



改正前		改正後																																																																																																																																																																						
<p style="color: red;">157ページ</p> <p>3. 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討</p> <p>3-1 対象とする災害等</p> <p>防災指針で対象とする災害は、洪水（外水氾濫）、雨水出水（内水）、津波、高潮、土砂災害、ため池、地震とします。</p> <p>3-2 誘導区域等における災害ハザードエリアの取扱いの考え方</p> <p>下表に示す「自然災害に対するリスクマネジメントの基準」を基に、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避、あるいは低減させるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制(災害リスク回避)」 「災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域から除外(災害リスク回避)」 「ハード・ソフトの防災・減災対策(災害リスク低減)」 <p>等について検討します。</p> <p style="text-align: center;">自然災害に対するリスクマネジメントの基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">災害種別</th> <th rowspan="3">規模など L1:計画規模(ハード対策) L2:想定最大規模(ソフト対策)</th> <th colspan="5">浸水想定深</th> <th rowspan="3">家屋倒壊等氾濫想定区域</th> <th colspan="5">浸水継続時間</th> <th rowspan="3">アンダーパスによる道路冠水</th> <th colspan="2">土砂災害</th> <th colspan="2">地震</th> </tr> <tr> <th>0.5m未満</th> <th>2m未満</th> <th>3m未満</th> <th>5m未満</th> <th>5m以上</th> <th>12時間以下</th> <th>24時間未満</th> <th>浸水継続時間72時間未満</th> <th>1週間未満</th> <th>1週間以上</th> <th>イエローゾーン(L1)</th> <th>レッドゾーン(L1)</th> <th>震度(L2)</th> <th>液状化(L2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td> <td>L2</td> <td>リスク容認</td> <td>リスク低減</td> <td>リスク回避</td> <td>リスク容認</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク容認</td> <td>リスク低減</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内水</td> <td>実績</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>L2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>L2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>L2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>イエローゾーン(L1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>レッドゾーン(L1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>震度(L2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>液状化(L2)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">災害リスクの回避：①災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制、 ②災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域から除外することによる立地誘導 災害リスクの低減：③ハード、ソフトの防災・減災対策</p>		災害種別	規模など L1:計画規模(ハード対策) L2:想定最大規模(ソフト対策)	浸水想定深					家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水継続時間					アンダーパスによる道路冠水	土砂災害		地震		0.5m未満	2m未満	3m未満	5m未満	5m以上	12時間以下	24時間未満	浸水継続時間72時間未満	1週間未満	1週間以上	イエローゾーン(L1)	レッドゾーン(L1)	震度(L2)	液状化(L2)	洪水	L2	リスク容認	リスク低減	リスク回避	リスク容認						リスク容認	リスク低減			内水	実績														高潮	L2														ため池	L2														津波	L2														土砂災害	イエローゾーン(L1)															レッドゾーン(L1)														地震	震度(L2)															液状化(L2)													
災害種別	規模など L1:計画規模(ハード対策) L2:想定最大規模(ソフト対策)			浸水想定深						家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水継続時間					アンダーパスによる道路冠水	土砂災害		地震																																																																																																																																																					
				0.5m未満	2m未満	3m未満	5m未満	5m以上			12時間以下	24時間未満	浸水継続時間72時間未満	1週間未満			1週間以上	イエローゾーン(L1)	レッドゾーン(L1)	震度(L2)	液状化(L2)																																																																																																																																																			
		洪水	L2	リスク容認	リスク低減	リスク回避	リスク容認							リスク容認	リスク低減																																																																																																																																																									
内水	実績																																																																																																																																																																							
高潮	L2																																																																																																																																																																							
ため池	L2																																																																																																																																																																							
津波	L2																																																																																																																																																																							
土砂災害	イエローゾーン(L1)																																																																																																																																																																							
	レッドゾーン(L1)																																																																																																																																																																							
地震	震度(L2)																																																																																																																																																																							
	液状化(L2)																																																																																																																																																																							

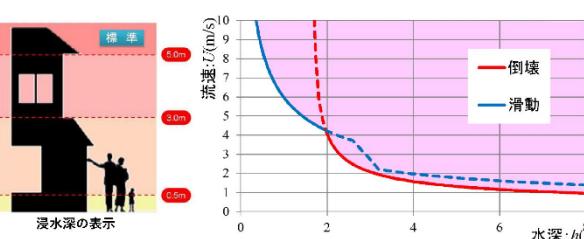
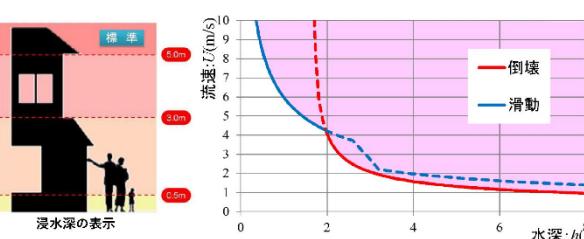
改正前	改正後																							
<p>158ページ</p> <p>3-3 防災まちづくりの将来像</p> <p>災害による被害を回避・低減するためには、災害ハザードエリアからの移転促進や被害を低減させるための施設整備などのハード面のほか、避難の呼びかけや防災組織などのソフト面における施策を進めていく必要があります。</p> <p>本計画においては、これらの施策を推進し、災害面での安全性をふまえ、人口減少下においても便利で安心して住み続けられるまちづくりを目指します。</p> <p>本計画における防災まちづくりの将来像は、総合振興計画や国土強靭化地域計画での位置づけ、本計画におけるまちづくりの基本目標をふまえ、以下のとおり設定します。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px;"> <p>「第2次観音寺市総合振興計画（後期基本計画）」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">基本目標2（防災に係る部分）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">安全・安心で快適に暮らせるまち</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【基本目標の実現に向けた重点的な取組内容】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2-6 防災・減災対策の充実</td> </tr> <tr> <td>1 防災体制の充実</td> <td>2 消防団と海防団の体制の充実</td> </tr> <tr> <td>3 津波、高潮、土砂災害対策の強化</td> <td>4 建物とライフライン施設の耐震化の推進</td> </tr> </table> <p>「観音寺市国土強靭化地域計画」の基本目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 人命の保護を最大限図ること</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>2. 市と地域社会の重要な機能を維持すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 市民の財産と公共施設の被害を最小化すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 迅速な復旧復興を実現すること</td> <td></td> </tr> </table> <p>「観音寺市立地適正化計画」の基本目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">拡散からコンパクトへ</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>活力と賑わいのある、住み心地の良い街づくり</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; text-align: center;"> <p>防災まちづくりの将来像</p> <p>防災・減災による、災害に強く住み心地の良いまちづくり</p> </div>	基本目標2（防災に係る部分）		安全・安心で快適に暮らせるまち		【基本目標の実現に向けた重点的な取組内容】		2-6 防災・減災対策の充実		1 防災体制の充実	2 消防団と海防団の体制の充実	3 津波、高潮、土砂災害対策の強化	4 建物とライフライン施設の耐震化の推進	1. 人命の保護を最大限図ること		2. 市と地域社会の重要な機能を維持すること		3. 市民の財産と公共施設の被害を最小化すること		4. 迅速な復旧復興を実現すること		拡散からコンパクトへ		活力と賑わいのある、住み心地の良い街づくり	
基本目標2（防災に係る部分）																								
安全・安心で快適に暮らせるまち																								
【基本目標の実現に向けた重点的な取組内容】																								
2-6 防災・減災対策の充実																								
1 防災体制の充実	2 消防団と海防団の体制の充実																							
3 津波、高潮、土砂災害対策の強化	4 建物とライフライン施設の耐震化の推進																							
1. 人命の保護を最大限図ること																								
2. 市と地域社会の重要な機能を維持すること																								
3. 市民の財産と公共施設の被害を最小化すること																								
4. 迅速な復旧復興を実現すること																								
拡散からコンパクトへ																								
活力と賑わいのある、住み心地の良い街づくり																								

改正前	改正後
<p>159ページ</p> <p>3-4 取組方針の検討</p> <p>居住誘導区域において、災害リスクの低減に必要な基本的な取組例は、以下のように考えられます。</p>	<p>取組方針と対策の分類</p> <p>災害リスクの低減の対策（ハード）</p> <p>※対策の程度によっては災害が防止される場合も想定される</p> <p>■ 雨水貯留施設の整備、（市町村管理の）河川や下水道の整備等による浸水対策や土砂災害防止のための砂防施設の整備等</p> <p>災害リスクの低減の対策（ソフト）</p> <p>■ 水害の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策</p> <p>考えられる具体的な取組の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道の整備、雨水貯留浸透施設の整備や田んぼ、ため池、公園等の既存施設の雨水貯留への活用 土地や家屋の嵩上げ、建物のピロティ化による浸水防止 （市町村管理河川の）堤防整備、河道掘削（引提）による流下能力向上 土砂災害防止のための法面対策、砂防施設の整備 住居・施設等の建築物の浸水対策（止水板の設置等） 避難路・避難場所の整備 等 <ul style="list-style-type: none"> 浸水深が一定の深さ以下であり浸水時にも利用可能な避難路のネットワークの検討・設定や交通ネットワーク、ライフラインの機能強化 早期に避難できる避難場所の一定の距離での配置や案内看板の設置 地域の防災まちづくり活動の支援、マイ・タイムライン作成の支援（リスクコミュニケーション） 地区防災計画の検討・作成 災害時の情報発信や浸水センサを用いた避難支援 等

出典：立地適正化計画の手引き【基本編】、国土交通省、令和7年4月改訂

改正前	改正後																																																												
<p>160ページ</p> <p>4. 居住誘導区域の精査・変更</p> <p>4-1 災害リスクの分析と居住誘導区域</p> <p>評価すべき災害リスクを対象に、下表のように誘導区域の変更を検討します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対象災害ハザードと誘導区域に対する評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #a6c9ff;">対象災害ハザード</th><th style="background-color: #a6c9ff;">誘導区域の評価</th><th style="background-color: #a6c9ff;">現行計画（R3.6月）との対比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td><td>L1（計画規模）：誘導区域から全て除外</td><td>同</td></tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td>L1（計画規模）：誘導区域から全て除外</td><td>同</td></tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td><td>L1（計画規模）：リスク回避・リスク低減に区分</td><td>同</td></tr> <tr> <td>砂防指定地</td><td>L1（計画規模）：誘導区域から全て除外</td><td>改</td></tr> <tr> <td>洪水浸水想定区域</td><td>L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分</td><td>改</td></tr> <tr> <td>家屋倒壊等氾濫想定区域</td><td>L2（想定最大規模）：誘導区域から全て除外</td><td>新</td></tr> <tr> <td>高潮浸水想定区域</td><td>L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分</td><td>新</td></tr> <tr> <td>津波浸水想定区域</td><td>L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分</td><td>改</td></tr> <tr> <td>ため池浸水想定区域</td><td>L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分</td><td>新</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(※)同：現行計画と同じ、改：現行計画を改定、新：新規に設定</p> <p>4-2 居住誘導区域の変更の考え方</p> <p>上記の災害ハザードのうち、居住誘導区域内に含まれるハザードは、「洪水浸水想定区域」、「家屋倒壊等氾濫想定区域」、「高潮浸水想定区域」、「津波浸水想定区域」及び「ため池浸水想定区域」が該当します。</p> <p>(1) 「洪水浸水想定区域」、「高潮浸水想定区域」及び「ため池浸水想定区域」</p> <p>「洪水浸水想定区域」、「高潮浸水想定区域」及び「ため池浸水想定区域」において、浸水深が3.0m以上となると、一般的な木造家屋がほとんど倒壊するものと推算されています。また、「津波浸水想定区域」において、東日本大震</p>	対象災害ハザード	誘導区域の評価	現行計画（R3.6月）との対比	土砂災害特別警戒区域	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	同	急傾斜地崩壊危険区域	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	同	土砂災害警戒区域	L1（計画規模）：リスク回避・リスク低減に区分	同	砂防指定地	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	改	洪水浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	改	家屋倒壊等氾濫想定区域	L2（想定最大規模）：誘導区域から全て除外	新	高潮浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	新	津波浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	改	ため池浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	新	<p>160ページ</p> <p>4. 居住誘導区域の精査・変更</p> <p>4-1 災害リスクの分析と居住誘導区域</p> <p>評価すべき災害リスクを対象に、下表のように誘導区域の変更を検討します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対象災害ハザードと誘導区域に対する評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #a6c9ff;">対象災害ハザード</th><th style="background-color: #a6c9ff;">誘導区域の評価</th><th style="background-color: #a6c9ff;">現行計画（R3.6月）との対比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td><td>L1（計画規模）：誘導区域から全て除外</td><td>同</td></tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td>L1（計画規模）：誘導区域から全て除外</td><td>同</td></tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td><td>L1（計画規模）：リスク回避・リスク低減に区分</td><td>同</td></tr> <tr> <td>砂防指定地</td><td>L1（計画規模）：誘導区域から全て除外</td><td>改</td></tr> <tr> <td>洪水浸水想定区域</td><td>L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分</td><td>改</td></tr> <tr> <td>家屋倒壊等氾濫想定区域</td><td>L2（想定最大規模）：誘導区域から全て除外</td><td>新</td></tr> <tr> <td>高潮浸水想定区域</td><td>L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分</td><td>新</td></tr> <tr> <td>津波浸水想定区域</td><td>L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分</td><td>改</td></tr> <tr> <td>ため池浸水想定区域</td><td>L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分</td><td>新</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(※)同：現行計画と同じ、改：現行計画を改定、新：新規に設定</p> <p>4-2 居住誘導区域の変更の考え方</p> <p>上記の災害ハザードのうち、居住誘導区域内に含まれるハザードは、「洪水浸水想定区域」、「家屋倒壊等氾濫想定区域」、「高潮浸水想定区域」、「津波浸水想定区域」及び「ため池浸水想定区域」が該当します。</p> <p>(1) 「洪水浸水想定区域」、「高潮浸水想定区域」及び「ため池浸水想定区域」</p> <p>「洪水浸水想定区域」、「高潮浸水想定区域」及び「ため池浸水想定区域」において、浸水深が3.0m以上となると、一般的な木造家屋がほとんど倒壊するものと推算されています。また、「津波浸水想定区域」において、東日本大震</p>	対象災害ハザード	誘導区域の評価	現行計画（R3.6月）との対比	土砂災害特別警戒区域	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	同	急傾斜地崩壊危険区域	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	同	土砂災害警戒区域	L1（計画規模）：リスク回避・リスク低減に区分	同	砂防指定地	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	改	洪水浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	改	家屋倒壊等氾濫想定区域	L2（想定最大規模）：誘導区域から全て除外	新	高潮浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	新	津波浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	改	ため池浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	新
対象災害ハザード	誘導区域の評価	現行計画（R3.6月）との対比																																																											
土砂災害特別警戒区域	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	同																																																											
急傾斜地崩壊危険区域	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	同																																																											
土砂災害警戒区域	L1（計画規模）：リスク回避・リスク低減に区分	同																																																											
砂防指定地	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	改																																																											
洪水浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	改																																																											
家屋倒壊等氾濫想定区域	L2（想定最大規模）：誘導区域から全て除外	新																																																											
高潮浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	新																																																											
津波浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	改																																																											
ため池浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	新																																																											
対象災害ハザード	誘導区域の評価	現行計画（R3.6月）との対比																																																											
土砂災害特別警戒区域	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	同																																																											
急傾斜地崩壊危険区域	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	同																																																											
土砂災害警戒区域	L1（計画規模）：リスク回避・リスク低減に区分	同																																																											
砂防指定地	L1（計画規模）：誘導区域から全て除外	改																																																											
洪水浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	改																																																											
家屋倒壊等氾濫想定区域	L2（想定最大規模）：誘導区域から全て除外	新																																																											
高潮浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	新																																																											
津波浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	改																																																											
ため池浸水想定区域	L2（想定最大規模）：リスク回避・リスク低減に区分	新																																																											

改正前	改正後
	<p>災による被災現況調査結果から、浸水深が2.0m以上となると、建物が全壊となる割合が大幅に増加しています。</p> <p>浸水深が3.0m以上となる洪水・高潮・ため池浸水想定区域及び浸水深が2.0m以上となる津波浸水想定区域は、居住誘導区域内の中心市街地に広く拡がっているため、これらのエリアを居住誘導区域から除外すると、市街地の拡散・空洞化、延いては都市の衰退に繋がることから現実的ではありません。</p> <p>一方、洪水・高潮は気象情報から数日前より事前の避難準備が可能であり、津波も浸水深30cm到達時間が非常に短いエリアを除き、津波の襲来時間が6時間以上と避難時間に多少の猶予があるため、警戒避難体制等を強化することにより、生命を守ることが可能です。</p> <p>このように、住民の生命を守るための対策を強化し、万全を期すことを前提に、浸水深が3.0m以上となる洪水・高潮・ため池浸水想定区域及び浸水深が2.0m以上となる津波浸水想定区域は、居住誘導区域に含めることとします。</p>

改正前	改正後
<p>161ページ</p> <p>(2) 「家屋倒壊等氾濫想定区域」</p> <p>「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、河川の氾濫による水の流出（氾濫流）や河岸が削られること（河岸浸食）によって建物が倒壊する恐れのある地域のことです。本市では、財田川及び柞田川の両岸近傍に設定されています。「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）」においては、地盤流出の発生により、家屋等への対策が不可能であるため、建物が流出、倒壊する恐れがあることから、「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）」は、居住誘導区域から除外（変更）するものとします。</p> <p>なお、居住誘導区域の変更は、地形・地物で区域の再設定を行います。</p> <p>[参考資料1：洪水浸水深と家屋倒壊の関係]</p>  <p>出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)平成27年7月</p> <p>[参考資料2：津波浸水深と家屋倒壊の関係]</p> <p>出典：東日本大震災による被災現況調査結果について(第1次報告)平成23年8月14日</p>	<p>161ページ</p> <p>(2) 「家屋倒壊等氾濫想定区域」</p> <p>「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、河川の氾濫による水の流出（氾濫流）や河岸が削られること（河岸浸食）によって建物が倒壊する恐れのある地域のことです。本市では、財田川及び柞田川の両岸近傍に設定されています。「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）」においては、地盤流出の発生により、家屋等への対策が不可能であるため、建物が流出、倒壊する恐れがあることから、「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）」は、居住誘導区域から除外（変更）するものとします。</p> <p>なお、居住誘導区域の変更は、地形・地物で区域の再設定を行います。</p> <p>[参考資料1：洪水浸水深と家屋倒壊の関係]</p>  <p>出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)平成27年7月</p> <p>[参考資料2：津波浸水深と家屋倒壊の関係]</p> <p>出典：東日本大震災による被災現況調査結果について(第1次報告)平成23年8月14日</p>

改正前	改正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p style="color: red; text-align: center;">162ページ</p> <p style="color: red; text-align: center;">5. 防災指針と具体的な取組、スケジュールの検討</p> <p style="color: red; text-align: center;">災害リスク分析及び住民アンケート等を踏まえ、居住誘導区域・都市機能誘導区域で必要な防災対策・安全確保策の具体的な取組（ハード・ソフト対策）、スケジュールは、以下の通りです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red; margin: 10px 0;">具体的な取組、スケジュール</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害</th> <th rowspan="2">施策</th> <th rowspan="2">主体</th> <th colspan="4">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期 (5年)</th> <th>中期 (10年)</th> <th>長期 (20年)</th> <th>継続 実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td> <td>河川整備(浚渫による流水断面の確保など)</td> <td>県</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>水門等の自動化、遠隔操作化</td> <td>県</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>内水</td> <td>下水道、排水機場の整備</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>防潮堤の耐震補強、嵩上げ</td> <td>県</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>防潮水門の耐震補強</td> <td>県</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波避難場所の追加協定</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>市前避難対象地域※への避難行動の周知・啓発</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>上水道基幹管路、重要な下水道幹線の耐震化</td> <td>企業団・市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>家屋耐震診断・補強の啓発</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>公共建築物や道路・橋梁等の耐震対策</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>ため池監査避難体制の強化による確実な避難の検証・見直し</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>避難所の非常電源整備</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>ハザードマップの作成・更新による災害リスクの周知</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>災害情報の提供手段の多様化(防災行政無線、SNS、ラジオ等)</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>防災教育(防災士資格取得など)・防災コンテンツの拡充、防災出前講座開催数の向上</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>防災訓練の振興</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>避難行動要支援者の個別避難計画策定の促進</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>自主防災組織の活性化</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>地区防災計画策定の促進</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; text-align: center;">※施策において、ハード対策は計画規模(L1)を、ソフト対策は計画規模(L1)および想定最大規模(L2)を対象としています。</p> <p style="color: red; text-align: center;">※事前避難対象地域：「香川県地震・津波被害想定」では、津波による30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域はないものの、地震発生直後に、河川・海岸堤防の崩壊や地盤沈降により、30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域が存在するとされています。津波に限らず、30cm以上の浸水で、人が歩いて避難することが困難となることから、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域を事前避難について検討する対象地域（事前避難対象地域）としています。</p>	災害	施策	主体	実施時期の目標				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	継続 実施	洪水	河川整備(浚渫による流水断面の確保など)	県	→	→	→	→	洪水	水門等の自動化、遠隔操作化	県	→	→	→	→	内水	下水道、排水機場の整備	市	→	→	→	→	高潮	防潮堤の耐震補強、嵩上げ	県	→	→	→	→	高潮	防潮水門の耐震補強	県	→	→	→	→	津波	津波避難場所の追加協定	市	→	→	→	→	津波	市前避難対象地域※への避難行動の周知・啓発	市	→	→	→	→	地震	上水道基幹管路、重要な下水道幹線の耐震化	企業団・市	→	→	→	→	地震	家屋耐震診断・補強の啓発	市	→	→	→	→	地震	公共建築物や道路・橋梁等の耐震対策	市	→	→	→	→	ため池	ため池監査避難体制の強化による確実な避難の検証・見直し	市	→	→	→	→	災害全般	避難所の非常電源整備	市	→	→	→	→	災害全般	ハザードマップの作成・更新による災害リスクの周知	市	→	→	→	→	災害全般	災害情報の提供手段の多様化(防災行政無線、SNS、ラジオ等)	市	→	→	→	→	災害全般	防災教育(防災士資格取得など)・防災コンテンツの拡充、防災出前講座開催数の向上	市	→	→	→	→	災害全般	防災訓練の振興	市	→	→	→	→	災害全般	避難行動要支援者の個別避難計画策定の促進	市	→	→	→	→	災害全般	自主防災組織の活性化	市	→	→	→	→	災害全般	地区防災計画策定の促進	市	→	→	→	→	<p style="color: red; text-align: center;">162ページ</p> <p style="color: red; text-align: center;">5. 防災指針と具体的な取組、スケジュールの検討</p> <p style="color: red; text-align: center;">災害リスク分析及び住民アンケート等を踏まえ、居住誘導区域・都市機能誘導区域で必要な防災対策・安全確保策の具体的な取組（ハード・ソフト対策）、スケジュールは、以下の通りです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red; margin: 10px 0;">具体的な取組、スケジュール</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害</th> <th rowspan="2">施策</th> <th rowspan="2">主体</th> <th colspan="4">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期 (5年)</th> <th>中期 (10年)</th> <th>長期 (20年)</th> <th>継続 実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td> <td>河川整備(浚渫による流水断面の確保など)</td> <td>県</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>水門等の自動化、遠隔操作化</td> <td>県</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>内水</td> <td>下水道、排水機場の整備</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>防潮堤の耐震補強、嵩上げ</td> <td>県</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>防潮水門の耐震補強</td> <td>県</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波避難場所の追加協定</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>市前避難対象地域※への避難行動の周知・啓発</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>上水道基幹管路、重要な下水道幹線の耐震化</td> <td>企業団・市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>家屋耐震診断・補強の啓発</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>公共建築物や道路・橋梁等の耐震対策</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>ため池監査避難体制の強化による確実な避難の検証・見直し</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>避難所の非常電源整備</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>ハザードマップの作成・更新による災害リスクの周知</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>災害情報の提供手段の多様化(防災行政無線、SNS、ラジオ等)</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>防災教育(防災士資格取得など)・防災コンテンツの拡充、防災出前講座開催数の向上</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>防災訓練の振興</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>避難行動要支援者の個別避難計画策定の促進</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>自主防災組織の活性化</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>災害全般</td> <td>地区防災計画策定の促進</td> <td>市</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; text-align: center;">※施策において、ハード対策は計画規模(L1)を、ソフト対策は計画規模(L1)および想定最大規模(L2)を対象としています。</p> <p style="color: red; text-align: center;">※事前避難対象地域：「香川県地震・津波被害想定」では、津波による30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域はないものの、地震発生直後に、河川・海岸堤防の崩壊や地盤沈降により、30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域が存在するとされています。津波に限らず、30cm以上の浸水で、人が歩いて避難することが困難となることから、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域を事前避難について検討する対象地域（事前避難対象地域）としています。</p>	災害	施策	主体	実施時期の目標				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	継続 実施	洪水	河川整備(浚渫による流水断面の確保など)	県	→	→	→	→	洪水	水門等の自動化、遠隔操作化	県	→	→	→	→	内水	下水道、排水機場の整備	市	→	→	→	→	高潮	防潮堤の耐震補強、嵩上げ	県	→	→	→	→	高潮	防潮水門の耐震補強	県	→	→	→	→	津波	津波避難場所の追加協定	市	→	→	→	→	津波	市前避難対象地域※への避難行動の周知・啓発	市	→	→	→	→	地震	上水道基幹管路、重要な下水道幹線の耐震化	企業団・市	→	→	→	→	地震	家屋耐震診断・補強の啓発	市	→	→	→	→	地震	公共建築物や道路・橋梁等の耐震対策	市	→	→	→	→	ため池	ため池監査避難体制の強化による確実な避難の検証・見直し	市	→	→	→	→	災害全般	避難所の非常電源整備	市	→	→	→	→	災害全般	ハザードマップの作成・更新による災害リスクの周知	市	→	→	→	→	災害全般	災害情報の提供手段の多様化(防災行政無線、SNS、ラジオ等)	市	→	→	→	→	災害全般	防災教育(防災士資格取得など)・防災コンテンツの拡充、防災出前講座開催数の向上	市	→	→	→	→	災害全般	防災訓練の振興	市	→	→	→	→	災害全般	避難行動要支援者の個別避難計画策定の促進	市	→	→	→	→	災害全般	自主防災組織の活性化	市	→	→	→	→	災害全般	地区防災計画策定の促進	市	→	→	→	→
災害				施策	主体	実施時期の目標																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)			継続 実施																																																																																																																																																																																																																																																																																											
洪水	河川整備(浚渫による流水断面の確保など)	県	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
洪水	水門等の自動化、遠隔操作化	県	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
内水	下水道、排水機場の整備	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
高潮	防潮堤の耐震補強、嵩上げ	県	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
高潮	防潮水門の耐震補強	県	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
津波	津波避難場所の追加協定	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
津波	市前避難対象地域※への避難行動の周知・啓発	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地震	上水道基幹管路、重要な下水道幹線の耐震化	企業団・市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地震	家屋耐震診断・補強の啓発	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地震	公共建築物や道路・橋梁等の耐震対策	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ため池	ため池監査避難体制の強化による確実な避難の検証・見直し	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	避難所の非常電源整備	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	ハザードマップの作成・更新による災害リスクの周知	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	災害情報の提供手段の多様化(防災行政無線、SNS、ラジオ等)	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	防災教育(防災士資格取得など)・防災コンテンツの拡充、防災出前講座開催数の向上	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	防災訓練の振興	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	避難行動要支援者の個別避難計画策定の促進	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	自主防災組織の活性化	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	地区防災計画策定の促進	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害	施策	主体	実施時期の目標																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	継続 実施																																																																																																																																																																																																																																																																																											
洪水	河川整備(浚渫による流水断面の確保など)	県	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
洪水	水門等の自動化、遠隔操作化	県	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
内水	下水道、排水機場の整備	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
高潮	防潮堤の耐震補強、嵩上げ	県	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
高潮	防潮水門の耐震補強	県	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
津波	津波避難場所の追加協定	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
津波	市前避難対象地域※への避難行動の周知・啓発	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地震	上水道基幹管路、重要な下水道幹線の耐震化	企業団・市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地震	家屋耐震診断・補強の啓発	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地震	公共建築物や道路・橋梁等の耐震対策	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ため池	ため池監査避難体制の強化による確実な避難の検証・見直し	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	避難所の非常電源整備	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	ハザードマップの作成・更新による災害リスクの周知	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	災害情報の提供手段の多様化(防災行政無線、SNS、ラジオ等)	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	防災教育(防災士資格取得など)・防災コンテンツの拡充、防災出前講座開催数の向上	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	防災訓練の振興	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	避難行動要支援者の個別避難計画策定の促進	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	自主防災組織の活性化	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											
災害全般	地区防災計画策定の促進	市	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																																																																											

改正前	改正後																												
	<p style="color: red; text-align: center;">163～164ページ</p> <p style="color: red; text-align: center;">6. 防災指針まとめ</p> <p style="color: red; text-align: center;">6-1 対象とする災害規模</p> <p style="color: red; text-align: center;">防災指針で対象とする災害規模は、県が指定・公表しているハザードの最大規模を対象としています。</p> <p style="color: red; text-align: center;">2011年に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓として、災害対策は、それまでの計画規模(L1：数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する災害)だけでなく、想定される最大規模(L2：数百年から千年に一回程度の頻度で発生する災害)を対象とするようになりました。</p> <p style="color: red; text-align: center;">6-2 災害リスクと課題、その対応(居住誘導区域内)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="background-color: #e0e0e0;">主な災害リスク</th></tr> <tr> <th>災害</th> <th>規模</th> <th>観音寺居住誘導区域</th> <th>豊浜居住誘導区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td> <td>L2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の約1/2に拡がっています。 ○財田川および柞田川に沿って、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)が存在します。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水深0.5～3mのエリアが誘導区域の約1/5に拡がっています。 </td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>L2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水深5m以上のエリアが誘導区域の南西部に拡がっています。 ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の約2/3に拡がっています。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の一部に拡がっています。 </td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>L2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の約1/4(南東部)に拡がっています。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の一部に拡がっています。 </td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>L2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水深2m以上のエリアが誘導区域の約1/5にしています。 ○地震・津波に伴う浸水深30cm到達時間が30分以内のエリアが一部に拡がっています。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水深0.3～1.0mのエリアが誘導区域の一部に拡がっています。 </td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>L2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○震度7が誘導区域の海側に拡がっています。 ○液状化危険度A(かなり高い)のエリアが誘導区域のほぼ全域に拡がっています。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○震度7が誘導区域の約2/3に拡がっています。 ○液状化危険度A(かなり高い)のエリアが誘導区域の一部(西側)に拡がっています。 </td> </tr> </tbody> </table>	主な災害リスク				災害	規模	観音寺居住誘導区域	豊浜居住誘導区域	洪水	L2	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の約1/2に拡がっています。 ○財田川および柞田川に沿って、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)が存在します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深0.5～3mのエリアが誘導区域の約1/5に拡がっています。 	高潮	L2	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深5m以上のエリアが誘導区域の南西部に拡がっています。 ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の約2/3に拡がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の一部に拡がっています。 	ため池	L2	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の約1/4(南東部)に拡がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の一部に拡がっています。 	津波	L2	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深2m以上のエリアが誘導区域の約1/5にしています。 ○地震・津波に伴う浸水深30cm到達時間が30分以内のエリアが一部に拡がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深0.3～1.0mのエリアが誘導区域の一部に拡がっています。 	地震	L2	<ul style="list-style-type: none"> ○震度7が誘導区域の海側に拡がっています。 ○液状化危険度A(かなり高い)のエリアが誘導区域のほぼ全域に拡がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○震度7が誘導区域の約2/3に拡がっています。 ○液状化危険度A(かなり高い)のエリアが誘導区域の一部(西側)に拡がっています。
主な災害リスク																													
災害	規模	観音寺居住誘導区域	豊浜居住誘導区域																										
洪水	L2	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の約1/2に拡がっています。 ○財田川および柞田川に沿って、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)が存在します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深0.5～3mのエリアが誘導区域の約1/5に拡がっています。 																										
高潮	L2	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深5m以上のエリアが誘導区域の南西部に拡がっています。 ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の約2/3に拡がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の一部に拡がっています。 																										
ため池	L2	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の約1/4(南東部)に拡がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深3m以上のエリアが誘導区域の一部に拡がっています。 																										
津波	L2	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深2m以上のエリアが誘導区域の約1/5にしています。 ○地震・津波に伴う浸水深30cm到達時間が30分以内のエリアが一部に拡がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深0.3～1.0mのエリアが誘導区域の一部に拡がっています。 																										
地震	L2	<ul style="list-style-type: none"> ○震度7が誘導区域の海側に拡がっています。 ○液状化危険度A(かなり高い)のエリアが誘導区域のほぼ全域に拡がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○震度7が誘導区域の約2/3に拡がっています。 ○液状化危険度A(かなり高い)のエリアが誘導区域の一部(西側)に拡がっています。 																										

改正前	改正後
	<p>課題とその対応は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水、高潮、ため池の浸水深3m以上および津波浸水深2m以上のエリアは、木造家屋倒壊の恐れがあること、2階建て住居は垂直避難が困難であることから、早期避難が必要です。 ・このエリア内に、多数の避難所、医療機関、輸送確保路線が立地しています。また、避難所空白地も存在します。 ・浸水深0.5m以上のエリアにおいても、1階建て(平屋)住居は垂直避難が困難であることから、早期避難が必要です。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)は、建物基礎が洗われるなど、避難が遅れた場合には非常に危険です。この区域は河川全川に亘るため、その対策は困難です。そのため、災害リスクを回避する必要があります(居住誘導区域からの除外)。 ・地震・津波に伴う浸水深30cm到達時間が30分以内のエリアは、早期避難が困難(地震が発生した後では避難が間に合わない恐れがあります)ですので、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には、事前避難が必要です。 ・南海トラフ地震による震度7およびそれ以下のエリアは、家屋の耐震診断・補強および公共施設の耐震対策が必要です。 ・液状化危険度がA(かなり高い)のエリアにおいて、行政機関、病院等は液状化対策が必要です。 <p>6-3 具体的な取組</p> <p>居住誘導区域における防災・減災対策は、対策費用などの面から、ハード対策は主に計画規模(L1)までを、ソフト対策は計画規模(L1)および想定最大規模(L2)を対象としています。</p> <p>つまり、計画規模(L1)を超える災害リスクは、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、ソフト対策により対応する必要があります。特に、自らの命は自らが守る姿勢(意識)が重要となっており、想定最大規模(L2)の災害リスクに対しても自らの命を子孫に繋げるべく、適切な避難行動が取れるよう、住民一人一人の防災意識の向上を図るソフト対策に取り組むことが重要です。</p>

改正前	改正後
	<p>具体的な取組として、例えば家屋耐震診断・補強や公共施設の耐震対策などハード対策9施策、事前避難対象地域への避難行動の周知・啓発、防災訓練の振興や自主防災組織の活性化などソフト対策10施策について、財政状況も考慮しながら10～20年の中長期または継続実施する予定です。</p>

改正前	改正後
<p>165～166ページ</p> <p>7. 立地適正化計画によるまちづくりと防災指針について</p> <p>■将来のまちづくり</p> <p>人口減少・少子高齢化が進行する現在の状況下においては、これまでに整備された都市基盤を維持・活用し、人口や都市施設が集積した既存の中心市街地を中心に居住誘導区域や都市機能誘導区域等を定め、居住や都市施設を誘導し、区域内における一定規模の人口密度を維持するとともに、都市機能の集積を図り、高齢者を含むすべての人が住みやすく、効率的な都市経営を可能とすることなどにより、持続可能なまちづくりを進めることが必要となります。</p> <p>■都市の中心市街地の現況</p> <p>観音寺市におけるまちの中心部は、災害リスクが想定される瀬戸内海に面し、財田川の河口部に位置しているものの、観音寺駅や観音寺駅から放射線状に配置された道路網、公共下水道などのインフラ施設が整備され、居住誘導区域内の人口密度は27.3人/haと郊外部よりかなり高くなっています。</p> <p>また、市役所などの行政機能や幼稚園から高校までの教育機能等の公共施設及び医療施設等の生活利便施設などが立地し、人口や都市機能が集積しています。</p> <p>さらに、区域内には、観音寺市の歴史や文化を物語る貴重な建築物や施設が立地しています。</p> <p>■防災指針</p> <p>防災指針は、立地適正化計画で定めている人口密度が高く、利便性の高いエリアに都市機能や居住の誘導を図るにあたって、災害リスクに対しどのように安全を確保するかを示す指針です。</p> <p>①中心市街地における主な災害リスクと防災上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の観音寺地区居住誘導区域においては、約1/2が浸水深3m以上の洪水浸水想定区域（想定最大規模）となっており、また、浸水深が0.5m（避難が 	

改正前	改正後
	<p>困難となり孤立する可能性のある水深)以上継続する洪水浸水継続時間についても長い(12~24時間)エリアが存在し、一部では特に長い(48~72時間)エリアが存在します。さらに、津波浸水想定区域は、浸水深2m以上のエリアが、居住誘導区域内の約1/5に及んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア内には多数の避難所、医療機関、輸送確保路線が立地するとともに垂直避難が困難な平屋住宅が数多く分布しています。一方で避難所空白地(避難所から500m圏外)が一部の区域で存在しており、災害リスクへの対策が必要です。 <p>②自然災害に対するリスクマネジメントの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される防災上の課題に対し、大きく2つの方向性で取り組みます。 <p>方向性①リスクの回避：防災対策によって被害の軽減、抑制を図ることが困難なためリスクを回避します。</p> <p>方向性②リスクの低減：被害を受け入れつつ、人命や物的被害を可能な限り軽減・抑制するため、ハード・ソフト面からリスクの低減を図ります。</p> <p>③災害リスクに対する取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する安全性確保に向けた取組を着実に進め、災害に強いまちづくりを実現するため、防災まちづくりの取組方針に基づき、具体的な取組及び実施時期の目標を位置づけ、ハード・ソフト両面から官民一体となって更なる災害に強いまちづくりに取り組みます。 <p>■誘導区域における安全の確保</p> <p>防災指針の策定結果により、浸水深3m以上の洪水浸水想定区域が誘導区域の約1/2を占めるなどの災害リスクはあるものの、誘導区域から原則除外することとされている災害レッドゾーン※は存在しないことから、観音寺市の都市の成立ちや現況を踏まえ、既成市街地を中心とする現在の居住誘導区域を継続し、(家屋倒壊等氾濫想定区域は除く)居住誘導区域への誘導を図ることとします。</p>

改正前	改正後
	<p>誘導区域における安全の確保については、L1規模(比較的発生頻度の高い計画規模)の災害を想定した海岸堤防等の施設整備によるハード対策等を促進しつつ、防災指針においては、災害の規模としてL2(想定最大規模)を対象としていることから、まずは命を守ることを優先し、迅速な避難を行うことを前提としたソフト対策に取り組むなど、防災対策を進めます。</p> <p>※災害レッドゾーン・災害危険区域（崖崩れ、出水等）・土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域等</p>

改正前				改正後			
132ページ				167～168ページ			
第7章 計画の評価と進行管理				第8章 計画の評価と進行管理			
1-1 都市機能誘導に関する評価				1-1 都市機能誘導に関する評価			
評価指標	実績値	目標値		評価指標	実績値	目標値	
	令和2年 (2020)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)		令和2年 (2020)	令和6年 (2024)	令和12年 (2030)
都市機能誘導区域内に不足する都市機能の誘致状況 (%)	—	40%	100%	都市機能誘導区域内に不足する都市機能の誘致状況 (%)	—	40%	60%
評価指標の考え方				評価指標の考え方			
一定の都市機能が集約し、公共交通の利便性が高い都市機能誘導区域において、誘導施設と人口の誘導・集積による効率的で利便性の高いサービスの提供により、市民生活の快適性や都市の持続可能性を確保することを検証するため、「都市機能誘導区域内に不足する都市機能の誘致状況」を評価指標とします。				一定の都市機能が集約し、公共交通の利便性が高い都市機能誘導区域において、誘導施設と人口の誘導・集積による効率的で利便性の高いサービスの提供により、市民生活の快適性や都市の持続可能性を確保することを検証するため、「都市機能誘導区域内に不足する都市機能の誘致状況」を評価指標とします。			
評価・算出方法				評価・算出方法			
令和2（2020）年現在の都市機能誘導施設の立地を踏まえ、近隣圏にあって誘導区域内の都市機能を補完する施設や、近隣圏にも立地しておらず誘導による充足を要する施設の必要数を抽出し、各施策・事業により誘導区域内に新たに誘導した施設より算出します。				令和2（2020）年現在の都市機能誘導施設の立地を踏まえ、近隣圏にあって誘導区域内の都市機能を補完する施設や、近隣圏にも立地しておらず誘導による充足を要する施設の必要数を抽出し、各施策・事業により誘導区域内に新たに誘導した施設より算出します。			

改正前				改正後																											
1-2 居住誘導に関する評価				1-2 居住誘導に関する評価																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価指標</th> <th colspan="2">実績値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年 (2015)</th> <th>令和 12 年 (2030)</th> <th>令和 22 年 (2040)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住誘導区域内人口の総人口に占める割合</td><td>20.4%</td><td>21.9%</td><td>22.9%</td></tr> </tbody> </table>				評価指標	実績値		目標値	平成 27 年 (2015)	令和 12 年 (2030)	令和 22 年 (2040)	居住誘導区域内人口の総人口に占める割合	20.4%	21.9%	22.9%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価指標</th> <th colspan="2">実績値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年 (2015)</th> <th>令和 2 年 (2020)</th> <th>令和 12 年 (2030)</th> <th>令和 22 年 (2040)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住誘導区域内人口の総人口に占める割合</td><td>20.4%</td><td>20.1%</td><td>21.9%</td><td>22.9%</td></tr> </tbody> </table>				評価指標	実績値		目標値	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 12 年 (2030)	令和 22 年 (2040)	居住誘導区域内人口の総人口に占める割合	20.4%	20.1%	21.9%	22.9%
評価指標	実績値		目標値																												
	平成 27 年 (2015)	令和 12 年 (2030)	令和 22 年 (2040)																												
居住誘導区域内人口の総人口に占める割合	20.4%	21.9%	22.9%																												
評価指標	実績値		目標値																												
	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 12 年 (2030)	令和 22 年 (2040)																											
居住誘導区域内人口の総人口に占める割合	20.4%	20.1%	21.9%	22.9%																											
居住誘導区域の人口密度	観音寺	29.1 人/ha	26.1 人/ha	23.2 人/ha	観音寺	29.1 人/ha	27.3 人/ha	26.1 人/ha	23.2 人/ha																						
	豊浜	19.6 人/ha	15.7 人/ha	13.7 人/ha	豊浜	19.6 人/ha	19.6 人/ha	15.7 人/ha	13.7 人/ha																						
評価指標の考え方 <p>都市機能を集約し、主に公共交通を利用して歩いて暮らせる居住誘導区域において、快適な居住環境形成や人口の誘導・集積等により市民生活の利便性や都市の持続可能性を確保することを検証するため、「居住誘導区域内人口の総人口に占める割合」及び「居住誘導区域の人口密度」を評価指標とします。</p>				評価指標の考え方 <p>都市機能を集約し、主に公共交通を利用して歩いて暮らせる居住誘導区域において、快適な居住環境形成や人口の誘導・集積等により市民生活の利便性や都市の持続可能性を確保することを検証するため、「居住誘導区域内人口の総人口に占める割合」及び「居住誘導区域の人口密度」を評価指標とします。</p>																											
評価・算出方法 <p>国勢調査の結果に基づき、居住誘導区域内の人口を抽出し算出します。</p>				評価・算出方法 <p>国勢調査の結果に基づき、居住誘導区域内の人口を抽出し算出します。</p>																											
1-3 公共交通に関する評価				1-3 公共交通に関する評価																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価指標</th> <th colspan="2">実績値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年 (2018)</th> <th>令和 12 年 (2030)</th> <th>令和 22 年 (2040)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>のりあいバスの 1 日平均利用者数 (市内 5 路線の合計。伊吹線を除く。)</td><td>215 人/日</td><td>242 人/日</td><td>230 人/日</td></tr> </tbody> </table>				評価指標	実績値		目標値	平成 30 年 (2018)	令和 12 年 (2030)	令和 22 年 (2040)	のりあいバスの 1 日平均利用者数 (市内 5 路線の合計。伊吹線を除く。)	215 人/日	242 人/日	230 人/日	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価指標</th> <th colspan="2">実績値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年 (2018)</th> <th>令和 6 年 (2024)</th> <th>令和 12 年 (2030)</th> <th>令和 22 年 (2040)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>のりあいバスの 1 日平均利用者数 (市内 5 路線の合計。伊吹線を除く。)</td><td>215 人/日</td><td>163 人/日</td><td>242 人/日</td><td>230 人/日</td></tr> </tbody> </table>				評価指標	実績値		目標値	平成 30 年 (2018)	令和 6 年 (2024)	令和 12 年 (2030)	令和 22 年 (2040)	のりあいバスの 1 日平均利用者数 (市内 5 路線の合計。伊吹線を除く。)	215 人/日	163 人/日	242 人/日	230 人/日
評価指標	実績値		目標値																												
	平成 30 年 (2018)	令和 12 年 (2030)	令和 22 年 (2040)																												
のりあいバスの 1 日平均利用者数 (市内 5 路線の合計。伊吹線を除く。)	215 人/日	242 人/日	230 人/日																												
評価指標	実績値		目標値																												
	平成 30 年 (2018)	令和 6 年 (2024)	令和 12 年 (2030)	令和 22 年 (2040)																											
のりあいバスの 1 日平均利用者数 (市内 5 路線の合計。伊吹線を除く。)	215 人/日	163 人/日	242 人/日	230 人/日																											
評価指標の考え方 <p>本計画の推進により、公共交通の利便性の向上、周辺地域からアクセスしやすい拠点の形成、都市機能の誘導等による歩いて暮らせる都市構造が構築され、将来にわたり誰もが円滑に移動できる快適で持続可能な公共交通ネットワークを形成していることを検証するため、のりあいバスの 1 日平均利用者数を評価指標とします。</p>				評価指標の考え方 <p>本計画の推進により、公共交通の利便性の向上、周辺地域からアクセスしやすい拠点の形成、都市機能の誘導等による歩いて暮らせる都市構造が構築され、将来にわたり誰もが円滑に移動できる快適で持続可能な公共交通ネットワークを形成していることを検証するため、のりあいバスの 1 日平均利用者数を評価指標とします。</p>																											
評価・算出方法 <p>市統計データから確認します。</p>				評価・算出方法 <p>市統計データから確認します。</p> <p>※のりあいバスから新たな移動手段に変わった場合、新たな移動手段の 1 日平均利用者数を含めて、「のりあいバスの 1 日平均利用者数」を算出します。</p>																											

改正前				改正後																																			
136ページ 第8章 立地適正化計画に関する施策・事業 1. 本市の都市機能誘導に関する施策・事業				171～172ページ 第9章 立地適正化計画に関する施策・事業 1. 本市の都市機能誘導に関する施策・事業																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>主管課</th><th>事業内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業誘致推進事業</td><td>商工観光課、 総務課</td><td>県と企業情報を共有し 積極的な連携を行い、 市内への企業誘致を推 進することにより、雇 用拡大を図る。</td><td>誘導区域内で誘導 対象となる都市機 能を整備する事業 者を含め、支援す ることで立地を促 進する。</td></tr> <tr> <td>放課後児童健全 育成事業</td><td>子育て支援課</td><td>留守家庭の児童に対し て、放課後に適切な遊 びや生活の場を提供 し、児童の健全育成を 図るため、放課後児童 クラブを開設する。</td><td>都市機能誘導区域 内の誘導施設の立 地を促進する。</td></tr> <tr> <td>商店街等活性化 促進事業</td><td>商工観光課</td><td>にぎわいの創出や商店 街の活性化を促進する ため、活性化事業を行 う商店街振興組合に対 して補助を行う。</td><td>都市機能誘導区域 内の商店街の振興 を通じて、誘導施 設の立地を促進す る。</td></tr> </tbody> </table>				事業名	主管課	事業内容	備考	企業誘致推進事業	商工観光課、 総務課	県と企業情報を共有し 積極的な連携を行い、 市内への企業誘致を推 進することにより、雇 用拡大を図る。	誘導区域内で誘導 対象となる都市機 能を整備する事業 者を含め、支援す ることで立地を促 進する。	放課後児童健全 育成事業	子育て支援課	留守家庭の児童に対し て、放課後に適切な遊 びや生活の場を提供 し、児童の健全育成を 図るため、放課後児童 クラブを開設する。	都市機能誘導区域 内の誘導施設の立 地を促進する。	商店街等活性化 促進事業	商工観光課	にぎわいの創出や商店 街の活性化を促進する ため、活性化事業を行 う商店街振興組合に対 して補助を行う。	都市機能誘導区域 内の商店街の振興 を通じて、誘導施 設の立地を促進す る。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>主管課</th><th>事業内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定用途制限地 域の設定検討</td><td>都市整備課</td><td>用途地域が定められて いない都市計画区域に おいて、特定の建築物 用途を制限する地域を 設定する。</td><td>誘導区域外の都市 機能立地を抑制す る。</td></tr> <tr> <td>企業誘致推進事 業</td><td>商工観光課</td><td>県と企業情報を共有し 積極的な連携を行い、 市内への企業誘致を推 進することにより、雇 用拡大を図る。</td><td>誘導区域内で誘導 対象となる都市機 能を整備する事業 者を含め、支援す ることで立地を促 進する。</td></tr> <tr> <td>商店街等活性化 促進事業</td><td>商工観光課</td><td>にぎわいの創出や商店 街の活性化を促進する ため、活性化事業を行 う商店街振興組合に対 して補助を行う。</td><td>都市機能誘導区域 内の商店街の振興 を通じて、誘導施 設の立地を促進す る。</td></tr> </tbody> </table>				事業名	主管課	事業内容	備考	特定用途制限地 域の設定検討	都市整備課	用途地域が定められて いない都市計画区域に おいて、特定の建築物 用途を制限する地域を 設定する。	誘導区域外の都市 機能立地を抑制す る。	企業誘致推進事 業	商工観光課	県と企業情報を共有し 積極的な連携を行い、 市内への企業誘致を推 進することにより、雇 用拡大を図る。	誘導区域内で誘導 対象となる都市機 能を整備する事業 者を含め、支援す ることで立地を促 進する。	商店街等活性化 促進事業	商工観光課	にぎわいの創出や商店 街の活性化を促進する ため、活性化事業を行 う商店街振興組合に対 して補助を行う。	都市機能誘導区域 内の商店街の振興 を通じて、誘導施 設の立地を促進す る。
事業名	主管課	事業内容	備考																																				
企業誘致推進事業	商工観光課、 総務課	県と企業情報を共有し 積極的な連携を行い、 市内への企業誘致を推 進することにより、雇 用拡大を図る。	誘導区域内で誘導 対象となる都市機 能を整備する事業 者を含め、支援す ることで立地を促 進する。																																				
放課後児童健全 育成事業	子育て支援課	留守家庭の児童に対し て、放課後に適切な遊 びや生活の場を提供 し、児童の健全育成を 図るため、放課後児童 クラブを開設する。	都市機能誘導区域 内の誘導施設の立 地を促進する。																																				
商店街等活性化 促進事業	商工観光課	にぎわいの創出や商店 街の活性化を促進する ため、活性化事業を行 う商店街振興組合に対 して補助を行う。	都市機能誘導区域 内の商店街の振興 を通じて、誘導施 設の立地を促進す る。																																				
事業名	主管課	事業内容	備考																																				
特定用途制限地 域の設定検討	都市整備課	用途地域が定められて いない都市計画区域に おいて、特定の建築物 用途を制限する地域を 設定する。	誘導区域外の都市 機能立地を抑制す る。																																				
企業誘致推進事 業	商工観光課	県と企業情報を共有し 積極的な連携を行い、 市内への企業誘致を推 進することにより、雇 用拡大を図る。	誘導区域内で誘導 対象となる都市機 能を整備する事業 者を含め、支援す ることで立地を促 進する。																																				
商店街等活性化 促進事業	商工観光課	にぎわいの創出や商店 街の活性化を促進する ため、活性化事業を行 う商店街振興組合に対 して補助を行う。	都市機能誘導区域 内の商店街の振興 を通じて、誘導施 設の立地を促進す る。																																				

改正前				改正後			
事業名	主管課	事業内容	備考	事業名	主管課	事業内容	備考
				観音寺市公共施設等総合管理計画	総務課	公共施設の再編等にあたっては、施設の用途に応じて誘導区域内への立地を検討し、再編等によって生み出された空き地や空き施設の有効活用を検討する。	施設の用途に応じて誘導区域内への立地を検討する。
空き店舗等活用事業	商工観光課	中心市街地における空き店舗等を改装し、店舗や事務所として開設する事業者に補助を実施し、にぎわいの創出を図る。	都市機能誘導区域内の空き店舗等を活用し、誘導施設の立地を促進する。	空き店舗等活用事業	商工観光課	中心市街地における空き店舗等を改装し、店舗や事務所として開設する事業者に補助を実施し、にぎわいの創出を図る。	都市機能誘導区域内の空き店舗等を活用し、誘導施設の立地を促進する。
中小企業振興事業	商工観光課	地域経済の活性化及び持続的発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的として、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進する。具体的には、雇用対策や企業支援を推進するために地元企業と就労希望者を結びつけるための説明会を開催する。	中小企業振興の対象として、誘導区域内で誘導対象となる都市機能を整備する事業者を含め、支援することで立地を促進する。	中小企業振興事業	商工観光課	地域経済の活性化及び持続的発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的として、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進する。具体的には、雇用対策や企業支援を推進するために地元企業と就労希望者を結びつけるための説明会を開催する。	中小企業振興の対象として、誘導区域内で誘導対象となる都市機能を整備する事業者を含め、支援することで立地を促進する。

改正前				改正後			
事業名	主管課	事業内容	備考	事業名	主管課	事業内容	備考
				観音寺駅を中心としたまちづくりプロジェクト	プロジェクト推進課	観音寺駅が市の中心拠点としてふさわしい玄関口となり、まちの再発展の起点になることをめざすため、駅舎や駅北側及び南側を含めたまちの活性化施策を行う。	駅周辺のまちづくり施策を推進し、誘導施設の立地を促進する。
				観音寺駅コワーキングスペース（COCO-BE N／観音寺）	都市整備課	観音寺駅舎内に自習室やコワーキングスペースとして利用できるWi-Fi環境を備えた多目的室を整備し、利用を促進する。	観音寺駅の利便性を向上させ、誘導施設の立地を促進する。
空き家活用促進事業	ふるさと活力創生課	空き家バンク制度により賃貸や売買の希望者をマッチングすることで空き家の活用を図るとともに、移住定住を促進する。また、空き家バンクの利用促進を後押しするために、空き家リフォームの補助を実施する。	空き家バンク制度の活用により、誘導施設の立地を促進する。				

改正前				改正後			
137～138ページ				173～175ページ			
2. 本市の居住誘導に関する施策・事業				2. 本市の居住誘導に関する施策・事業			
事業名	主管課	事業内容	備考	事業名	主管課	事業内容	備考
移住定住促進事業	ふるさと活力創生課	人口減少に歯止めをかけるため、市内への移住定住を促進する取組（移住フェアへの出展、家賃補助等）を行う。	誘導区域内における支援の強化を検討することで、居住誘導を促進する。	移住定住促進事業	ふるさと活力創生課	人口減少に歯止めをかけるため、市内への移住定住を促進する取組（移住フェアへの出展等）を行う。	誘導区域内における支援の強化を検討することで、居住誘導を促進する。
東京圏UJIターン移住支援事業	ふるさと活力創生課	東京圏から東京圏以外への地域へのUJIターンを支援することにより、東京一極集中を是正し、地域の起業・就業の促進及び中小企業等の人材の確保を図る。		東京圏UJIターン移住支援事業	ふるさと活力創生課	東京圏から東京圏以外への地域へのUJIターンを支援することにより、東京一極集中を是正し、地域の起業・就業の促進及び中小企業等の人材の確保を図る。	
空家等対策事業	地域支援課	空家等の所有者による適正な管理を促進し、住民の生活環境を保全する。また、老朽危険空き家の対策として除却の支援等を行う。	誘導区域内における、良好な居住環境を保全することにより、居住誘導を促進する。	空家等対策事業	地域支援課	空家等の所有者による適正な管理を促進し、住民の生活環境を保全する。また、老朽危険空き家の対策として除却の支援等を行う。	誘導区域内における、良好な居住環境を保全することにより、居住誘導を促進する。
				空き家活用促進事業	ふるさと活力創生課	空き家バンク制度により売買や賃貸の希望者をマッチングすることで空き家の活用を図るとともに、移住定住を促進する。また、空き家バンクの利用促進を後押しするために、空き家リフォームの補助を実施する。	空き家バンク制度の活用により、居住誘導を促進する。

改正前				改正後			
事業名	主管課	事業内容	備考	事業名	主管課	事業内容	備考
中央七間橋線 改築事業	都市整備課	中心市街地における交流基盤の利便性を向上させることで、文化、芸術活動等の交流機能と吸引力の向上を図るために、都市計画道路中央七間橋線（七間橋工区）を整備する。	誘導区域内における幹線道路等の重点的な整備により、円滑な交通と良好な都市空間の確保により、居住誘導を促進する。				
県営公共事業 (街路)	都市整備課	都市計画道路（街路）中央村黒線及び栄町七間橋線を整備する。（県営事業負担金）	誘導区域内における幹線道路等の重点的な整備により、円滑な交通と良好な都市空間の確保により、居住誘導を促進する。	県営公共事業 (街路)	都市整備課	栄町七間橋線を整備する。（県営事業負担金）	誘導区域内における幹線道路等の重点的な整備により、円滑な交通と良好な都市空間の確保により、居住誘導を促進する。
地方創生道整備推進交付金事業	建設課	観音寺港の埋立整備の完了に伴い、周辺道路の整備を行い、地域再生を図る。	誘導区域内における歩道等の都市基盤の重点的な整備により、安全で快適な生活環境を保全し、居住誘導を促進する。				

改正前				改正後			
事業名	主管課	事業内容	備考	事業名	主管課	事業内容	備考
道路改築事業 (社会資本)	建設課	社会资本総合整備計画に基づき、歩行者の安全、交通の円滑化、市民生活を形成する経済活動を支える道づくりとして道路整備の推進を図る。 (観音寺大野原線、栗屋堂之岡線、国道小学校線外1線、下木屋豆塚線、栗井駅南線、庁舎西線)	誘導区域内における歩道等の都市基盤の重点的な整備により、安全で快適な生活環境を保全し、居住誘導を促進する。	道路改築事業 (社会資本)	建設課	社会资本総合整備計画に基づき、歩行者の安全、交通の円滑化、市民生活を形成する経済活動を支える道づくりとして道路整備の推進を図る。	誘導区域内における歩道等の都市基盤の重点的な整備により、安全で快適な生活環境を保全し、居住誘導を促進する。
交通安全施設整備事業	建設課	自治会や学校関係等の意見、要望を踏まえ警察署と協議し、交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、区画線等）を整備する。	誘導区域内における交通安全施設の重点的な整備により、安全な生活環境を形成し、居住誘導を促進する。	交通安全施設整備事業	建設課	自治会や学校関係等の意見、要望を踏まえ警察署と協議し、交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、区画線等）を整備する。	誘導区域内における交通安全施設の重点的な整備により、安全な生活環境を形成し、居住誘導を促進する。
のりあいバス運行事業	地域支援課	市内における公共交通の利便性の向上、市民福祉の増進を目的にバスを運行する。また、バス車両の計画的な更新を行う。	利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進することで、居住誘導を促進する。	のりあいバス運行事業	地域支援課	市内における公共交通の利便性の向上、市民福祉の増進を目的にバスを運行する。また、バス車両の計画的な更新を行う。	利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進することで、居住誘導を促進する。
				新たな移動手段の導入	地域支援課	各地域の人口分布やニーズ、地理的要件に応じて、既存バス停等から離れている人も利用しやすく、運行の効率向上が望める新たな移動手段を検討する。	利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進することで、居住誘導を促進する。

改正前				改正後			
事業名	主管課	事業内容	備考	事業名	主管課	事業内容	備考
				モビリティマネジメントの実施	地域支援課	市内の学校に通う児童・生徒、市役所職員等を対象に、公共交通を利用した通学・通勤に向けてモビリティマネジメントを行う。	公共交通の利用を促し、居住誘導を促進する。
総合防災マップ作成事業	危機管理課	最新の浸水想定区域や新たに運用が始まった警戒レベル等を盛り込んだハザードマップを作成し、全戸配布を行う。	災害に強いまちづくりに向け、ハザードマップを作成し、必要な情報を示したうえで適切な居住誘導を図る。	総合防災マップ作成事業	危機管理課	最新の浸水想定区域や新たに運用が始まった警戒レベル等を盛り込んだハザードマップを作成し、全戸配布を行う。	災害に強いまちづくりに向け、ハザードマップを作成し、必要な情報を示したうえで適切な居住誘導を図る。
				観音寺市感震ブレーカー設置促進事業	危機管理課	電気を原因とする地震火災の防止や被害低減のため、感震ブレーカーの普及を促進する。	災害に強いまちづくりに向け、感震ブレーカーの普及を促進し、適切な居住誘導を図る。
				観音寺市地域避難施設認定制度	危機管理課	市長が指定する避難所とは別に、市民が自主的に開設し、運営する避難施設を地域避難施設として認定し、この地域避難施設に対する支援を行うことにより災害が発生した場合は発生するおそれがある場合に、市民が自主的に避難する場所を確保する。	災害に強いまちづくりに向け、運営する避難施設を地域避難施設として認定し、適切な居住誘導を図る。

改正前				改正後			
事業名	主管課	事業内容	備考	事業名	主管課	事業内容	備考
公共下水道事業（補助）	下水道課	老朽化が進行しているポンプ場や下水浄化センターについて、長寿命化計画や耐震化計画、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設や設備を更新する。	誘導区域内における下水道事業や排水施設の 重点 的な整備により、快適で安全な生活環境を形成し、居住誘導を促進する。	公共下水道事業（補助）	下水道課	老朽化が進行しているポンプ場や下水浄化センターについて、長寿命化計画や耐震化計画、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設や設備を更新する。	誘導区域内における下水道事業や排水施設の 計画 的な整備により、快適で安全な生活環境を形成し、居住誘導を促進する。
				立地適正化計画における届出制度の運用	都市整備課	居住誘導区域外の住宅開発等の動向を把握しながら、居住誘導を緩やかに図るための届出や事前相談に際しての各種支援策等の情報提供を行うとともに、大規模な集合住宅や住宅開発等への誘導促進等を検討する。	届け出制度の実施による、居住誘導を促進する。